

令和5年6月定例会

# 熊本県議会会議録

令和5年6月6日 開会  
令和5年6月26日 閉会

熊本県議会







## 令和5年6月定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考	
6・6	火	本 会 議	開会宣告 会期決定 議案上程 知事説明		
7	水	休 会	議案調査  (県の休日)		
8	木				
9	金				
10	土				
11	日				
12	月	本 会 議	自民 立民連 公明 (藤川) (西) (城下)	請願締切 17:00 意見書等締切 17:00	
13	火		一般質問 自民 自民 自民 (南部) (末松) (中村)		
14	水		自民 自民 (高島) (橋口)		
15	木		自民 自民 (坂梨) (高野) 議案等に対する質疑 委員会付託		
16	金	休 会	議案調査		
17	土		(県の休日)		
18	日				
19	月			特別委員会	
20	火		常任委員会		総務・厚生・教警
21	水				経環・農水・建設
22	木				
23	金		議事整理		
24	土		(県の休日)		
25	日				
26	月	本 会 議	委員長報告 質疑 討論 議決 閉会宣告		

会期 21日間



## 目 次

<b>第1号(6月6日)</b>	事務局職員出席者	12
議事日程 第1号	開 議	12
本日の会議に付した事件	議席の一部変更の件	12
出席議員氏名	日程第1 一般質問	12
欠席議員氏名	藤川隆夫君質問	12
説明のため出席した者の職氏名	・ t s m c 進出による効果と課題について	
事務局職員出席者	・ t s m c 進出を契機とした台湾との交流促進について	
開会 開議	知事蒲島郁夫君答弁	13
前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達	藤川隆夫君質問	14
永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈	・ t s m c 周辺農地の転用に係る農業者への支援について	
日程第1 会議録署名議員の指名	知事蒲島郁夫君答弁	15
日程第2 会期決定の件	藤川隆夫君質問	15
日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第20号まで)	・ 半導体関連企業の受入れ環境の整備について	
日程第4 知事の提案理由説明	知事蒲島郁夫君答弁	16
日程第5 人事委員会の意見(第3号及び第4号)	藤川隆夫君質問	17
日程第6 常任委員辞任の件	・ ワンヘルスの推進と獣医師の確保について	
日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任の件	知事蒲島郁夫君答弁	19
休 憩	藤川隆夫君質問	19
開 議	・ 熊本地震からの創造的復興と課題について	
日程第8 休会の件	土木部長亀崎直隆君答弁	21
日程通告 散会	商工労働部長三輪孝之君答弁	22
<b>第2号(6月12日)</b>	藤川隆夫君質問	22
議事日程 第2号	・ ポストコロナの対応について	
本日の会議に付した事件	・ コロナ感染症5類変更後の医療提供体制について	
出席議員氏名	・ ワクチン接種について	
欠席議員氏名		
説明のため出席した者の職氏名		

健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	24	・ 防災センターと震災遺構等を活用 した防災教育	
藤川隆夫君質問 ……………	25	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	41
・ 子供医療費助成拡充後の取組状況に ついて		教育長白石伸一君答弁 ……………	41
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	26	城下広作君質問 ……………	42
藤川隆夫君質問——終了 ……………	26	・ 緊急速報Jアラートへの対応につい て	
休 憩 ……………	27	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	43
開 議 ……………	27	城下広作君質問 ……………	44
西聖一君質問 ……………	27	・ T S M C 進出関連について	
・ 女性が輝く社会について		・ 県内就労状況と人材流出	
知事蒲島郁夫君答弁 ……………	28	・ 道路整備と用地買収時の懸念	
西聖一君質問 ……………	29	・ 地下水保全の企業負担の在り方	
・ 県職員の働き方改革の取組について		商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	46
総務部長平井宏英君答弁 ……………	30	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	46
西聖一君質問 ……………	31	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	47
・ 牛乳の生産安定と消費拡大対策につ いて		城下広作君質問 ……………	48
農林水産部長千田真寿君答弁 ……………	32	・ 生成人工知能、A I の活用について	
西聖一君質問 ……………	33	・ 知事部局での対応	
・ 阿蘇くまもと空港の利用について		・ 教育庁での対応	
企画振興部長高橋太朗君答弁 ……………	34	・ 警察本部での対応	
西聖一君質問 ……………	35	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	49
・ マンガ県くまもとの取組について		教育長白石伸一君答弁 ……………	50
観光戦略部長原山明博君答弁 ……………	36	警察本部長宮内彰久君答弁 ……………	50
西聖一君質問 ……………	37	城下広作君質問 ……………	50
・ 八代児童相談所管内への一時保護所 の設置について		・ 中小企業の諸問題について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	38	・ 融資の返済状況とその後の支援	
西聖一君質問——終了 ……………	39	・ 賃金の格差	
休 憩 ……………	39	商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	52
開 議 ……………	39	城下広作君質問 ……………	53
城下広作君質問 ……………	40	・ 夜間中学開設について	
・ 熊本地震について		・ 入学予定者の確保	
・ 7年間の総括		・ 教職員の体制	
・ 祈念碑の周知		教育長白石伸一君答弁 ……………	53
		城下広作君質問——終了 ……………	54



日程通告 散会	54	開 議	68
<b>第3号(6月13日)</b>		末松直洋君質問	68
議事日程 第3号	55	・本県農業の持続的な発展について	
本日の会議に付した事件	55	・持続可能な農業について	
出席議員氏名	55	知事蒲島郁夫君答弁	69
欠席議員氏名	55	末松直洋君質問	70
説明のため出席した者の職氏名	55	・酪農家における飼料確保について	
事務局職員出席者	56	農林水産部長千田真寿君答弁	71
開 議	56	末松直洋君質問	72
日程第1 一般質問	56	・TSMCの県内全域への波及効果に ついて	
南部隼平君質問	56	商工労働部長三輪孝之君答弁	73
・スポーツの有する価値を高める県の 取組について		末松直洋君質問	74
知事蒲島郁夫君答弁	57	・中学校における休日運動部活動の取 組について	
南部隼平君質問	58	教育長白石伸一君答弁	75
・県民総合運動公園へのアクセス改善 対策について		末松直洋君質問	75
企画振興部長高橋太朗君答弁	59	・子ども図書館の開館に向けた取組状 況について	
南部隼平君質問	60	教育長白石伸一君答弁	76
・少子化対策に向けた結婚支援につい て		末松直洋君質問	77
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	62	・児童家庭支援センターについて	
南部隼平君質問	62	健康福祉部長沼川敦彦君答弁	78
・非認知能力を伸ばす幼児教育につい て		末松直洋君質問	79
教育長白石伸一君答弁	64	・伝統工芸の継承に対する支援につい て	
南部隼平君質問	65	観光戦略部長原山明博君答弁	80
・新規就農者確保の取組について		末松直洋君質問——終了	80
農林水産部長千田真寿君答弁	66	休 憩	81
南部隼平君質問	66	開 議	81
・TSMC進出に伴う熊本市東部地区 の道路整備について		中村亮彦君質問	81
土木部長亀崎直隆君答弁	67	・セミコンテクノパーク周辺の渋滞対 策について	
南部隼平君質問——終了	68	・道路整備について	
休 憩	68	・ソフト対策について	

土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	82	・都市近郊における地域計画と稼げる農業について	
企画振興部長高橋太朗君答弁 ……………	83	農林水産部長千田真寿君答弁 ……………	102
中村亮彦君質問 ……………	83	高島和男君質問 ……………	103
・有機フッ素化合物による地下水汚染への対応について		・これからの保育所について	
知事蒲島郁夫君答弁 ……………	85	健康福祉部長沼川敦彦君答弁 ……………	104
中村亮彦君質問 ……………	86	高島和男君質問 ……………	105
・半導体産業の活性化と産業振興について		・教育委員会の責任と教師不足への対応について	
商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	87	教育長白石伸一君答弁 ……………	106
中村亮彦君質問 ……………	88	高島和男君質問——終了 ……………	107
・阿蘇くまもと空港の国際線について		休憩 ……………	107
企画振興部長高橋太朗君答弁 ……………	90	開議 ……………	107
中村亮彦君質問 ……………	90	橋口海平君質問 ……………	107
・肥料の安定供給への対策について		・人口減少社会について	
農林水産部長千田真寿君答弁 ……………	92	・人口減少社会の認識について	
中村亮彦君質問——終了 ……………	92	・労働力確保について	
日程通告 散会 ……………	93	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	109
<b>第4号(6月14日)</b>		商工労働部長三輪孝之君答弁 ……………	109
議事日程 第4号 ……………	95	橋口海平君質問 ……………	110
本日の会議に付した事件 ……………	95	・建設産業の働き方改革について	
出席議員氏名 ……………	95	土木部長亀崎直隆君答弁 ……………	111
欠席議員氏名 ……………	95	橋口海平君質問 ……………	112
説明のため出席した者の職氏名 ……………	95	・2023年3つの国際スポーツ大会について	
事務局職員出席者 ……………	96	知事蒲島郁夫君答弁 ……………	113
開議 ……………	96	橋口海平君質問 ……………	114
日程第1 一般質問 ……………	96	・熊本県におけるDX推進の成果と今後の取組について	
高島和男君質問 ……………	96	理事小金丸健君答弁 ……………	115
・TSMC進出における県の役割について		橋口海平君質問 ……………	116
知事蒲島郁夫君答弁 ……………	97	・消費者行政の推進について	
高島和男君質問 ……………	98	環境生活部長小原雅之君答弁 ……………	117
・熊本の公共交通再構築について		橋口海平君質問 ……………	118
企画振興部長高橋太朗君答弁 ……………	100	・家庭でのゼロカーボンの取組について	
高島和男君質問 ……………	100		

て	
環境生活部長小原雅之君答弁	118
橋口海平君質問——終了	119
・NTT西日本桜町ビルの今後について(要望)	
日程通告 散会	120
<b>第5号(6月15日)</b>	
議事日程 第5号	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員氏名	121
欠席議員氏名	122
説明のため出席した者の職氏名	122
事務局職員出席者	122
開 議	122
日程第1 一般質問	122
坂梨剛昭君質問	122
・2024年問題について	
商工労働部長三輪孝之君答弁	124
坂梨剛昭君質問	125
・県産農林水産物の輸出の拡大について	
観光戦略部長原山明博君答弁	126
坂梨剛昭君質問	127
・県管理道路、河川の維持管理における住民参加の促進について	
土木部長亀崎直隆君答弁	129
坂梨剛昭君質問	130
・不登校特例校の設置支援に向けて	
教育長白石伸一君答弁	132
坂梨剛昭君質問	132
・自死抑制に向けた取組について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	133
坂梨剛昭君質問——終了	134
・有明海沿岸連絡道路について(要望)	
休 憩	135
開 議	135
高野洋介君質問	135
・4年制大学の八代誘致について	
知事蒲島郁夫君答弁	136
高野洋介君質問	137
・新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえた今後の高齢者施設への支援について	
健康福祉部長沼川敦彦君答弁	139
高野洋介君質問	140
・九州を支える広域防災拠点構想を踏まえた消防学校の機能強化について	
知事蒲島郁夫君答弁	141
高野洋介君質問	142
・建設産業におけるDXの取組について	
土木部長亀崎直隆君答弁	143
高野洋介君質問	144
・令和2年7月豪雨関連工事における不調・不落対策について	
土木部長亀崎直隆君答弁	145
高野洋介君質問	146
・イグサ産地の維持について	
農林水産部長千田真寿君答弁	147
高野洋介君質問	147
・カモ類による農作物被害防止対策について	
農林水産部長千田真寿君答弁	148
高野洋介君質問——終了	149
日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号まで)	149
日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第20号まで)	149
日程第4 請願の委員会付託	150
知事提出議案の上程(第21号から第24号ま	

で).....	150	請願文書表.....	付13
日程第5 休会の件 .....	150	委員会審査報告書.....	付19
日程通告 散会 .....	150	閉会中の継続審査申出一覧表.....	付26
<b>第6号(6月26日)</b>		請願委員会審査報告一覧表 閉会中の継続	
議事日程 第6号 .....	151	審査申出一覧表.....	付27
本日の会議に付した事件 .....	151		
出席議員氏名 .....	151		
欠席議員氏名 .....	152		
説明のため出席した者の職氏名 .....	152		
事務局職員出席者 .....	152		
開 議 .....	152		
日程第1 各常任委員長報告 .....	152		
厚生常任委員長報告 .....	152		
経済環境常任委員長報告 .....	154		
農林水産常任委員長報告 .....	155		
建設常任委員長報告 .....	157		
教育警察常任委員長報告 .....	158		
総務常任委員長報告 .....	160		
採 決 .....	161		
日程第2 閉会中の継続審査の件 .....	161		
知事提出議案第21号から第24号まで .....	162		
採 決 .....	162		
議員提出議案の上程(第1号から第3号ま			
で).....	162		
提出者の説明(鎌田聡君) .....	166		
採 決 .....	167		
委員会提出議案の上程(第1号) .....	168		
採 決 .....	169		
議員派遣の件 .....	169		
閉 会 .....	170		
<b>付 録</b>			
特別委員会委員選任一覧表.....	付 1		
特別委員会構成一覧表.....	付 2		
令和5年6月定例会議案議決件名一覧表.....	付 3		
議案各委員会別一覧表.....	付 5		

**第 1 号**

**(6月6日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第1号

令和5年6月6日(火曜日)

議事日程 第1号

令和5年6月6日(火曜日)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 知事提出議案の上程(第1号から第20号まで)
- 第4 知事の提案理由説明
- 第5 人事委員会の意見(第3号及び第4号)
- 第6 常任委員辞任の件
- 第7 特別委員会の設置及び委員の選任の件
- 第8 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第20号まで)
- 日程第4 知事の提案理由説明
- 日程第5 人事委員会の意見(第3号及び第4号)
- 日程第6 常任委員辞任の件
- 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任の件
- 日程第8 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
杉蔭ミカさん  
立山大二郎君

住永栄一郎君  
亀田英雄君  
堤泰之君  
幸村香代子君  
斎藤陽子さん  
南部隼平君  
本田雄三君  
岩田智子君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君

岩 中 伸 司 君  
 城 下 広 作 君  
 西 聖 一 君  
 鎌 田 聡 君  
 瀧 上 陽 一 君  
 坂 田 孝 志 君  
 溝 口 幸 治 君  
 池 田 和 貴 君  
 吉 永 和 世 君  
 松 田 三 郎 君  
 藤 川 隆 夫 君  
 岩 下 栄 一 君  
 前 川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
 副 知 事 田 嶋 徹 君  
 副 知 事 木 村 敬 君  
 知事公室長 内 田 清 之 君  
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
 企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
 理 事 小 金 丸 健 君  
 企画振興部  
 球磨川流域  
 復興局長 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
 環境生活部長 小 原 雅 之 君  
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
 観光戦略部長 原 山 明 博 君  
 農林水産部長 千 田 真 寿 君  
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
 会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
 企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
 病 院 事 業 者  
 管 理 者 竹 内 信 義 君  
 教 育 長 白 石 伸 一 君

警察本部長 宮 内 彰 久 君  
 人事委員会  
 委員長 豊 田 祐 一 君  
 職務代理者  
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事務局次長 村 田 竜 二  
 兼総務課長  
 議 事 課 長 富 田 博 英  
 審 議 員 兼 濱 田 浩 史  
 兼議事課長補佐

午前10時開会 開議

○議長(瀧上陽一君) ただいまから令和5年6月熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

前議長及び前副議長に対する感謝状の伝達

○議長(瀧上陽一君) まず、去る4月29日に退任されました前議長溝口幸治君及び前副議長高野洋介君に対し、今般、全国都道府県議会議長会から感謝状の贈呈がっておりますので、この際、伝達いたします。

溝口幸治君、高野洋介君は演壇の前に出ています。

[溝口幸治君、高野洋介君演壇前に出る]

○議長(瀧上陽一君)

感 謝 状

溝 口 幸 治 殿

あなたは熊本県議会議長の要職につかれこの間  
 地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発  
 展に大きく貢献されました  
 その功績はまことに顕著でありますのでここに  
 深甚なる謝意を表します

令和5年4月29日

全国都道府県議会議長会



〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

○議長(淵上陽一君)

感 謝 状

高 野 洋 介 殿

あなたは熊本県議会副議長の要職につかれこの間地方自治の振興に尽くされるとともに本会の発展に大きく貢献されました

その功績はまことに顕著でありますのでここに深甚なる謝意を表します

令和5年4月29日

全国都道府県議会議長会

〔感謝状伝達〕

〔拍手〕

永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰並びに知事の感謝状贈呈

○議長(淵上陽一君) 次に、熊本県議会永年勤続議員に対する熊本県議会の表彰を行います。

なお、知事蒲島郁夫君から、被表彰議員に対し感謝状を贈呈したい旨の申出がっておりますので、併せてこれを行います。

被表彰者は、

15年勤続議員

増 永 慎一郎 君

であります。

増永慎一郎君は演壇の前に出させていただきます。

〔増永慎一郎君演壇前に入る〕

○議長(淵上陽一君)

表 彰 状

増 永 慎一郎 様

あなたは本県議会議員として15年以上にわたり県民の負託に応え地方自治発展のため多大の貢献をされました ここにその功績をたたえ表彰

します

令和5年6月6日

熊 本 県 議 会

〔表彰状及び記念品贈呈〕

〔拍手〕

○知事(蒲島郁夫君)

感 謝 状

増 永 慎一郎 様

あなたは15年以上にわたり熊本県議会議員として県民の負託に応えよく県勢の発展に寄与されました その功績はまことに大でありますのでここに深く感謝の意を表します

令和5年6月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

〔感謝状贈呈〕

〔拍手〕

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、坂梨剛昭君、前田敬介君、高井千歳さん、以上3人を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月26日までの21日間とす

ることに決定いたしました。

日程第3 知事提出議案の上程(第1号から第20号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第3、知事提出議案第1号から第20号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

第1号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

第2号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

第3号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第5号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第6号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

第7号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について

第8号 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第9号 財産の無償譲渡について

第10号 国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について

第11号 工事請負契約の締結について

第12号 工事請負契約の変更について

第13号 専決処分の報告及び承認について

第14号 専決処分の報告及び承認について

第15号 専決処分の報告及び承認について

第16号 専決処分の報告及び承認について

第17号 専決処分の報告及び承認について

第18号 専決処分の報告及び承認について

第19号 専決処分の報告及び承認について

第20号 専決処分の報告及び承認について

報告第1号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第4号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第6号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第7号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 令和4年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第9号 令和4年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第10号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第11号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第12号 専決処分の報告について

報告第13号 専決処分の報告について

報告第14号 専決処分の報告について

報告第15号 専決処分の報告について

報告第16号 歯科保健対策の推進に関する施策  
の報告について

報告第17号 地産地消の推進に関する施策の報  
告について

報告第18号 家庭教育支援の推進に関する施策  
の報告について

---

#### 日程第4 知事の提案理由説明

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ち、最近の県政の動向について御説明申し上げます。

令和2年7月豪雨災害から間もなく3年を迎えます。改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

まず、最重要課題である住まいの再建については、ピーク時には1,814世帯の方が仮設住宅に入居されておりましたが、先月末には545世帯となり、約7割の世帯の方が住まいの再建を実現されました。

この夏には、芦北町、球磨村において災害公営住宅が完成する予定であり、被災された方々の住まいの再建がまた一歩前進いたします。

引き続き、やむを得ない事情のある方々に対する仮設住宅の供与期間の延長手続など、お一人お一人に寄り添いながら、住まいの再建を進めてまいります。

被災地のまちづくり、集落再生に向けては、人吉市の青井地区及び紺屋町の土地地区画整理事業において、昨年度末に事業認可を受け、事業に着手いたしました。球磨村や芦北町などの球磨川中流域においては、輪中堤、宅地かさ上げの実施に向け、合意した地区から順次設計、用地協議等に着手されています。

八代市坂本町では、4月に道の駅坂本の再整備方針が決定され、令和9年度の供用開始に向けた取組が進められています。

また、先月には、被災した球磨川水系の県が管理する9支川における土砂撤去や護岸復旧等の国による権限代行工事が完成しました。

このように、被災地では、復興の歩みが一步一步着実に進んでいます。

緑の流域治水の取組については、命と清流を守る新たな流水型ダムについて、4月に国の環境影響評価方法レポートに対する知事意見を提出しました。

また、昨日、国の流水型ダム環境保全対策検討委員会において、流水型ダムの大型水理模型実験を視察されるなど、ダムの施設等の検討も着実に進められています。

新たな流水型ダムが、球磨川・川辺川流域の安全、安心を最大化するものであるとともに、環境に極限まで配慮し、清流を守るものとなるよう、引き続き、国と連携して取組を進めてまいります。

先月29日に梅雨入りしましたが、出水期に備えた取組として、河川の堆積土砂の撤去を進めるとともに、関係機関と連携した実践的な豪雨対応訓練やマイタイムラインの普及促進など、住民の皆様が速やかな避難行動を取れるよう取組を進めてまいります。

さらに、県では、流域の児童生徒を含め、広く

県民の皆様に、緑の流域治水を分かりやすく情報発信する取組も進めております。

また、長年ダム問題に翻弄され続けている五木村については、今月4日に、私が村を訪問し、村民の皆様に、国、県、村の3者で合意した新たな振興計画を御説明しました。そして、村からの要望を踏まえ、今月19日から、村への派遣職員を増員するとともに、五木村に県の新たな組織として五木村振興相談室を設置し、村民の皆様と一緒に振興を進めてまいります。

流水型ダムの建設地となる相良村についても、先月21日に、村の振興に向けた県の取組を私が直接村民の皆様に説明してまいりました。

両村の振興は待ったなしであり、引き続き、目に見える形で進むよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

今後も、国や関係市町村と一体となって、緑の流域治水の理念の下、球磨川流域の一日も早い復興に全力で取り組んでまいります。

次に、熊本地震からの創造的復興についてです。

熊本地震の記憶や経験、教訓を確実に後世に伝承するために取組を進めてきた熊本地震震災ミュージアムの中核拠点となる体験・展示施設K I O K Uが、7月15日にオープンします。

南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに整備したこの施設と県防災センターを中核拠点として、熊本地震の経験や教訓を後世にしっかりと伝えてまいります。

同じく7月15日に、南阿蘇鉄道が立野—高森間の全線で運転を再開します。同時に、J R豊肥本線肥後大津駅への乗り入れも予定しており、利便性も大きく向上します。

被災直後から絶大な御支援をいただいている国土交通省をはじめ、全ての関係者の皆様に心から

感謝申し上げます。

また、国土交通省による立野ダム建設事業は、今年度内の完成に向け、最終段階を迎えています。先月21日には、ダム本体のコンクリート打設の完了式が開催され、今年の出水期から洪水調節機能を発揮し、洪水被害を防止、軽減できるようになります。

住まいの再建や益城町の復興まちづくりなど、残された課題についても、引き続き、誰一人取り残さないという強い思いで取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

感染症法上の位置づけが、先月8日に季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更となり、約1か月が経過しました。

この変更により、感染対策については県民や事業者の自主的な取組が基本となり、療養期間の考え方なども変わりましたが、大きな混乱は生じておりません。ただし、人の動きが活発となる中で、本県を含めて全国的に感染の増加傾向が見られています。

県としては、感染状況を注視しつつ、より幅広い医療機関で対応できる体制にスムーズに移行できるように、引き続き関係者とも連携の上、取り組んでまいります。

次に、物価高騰への対応についてです。

国が公表した4月の熊本市の生鮮食品を除く消費者物価指数は、前年同月比3.7%となり、14か月連続で上昇しています。伸び率は依然として高い水準で、食料品を中心とした物価高騰が続いています。

熊本県内の景気は持ち直しているものの、先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向等の影響を注視していく必要があるとされていま



す。

このような中、本県では、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金などを活用し、物価高騰の影響を受けた事業者や生活者に対する支援を行うための予算を今定例会に提案しています。これらの交付金を最大限活用し、物価高騰や新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後の社会経済状況に的確に対応してまいります。

次に、半導体関連産業のさらなる集積についてです。

県では、TSMC進出の効果を県内全域に波及させ、県経済の成長に結びつけていくため、3月末に、くまもと半導体産業推進ビジョンを策定しました。ビジョンで目指す姿として掲げた「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」の実現に向けて、産学官金一体となった取組を推進してまいります。

令和4年度の企業立地協定件数は、過去最高の61件となりました。そのうち、半導体関連企業の立地件数はJASMなど15件で、現在も順調に推移しています。

特に、3月には、三菱電機が菊池市にパワー半導体の新工場を建設することを発表され、先月25日には、ソニーグループが合志市に土地を取得すると発表されました。今後、各社の円滑な事業実施に向けて、両市とも連携しながら、県としてもしっかりとサポートしてまいります。

また、この夏には、JASMの操業開始に向けて、台湾からTSMCの出向者とその御家族、合わせて600人以上の方が熊本に来られます。皆様安心して熊本で生活できる環境づくりを、市町村や関係機関と連携しながら進めてまいります。

先月16日には、JASMと県、菊陽町及び関係団体の5者で協定を締結し、熊本地域における地下水涵養拡大に向けた第一歩を踏み出しました。

豊かな地下水に基づく経済発展と地下水保全の両立を目指した取組を進めてまいります。

このような中、先週2日に、台湾の航空会社スターラックス社が、9月1日から、阿蘇くまもと空港と台湾・桃園空港を結ぶ直行便を週3便で就航する予定であることを発表されました。

また、トップセールスにより就航要請を行ってきたチャイナエアライン社についても、今年秋の熊本―台北便就航に向けた詰め協議を進めている状況です。

両社の熊本就航に向けた動きは、これまでのオール熊本による就航誘致活動の大きな成果であります。皆様の御尽力に心より感謝申し上げます。このビッグチャンスを生かして、県内各地域にその効果を波及させていきたいと考えています。県議会をはじめ、経済界、県民の皆様の引き続きの御支援をよろしくお願い申し上げます。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

まず、一般会計補正予算は、国の経済対策に呼応した県独自の地域活性化対策として、物価高騰の影響を受けた事業者や生活者に対する支援、県経済や県民生活の回復のための事業などを計上しています。

この結果、96億円の増額補正となり、これを現計予算と合算しますと、9,234億円となります。

このほか、今定例会には、条例案件や工事関係、専決処分報告・承認案件なども併せて提案しております。

また、今会期中には、人事案件についても追加提案する予定です。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 人事委員会の意見(第3号及び第4

号)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案のうち、第3号及び第4号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長職務代理者豊田祐一君。

〔人事委員会委員長職務代理者豊田祐一君登壇〕

○人事委員会委員長職務代理者(豊田祐一君) 本議会に提案されました議案第3号及び議案第4号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第3号については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけの変更を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に従事した場合に支給する感染症防疫作業手当の特例を廃止するものであり、適当であると考えます。

次に、議案第4号については、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、関係規定を整理するものであり、適当であると考えます。

〔議長退席、副議長着席〕

#### 日程第6 常任委員辞任の件

○副議長(内野幸喜君) 次に、日程第6、常任委員辞任の件を議題といたします。

去る5月臨時会において常任委員に選任いたしました総務常任委員淵上陽一君から、委員会条例第9条の規定により、常任委員を辞任したい旨の申出がっております。

お諮りいたします。

淵上陽一君の総務常任委員の辞任を許可するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、淵上陽一君の総務常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔副議長退席、議長着席〕

#### 日程第7 特別委員会の設置及び委員の選任の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第7、特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

まず、高速交通体系に関する件及び熊本都市圏交通に関する件を調査するため、16人の委員をもって構成する高速交通ネットワーク整備推進特別委員会を、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件、2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件及び再生可能エネルギー導入促進に関する件を調査するため、16人の委員をもって構成する海の再生及び環境対策特別委員会を、次に、デジタル田園都市国家構想に関する件及びTSMC進出に係る県内波及効果に関する件を調査するため、16人の委員をもって構成する地域活力創生特別委員会をそれぞれ設置し、各特別委員会に当該調査事件を付託することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規

定により、議席に配付の選任一覧表のとおり指名  
いたしたいと思ひます。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。  
よって、特別委員は、議席に配付の選任一覧表の  
とおり選任することに決定いたしました。

〔選任一覧表は付録に掲載〕

○議長(淵上陽一君) ただいまの特別委員の選任  
に伴い、各特別委員会の委員長及び副委員長互選  
のため、しばらく休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時37分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開  
きます。

○議長(淵上陽一君) ただいまの特別委員会の委  
員長及び副委員長の互選の結果は、議席に配付の  
特別委員会構成一覧表のとおりであります。

〔特別委員会構成一覧表は付録に掲載〕

#### 日程第8 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第8、休会の件  
を議題といたします。

お諮りいたします。

明7日から9日までは、議案調査のため、休会  
いたしたいと思ひます。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ  
って、明7日から9日までは休会することに決定  
いたしました。

なお、10日及び11日は、県の休日のため、休会

であります。

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程は全部終  
了いたしました。

次の会議は、来る12日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおり  
といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時38分散会





**第 2 号**

**(6月12日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第2号

令和5年6月12日(月曜日)

議事日程 第2号

令和5年6月12日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

議席の一部変更の件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
立山大二朗君  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉 篤ミカさん  
斎藤陽子さん  
堤 泰之君  
南部隼平君  
本田雄三君  
岩田智子君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸 淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君

吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口 裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西 聖一君  
鎌田 聡君  
瀏上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君  
藤川隆夫君  
岩下栄一君  
前川 收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警察本部長 宮 内 彰 久 君  
人事委員会  
事務局長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議事課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

議席の一部変更の件

○議長(淵上陽一君) まず、お諮りいたします。

議員に所属会派の異動がありましたので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議席の一部変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は付録に掲載〕

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 次に、日程に従いまして、日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、さよう御承知願います。

藤川隆夫君。

〔藤川隆夫君登壇〕(拍手)

○藤川隆夫君 おはようございます。熊本市第一選挙区選出の自由民主党・藤川隆夫でございます。久しぶりの質問で、若干緊張をいたしております。ただ、時間配分等もありますので、早速質問のほうに入らせていただきます。

まず、t s m c進出による効果と課題について

お尋ねをいたします。

t s m c 進出を契機とした台湾との交流促進について。

これまで、3年余りにも及ぶコロナ禍で、本県経済は、多大な影響を受けてきました。しかし、コロナ感染症が5類に移行し、様々な制約も解除され、これから疲弊した経済を立て直していかなければなりません。物価高騰など不安要素もありますが、本県において、t s m c の進出が大きな起爆剤になると考えます。

九州フィナンシャルグループによる経済波及効果の試算では、工場稼働の2024年から2年間で1兆8,000億円、建設が始まった2022年から31年までの10年間の効果を4兆2,900億円と試算しています。その内容としては、約80社が、熊本県内に拠点施設の新設や工場増設があり、新工場の設備投資波及効果が約9,300億円、操業後5年間の関連産業の生産や就業者の日常消費効果は約2兆円、関連産業の工業団地開発359億円、住宅関連投資713億円などとなっています。

また、雇用効果は、J A S M の直接雇用1,700人、うち台湾からの技術者300名、を含めて全体で約7,500人になるとしています。

これらの経済効果を拡大し、継続させ、さらなる経済効果を創出していくには、せつかくよき関係ができた台湾との交流を深化させていくことが大事になってきます。

まずは、経済交流の活発化が必要で、3月24日には、台湾最大の経済団体である I E A T と県経済団体との経済交流促進に関する覚書、MOU を締結、4月12日には、熊本県工業連合会、台湾電子設備協会等が主催で、台湾企業との商談会が開催、5月15日には、台日商務交流協進会及び台湾三三會青年企業家委員会が来熊し、企業商談交流会が開催されるなど、既にその動きが見られてい

ます。

そこで、今後、台湾企業が熊本へ進出することや、逆に熊本県の企業が台湾へ進出することも考えられ、ますます交流が盛んになり、経済発展に寄与することを期待しますが、現時点での台湾との経済交流の状況及び県がどのようにサポートしていくのか、知事にお尋ねをいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、現時点での台湾との経済交流の状況と県のサポートについてお答えします。

令和3年11月に、T S M C の日本初となる工場が熊本に建設されることが発表されました。それ以降、本県と台湾の商工団体や企業間の経済交流が進んでいます。

昨年8月に、本県は、産業連携の強化を図ることを目的に、台湾経済部の外郭団体である台日産業連携推進オフィスと産業連携に関する覚書を締結しました。

本年4月には、県工業連合会や台湾電子設備協会等が、熊本市でビジネス商談会を開催しました。その際、同協会の林理事長が、私に対して、来年2月に開催するくまもと産業復興エキスポに50社の台湾企業が参加することを表明されました。このように、着実に連携が強化されています。

また、今年1月に、私自身が議長や経済団体のトップの方々などと一緒に台湾を訪問してまいりました。

その成果の一つとして、県商工会議所連合会と県商工会連合会が、台湾最大の商業団体 I E A T と経済交流促進に関する覚書を締結することにつながり、既に商業ベースでの交流が始まっていると伺っています。

さらに、5月には、台日商務交流協進会と三三

会青年企業家委員会が来熊され、企業商談交流会が開催されました。

これを契機として、今月29日には、台湾において、熊本経済同友会など県内の経済5団体と業務協力に関する覚書を締結されると伺っています。

このように、本県は、台湾の商工団体や企業から大変注目されており、今後ますます経済交流が進むと確信しています。

次に、台湾との経済交流に対する県のサポートについてお答えします。

本県と台湾の商工団体や企業間の交流の動きは、その他分野における交流をさらに深める大きなチャンスです。

また、J A S Mの工場開始までには、600人を超える社員や御家族が台湾から来られます。観光や文化など様々な分野での新たな交流が進み、地域経済への波及効果も期待されます。

そのため、台湾からのインターンシップ受入れや商談会の開催など、台湾との経済交流に向けた取組を後押しするための予算を本定例会に提案しています。

今月、台湾の航空会社スターラックス航空が、9月から熊本と台北を結ぶ直行便を就航することを発表しました。また、チャイナエアラインとも、この秋からの就航に向け、詰めの協議を行っています。

このような状況を踏まえ、引き続き、T S M C 進出の効果を県全域、あらゆる業種に波及させることができるよう、全庁を挙げて取り組んでまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 ただいま知事のほうからも話がありましたように、台湾と熊本の経済交流は、これからはさらに進んでいくというふうに考えております。特に、台湾から熊本への投資、この受皿を

きちっと整備しなきゃいけないし、このチャンスを逃しちゃいけないというふうに思っております。

あわせて、熊本県から台湾への進出、これもあり得ますし、これから活発化させていかなきゃいけない課題だろうというふうに考えております。両方がウィン・ウィンの関係になることを願っております。

当然、企業間同士の話になるかというふうに思うんですけども、そのマッチングであり、その入り口であるこの部分においては、やはり県が関与していくことが大事なのではないかというふうに考えております。

そういう意味において、実はこのチャンス、今大きなチャンスが来ております。このときに、現在、熊本県は、台湾への出先機関は今設けておりません。香港にはあります。ぜひこの際、台湾にきちっとした県の出先機関を設け、そして今言ったような形での経済交流、これをさらに活発化させていく必要があるというふうに考えておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

このことは、実は定期便化、今スターラックスの話出ておりますけれども、この後チャイナエアラインも追いかけてくると思います。そのときに、やはり経済交流がないと、観光だけではアウトバウンドは恐らく賄えないというふうに思っております。経済交流があることによって行き来ができ、そういうことがあることによってアウトバウンドが賄えるというふうに考えておりますので、ぜひ台湾への県の出先機関の設置をよろしくお願い申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、t s m c 周辺農地の転用に係る農業者への支援についてお尋ねをいたします。

t s m c 進出による様々な影響については、ま

ず、熊本県民の飲み水であり、生活用水でもある地下水に関して、半導体製造に大量の水が必要であることから、地下水量への影響が心配されていますが、J A S Mは、使用する水の量以上の地下水涵養を明言していますし、5月16日には、J A S Mと県、関係自治体、団体と地下水涵養の推進に向けた包括協定を締結しています。また、利用する水の70%は再生利用するとしていますし、現在、竜門ダムを水源とする有明工業用水の未利用水を活用することも視野に検討が行われています。

さらに、排水、排ガスについても、環境基準に合致させるとしています。私も、実際、台湾の新竹サイエンスパークの t s m c を視察しましたが、厳しい環境基準は守られており、安心した次第でございます。

しかし、気になるのは、土地に関する問題です。現在、t s m c 新工場周辺では、多くの企業進出に対する地元農家の不安の声が聞こえています。地価高騰や農地が工業用地として奪われてしまい、農業が続けられなくなるのではないかとの不安の声も出ています。特に、借地により農業を営んでいる方は深刻で、地主から返却を求められ、耕作可能な農地が減少しているとのことでした。

知事は、昨年12月議会での高木先生の質問に対する答弁で、企業進出と農業振興の両立を表明されています。そして、農業は、熊本の基幹産業であります。

この借地をめぐる農業者の不安の声にどう応えていくのか、また、農業用地と工業用地をどのように整理していくのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 本県は、きれいな水と豊か

な大地に育まれた全国有数の農業県です。

私は、本県の宝である農業の持続的発展には、これを支える農家が安心して営農を継続できることが重要であると考えています。

そのため、昨年12月に半導体拠点推進調整会議を設置し、市町村が行う農地や都市計画の土地利用調整を部局横断的に支援することとしました。

この調整会議の下、農地の集団化や農業の効率化に支障がないよう、工業用地を農地の基盤整備が行われていない区域に集約、誘導して、農業振興と企業進出の両立に取り組んでおります。

議員御指摘のとおり、農地の確保など、企業進出に対する地元農家の不安の声があることは承知しております。特に、用地買収に応じる地主から借地の返却を求められた農家の問題は、深刻であると考えております。

周辺農地が減少する中、農家が新たに農地を借りることができるよう支援することは喫緊の課題です。

そこで、農林水産部を中心に、営農継続に向けたプロジェクトチームを設置します。

関係市町村やJ Aなど関係機関と連携し、利用可能な農地を掘り起こし、耕作条件を整えるとともに、借地を必要とする農家とのマッチングを図る仕組みを早急に構築します。

さらに、農地の利用効率を高める生産技術の支援として、例えば、飼料用トウモロコシの一期作から二期作へのさらなる転換を促進するなど、農家が安心して営農できる取組を進めてまいります。

これらの取組を進め、農家の皆様の不安に、県として、きめ細かく丁寧に対応してまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 ただいま知事のほうから、農地の件に関して、減少する中、農家が新たな農地を借



ることができるよう支援することは喫緊の課題であるという表明がありました。

また、併せまして、農林水産部を中心に、営農継続に向けたプロジェクトチームを設置し、関連機関と連携しながら、利用可能な農地を掘り起こすというふうな話もありました。また、借地を必要とする農家とのマッチングを図る仕組みも早急につくると。そういうことで、これはぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

この半導体製造というのは、ある意味、我が国にとっての経済安全保障の一翼を担うものになります。それは、熊本に行き、そして九州全体でこれを支えていくというふうな形になりますので、この土地の確保というのは、これも大事な側面があるかというふうに考えておりますので、これは一生懸命やっていただきたいというふうに思っています。

ただ、農地に関しましては、これは食料安全保障の観点から言うと、やはり今我が国が置かれている状況は、自給率に関しましても、令和2年のデータでありますけれども、国の食料自給率、カロリーベースで37%、生産額ベースで67%となっています。

熊本県においては、それが、カロリーベースで55%、生産額ベースで163%となっています。熊本県は、食料の供給県に今なっているわけで、これはやっぱり守っていかなくちゃいけない部分だろうというふうに考えております。また、これをさらに進めていく必要もあろうかというふうに思っております。

やはり、熊本県は、一次産業、農林水産業は基幹産業です。やっぱりこれを守りながら、さっき言った半導体の部分も併せて両立させていかなくちゃいけない部分があるかというふうに考えておりますので、このベストバランスを知事が先頭に

なって取り組んでいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

半導体関連企業の受入れ環境の整備についてお尋ねします。

先月のソニーによる用地取得の報道に続き、先週、t s m c は、日本で2か所目の工場建設場所として、熊本を優先して検討するとの報道がありました。今後も県内経済に大きな波及効果をもたらす半導体関連企業に熊本を選んでいただくためには、周辺道路の渋滞対策など、受入れ環境の整備を急ぐ必要があるということは言うまでもありません。

知事は、昨年7月、半導体産業集積強化推進本部会議において、基幹となる道路ネットワークの中から優先して大津植木線の多車線化等の整備を表明され、これらの整備に向けて、鋭意進められていることと思います。

一方で、半導体関連企業の進出によるセミコンテックパーク周辺の交通渋滞の深刻化を懸念し、去る6月5日、地元合志市長、菊陽町長をはじめ、高木議員、中村議員、池永議員同行の下、半導体産業の開発動向等を踏まえ、交通アクセスのさらなる強化を知事に要望されております。

そこで、新たな企業進出を見据えて、交通渋滞へのさらなる対策をどのように進めていかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、昨年7月、セミコンテックパーク周辺の渋滞解消や新たな交通需要に対応するため、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路合志インターチェンジへのアクセス道路の整備、国道387号須屋付近の4車線化に優先して取り組むことを表明いたしました。



さらに、半導体関連企業の集積が見込まれるセミコンテクノパーク周辺地域における道路ネットワークの抜本的な対策が必要と考えています。

具体的には、中九州横断道路の合志インターチェンジと大津西インターチェンジの間の新たなインターチェンジの設置及びJ A S M等の会社が立地するエリアとを直接結ぶ道路等の整備について検討を進めています。

この新たな対策は、中九州横断道路と企業集積地を直接結ぶことで、物流機能の向上と周辺道路の渋滞解消に大きな効果を発揮するものと考えています。

これらの抜本策について、できる限り早くまとめ上げ、5年後を目途とした短期的な整備の方向性、さらにはおおむね10年後を目指した中長期的な道路ネットワークの姿をできる限り早くお示しできるよう全力を尽くしてまいります。

これら半導体関連企業の受入れ環境の早期整備には、国の強力な財政支援が不可欠です。引き続き、国への要望を重ねながら、時間的緊迫性を持って対策内容を具体化してまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 ただいま知事のほうから、渋滞解消の一つとして、中九州横断道路の合志インターチェンジ、大津西インターチェンジの間に新たなインターチェンジの設置をするという表明がございました。

直接J A S M等のセミコンテクノパークに行けるような形になろうというふうに思っております。そういう意味においては、アクセス道路をやはり県も急いで整備しなきゃいけないというふうに思っております。

その中で、短期的には5年という、やっぱり5年にどういうふうな形で道路整備ができるかというのを住民に示していく、このことが極めて大事

な部分になってくるだろうというふうに思っています。そのことが、進出企業あるいは地域住民に対しての今の状況に対する回答にもなるし、安心感をもたらすことにもつながるんじゃないかというふうに思っております。とにかくスピード感を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、併せまして、国の財政支援が必要であるという話がありましたけれども、これをやる前に、県あるいは地域自治体がまず連携するのは当然でありますけれども、この財源を含めた県の覚悟、やはりぎりぎりまで、倒れても構わぬけれども、この事業をやるんだというその意気込み、覚悟というのがやっぱり大事だと思います。それがなければ、私は、国は財政支援なんかしないと思います。やはりそれがあって初めて国は財政支援するというふうに考えておりますので、ぜひそういうふうな覚悟を持って取り組んでいただければと思います。

そのほかにも、受入れ環境の整備として、質問では触れておりませんでしたけれども、医療、教育環境というのはあらかじめ進み始めておりますが、日常生活での居心地のよい熊本、住みやすい熊本となるためには、地域住民と台湾から来られた方々との融和というのが大事になってまいります。これもやっていただかないといけないと思いますし、また、基本的にほっとする環境も大事だと思います。そういう意味においては、台湾村みたいなものを設置するというのもぜひ考えていただければと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次に、ワンヘルスの推進と獣医師の確保についてお尋ねします。

ワンヘルスとは、人と動物の健康と環境の健全

性は一つと捉え、これを一体的に守ろうという考え方で、2016年11月に北九州市で開催された第2回世界獣医師会—世界医師会“One Health”に関する国際会議で、医師と獣医師が協力して取り組む項目から成る福岡宣言が出され、2020年12月に、福岡県議会で、議員提案により福岡県ワンヘルス推進基本条例が可決、制定されました。

この条例には、ワンヘルス実践のための6つの基本方針が示されており、それは、1、人と動物の「共通感染症対策」、すなわち、今の新型コロナもそうですし、マダニ、残念ながら熊本県で2名の死亡例も出ておりますけれども、この問題、あるいは鳥インフルエンザ、あるいは狂犬病、様々なものがありますので、これに対する対策。

2番目には「薬剤耐性菌対策」、実は、我々のせき、鼻水、発熱等を伴う感染症、通常風邪と言われているものは、9割以上が実はウイルス感染症です。これに結構抗生物質を安易に使用している場面が見られます。そのことによって薬剤耐性菌が出てきています。

この薬剤耐性菌に罹患して、肺炎を起こしたり、様々なことを起こしたときに、実は今度は抗生物質が効かなくなるということがあるので、ぜひそういうふうなことに対しての調査等も含めてやっていこうという話であります。

3番目として「環境保護」、4番目として「人と動物の共生社会づくり」、5番目に「健康づくり」、6に「環境と人と動物のより良い関係づくり」などとなっています。

また、2023年3月13日には、自民党ワンヘルス推進議員連盟が設立されていますし、岸田総理も、1月に国会で、ワンヘルスは重要な課題である、G7広島サミットでも重要な課題の一つとして位置づけると答弁されています。

そして、熊本県においても、県獣医師会と県医

師会の中で、人獣共通感染症に関し、学術協力の推進に関する協定が2016年3月4日に結ばれています。

今も流行が継続している新型コロナウイルス感染症も人獣共通感染症でありますし、今後も、森林開発、生態系の劣化、気候変動などにより、未知のウイルス感染症が頻発する可能性もあります。

先を行く福岡県では、ワンヘルスの研究拠点として、ワンヘルスセンターを福岡県のみやま市に整備し、2027年度中に利用開始予定となっていて、人の健康や環境保全の調査研究をする保健環境研究所と動物の保健衛生を担う動物保健衛生所（仮称）が連携し、感染症が動物から人に感染するメカニズムを調べる体制を整えるとしています。

熊本県にとっても、ワンヘルスの考え方は重要で、早急に体制整備をすべきと思っていますし、先進県である福岡県との連携も必要と考えますが、県内の拠点をどうするのか、また、第8次保健医療計画の中にどう位置づけ、医療関係者のみならず、県民、企業、行政等の協力を求めていくのか、ワンヘルスについての県の認識を含め、お尋ねします。

また、今までも課題となっている公務員獣医師の確保については、議場で何度も質問があり、県も、人材確保のため、大学へのリクルート活動や修学資金給付制度などの処遇改善に努められていますが、充足できない状況となっています。

ワンヘルス活動を推進するに当たって、さらなる獣医師の確保は必須であり、確保のためには、給与を医療職と同等とするとか、定年延長するとか、大胆な改革が必要と考えますが、その方針と覚悟をお尋ねいたします。

以上2点、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、人と動物の間で感染が広がる人獣共通感染症である新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延を契機に、人と動物、環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの実践が重要になってきていると考えています。

近年、全国的にマダニを媒介とした感染症や人へ感染するおそれがある鳥インフルエンザも発生しています。また、抗生物質が効かない薬剤耐性菌が現れています。

そのため、人獣共通感染症や薬剤耐性菌への対策等において、人と動物、環境の分野で横断的な対策を講じることが必要です。

これまで、県では、保健環境科学研究所や家畜保健衛生所等において、マダニを媒介とした感染症への注意喚起のほか、犬、猫、また、野生動物の病原微生物の保有状況や自然界における薬剤耐性菌に関する調査を行ってきました。

また、豚熱や口蹄疫などの家畜伝染病の発生予防や蔓延防止の取組、鳥インフルエンザに関する家禽や野鳥の監視にも取り組んでまいりました。

これらの県の取組は、ワンヘルスの理念と方向性を同じくするものと認識しています。

今後、人獣共通感染症対策をはじめとするワンヘルスを実践していくには、様々な分野の専門家や団体と一体となって取り組む必要があります。

そのため、専門家等の御意見も踏まえながら、今年度策定する第8次保健医療計画をはじめとする関連する計画への位置づけを検討します。

また、県と医師会や獣医師会等の関係機関が連携し、ワンヘルスの理念に沿って何ができるのか、今後検討してまいります。

次に、公務員獣医師の確保についてお答えします。

現在、獣医師については、採用予定人数を充足できておらず、その確保は、なお喫緊の課題と認

識しています。

これまでも、大学へのリクルート活動や県職員として働くことを要件に返還が免除される修学資金貸付制度の創設、初任給調整手当などの処遇改善といった幅広い確保対策に力を入れてまいりました。

また、獣医系大学における公務員獣医師に特化したコースの創設や、卒業後公務員獣医師として本県へ就職することを条件とした地域枠入学制度等の拡充について、国に要望しています。

県として、さらにどのような改善ができるのか、引き続き、受験者のニーズや処遇面での制度的な課題を見極めながら、獣医師の安定的な確保に向けて、あらゆる可能性を追求してまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 まず、ワンヘルスに関しましては、知事のほうから前向きな答弁をいただいたというふうに思っております。

県の保健環境科学研究所、家畜保健衛生所が一緒になって現在も取り組んでおりますし、これをやはり続けていっていただければというふうに思いますけれども、ただ、やっぱり分野横断的なものが必要だし、様々な形で多くの人の知恵を集めてやっていかなきゃいけない部分だろうというふうに考えておりますので、できれば、協議会みたいなものをつくっていただいて検討して進めていく、その中で福岡県との連携というのも当然これをやっていかなきゃいけない部分、併せてそういうふうなことをやりながら、県民の安心、安全を守っていただくということでやっていただければというふうに考えております。

また、第8次保健医療計画への位置づけを検討するというお話でありました。これ、中身は、最終的には審議会で結論づけるものでありますの

で、審議会の中に、こういうような形で、第8次保健医療計画の中にワンヘルスの理念、方向性、これからどういうふうにやっていくかというのをやはり入れ込んでいただいて、このことによって県民への啓発活動にもつながっていくというふうに考えておりますので、ぜひその部分を含めてやっていただければというふうに考えております。

また、公務員獣医師の確保については、もう様々な形で今県も努力はされているというのはよく知っておりますし、御努力に感謝したいというふうに考えております。ただ、それでもやはりなかなか集まってこない。やはりこの部分はやっぱり問題だろうというふうに思っております。各県が横並びになってこの獣医師の確保を今やっている状況にあるので、できれば、県としては、特段の配慮というのが私は必要なんだろうなというふうに思っております。

地方公務員法の第4節の第24条の中に、実は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めていいというふうになっております。ただ、その前提として、国及び他の地方公共団体の職員との間のバランスを失しないように適当な配慮が必要というふうに書かれていますので、恐らくこの部分があって、定年の延長であるとか、あるいは給与に対して医療職と同じようにってことは、なかなか難しいかというふうに私も思います。

ただ、やっぱりそれをそのままにしていたら、いつまでたっても集まってこないと思いますので、できれば、手当等で医療職並みの給与にしてあげるとか、あるいは定年の後の再任用に関しましても、やはりそれなりの手当を出して見ていくと、残ってもらうと、そんな活動をやらないと、やっぱり獣医師の確保というのはままならないというふうに考えておりますので、ぜひその部分含

めて検討いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。

熊本地震からの創造的復興と課題について。

熊本地震から7年が経過しましたが、県選出国會議員、知事をはじめとする県執行部、県議会、地元自治体、議会が一体となったチームくまもとによる取組によって、国道57号北側復旧道路や新阿蘇大橋、JR豊肥本線など、阿蘇へのアクセスルートは全て開通し、南阿蘇鉄道も、7月15日に全線での運行を開始する予定です。

また、3月23日には、阿蘇くまもと空港の新ターミナルビルがオープンしています。さらに、5月には県防災センターがオープンし、7月に開館が予定されています旧東海大学阿蘇キャンパスの地震に関する体験・展示型施設をはじめとした震災ミュージアムの整備も進んでおり、県内の至るところで創造的復興の姿を目にする状況となっています。

特に、多くの家屋が倒壊し、緊急車両も入れないような甚大な被害が発生した益城町については、知事は常に、益城町の復興なくして熊本地震からの復興はないとの強い思いで創造的復興の推進に取り組まれており、現在、県では、熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援する目的で、県道高森線の4車線化事業と木山地区の土地区画整理事業に重点的に取り組んでいます。

このうち、4車線化事業については、3月に熊本市桜木から益城町広崎までの約800メートル区間が供用開始され、私も何度か車で走っていますが、今まで見られていた渋滞もなく、スムーズに走行ができています。これは、令和5年度末までには惣領まで、令和7年度には木山まで供用可能となるよう整備が進められていると聞いていまし



て、ゴールが近づいてきたとの実感があります。

事業の進行に課題はないか、今後の展望についてお尋ねをいたします。

次に、土地区画整理事業については、着手から4年8か月が経過し、既に引渡しを終えた宅地では再建が進み、新しい生活も始まっていますが、現在の仮換地指定は約8割となっていて、権利者一人一人様々な事情があり、合意に時間がかかるケースが出てきているようです。

今回の区画整理は、復興まちづくりという視点もあり、令和9年度までのスケジュールを踏まえて、担当者がしっかりと権利者の話を聞き、できる限りの対応を行っている認識していますが、被災者の方々が一日も早く再建できるよう、一層取り組んでいかねばなりません。

そこで、事業の現況及びこれからの取組について、1点目と併せて土木部長にお尋ねいたします。

次に、3点目です。

私は、益城町に隣接する熊本市東区に住んでいますが、益城町には、阿蘇くまもと空港や高速道路のインターチェンジがあり、発展するポテンシャルは高いと考えています。

益城町の発展は、熊本市東部地域の発展にもつながります。そして、今回のt s m cの菊陽町進出は、熊本地震からの創造的復興に向けてもビッグチャンスとなっていて、益城町でも様々な動きがあります。くまもと臨空テクノパークに半導体関連企業が3社進出する予定と伺っていますし、加えて、日通が、2024年3月には半導体関連産業のニーズに対応できる新倉庫、熊本ロジスティクスセンターを稼働させると公表されています。このほかにも、立地要件のよい益城町には、t s m c進出による波及効果が出てくると考えますが、県が把握している動きや県による益城町へのサポ

ート状況について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) まず、県道熊本高森線の4車線化事業についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、本年3月に、熊本市側から益城町広崎までの約800メートルの区間におきまして、4車線での供用を開始し、安全性や快適性が向上いたしました。

事業の進捗状況でございますが、用地の取得につきましては、96%の契約を終えております。今年度中の用地取得完了を目指しまして、任意交渉による契約に努めますとともに、土地収用法に基づく手続も進めてまいります。

工事につきましては、新たに広崎から惣領交差点までの約800メートルの区間で、今年度中に4車線での供用を開始することを目指し、車道の拡幅や歩道の設置を進めております。

また、惣領交差点から終点の寺迫交差点までの区間においても、用地の取得を終えた箇所から工事を進めております。

今後も、事業着手時に目標として掲げました令和7年度の完了を目指しまして、着実に事業を推進してまいります。

次に、木山地区の土地区画整理事業についてお答えいたします。

仮換地につきましては、全体の約9割の権利者から合意をいただいております。約8割の376画地で指定を終えております。引き続き、事業への御理解が得られるよう説明を尽くし、仮換地指定を進めてまいります。

また、宅地造成は、5月末時点で約5割の238画地で工事に着手しており、約3割の149画地について、権利者への引渡しを完了しております。

区画道路については、上下水道等のライフライ

ンと併せて工事を進めております。現在、約6割に当たる約4キロメートルの工事に着手し、このうち約1.2キロメートルが完成しております。

宅地造成や区画道路が着々と整備され、新しい町並みが形成されるとともに、住まいの再建が進んでおります。

さらに、復興まちづくりセンター『にじいろ』や益城町新庁舎、そして来年度に供用予定の交通広場など、様々な都市機能の整備も進んでおります。

引き続き、令和9年度の事業完了に向けて、計画的に事業を推進してまいります。

今後とも、被災されたお一人お一人の生活再建に向けた思いにしっかりと寄り添いながら、益城町と連携し、この2つの事業の一日も早い完了に向け、全力で取り組んでまいります。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** 益城町におけるTSMC進出の波及効果と県の町へのサポートの状況についてお答えします。

益城町は、空港を挟んでTSMCが進出する菊陽町に隣接しており、半導体関連企業も注目する地域の一つです。

同町に所在する県の工業団地、くまもと臨空テクノパークには、TSMC熊本進出の発表後、淀川ビューテック株式会社、株式会社スリーダイ、株式会社JCUの半導体関連企業3社などの進出が決定しています。

このほかにも、株式会社SCREEN SPE サービスが、最先端機器のトレーニングセンターを有する新たなサービス拠点を整備するなど、空港南側周辺でも半導体関連産業の集積が進んでいるところではあります。

また、臨空テクノパークに隣接する熊本テクノ・リサーチパーク内には、半導体関連、自動車

関連産業に続く第3の柱となるライフサイエンス分野の産業創出を目指すUXプロジェクトの拠点施設を昨年10月に開設しています。

このほか、議員御指摘のとおり、空港に近いという地の利を生かした物流関係の動きも活発化しているところです。

加えて、益城町では、町営工業団地の令和7年度分譲開始に向けて、今年度、実施設計を予定されており、県は、調査費等について補助金による支援を行っています。益城町には県職員3名も派遣しており、今後、町営工業団地への企業誘致などに、町と連携して取り組んでまいります。

最初の答弁で知事が触れましたとおり、来年2月には、同町に所在するグランメッセ熊本で、熊本地震などからの創造的復興や企業進出で活気づく本県の姿を情報発信するくまもと産業復興エキスポを開催いたします。

半導体関連企業、台湾企業を中心に多くの企業に出展いただくとともに、広く学生の参加も呼びかけることにより、展示、商談はもとより、人材の育成、確保にもつながる交流の場となるよう、現在準備を進めています。

引き続き、益城町と連携しながら、企業誘致や産業振興に取り組み、町の産業の創造的復興を力強くサポートしてまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

**○藤川隆夫君** 県道高森線の4車線化事業に関しましては、当初の計画どおり順調に私は進んでいるというふうに思っておりますし、残り僅かですけれども、きちっとした形で、時間内というか、令和7年度の完了を目指していただきたいというふうに考えています。

土地区画整理事業に関しましては、仮換地が全体の9割の権利者から合意が得られていると。逆に言うと、1割の方の同意が得られずに、若干道

路づけ等で整理が進まない部分も出てきているというふうに聞いておりますし、逆に言うと、話し合いをしようと思って、益城町、熊本県が、その方々の権利者のところを訪れても、なかなか話を聞いてもらえないという話が聞こえてまいっております。

今後、この事業を令和9年までに完成させるためには、やっぱりその方々の同意が必要になってまいりますので、ぜひ、いろんな方の中で知っている方がいらっしゃったら、声をかけて協力してくれんかということを書いてもらえればというふうに思います。私も、1人そういう方がいらっしゃったので、私の知り合いにいたので、話をし、同意を得て、今その方はもう納得されて前へ進んでいらっしゃいますので、そういうことをやっていただければと思います。

また、あわせて、益城町に t s m c 関連の企業、多数今来始めるような状況がありますので、これがやはり益城町の地震からの創造的復興に私もつながるというふうに考えておりますので、積極的に県が関与して、益城町とともに、今言った創造的復興に資する部分に関しまして、いろんな意味での応援をしていただければというふうに考えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

ポストコロナの対応についてお伺いします。

1点目は、コロナ感染症5類変更後の医療提供体制について、2番目が、ワクチン接種についてお尋ねをいたします。

2020年から始まった新型コロナウイルス感染症は、幾つもの流行のピークを繰り返し、現在は、第8波の収束から第9波の入り口とも考えられる状況となっています。

5月8日から感染症分類が2類から5類へ変更

され、インフルエンザと同等の扱いとなっていて、マスク着用は任意となりました。仕切りのアクリル板も多くのところ撤去され、様々な会合や宴席等も再開されていることもあり、新型コロナウイルス感染症は終息したとの雰囲気が世間に広がっているように感じます。医療、介護、福祉の現場に身を置く者としては、クラスターを発生させないため、5月8日以前あるいは以降ともに、感染症対策は、何ら変えることなく、今も継続しています。

5類への変更に伴い、医療提供体制にも変化が見られます。第8波までは病床確保及び宿泊療養施設の確保を感染状況に応じて拡大し、第8波では、最大確保病床数が1,131床、最大宿泊療養室数は8施設、1,226室となっていましたが、5月8日以降は、宿泊療養施設はゼロとするとともに、確保病床以外での受入れ環境の整備を促進するとし、入院調整は、病診あるいは病病連携により行うことになっています。しかし、各医療機関が県内病院のどこに空床があるかを把握することは困難なことであり、調整が困難な場合は、保健所等の行政が支援するということになっています。

これからも、罹患し、入院加療が必要な方が多数出ることも予想されますし、そのためには病床確保は大事になってきますが、5月8日以降の病床確保料が半額に減額されています。

そこで質問ですが、現在の病床確保数はどのようになっているのか、また、外来診療所、いわゆる発熱外来の数も拡大する方向となっていますが、県内での協力医療機関数はどのようになっているのか、お尋ねします。

加えて、新型コロナウイルス感染症罹患後の後遺症、倦怠感だとか呼吸苦、味覚・臭覚障害、記憶障害と様々な症状が出ていますが、それに苦し

んでいる方が一定数いらっしゃると思います。

県としても、かかりつけ医や身近な医療機関を受診した上で、必要に応じて専門的な医療機関で受診するよう案内しているところですが、医療機関の協力状況はどうなっているのでしょうか。

以上3点について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

次に、ワクチン接種についてです。

新型コロナウイルス感染症の流行拡大の抑制や重症化の抑制に一定の効果が見られたワクチン接種について、熊本県の接種率は、全県民に対して1回目が80.5%、2回目が80.1%、3回目が70.3%、4回目が49.5%、5回目が28.9%となっています。いずれも全国平均よりも高い状況になっていました。

また、令和4年9月20日以降に開始したオミクロン株対応ワクチンの接種も47.0%と、全国平均よりも1.9ポイント高くなっています。多い方で6回目のワクチン接種となる令和5年春開始接種は、5月8日から開始されており、6月4日時点で6.4%、11万2,299人ととどまっていますが、これから増加することを願っています。

ワクチン接種の対象者が高齢者、基礎疾患のある方となっており、重症者を抑えるために重要と考えますが、県民の反応は鈍いように思います。さらなる広報など接種の働きかけを強化する必要があると考えますが、各自治体の取組について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** まず、1点目の新型コロナウイルス感染症の5類変更後の医療提供体制についてお答えします。

5月8日の5類変更から1か月たちましたが、現時点では、県内の医療提供体制に大きな混乱は見られず、スムーズな移行ができております。

一方で、今後起こり得る感染拡大に備えていくことも必要です。

そのため、入院受入れのための確保病床は、重症・中等症患者の受入れへと重点化し、5類変更前の最大確保病床数の約6割に相当する714床を確保しています。これは、第8波のピーク時の重症・中等症の入院患者を十分受け入れられる規模ですが、今後の感染拡大への備えを万全なものとするべく、受入れ医療機関のさらなる拡大に努めてまいります。

また、外来診療を担う医療機関の数は、第8波のピーク時から35か所増加し、806か所に拡大しています。この医療機関数は、過去の季節性インフルエンザの流行時に外来診療を行った医療機関数の約8割に相当しており、同程度の体制に近づいています。今後も、より多くの医療機関が外来診療に対応できるよう働きかけを行ってまいります。

さらに、新型コロナの後遺症の診療に対応している医療機関の数は、県内で134か所となっており、県のホームページでリストを公表しています。リストでは、それぞれの医療機関で対応可能な症状を掲載していますので、症状に応じて受診することができます。この後遺症の診療に対応できる医療機関の数についても拡大を図ってまいります。

県としては、県民が安心して生活できるよう、引き続き、通常の医療提供体制への円滑な移行を進めてまいります。

次に、2点目のワクチン接種についてお答えします。

令和5年度のワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、引き続き自己負担なしで接種が行われます。



接種の対象者は、初回接種が完了した5歳以上の全ての方で、9月以降に、令和5年秋開始接種として、1回接種が可能です。

その中でも、65歳以上の高齢者や重症化リスクの高い方などについては、秋開始接種より前に、さらに1回接種を行うことができます。この令和5年春開始接種は、5月8日から開始されており、現在、接種の実施主体である市町村において、ホームページや広報誌、SNS、新聞広告など、様々な手段により広報が展開されているところです。

県としましても、重症化リスクが高く、ワクチンを接種していただきたい方々に必要な情報が届くよう、県からのたよりやホームページを活用し、周知に取り組んでまいります。また、引き続き、市町村の実施状況を把握しつつ、適切な周知を行っていただくよう市町村に働きかけてまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 5月8日以降のコロナの対応について、今話がありましたように、入院受入れのほう、病床の確保もきちっと進められておりますし、外来の対応医療機関もそれなりの数が今確保できているということで、若干安心をいたしました。

また、後遺症に関しましても、それなりの対応をされておりまして、県内で134か所、ホームページにリストが載せてあるということで、これを利用しながら県民の安心、安全につなげていただければと思います。

現在、第9波にもう私は入っていると思います。定点観測でもそれなりの数が出てきております。ただ、これがどのように継続していくかというのはちょっと見えない部分がありまして、実は、今言った体制に関しては9月31日までとなっ

ています。実は、10月1日以降どうするかという話がこれから恐らく出てくると思います。10月1日以降も、やはりこのような状況が続くようであれば、病床の確保、診療所の確保等もやっぱりこれをやっていってもらわなきゃいけない問題だろうというふうに考えておりますので、それは、医療関係団体ときちっと話をしながら進めていただければというふうに考えております。

また、ワクチン接種に関しましては、熊本県は、他県に比べて今まで進んでいました。5回目までは全国平均より高かったです。ただ、今回の6回目は、全国平均よりも今のところ低い状況になっております。

このワクチン接種は、私、施設で仕事をしておりまして、昨年末に、実はクラスターが発生しました。90歳以上が平均年齢です。その方々が、私、その3週間ぐらい前にワクチン接種をしていたので、やはり重症化せずに済んでおります。そういう意味において、私は、ワクチンは非常に効果があるものだというふうに考えております。

このワクチン接種、6回目がさらに進むように広報活動を進めていただければと思います。このことが、最終的には医療現場の負荷を軽減することにつながるというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

子供医療費助成拡充後の取組についてお尋ねします。

この問題については、令和4年12月定例会において松田議員が質問し、知事は、市町村への意向調査で、全ての市町村が、次年度から新たな施策や施策の充実に取り組みたいと考えていることが分かり、県としては、市町村と一緒に子ども・子育て支援に取り組み、県全体として施策の底上げを図りたいとの観点から、県が負担する子供医療

費助成を令和5年度から拡充すると答弁されています。

現在、県下自治体での子供医療費助成の制度については、対象年齢や自己負担の有無、所得制限など、自治体により異なっていますが、助成内容としては無料化する自治体が増加しています。

この子供医療費の無料化については、以前から、過剰な受診、過剰診療につながり、モラルハザードを引き起こすとも言われています。

東京大学の重岡教授と飯塚教授が、子供医療費助成の導入前後の医療費や通院頻度がどのように変化したかを調査されており、少額でも自己負担を残しておく受診の是非を検討するブレーキとして機能し、無料化すると過剰診療を招くと指摘されています。

少子化が進んでいく中で、今年4月よりこども家庭庁が発足しました。妊娠、出産、子ども・子育て支援が充実されていく中に、子供医療費助成は必要と考えますが、無料化についてはどうなんだろうという疑念があります。やはり、適切な受診と診療には、ワンコインでもいいので、自己負担を求めていくことが必要だと考えます。

そこで、県が拡充した子供医療費助成により、今年度、県下の各市町村での施策対応がどのようになりつつあるのか、子供医療費助成制度の内容を含めて健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 医療費の無償化が過剰受診につながりかねないという課題は認識しております。

そのため、県としましては、過剰受診のリスク等を考慮し、一定の自己負担や所得制限を前提とした補助基準額を認定した上で、市町村に対する助成を行っているところです。

しかしながら、おおむね全ての市町村が、県の

助成制度に単独予算を上乗せする形で、所得制限なく、子供医療費を全額無償化しているのが現状です。これは、家庭環境にかかわらず、いざというときにちゅうちょなく医療機関を受診できる体制の下、子供の命を守ることを重視するとともに、人口減少の対策として、地域に子育て世帯を呼び込む、または流出させないという姿勢の表れと考えています。

次に、議員御質問の県の子供医療費の助成拡充による市町村の対応状況についてお答えします。

子供医療費については、県全体で子ども・子育て施策を底上げするため、今年度、通院は就学前まで、入院は中学生まで拡充したところです。

その結果、新たに6市町において、子供医療費助成の対象がさらに拡充されました。これにより、ほぼ全ての市町村において、高校生まで医療費の無償化が実現することになります。また、そのほかにも、産前産後における妊産婦のサポートや放課後児童クラブの利用料減免など、従来の施策の拡充に加え、子供の居場所づくりなどの子供の利益につながる取組の充実も図られています。

今般国が示したこども未来戦略方針案によると、少子化対策と経済成長の実現は、2030年までがラストチャンスであり、国の持てる力を総動員し、不退転の決意で取り組むとされています。

また、本年秋には、こども大綱において、具体化する支援策等の内容が示される予定です。

これら国の動向を踏まえつつ、県による助成の拡充が着実に市町村の効果的な子ども・子育て施策につながるよう、市町村との意見交換等を通して働きかけるとともに、市町村、企業等と連携して、こどもまんなか熊本の実現を目指して取り組んでまいります。

〔藤川隆夫君登壇〕

○藤川隆夫君 ただいま部長から答弁ありました

けれども、子供医療費助成、これは、やっぱりやっばりやっばりいけないう課題だろうというふうに思っております。ただ、先ほど言いましたように、無料というのはいかがなものかなというふうに思っております。

現在、一部負担を取っているのは熊本市、宇城市、宇土市、これは、私はある意味一番いい形なんだろうなというふうに思っております。

ただ、知事会のほうで、全国一律に子供医療費を助成するべきだという話が出されております。これはこれで私も賛成です。ただ、その場面にあっても、やはり幾ばくかの負担金というのを取る、そのことが、バランスの取れた医療の提供に私はつながってくるというふうに考えておりますので、その部分も含めながら、知事会の中で発言をしていただければ幸いです。

無料化するのとは一番分かりやすいんですけども、でも、やっぱり一部負担というのは私は必要だというふうに考えておりますので、私の意見を述べさせていただきます、今回の質問を閉じさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時11分開議

○議長(淵上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西聖一君。

〔西聖一君登壇〕(拍手)

○西聖一君 熊本市第一選挙区選出・会派立憲民主連合の西聖一でございます。さきの統一地方選挙を勝ち抜き、県民、市民の代弁者として、この

場でまた質問の機会をいただくことを大変光栄に思います。

今回で25回目の質問となります。4月に選挙を終えて、質問に向けての十分な準備もままならなかったところでございますが、様々な課題や疑問点が生じる中で、現場の声をしっかり受け止めながら、県民のために議会ですべてをやらなければならないという思いで登壇をさせていただいております。

今回は、6項目を取り上げました。早速質問に移りたいと思います。

まず、女性が輝く社会についてお尋ねいたします。

4月の統一地方選挙の結果、熊本県議会における女性議員は、1人から5人へ増えました。以前から、議会の女性議員の数を増やすことが必要だという世論がある中で、今回の選挙結果は歓迎すべきものと思います。

国際情勢を見ても、女性議員数を一定程度確保するためのクォータ制度は、世界196の国と地域のうち118の国と地域で制度導入がなされているようです。また、フランスでは、男女同数となるようにパリテ法を制定して、女性議員の確保を目指しています。

残念ながら、日本では法制化までは至っておらず、総論では賛成であっても、各論に入れば個別事情が優先されるということでしょうか。

さて、立憲民主党は、女性候補者の掘り起こしに力を入れており、選挙の公認候補には支援拡大の取組も実施してまいりました。

今回の統一地方選挙において、女性の県議会議員が議席を得ることとなり、それなりの成果が出たところです。また、各政党も同様な取組をされているのではと思いますが、その結果、県議会議員選挙で5人の女性議員が当選したことは、県政

史上初めてのことであり、今後の活躍が大いに期待される所です。

一方、私が立っている登壇席の後方、執行部側の答弁者には、女性の姿が見えません。一昨年までは1人いましたが、昨年からはゼロの状況です。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

九州各県の状況は、内閣府男女共同参画局が調査した部局長相当職への女性登用の令和4年4月1日時点での数値によりますと、資料のとおり、鹿児島県が最下位、熊本県は4%という低さです。佐賀、大分、沖縄が10%以上あることと比較すると、女性登用が進んでいないと言わざるを得ません。

蒲島知事は、全国に先駆けて、熊本県女性の社会参画加速化会議を約10年前の2014年8月に設置しています。また、九州知事会の九州創生アクションプランの人材活躍プロジェクトチームの中で、女性活躍のロールモデル担当のリーダーを九経連の倉富会長と担っておられますので、これまで以上に県全体を女性が輝く社会にするための取組を推進するとともに、本県における女性登用についても頑張りたいと思います。

これらを踏まえて、今回の選挙結果で女性議員が5倍になったことに対する所見並びに期待像、そして足元である県の組織の管理職に女性が登用されやすいように、県職員の女性活躍をどのように進めておられるのか、知事にお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、女性議員が5倍になったことの所見と期待することについてお答えします。

4月の統一地方選挙では、全国の自治体において女性議員が増加したことが話題となりました。

本県議会でも、女性議員は過去最多の5人の方が当選されました。このことは、女性の政治参加を求める県民の意識の変化が、選挙結果に表れたのではないかと認識しています。

女性の政治参加が進むことは、政治に多様なニーズや意見を反映させる観点から極めて重要であり、社会全体がよい方向に向かうと考えています。

地方自治は、住民の声が届きやすく、反映しやすいことから、民主主義の学校と言われております。

県議会におかれては、県民の多様な意見の代弁者である各議員が議論を重ね、県勢の発展につながっていくことを期待しています。

議員御紹介の女性の社会参画加速化会議では、産学官と連携したヒゴロッカ サミットを開催し、男女共同参画社会の実現に向けた情報発信、機運醸成に取り組んでいます。

また、企業トップセミナーの開催や女性経営参画塾等の実施により、企業における意識改革や女性のキャリアアップを支援しています。

次に、お尋ねの県職員の女性活躍についてお答えします。

私が知事に就任して以降、女性職員を県政のあらゆる分野で積極的に登用し、活躍の場を広げてきました。これにより、知事部局の課長級以上の管理職に占める女性の割合は、就任時の4.2%から、現在は14.1%に増加しました。

取組の成果は着実にできていると考えております。かつては、女性初という形容詞が使われる場面もありましたが、今後はそうした形容詞は不要になるものと思っています。それから、皆様方から見る執行部の席も、きっとこれから女性が増えるんじゃないかと思っております。

今後も、私が先頭に立って、県職員も含めたあ



らゆる分野における女性の参画拡大、女性の活躍に向けて、粘り強く取組を進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 知事の所見では、県民意識の変化が選挙結果に表れたのではないかということでございます。この所見を私なりに解釈すれば、一般的に、東京、大阪、福岡のような都市化が進んでいる議会では女性の議員が多くなっていますから、そういう意味では、熊本の県民意識も少しずつ都会風になってきており、女性議員の必要性が求められているのだというふうに感じています。

質問で引用しました内閣府男女共同参画局が、今年の6月に発表した全国女性の参画マップという資料があります。

この資料を見ますと、議員や管理職、各種委員の様々な項目での熊本の順位は、いずれも下から数えたほうが早い位置にあり、全国からすると、女性の社会参画が遅れていると考えられます。知事も就任以降頑張っておられるようですが、全国中位となるまでには、まだまだ時間がかかりそうです。

ただ、県職員の女性登用については、知事からも答弁ありましたとおり、直近のデータで、知事部局の係長級以上の女性職員が25%以上、課長級相当以上の女性職員が14.1%と年々増えてきていますので、来年あたりは答弁席に女性職員の姿があるのではないかと期待をしたいと思います。

あらゆる分野における女性の参画拡大を通じて、女性の活躍する熊本の実現に向け、さらなる知事のリーダーシップを期待いたしたいと思います。

次に、県職員の働き方改革の取組についてお尋ねいたします。

働き方改革については、働き過ぎによる過労死やメンタルダウンにより、離職、退職をせざるを

得ない状況が頻発したことを受けて、政府を挙げて取り組んでいるところです。

本県においても、時間外勤務時間の抑制やサービス残業の撲滅に向けて、職員組合の意見も取り入れながら実施しており、成果も出ているところと認識しています。

また、最近では、多様な勤務形態の選択を可能とする一方策として、時差出勤制度の導入、コロナ感染対策中のオンライン業務の推進など、社会構造の変化に対応した取組も見られるところです。

そのような中で、今年から、勤務間インターバル制度の試行と男性職員の育児休業取得を促進するハッピーシェアウィークスという制度が新たに導入されているのでお尋ねいたします。

まず、勤務間インターバル制度の試行についてですが、この制度は、観光バスの運転手の連続勤務による事故や国会対応の職員の苛酷な勤務状況等の報道を受けて、過労死につながるおそれのある長時間勤務を職員に命じることを控える制度だと認識しています。

具体的内容は、終業時間から次の始業時間までの間の休息時間を十分確保することにより、職員の生活時間や睡眠時間の確保によるワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上を図るためとされています。インターバルの時間については、原則11時間を空けるようにするとともに、管理者は、最低9時間のインターバル時間が確保できなかった場合には、各部局長に報告した上で人事課へ報告するものとなっています。

制度の内容、運用の仕方については、労働組合の目指すところと一致していますが、現場職員からは、いろんな不具合が報告されているようです。

例えば、年度末の報告業務や補助金取りまとめ

業務など、提出期限に追われている職員や、昼間は対人や対動植物がメインの職場で、夕方から一日の業務を整理するような職場の職員は、突発的なことも多く、ルーチンで規則的に業務を遂行することが困難な職場もあります。

また、平日の業務がたまってくると、その分を土日にせざるを得ない職員も数多く出ているようです。私も、土日に議会棟にやってくると、朝から夕方まで職員の車が路上にあふれているのをよく目の当たりにしていますが、職員の皆さんは大変だなと思うと同時に、きちんと時間外勤務命令が出ているのかと懸念をしています。

また、この制度には、管理者の報告義務があり、職員に対して、できるだけ勤務間インターバルを確保するように指導していることから、担当の職員は、結果的にはサービス残業につながってきている場合もあるのではないのでしょうか。

さて、もう一点は、ハッピーシェアウィークスの取組です。

これは、全ての男性職員が、子供が生まれてから2か月以内に育児に関する休暇、休業を14日以上取得するという制度です。産後2月までは産後鬱のリスクが高いとされ、この時期に男性が子育てや家事にまとまった時間を持つことは、家族を守り、質の高い生活を送るために大変意義があるそうです。県が率先し本制度を導入したことは、政府を挙げて子育て支援政策の取組を推進する中において、すばらしい取組だと考えます。

ただ、これまでも、育児休業に関しては、女性職員の代替職員の確保も困難な状況もあると思いますし、男性職員が休みたくても、周りの職員に負担をかけるので休みにくい現状があるのではないかと懸念をしているところです。

制度導入して4か月ほどになりますが、対象男性数はどれくらいあり、利用率はどれくらいの現

状なのでしょう。

質問に取り上げたこれら2つの制度は、ただいま述べたような問題点はありますが、働きやすい職場を目指す県の本気の姿勢が見えるよい制度だと思います。定着に向けて、これからの取組を総務部長にお尋ねいたします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) まず、勤務間インターバル制度についてお答えいたします。

職員の生活時間の確保によるワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上等を図るため、国に先駆けて、勤務間インターバル制度を本年2月から試験的に導入しました。

この制度は、職員一人一人が日々自らの生活時間を意識し、勤務時間内で業務を効率的かつ計画的に遂行する意識を持つことで、業務見直しなど長時間勤務縮減のきっかけにしようとするものでございます。

同時に、職員がインターバル時間を確保できない状況にあることに管理職が早く気づき、業務分担を変更するなど適切に対処することで、本制度の趣旨が達せられるものと考えております。

なお、本制度自体、サービス残業を生じさせるものではないと考えておりますが、運用面で目配りしていくことも必要と考えております。

引き続き、周知徹底を図りながら、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めてまいります。

次に、ハッピーシェアウィークスの取組についてお答えいたします。

この取組は、全ての本県男性職員が育児休業を取得するという育休文化の定着を目指して、本年1月から開始いたしました。

直近の集計によれば、取組開始後に子供が生まれた知事部局男性職員は21人でございます。全員

がハッピーシェアウィークスの取組に基づき、合計14日以上のお休みや育児休業を取得しております。結果として、令和4年度における男性職員の育児休業取得率は、41.2%と過去最高の割合でございました。

一方で、育児休業期間が短い場合、代替職員の確保が難しいという状況がございます。このため、妊娠判明後、早期に申出を受けることで、計画的な業務分担の見直しや職員の配置調整など様々な代替措置により、全ての職員が育児休業を取得しやすい環境の整備を進めてまいります。

これら2つの取組は、現在働く職員の幸せにつながるのももちろんのこと、優秀な職員の確保、定着にもつながるものと認識しております。

今後も、課題に丁寧に対応していきながら、それぞれの制度の定着に取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 総務部長の答弁にありましたが、国に先駆けて導入されており、課題に丁寧に対応しながら制度に取り組む姿勢は、大変評価をいたします。

ただ、運用に当たっては、休息時間の確保のため、インターバルの時間遵守にとらわれ過ぎるのではなく、管理職が早期の気づきや不要不急の業務の見直しを行うことが重要です。この点は、総務部長の答弁にもあったところですが、全てを全力で取り組む真面目な県職員が多い中で、管理職となった職員が取り組んだ具体的な業務の見直しやその成果の把握を人事課でもしっかりしていただくことが重要だと思います。

また、ハッピーシェアウィークスの取得率は、思っていたよりも高く感じました。私は、昭和58年に県庁に入庁しましたが、当時は、24時間働けますかというCMが当たり前のように流れるほど、家庭も顧みないで猛烈に職務に専念する上司や同僚を

見てきました。

今回の男性の育休取得率の高さは、やはり時代の流れだと感じますし、子育てを、男女ともに育児に関わる大変よい制度ですから、ぜひとも県下の市町村等にも制度の推進をしていただきたいと思いますし、本県が働きやすい県として、さらには優秀な人材確保につながるよう、制度の定着を期待したいと思っております。

次に、牛乳の生産安定と消費拡大対策についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ戦争によって、物流の制限がかかるようになってから、飼料、肥料、燃油等の不足や高騰により、小資源国の我が国は、物価高が急速に進み、大変な状況になっています。

このような現状が、本県の基幹産業である農林水産業に与える影響も大変大きいことは周知のとおりです。

中でも、酪農家の厳しい現状は、全国的に問題となっています。餌代や電気料金の高騰により経営が厳しくなる一方で、全国的に生乳が過剰となり、乳価が生産者価格と見合っていない状況が続いています。

その対策として、乳量の生産調整を行い、さらには奨励金を出して頭数削減を進める政策が実施されています。

北海道では、余った牛乳が廃棄され、また、乳雄のぬれ子は、肉用牛用に競りにかけて販売され、経営の一助となっていますが、その子牛の競り価格が500円であったり、場合によっては1,000円を渡して業者に引き取ってもらう報道を目にして、酪農家でない私でも、一体国の農政はどうなっているのかと首をかしげたくになります。

さらに、熊本県では、TSMCをはじめとする様々な半導体関連企業が進出予定されたことによ

り、工業用地を確保するために農地を転用する旨の報道が広がり、農地を売りたい地主が、これまで酪農家に飼料畑として貸していた農地を、工場用地や宅地転用のために返してほしいと借主に訴えるという事態が生じてきています。

私が伺ったところでは、返還を求められている借主は、空いている近所の10アールの農地をめぐって、奪い合いのような状況になっていることや、泗水から御船まで出作して、空いている農地を借りて、飼料作付を実施しているそうです。

また、畜産クラスター補助事業は、10%の規模拡大が補助要件の一つとなっていますが、肝腎の作付拡大のための借入農地が不足してきたことや、頭数を削減させる国の指導、そして物価高騰による餌代の経費が経営を圧迫している現状に、何のために営農を続けているのか分からないと、将来を悲観している後継者がいかに多いかということでした。

もちろん、国をはじめ、県も対策には万全を期して臨んでいるところではありますが、このままでは、これを機に廃業する酪農家も多く、新規参入が難しい分野ですから、生産者は減る一方です。

また、今回、生産調整のため生産頭数を減らしましたが、新たに頭数を確保し、搾乳量を戻すには、2年ぐらいかかると言われています。通常、夏場は乳量が減る時期となりますが、今回の措置により、今年の夏は生乳が不足するのではという話が既に出ているようです。

需要と供給で販売価格が決まっていく中で、供給量不足から、消費者への販売価格が上がり、高額なものとなれば、将来、学校給食での牛乳が飲めなくなる日もそう遠くないのではないかとさえ危惧をいたします。

戦後、学校給食が導入され、子供たちに栄養改善を図るため、大変まずい脱脂粉乳がおいしい牛

乳に変わったことや、消費者も安くて良質な牛乳が飲用できるようになったのは、このような国策の下に頑張ってきた生産者の努力のたまものです。

また、生乳だけではなく、チーズ、バター、ソフトクリームなど特色ある地域の乳製品も数多く出回るようになったことも、まさに地元の生産者の努力があつてのことです。

今回の危機的状況並びに今後の酪農経営の維持については、本来的には国の施策がしっかりしなければなりません。西日本一の酪農県として、経営の維持発展に向けての長期展望をしっかりとしたものにして、県民においしい牛乳を安定供給していくための戦略や消費拡大対策が今必要だと考えますが、農林水産部長にその点の考えをお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 酪農経営においては、円安やウクライナ情勢による飼料価格の高騰に加え、副収入となる雄の子牛の価格低迷により収益性が低下しています。さらに、生乳需給の緩和による生産抑制や、昨年11月の乳価引上げに伴う牛乳・乳製品価格の値上げにより消費が低迷し、厳しい状況となっています。

議員御指摘のとおり、牛乳の安定供給のためには、酪農経営の安定と消費拡大が必要です。

国においては、昨年度末に取りまとめられた畜産・酪農緊急対策パッケージの下、配合飼料価格安定制度への特別補填等の飼料高騰対策のほか、子ども食堂等での消費拡大対策が講じられています。

県としては、まず、飼料価格の高騰に対する激変緩和措置として、昨年度、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部助成や購入粗飼料等のコスト上昇分の一部補填を行っており、本年度



も、措置を継続したいと考えています。

次に、生産対策として、効率的に後継の雌牛を確保する取組への助成を行い、生乳の安定生産を図ってまいりたいと考えています。

また、牛乳の輸出については、熊本県酪農業協同組合連合会が香港を中心に輸出量を伸ばしています。今後、牛乳工場における輸出先のニーズを踏まえたCAPの改良のための施設整備や海外でのプロモーション活動を支援し、県産牛乳の輸出拡大につなげてまいります。

一方、生産者団体と乳業メーカーの交渉により、本年8月にも乳価の引上げが決定されており、消費が一層低迷することが懸念されています。そのため、消費拡大対策として、消費者に向けた牛乳の機能性等の理解醸成や消費キャンペーンの取組を支援してまいりたいと考えています。

そのため、これらの施策について、本定例会に関係予算を提案しています。

加えて、現在、国において適正な価格形成の仕組みづくりに向けた議論が、牛乳を含む畜産物から進められており、県では、その動きを注視しながら、我が国の実情に合った仕組みとなるよう、引き続き国へ強く要望してまいります。

企業進出により、酪農向け飼料用農地の確保が困難となっている農家への対応も含め、今後とも、関係団体と連携し、西日本一の酪農県として、牛乳の安定供給につなげてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 農林水産部長から力強い答弁をいただき、少し安心をいたしました。状況は容易ではないということも言うまでもありません。

少し話がそれますが、本県は、イグサ生産日本一の県です。20年ほど前、私は、イ業振興の担当をしておりました。当時は、中国からの輸出攻勢により国内イグサの価格が暴落する状況でした

が、1,000戸の農家と1,000ヘクタールの作付面積を維持するという目標を基に、高品質のイグサの生産振興や価格維持のための県単独事業の価格補填事業も続けているところです。

それをもってしても、残念ながら、現在は、面積、戸数も、その半分以下に減少しています。これは、国内量の需要が減ってきていることが大きな原因の一つであり、需要の喚起は、生産者にとって本当に希望の施策だと思います。

話を戻しますが、現在、県下の酪農家は約400戸です。そのうち菊池地域に140戸と集中をしています。ここ数年、毎年15戸程度廃業していると同っていますが、このままですと、単純計算で、あと30年で酪農家はいなくなることとなります。

ただ、本県以上に他県の酪農家の減少スピードが早いのではと考えれば、今こそ本県がしっかりと県内酪農家の支援をし、将来の展望を示すことで、西日本一の酪農県が守られることになると考えます。

来週は、父の日です。県酪連等の生産者では、「ちち」をもじって、牛乳飲用促進の一環で、知事表敬の取組を毎年行っておられますが、さらに県民が広く県内産牛乳の愛飲運動に取り組むよう、農林水産部長にはよろしく取組をお願いしたいと思います。

続きまして、阿蘇くまもと空港の利用についてお尋ねをいたします。

3月23日に阿蘇くまもと空港新旅客ターミナルビルが供用開始されました。蒲島知事の大型空港構想の一部が具現化されたところです。民間航空会社としての新しいターミナルビルは、ゲートも増設され、国内線、国際線が一体化した建物の中で利用でき、利便性の効率化が期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症が収まり、感染症の取扱いも2類から5類へ変更されたことで、これか

ら国内外の多くの観光客やビジネスマンの利用が見込まれ、世界と地域に開かれた九州セントラルゲートウエーとして展開していくことが期待されます。

さて、この空港整備の大きな柱の一つとして、地域に開かれた交流施設としての位置づけもされています。知事の大型空港構想の下、仙台空港や福岡空港と同様に、民間の航空会社が運営することで、利用者が一日中楽しめるようなスペースになるものだと期待していました。

新しい空港ビル内には、これまでにはなかったレストランをはじめとする飲食店やグッズショップが26施設配置され、直接空港を利用しない私たち県民も利用してみたいと思うような宣伝も大々的になされていました。

実際に施設を訪れてみますと、落ち着いた木目調の1階フロント、そして3階の検査所を通過した待合室は、国際空港のような仕様であり、魅力ある店舗やゆっくりくつろげる空間もあり、想像以上の空港ターミナルに生まれ変わったと思います。

しかし、これらの利用は、手荷物検査所を通過した方しか利用できません。知事が述べられている地域に開かれたにぎわい空間が実現するのは、2024年秋頃完成予定の2期目の構想とされています。

残念ながら、この話は県民には届いておらず、新しい空港に行って、飲食店やショッピングが利用できるかと期待していたが、搭乗券がなければ利用できなかった、見送りや出迎えの県民が利用できるのは、1階にあるセブンイレブン等4店舗だけ、期待して出かけたのに、もう二度と利用せんばいという多くの声が私の耳に届いています。

また、天草空港と熊本空港を往復利用して、新しい施設利用を楽しみにしてきたのに、空港に到

着しても施設は利用できず、往路券を持っていても入場1時間前の受付制約等があり、結局、空港内で2～3時間、ぼうっと椅子に座っているしかすべがなかったという話も伺いました。

先日、このような状況を空港に伺ってお話をさせていただきました。空港関係者も、そのような話は認識していますが、セキュリティーの関係で、一般者の利用は今のところ困難ということですので。

空港ターミナルビル施設利用に当たっては、熊本から搭乗する国内線利用者の多くは、1時間前ぐらいのぎりぎりに空港に到着しますし、到着者は施設利用ができません。今のところ、飲食のサービスをゆっくり利用できるのは、熊本でのビジネスや観光を終えて帰る搭乗者ぐらいではないでしょうか。

できれば、空港利用者に加えて、出迎え者や見送り者が一緒に会食する時間を楽しめる場を提供することや、飛行機を見に来る子供連れの家族も利用できるようにすることが、空港施設入居事業者にとっても売上げの向上につながり、空港のにぎわいというものが高まるのではないかと考えます。

今後、県では、空港アクセス鉄道の建設も議論されていますが、その計画では、年間622万人近くの利用者が想定されています。この利用者数を達成するためには、空港施設の利用者を増やすことが重要であり、広く県民に利用されやすい空港ターミナルビルにしていくべきだと考えます。

今回問題となっている点は、早急に改善すべきだと考えていますが、地域に開かれた阿蘇くまもと空港を目指して、今後の取組について、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長高橋太郎君登壇〕

○企画振興部長（高橋太郎君） 阿蘇くまもと空港

の利用についてお答えいたします。

平成28年の熊本地震で大きな被害を受けた阿蘇くまもと空港は、運営会社である熊本国際空港株式会社により整備が進められています。

整備に当たっては、航空機の運航を継続しながら計画的に進める必要があることから、工事が2期に分かれています。今般3月に、第1期工事が完了し、メインとなる旅客ターミナルビルが完成して、主に航空機を利用する方々向けの店舗が整備されている状況です。

現在、第2期工事として、旧国際線ターミナルビルの解体に着手し、その跡地に地域に開かれた広場が来年の秋頃に整備される予定です。それに合わせて、お見送りの方やお出迎えの方など、誰もが利用できる商業施設が開業する計画となっています。

それまでの間、当面の対応として、運営会社では、臨時の飲食店ブースやキッチンカーの出店などの取組を実施しています。

県としましては、今後、地域に開かれた広場や新たな商業施設が開業することを、広く県民の皆様様に周知するとともに、一日も早く御利用いただけるよう、運営会社と協議を進めてまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 企画振興部長からは、2期目の工事により地域に開かれた広場が整備され、そこと併せて誰もが利用できる商業施設が開設するという答弁です。そのときには、今回のような県民の失望の声が出ないように、空港ターミナルビル運営会社と連携して、いろいろ申し上げた点についての改善結果を出していただくようお願いしたいと思っております。

また、質問の中には取り上げていませんでしたが、空港利用者からは、朝の早い時間帯には3階の店はほとんど開いておらず、朝食を取ることが

できないとの声も伺っています。手荷物検査所を通過すると、1階のコンビニ店に戻ることもできないので、せめてカレーぐらい提供してくれる店があったらという要望も伺っています。今後の改善に期待をしたいと思います。

県が直接運営している会社であれば、かなりこういう改善もスムーズに行くんでしょうけれども、やっぱり民間空港会社ということで、なかなか難しいのかと思いますが、県も2%は出資をしているわけですから、広く県民に利用される施設として、改善に向けて、県の積極的な姿勢をお願いしたいというふうに思います。

次に、マンガ県くまもとの取組についてお尋ねをいたします。

漫画「SLAM DUNK」は、熊本大学に在籍した漫画家井上雄彦氏の代表作ですが、今年に入り、この映画が、日本はもとより、隣国の中国でも大人気となっていることは御存じのとおりです。この作品だけではなく、近年は、「鬼滅の刃」や『ONE PIECE』が世界中の映画興行収入を塗り替えるような人気作となっています。

また、近年の映画だけではなく、以前から、テレビアニメの「ドラゴンボールZ」や「NARUTO」「キャプテン翼」などは、世界中の子供や若者から支持され、テレビアニメを通して日本語を覚え、そして漫画、アニメの聖地である日本を目指して、多くの海外の若者が訪れている今日です。

このように、日本が誇る漫画・アニメコンテンツは、世界の若者に通じるものがあり、心が通い合うことで、世界平和や経済の活性化に資するものだと私は考えています。

このようなことも踏まえて、私は、10年前から、本県出身の尾田栄一郎氏の漫画『ONE PIECE』を活用した県の活性化策を唱えてきたところです。

7年前に未曾有の大地震がこの熊本県で発災しましたが、熊本地震を契機として、尾田栄一郎氏並びに集英社さんの協力を得て、熊本復興プロジェクトが始まり、現在に至っています。

プロジェクトの一環で、麦わらとその仲間の10体の銅像も設置されたことで、被災地復興と併せて、多くの観光客が本県を訪れるようになりました。

また、本年度から、阿蘇の高森高校に日本初のマンガ学科が設置され、定員の40名を超える募集があったことも周知のとおりです。

先日、その高森高校にお伺いし、取組等を視察させていただき、あわせて、エンタメ業界と連携した熊本県立高森高等学校の魅力化と新たな時代に求められる人材育成というコンセプトの下に、漫画、アニメのシリコンバレーを目指す高森町の草村町長の施策や本年全線開通する南阿蘇鉄道の取組等も伺ったところです。

高森高校には、日本の若者が集まり、学び、これからの日本の漫画界で活躍することが期待されますし、協定を結んでいるコアミックスさんは、世界から漫画家を集めて育成し、母国で活躍させる戦略を進めるということで、将来、世界の漫画に阿蘇の風景や熊本での生活がバックヤードとして描かれることで、熊本のPRにつながると伺い、まさに本県が漫画の聖地になっていくことを感じます。

あわせて、このような人材育成のためには、教育費だけではなく、生活や交通に対しても投資が必要で、町では、ふるさと納税を活用した基金を創設するなど、様々な予算の工夫もされています。

漫画、アニメというと、一過性のイベント的な取組が頭に浮かびますが、高森町での取組からは、若者が夢の持てるまちづくり、学校づくり、

そして結果として地域活性化につながっていくような長期的な展望に立った施策を感じたところです。

本県も、産官学連携によるマンガ県くまもとの施策に取り組んでいるところですし、ようやくコロナ感染症も落ち着く中、阿蘇くまもと空港に新旅客ターミナルビルがオープンし、東アジアのゲートウエーとして、ますますの集客が期待されているところです。

そこで、今後のマンガ県くまもとの取組をどのように進めていかれるのか、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 漫画、アニメには、いわゆる聖地巡礼による観光客の増加など、直接的な経済効果に加え、関わりのある地域や人々に夢や誇りを与える力があります。

県では、これまで、本県ゆかりの作品とタイアップして、災害からの創造的復興や交流人口の拡大に取り組んでまいりました。

熊本地震からの復興を後押ししてきたONE PIECE熊本復興プロジェクトでは、県内9市町村に設置した10体の像を起点とした周遊観光促進に取り組んでおります。

今年度は、来月全線開業する南阿蘇鉄道と連携し、『ONE PIECE』コラボ列車を運行します。また、沿線地域にキャラクターのARを出現させ、にぎわいを創出します。

さらに、来月15日には、ロビン像が設置されている旧東海大学阿蘇キャンパスに、震災ミュージアムの中核拠点K I O K Uをオープンします。熊本地震から力強く復興する熊本を、『ONE PIECE』を通して、世界中の人々に体感していただきたいと考えています。

また、令和2年7月豪雨の被災地である人吉・



球磨地域では、アニメ「夏目友人帳」とコラボした取組を進めています。昨年度は、夜の町歩きが楽しめるキャラクターの影絵の点灯や、モデルとなった場所などをタクシーで巡るガイドツアーを開始し、好評を博しています。

今年は、アニメ15周年という節目の年に当たることから、地元の10市町村とも連携し、さらなる誘客と周遊を促進する新たな企画の準備を進めています。

このような漫画、アニメを活用した取組は、議員御指摘のとおり、海外のファンにとっても大変魅力的なコンテンツと承知しています。本格化するインバウンド需要の獲得に向け、積極的に情報発信を行ってまいります。

また、これらの漫画、アニメに係る取組を着実に地方創生につなげていくためには、人材育成が重要です。

本年4月から、議員御紹介の高森高校のマンガ学科に加え、平成音楽大学の声優コースも開設されました。

また、産官学金で構成され、県も参画するくまもとマンガ協議会では、県内の漫画家が活躍できるよう、作品の発表の場を提供する準備を進めています。

今後も、地域や学校など県内の様々な関係者と連携して、漫画、アニメを生み出す環境づくりなどを進め、若者の地元定着など地域の活力向上につなげてまいります。

蒲島県政4期目の集大成となる本年、漫画、アニメの力を最大限に活用して、災害からの創造的復興、そして地方創生の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 観光戦略部長から、今年度の様々な取組を答弁いただきました。

漫画、アニメファンが大変楽しみとなるイベントになると期待をいたします。

また、くまもとマンガ協議会が、県内の漫画家が作品を発表できる場を提供する取組は、高森高校マンガ学科や平成音楽大学声優コース開設と併せて、熊本県の漫画、アニメの聖地としての高評価につながっていくものと期待をいたします。

今後も、マンガ県くまもとの取組で、若者に期待され、若者が集まる活気のある熊本に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、八代児童相談所管内への一時保護所の設置についてお尋ねをいたします。

この質問は、我が会派の鎌田県議も昨年12月議会で取り上げ、開放型の一時保護専用施設の充実を進めるとの答弁をいただいておりますが、現状では緊急的な閉鎖型の一時保護所なども必要であることから、改めて取り上げさせていただきます。

全国の児童虐待相談対応件数は、少子化が進んでいるにもかかわらず、右肩上がり増加しており、本県も同様の傾向です。また、悲惨な事案が報道されるたびに児童相談所の対応が問われています。

私は、本県での虐待案件にしっかりと対処できるように、児童相談所の職員数の増加、専門職の配置、八代児童相談所の改修、児童養護施設への一時保護専用施設の設置等についての質問を重ね、執行部におかれては、これまでもしっかりと取り組んでいただいているところです。

さて、県で行う児童虐待対応の一つに一時保護があります。これは、虐待通報等を受けた児童を親から隔離、保護し、最終的な措置が決定するまで、児童の当面の生活を見守るために、公的に一時保護所などで預かるというものです。

本県には、児童相談所が中央と八代の2か所設

けられていますが、閉鎖型の一時保護所は、中央児童相談所に1か所あり、開放型の一時保護専用施設も、県北、県南に2か所開設されていますが、冒頭に述べましたように、児童虐待相談対応件数の増加により、必ずしも十分な数が確保されているとは言えないのが現状です。

特に、水俣や球磨地域を含む県南地域が管轄区域である八代児童相談所管内には、県の閉鎖型の一時保護所がなく、開放型の一時保護専用施設が1か所しかないことから、事案が発生するたびに、担当職員は大変な労力を伴うと伺っています。

もう少し具体的に申し上げますと、夜中に通報を受けて、職員が現場に駆けつけ、虐待を受けている児童を預かります。この場合、県の閉鎖型の一時保護所や開放型の一時保護専用施設、児童養護施設等への一時保護委託などで対応しなければなりません。複数の関係先と調整しなければならず、しかも深夜ということもあり、その調整が困難な場合などは、八代児童相談所の職員が児童とともに別の場所で一夜を明かすこともあると聞いています。

特に、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大で、PCR検査により児童の陰性が証明されないと受入れができないところが多く、このようなケースが数件発生したと聞いています。

県の閉鎖型の一時保護所や開放型の一時保護専用施設は、満杯の場合が多く、入所がかなわないこともあるようです。

また、一時保護をする児童は1人とは限りません。仮に、3人兄弟であれば、3人とも親から隔離する必要もあることから、全員の受入れを児童養護施設等に依頼することとなりますが、受け入れられる施設等も決して余裕があるわけではありませんし、新しい児童が入ることによって、それまで

の入所児童の人間関係が壊れることも想定されるため、どうしても慎重な取扱いとなります。

八代児童相談所では、虐待等を含めた相談件数は年間800から900件ほどあり、その中で、一時保護を要する案件は80件程度あると伺っています。案件のために、先ほど述べたように、度々複数の関係先と調整しなければならない等の手間暇を考慮すれば、自前で安心して預けられる閉鎖型の一時保護所を八代児童相談所管内に設置することが必要ではないかと考えます。

しかしながら、予算や人員体制を考慮すれば、県の閉鎖型の一時保護所を新たに設置するのは困難な現状から、児童養護施設による開放型の一時保護専用施設の設置促進を図るしかありませんが、それもなかなか難しいようです。

そこで、例えば、廃校となった学校施設や保育施設等を借り上げておいて、案件が発生した場合、一時的に職員を配置して対応するシステムの導入や、現在施設整備が行われている県立の児童自立支援施設の清水が丘学園に、児童の受入先が決定するまでの緊急避難的な一時保護の機能を持たせるような対策も考えてはどうかと思います。

政府の子育て政策の一環で、本県も「こどもまんなか熊本」宣言も高らかに掲げたわけですから、子供の安全、安心を確保する視点から、一時保護所についてもしっかりと対応をするべきだと考えます。

県南地域を管轄する八代児童相談所への一時保護所の設置についてどのように考えているのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長 沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 近年、児童虐待への社会的関心が高まり、相談対応件数が5年前と比べて倍増したことなどで、一時保護件数も急激に増加し、県が設置する閉鎖型の一時保護所や開

放型の一時保護専用施設も慢性的に満杯になっている状況です。

これは、子供が危険にさらされるおそれがある場合だけでなく、不適切な養育などにより子供の権利が侵害され、現在の環境に置くことが明らかに看過できないと児童相談所が判断した場合にも、ちゅうちょなく一時保護を行っている結果だと考えています。

一時保護所は、子供を一定期間、安全な生活環境下に置き、子供の行動面の観察や意見聴取を行いながら、情報収集や心理検査、生活指導などの専門的な対応を行う施設です。

議員御提案の廃校となった学校施設や保育施設等の活用は、安全面や生活環境面、人材確保など様々な課題があり、困難であると考えています。

現在改築整備を行っている清水が丘学園については、新たに稼働した後の利用状況等を踏まえ、活用の可能性を検討したいと思います。

なお、閉鎖型の一時保護所については、保護者からの強引な引取りを防止するなど、一定の役割がありますが、自由な外出を制限することになるため、国のガイドラインにおいて、子供の権利擁護や学習権保障の観点から課題があるとされています。

そこで、本県では、令和3年度までに、開放型の一時保護専用施設を2か所設置し、子供が学校へ通学できる環境を整えるなど、一時保護機能の充実強化を図ったところです。

今後は、開放型の一時保護専用施設の拡充に向けたさらなる検討を進めるとともに、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等と連携し、速やかな一時保護委託ができる環境づくりを進めてまいります。

今後も引き続き、子供の権利が守られ、安全、安心な環境で適切なケアが提供できる一時保護体

制の充実に向け、取り組んでまいります。

〔西聖一君登壇〕

○西聖一君 本県の令和4年度の児童虐待相談件数の速報値は、過去最高の2,764件で、対前年比で1.18倍となっています。

コロナ禍の中、虐待件数は増えるだろうという予測を伺っていましたが、現実の数字となってきました。今後も物価高等により貧困家庭が増えてくるという意見もある中で、児童の虐待件数はますます増えていくのではないかと懸念をいたします。

児童相談所や一時保護所が忙しくならないことが社会にとって健全なものでしょうが、今現在は、ニーズに対応し切れておらず、結果的に子供たちをしっかりと守れる体制にはないということです。

閉鎖型から開放型への一時保護所に向けての取組を強化する方向は理解できますが、相当時間を要するのではないのでしょうか。提案の一部は検討するという答弁をいただいたので、ともかく現状の対応改善を早急をお願いしたいと思います。

以上で本日の質問は終わります。

時間ばかり行く予定でございましたが、少し早かったのかなと思います。お昼前なので、これくらい余裕あったほうが皆様にも喜ばれると思いますので、これで本日の質問を終わらせていただきます。

皆様には御清聴いただきまして、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（淵上陽一君） 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時7分休憩

午後1時8分開議

○副議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

城下広作君。

〔城下広作君登壇〕（拍手）

○城下広作君 熊本市第一選挙区・公明党の城下広作でございます。

改選後初めての質問になります。全力で頑張っていきたいと思っています。ただ、時間が間に合うかということもありますので、少々抑揚をつけながら、急ぐところは急ぐ、また、ゆっくり言うところはゆっくり言うという形で、メリハリをつけていきたいと思っています。よろしくお願いをいたします。

では、最初の質問でございます。

熊本地震について。

熊本地震から本年4月で7年の歳月がたちました。貴い命を失われた御家族の皆様、大切な家屋等をなくされた方々にとっては、何年たっても心の傷が癒えることはないと拝察いたします。

我々公明党熊本県本部は、震災の年の7月に、熊本地震から必ず復興を成し遂げるとの思いから、熊本地震復興会議を立ち上げ、先月13日には第9回目を開催、党より山口代表、御来賓として蒲島知事に御参加いただきました。蒲島知事、ありがとうございます。

この7年間の復興状況を見てみますと、阿蘇方面に通ずる主要3道路の復旧、益城町の土地区画整理事業の着手や県道の4車線化の着手、阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルの開業、益城町役場や宇土市、八代市の各市役所の完成、来月には、南阿蘇鉄道が全線開業を迎えます。

この復興に至るまでには、国の支援、被災者の努力と県民の協力、政治や行政の後押しもあり、なし得たものだと思えます。改めて、復興に携われた皆様方に敬意を表します。

そこで、第1点目の質問ですが、蒲島知事にと

っては、恐らく在任期間中で熊本地震はとて大きな出来事の一つであると思えます。発災当初から今日まで、我々には計り知れない御心労もあったかと思いますが、7年がたち、まだ道半ばと思う事業もあるかもしれませんが、これまでの取組の総括を述べていただければと思います。

第2点目に、我々公明党熊本県本部は、昨年4月の第8回熊本地震復興会議において、熊本地震創造的復興検証プロジェクトチームを立ち上げ、県下の県民に、暮らし、命、未来というテーマでアンケート調査を実施しました。

その中の命のテーマの調査で、心情的に一定の区切りをつけている人は、県民の4割弱おられる一方、約6割の方は、いまだ心に爪痕を残していることが分かりました。

そこで、県は、失われた人命への慰霊の在り方を検討し、永続的に慰霊を行う機会を設け、また、県民が慰霊できる場所を検討することの要望が多くあり、昨年7月に、県に要望書をお渡ししました。

また、9月の代表質問で、私は、慰霊できる場所を県庁内に設置できるよう提案をしました。結果は、先月17日、新防災センターが開設しましたが、その一角に祈念の石碑を設置されました。オープン当日、蒲島知事が石碑の前で深々と祈りをささげられる姿がとても印象的でした。

そこで、県庁職員や関係者は、この慰霊の石碑の存在を知っていると思えますが、多くの県民は知らないかもしれません。熊本地震で貴い命をなくされた方々への追悼の心、風化を防ぐ上でも、多くの県民に知っていただき、県庁に立ち寄られた際には祈りをささげていただきたいと思いますが、祈念碑の周知についてどのように考えておられるのか、1点目、2点目を蒲島知事にお尋ねいたします。



次に、第3点目の質問ですが、新防災センターの1階には、子供から大人まで防災について学べる展示・学習室ができています。内覧会の折、拝見させていただきました。コンパクトではありますが、防災教育の場として、とても充実した施設だと思います。

そこで、この展示・学習室はもとより、防災センター内にも防災教育に役立つところがたくさんあります。また、旧東海大学阿蘇キャンパスには、7月15日にオープンする熊本地震ミュージアム体験・展示施設や震災直後の生々しい現状を見ることができる旧校舎や地震断層の震災遺構などがあります。ぜひ、こうした施設を、県下の教職員をはじめとして、児童生徒の防災教育の場所として有効活用することはとても重要と考えますが、今後の取組について、白石教育長にお尋ねをいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

**○知事(蒲島郁夫君)** まず、熊本地震の発災から7年間の総括についてお答えいたします。

私にとってこの7年は、県政史上最大の逆境を乗り越え、地震で傷ついたふるさと熊本を一日も早く再生し、さらに発展させることに尽力した日々でありました。

私は、発災直後に、被災された方々の痛みを最小化する、単に元あった姿に戻すだけでなく、創造的復興を目指す、復旧、復興を熊本のさらなる発展につなげるを復旧、復興の3原則に掲げました。

この3原則の下、私は、県庁の先頭に立って、地震からの創造的復興に全力で取り組んでまいりました。

地震から7年がたち、創造的復興は、目に見える形で着実に進んでいます。

ただ、一方で、住まいの再建や益城町の復興ま

ちづくりなど、残された課題も存在しています。

引き続き、誰一人取り残さないとの揺るぎない決意の下、創造的復興の総仕上げに向け、残された課題に全力で取り組んでまいります。

次に、祈念碑の周知についてお答えします。

熊本地震の追悼、鎮魂の場については、防災センターのオープンに合わせ、行政棟新館と防災センターの間の中庭に祈念碑を設置しました。

石碑には、失われた貴い命に思いを致し、平穏を祈るとともに、大切な人を失った方々の痛みや悲しみを癒す場所になればとの思いを込めて「祈念」という2文字を刻みました。

祈念碑は、防災センターの完成式でお披露目をし、現在、防災センター展示・学習室に来館された方々に御案内しています。

今後、県ホームページへの掲載やSNSによる発信、県政広報番組での紹介などを通じ、多くの方々に訪れていただけるよう、さらなる周知に努めてまいります。

来月15日には、南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパスに、体験・展示施設K I O K Uもオープンします。

引き続き、熊本地震で犠牲になられた方々を思いながら、地震の経験や教訓を確実に後世に伝承し、次の災害に備えた防災対応力の強化に努めてまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

**○教育長(白石伸一君)** 防災センターと震災遺構等を活用した防災教育についてお答えいたします。

防災教育について、現在、県教育委員会では、全ての学校に防災主任を設置し、毎年、出水期前に防災主任研修会を実施しています。

各学校においては、この防災主任が中心となって、児童生徒に対し、くまもとマイタイムライン

の作成や1人1台端末を活用したハザードマップの確認等、防災教育を計画的に実施しているところでございます。

また、熊本地震や令和2年7月豪雨の教訓を継承するために、毎年4月をくまもと防災教育月間と位置づけ、学校防災教育指導の手引等を活用した防災教育の授業や緊急地震速報音源CDを活用した実践的な避難訓練等を実施し、学校における防災教育の充実を図っています。

議員御指摘のとおり、新たな防災センター及び震災ミュージアム等は、過去の災害の記憶や教訓等を確実に子供たちに伝承することを含め、防災教育の場所として大変有効と考えています。

そのため、今後、防災センターや震災ミュージアムを防災主任等の研修の場として活用するとともに、児童生徒に対しても、防災教育の場として、小学校等における見学旅行や防災学習、親子での見学等でも活用できることを積極的に周知し、学校における防災教育の充実を図ってまいります。

[城下広作君登壇]

**○城下広作君** 知事の、震災から7年ということで、大変な思いで先頭に立って頑張ってきた、このことは、県民もよく理解をしているというふうに思います。

いずれにしましても、この防災、最近はまだ日本全国の至るところで地震がよく発生しております。また、さきの台風でも、いろんな形でやはり死者が出たり、また、非常に大きな被害を被っております。

やっぱり忘れた頃にやってくる、これがある意味では災害である、このことを忘れない意味でも、しっかりと、ある意味では防災センターのこともPRしながら、そして亡くなった方に対する哀悼のことを常に忘れない、その命の貴さという

ことを学ぶ場所にならねばならないというふうに思っております。

また、教育長の答弁の中に、しっかりと児童生徒の教育の場ということもありますが、熊本県の場合には、水俣病を経験して、そしてそのことを環境学習として水俣に学ぶ肥後っ子教室ということ、県下小学生、毎年、全小学5年生が勉強するという取組がっております。

まさに、環境では、水俣の学習を通してしっかりと取り組んでいる。防災に関しては、今回このような新しい防災センターもできましたので、こういう場を借りて、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

では、次の質問に入らせていただきます。

緊急速報Jアラートへの対応についてでございます。

これまで、Jアラートに関する質問は、数名の議員が取り上げられています。今回あえて私が取り上げるきっかけとなりましたのは、4月13日午前8時ちょうど頃、突然、テレビや携帯電話等で、北海道周辺に弾道ミサイルが落下するおそれがあると、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発令されたことで、私もびっくりしましたが、当の北海道では大変な騒ぎとなり、国内全体に衝撃が走ったからであります。

これまで、Jアラートは、先月31日、沖縄に発令されたものを含め、過去に8回発令されましたが、北海道の場合は、日本の領土、領海に落下するとの予測は過去に前例がなかったため、驚きは隠せませんでした。

テレビの画面に「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下へ避難して下さい。」との呼びかけに、どのような対応をすればよいのか、しばらく考え込みました。恐らく、多くの方が、私と同様、戸惑いを持たれたと思います。

このような経験から、私は、Jアラートの発令に伴い、北海道ではどのようなことが起こったのか、もっと詳しく知りたいとの思いから、ゴールデンウィーク明けの5月8日に北海道庁を訪ね、危機管理防災課、道警察本部の方々に、当時の状況、道庁の対応、道民の取られた行動について話を伺ってきました。

そこで分かったことは、Jアラートの発令が午前7時55分頃だったため、通勤通学の時間帯と重なり、一部の小学校では、登校前の児童に自宅待機を呼びかけるメールを保護者らに通知、登校途中の児童には、教員らが手分けをして学校まで引率、既に登校した児童らは体育館に避難、また、札幌市営地下鉄も25分間運転を見合わせたため、運転開始後は通勤通学客で大混乱だったようです。

このような状況である中、道庁では、具体的な対応は何もできなかったとの答で、また、道警察本部の対応も、特別な対応を取ることはなかったと言われていました。ただ、道警察には数本の110番があり、どうすればよいのかの問合せが寄せられたそうです。やはり、突然のJアラートの発令は、ミサイル発射から着弾までがわずか5分という短い時間だったため、対応の難しさを感じました。

そこでお尋ねしますが、これまで北海道のことだけを述べてまいりましたが、5月31日未明、沖縄県にJアラートが発令されました。当然、現地では相当な混乱があったようです。

そこで、本県も、Jアラートの発令の際の県民の行動について、県のホームページに掲載されています。果たしてどれだけの県民が、このことを知り、万が一の対応に心がけておられるのか、大変気になります。

昨年12月の議会での答弁では、本年度にJアラ

ートの発令を想定した訓練を行うとありました。まずは、開催時期や訓練内容の詳細についてお伺いいたします。

次に、北海道庁は、今回のJアラートの発令に関し、内閣官房長官と消防庁長官宛てに、北朝鮮によるミサイル発射に関する緊急要請を、北海道知事名で、Jアラート発令の当日付で提出されました。

内容としては、主に3点、一つ、北朝鮮に自制を求める、一つ、迅速かつ的確な情報の伝達、一つ、船舶や航行中の航空機に対する迅速な伝達ですが、これは、全国的に取り組むべき内容だと私は考えます。

そこで、蒲島知事は、九州知事会会長でもあります。ぜひ、国に対して、国民、県民が緊急事態に適切に対応できるよう、積極的に訴えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。さきに述べた県民への周知と訓練の情報と併せて、御答弁をお願いいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、我が国の平和や安全に対して極めて深刻かつ重大な脅威です。

5月31日早朝に、沖縄県にJアラートが発令された際、私は、九州地方知事会長として、知事会議出席のため、沖縄に滞在していました。

Jアラートの発令後、沖縄県では、玉城知事を本部長とする対策本部会議が開催されました。私も、Jアラートによる避難の呼びかけを受ける当事者となり、現地の緊迫感を肌で感じたことで、有事の際の取るべき行動について、県民の皆様へ理解を深めてもらうことが重要であると再認識いたしました。

まず、1点目のJアラートの発令を想定した訓練についてお答えします。

今年度は、ミサイル攻撃を想定した国や市町村と共同で行う住民避難訓練を、8月に水俣市で、また、来年2月には熊本市で実施します。

訓練では、防災行政無線などによるJアラート放送を行い、訓練に参加される住民の方々には、実際に避難施設への避難を行っていただきます。

また、この訓練の様子を有事の際の県民の取るべき行動の啓発動画にし、SNS等での発信や防災センターでの放映、自主防災組織への防災講話などで活用したいと考えています。

さらに、県では、市町村と連携し、避難施設の確保に取り組んでいます。現時点で、県全体で990施設を緊急一時避難施設として指定しております。今後も、避難施設のさらなる指定に努めてまいります。

次に、国に対する国民保護の充実に向けた働きかけについてお答えします。

万一の事態から県民の安全を守るためには、国による迅速な情報伝達や一人一人が適切な避難行動を取ることが重要です。

このため、国に対して、全国知事会等を通じて、Jアラートによる迅速、的確な情報伝達や具体的な避難方法についての普及啓発の強化を求めているところです。

引き続き、国に国民保護の充実に図るよう働きかけるとともに、県としましても、関係機関と連携した訓練や県民への啓発、避難施設のさらなる指定など、県民の安全確保に向けた取組を進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 知事が沖縄にいたときに遭遇されたというのは、今初めて聞きまして、びっくりしました。それだけ多分緊張感も感じられたというふうに思います。

北海道では、ちょうど地下鉄の——7時55分ぐ

らいのときにJアラートが鳴ったそうでございます。そうすると、全ての乗客の皆さんのスマホまたは携帯電話、全部音が鳴って、相当パニックのような状況だったみたいでございませう。こういうことも、まさにやっぱり経験しないと分からないのかな。

ただ、この情報をいたずらに全く関係ないと捉えてしまうと、いざというときには大変な間違いを起こしてしまうということで、やはり、これは国により正確な発信という形を頑張ってもらう方法はないのかなというふうな感じがいたします。

それでは、次の質問に入ります。

TSMCの進出関連についてでございます。

昨年9月議会の代表質問と同じ項目の質問を取り上げました。

本県におけるTSMCの進出は、それだけ期待も大きければ、課題も抱えていると私は捉えています。

まず、第1点目の質問ですが、やはり、TSMCの進出に当たり、県民の多くが期待するのが、県内の雇用であります。

TSMC関係でも約1,700名、関連会社やそのほかの企業の進出で、ほかに数千名規模の雇用が見込まれると言われております。当然、台湾からの赴任者や優秀な人材が県外から雇用されることは歓迎されることですが、第2工場の報道を受けて、その期待がさらに高まります。

しかしながら、言われているような雇用があれば、県内の雇用に期待が高まるのは当然で、それがTSMC進出の最大のメリットとして捉えている県民も多いと思います。

そこで、今日までのTSMCの進出に伴い、関連企業も含め、県内からの雇用はどれくらい見込まれているのでしょうか。また、既に就職または内定など受けた方の実態はつかんでいるのでしよ



うか、お伺いいたします。

さらに、雇用に関連して心配されるのが、県内の企業からのTSMCを含む関連企業へのいわゆる人材流出ですが、これらについて、特に問題は発生していないのか、三輪商工労働部長にお尋ねをします。

次に、第2点目の質問ですが、今、TSMC周辺の土地が、関連企業の進出や住宅用地の需要増で、土地価格の高騰が話題になっています。午前中の質問でもありましたが、その影響は、農業関係者など多岐にわたっているようです。

そこで、私が心配するのが、今TSMCの建設が進む中、新たに第2工場の話が出てまいりました。大変喜ばしいことと受け止めています。また、隣接するソニーも、新工場の計画があると聞いています。この2つの案件が実現しますと、今の関連企業の数では到底収まらず、我々が考えている以上の大規模な半導体関連の拠点になる可能性があります。

ところが、周辺のインフラ整備、特に道路事情は大変厳しいものがあります。現状ですら渋滞は深刻ですが、先ほどの計画が実現すれば、渋滞問題は深刻をはるかに超え、大混乱を引き起こすこととなります。県道大津植木線の一部を多車線化する計画もありますが、4車線では足りず、場所によっては、6車線化やそれ以上の道路が必要になるかもしれません。

本来であれば、現在の工事前に道路拡幅が進んでいることが理想ですが、今さら言っても仕方がありませんので、これから予想される工事の前に道路拡幅を進めることが重要になります。

そこで、緊急性の高いTSMCを取り巻く周辺の県管理道路等の今後の具体的な整備計画についてお尋ねします。

また、用地買収について、気になる点がありま

す。

先ほど述べたように、周辺地域では、民間企業等の用地買収もあり、価格が高騰していると聞きます。これが事実なら、いざ県が道路拡幅のため用地買収に動いたとき、土地所有者は、民間で売買された価格が頭にあり、それと同等の価格を求めることが予想されます。あくまでも県の買収額は基準に基づき算定するものと考えますが、民間の買収額との隔たりが大きければ、用地交渉が難航することが予想されます。

私は、その心配をなくすためにも、県の用地取得が先行することによって、周辺の土地の買収価格の安定化に寄与すると考えますが、今後の用地買収の計画と対応について、亀崎土木部長にお尋ねをします。

次に、第3点目についてお尋ねします。

TSMCの進出に伴い、何かと話題になるのが地下水の問題です。

私は、これまでに、TSMC進出の決定前に5回、決定後に1回質問しています。内容としては、地下水保全の具体的な対策として、採取量の正確な把握、涵養対策、地下水税導入の提案でした。

最近は、特にTSMCの進出で、関連企業も含め、地下水の取水量が増え、水位の低下を心配する声が上がっています。第2工場の決定で、その不安はさらに高まることが予想されます。

私は、地下水の重要性を認識する最善の取組は、公共水としての水を大切に使うこと、その実現に当たっては、使用する側が公共水の使用量により応分の負担をすることが一番と考えます。

例えば、個人にあっても、蛇口をひねれば水が出る、けど無駄な水を使えばもったいない、それに水道料も高くなる、だから水を大切に作る行動を取ります。

現在、大口の採取事業者の中には、水循環型営農推進協議会や熊本地下水財団の水田湛水事業に協力金という形で負担され、取水量を超える涵養を行っている例もあります。TSMCも取水量を超える涵養を発表し、県も地下水涵養指針の見直しを検討するなど、地下水保全の意識が高まりつつあるようです。

しかし、地下水は、確実に守る必要があります。私は、従来から、地下水税を創設し、得た財源で大幅な涵養対策を行ってでも地下水を守るべきと思い、質問してきました。この信念は今も変わりません。

今後、TSMCをはじめ、半導体産業の集積により、さらに地下水に対する県民の不安も広がりにかねないと思います。知事の地下水の現状に対する認識と、公共水であり、県民全体の宝である地下水に対して、どのように企業に負担を求め、どのように守っていくのか、蒲島知事にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** まず、TSMC進出に伴う県内の就労状況についてお答えします。

TSMCの本県進出が公表されてからこれまで、半導体関連企業の工場等の新設、増設に伴う立地協定件数は、JASMを含めて28件となっており、新規雇用予定者総数は約2,700人に上ります。今後も、さらなる半導体関連企業の集積が進むにつれ、新規雇用者数も増加していくことが予想されます。

新規雇用については、本県では、立地企業が市町村と立地協定を締結する際に、地元出身者の優先雇用をお願いしています。その数の詳細を把握することはなかなか困難ですが、企業経営者などから話を伺うと、実際に多くの地元出身者が立地企業に採用されています。JASMについても、

今年4月に採用した125名の中には、地元の大学、高専、高校の卒業生が多くいらっしゃると思っています。

今後も引き続き、立地企業に対し、地元出身者の優先雇用について理解を求めながら、地元雇用の促進に努めてまいります。

次に、地元企業からの人材流出についてお答えします。

労働者自身には職業選択の自由が保障されているとはいえ、企業にとって、育成してきた貴重な人材を他社への流出によって失うことは、企業の存続にも関わる大きな問題であると認識しています。

TSMCの進出に伴い、自社の社員が他社に転職したとの事例は数件承知していますが、現時点で大きな問題となるような転職等の話は何っていない状況です。

今後は、県工業連合会などの商工団体から人材流出の実態に関する情報を収集するとともに、その状況を注視してまいります。また、企業から相談を受けた場合には、まず丁寧に経緯等を聴取し、必要であれば、熊本労働局などにも意見を伺い、適切に助言を行ってまいります。

今後とも、産業界や教育機関と連携を密にしながら、人材の育成と確保に努めてまいります。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

**○土木部長(亀崎直隆君)** まず、TSMCを取り巻く周辺の県管理道路等の今後の具体的な整備計画についてお答えいたします。

TSMCの進出等に伴い、新たに発生する交通需要への対応としまして、将来の基幹となる道路ネットワークの中から、県道大津植木線の多車線化などを優先して取り組むこととし、昨年度から整備の具体化に向けた検討を進めております。

大津植木線と合志インターチェンジアクセス道

路につきましては、周辺地域の開発動向等を見据えた将来の交通量を想定し、車線数や交差点構造の検討を進めております。その中で、大津植木線の主要交差点では、より円滑な交通を確保するために、立体交差の検討も行っております。

また、国道387号につきましては、渋滞が著しい須屋付近の4車線化に向けまして、九州縦貫自動車道と立体で交差する構造や施工方法等について、道路管理者であるNEXCO西日本と協議をしながら検討を行っております。

これらの対策に加えまして、中九州横断道路の合志インターチェンジと大津西インターチェンジの間の新たなインターチェンジの設置等も検討を進めております。

これにより、通勤や物流等の自動車交通を高規格道路ネットワークへ誘導し、周辺道路への交通負荷を大幅に軽減できるものと考えております。

次に、今後の用地買収の計画と対応についてお答えいたします。

着実な工事の推進、整備効果の早期発現の観点からも、事業用地の早期確保は極めて重要であると認識しており、集中的に用地買収に取り組むことを考えております。

議員御指摘のとおり、セミコンテクノパーク周辺地域の一部では、民間取引価格の上昇も見られることから、契約時期による不公平感が生じないようにしていくことも必要であると考えております。

このため、事業推進に当たりましては、用地を先行して買収できる制度の活用なども検討してまいります。

また、国が整備する中九州横断道路も、国、県及び地元合志市が連携し、今年度から分担して用地の先行取得を行うこととしております。

今後も、周辺地域の開発動向や地域ニーズ等に

応じた半導体集積の拠点性を支える道路ネットワークの早期構築に向けて、国や地元自治体と連携しながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 県民の宝である地下水は、水が浸透しやすい阿蘇の火砕流等に由来する土壌、加藤清正公の時代に開墾された白川中流域の水田、そして農業の営みが重なり合って育まれてきました。

この熊本の風土と先人が育んできた地下水を大切に使い、未来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命であります。

熊本地域の地下水は、琵琶湖の1.6倍もの量があるとの研究もあります。しかし、持続的に地下水を利用するには、現状の取水量と涵養量のバランスを維持する3つの取組が必要です。

まず、地下水の取水量を、節水や水の循環利用等により削減する必要があります。また、必要な地下水については、適切に涵養し、さらに地下水以外の水源を活用する必要があります。

議員御指摘の地下水を利用する企業の負担の在り方について、JASMは、取水量以上の涵養を行うと表明されました。その実現に向け、5月16日に、JASM、県、菊陽町、水田湛水に取り組む2団体で協定を締結しました。

協定締結を機に、必要な地下水涵養の実現に向けた検討がさらに加速化するものと期待します。

今後は、JASMと同様に、地下水を利用する企業が、社会的責任として地下水を保全する仕組みを制度化する必要があります。

熊本県地下水保全条例に基づき定めている地下水涵養指針では、現在、熊本地域で地下水取水の許可を行う際、事業者に求める涵養目標は、取水量の1割としています。



しかし、さらに半導体関連企業が集積し、取水量が増加した場合、1割の涵養では取水量と涵養量のバランスに影響が出る可能性があります。

このため、新規に取水する井戸については、持続的な地下水利用が図られるよう、取水量に見合う量の涵養を企業に求める方向で指針の見直しを進めています。

あわせて、取水量を超える地下水涵養を自ら行う事業者に対しては、表彰や環境アセスメントの要件緩和など、さらなる地下水涵養を促す制度も検討しています。

さらに、地下水の取水量削減に向け、事業者さらなる水循環利用の促進を要請するとともに、有明工業用水道の未利用水活用の検討にも着手するなど、取水量と涵養量のバランスを確保するための対応を総合的に進めます。

T SMCの進出というビッグチャンスをつかみ、地下水に基づく経済発展と地下水保全が両立できるよう、サステナブルな水環境体制の実現に向け、私が先頭に立って取組を進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 県内雇用については、もう本当に多くの方が、やはり熊本の雇用の数の増大と申しますか、より多くの、一人でも多くの方をある意味では雇っていただきたいという要望が強くあるということを改めて申し述べておきたいというふうに思います。

道路に関しましては、午前中でもございました。いろんな形で、しっかりとスピードを持ってやっていく、5年、10年という計画も具体的に言われました。

やはり、道路を造る場合には、どうしても買収というのがかかる。しかし、今、価格がとにかく異常に高騰している、こういう中で買収がスムーズにもしかしたらいけないんじゃないかと、こう

いう懸念もありまして、従来であれば、用地を買収して工事をしていく、そういうやり方を、まずは先行して用地だけを先に入れて、工事はその後についてくる、こういう考え方もしっかり持たなければならぬのではないかとこのように思います。

そして、地下水に関しては、これは、先ほど知事が、責任を持って、先頭を切って頑張っていくと言われました。多くの県民の方が、このことに対して心配する声非常大きいということは、よく理解をされていると思います。それに、本当に安心して対応しているということを伝えていくことが非常に大事、説明責任が大変求められると思いますので、しっかり頑張りたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

生成人工知能、A Iの活用について質問いたします。

この数か月、新聞紙上で一番多く私の目にとどまったのは、A Iの活字でした。それと同様、チャットG P Tも同意語のように扱われ、あまり関心を持たなかった私でも、A Iについて詳しい内容を知る必要があると、過去の新聞記事を読みあさり、読み返しました。

その内容を知るにつれ、大変便利な世の中になったなと思う反面、効率化だけを求める中で、探求心や創造力の退化、誤った情報に振り回されるおそれを私は感じました。

このA Iの問題、さきに関われたG 7広島サミットでも重要な課題の一つに取り上げられ、様々な問題を抱えていることから、年内を期限として、国際ルールの策定に向け、まとめることに一致したようです。

では、実際、どのようなことが心配されるのか。特に、チャットG P Tのような対話型生成A

Iで見ますと、インターネット上でのデータを学習するため、偽情報拡散のほか、著作権侵害や個人情報流出の懸念があるようです。また、強権国家にしてみれば、情報を操作し、国民世論を統制することにも利用されるおそれがあります。

しかし、このような心配事があっても、やはり仕事のスピードアップにつながれば、使いたくなるのが今の社会であり、人間のようです。

では、国内の政治や行政の分野における利用の状況を見ますと、神奈川県横須賀市では、全国で初めてチャットGPTを今年4月20日から約1か月間利用できるようにすることを決めました。また、宮城県や埼玉県戸田市では、個人情報漏えいや著作権侵害などを防ぎながら、安全に利用するためのガイドラインの作成に着手したと聞いています。

ほかにも、熊本市をはじめ、今後積極的に取り組もうとしている自治体も多いようですが、一方では、鳥取県のように、予算編成や政策策定、議会の答弁作成など、県の意思決定に係る業務での使用を禁止すると発表している自治体もあります。

また、神戸市では、5月、チャットGPTなど文章や画像を作成する生成AIを職員が業務で利用するルールを定めた条例改正案を5月定例市議会に提出、可決されています。

このように、自治体でも様々な解釈がなされ、対応が分かれているようです。

そこで、蒲島知事にお尋ねしますが、まず、本県において、チャットGPTなどの生成AIについてどのような感想をお持ちか、お尋ねをします。

また、今後、本県として、チャットGPTなどの生成AIの活用についてはどのように対応しようとしているのか。例えば、使用に関するガイド

ライン等を作成するなど、今後の活用予定をお伺いいたします。

次に、白石教育長にお尋ねします。

チャットGPTなどの生成AIを活用しますと、例えば作文などは、テーマと文字数を指定すれば、ものの数分で一般的には遜色のない文章ができるといいます。また、これをAIが作成したとは誰も見抜けないのではないかとされています。ほかにも、各分野の宿題があったとしても、いとも簡単に答えてくれるといいます。

これでは、個人の学習能力の向上に心配する声が上がると思いますが、本県の学校現場におけるチャットGPTなどの生成AIについてどのように対応されようとしているのか、お尋ねをします。

最後に、警察本部長にお尋ねをします。

まさに、警察業務において取り扱う情報として、個人情報や捜査情報など機密性の高いものがあります。これらが漏えいすることが絶対あってはなりませんし、漏えいすることはないと理解しています。ただし、過去にあった事件などを調べる手がかりとして、オープンにされた裁判記録やメディアの情報など、AIが答えた情報が参考になるかもしれません。

そこで、今後の県警察におけるチャットGPTなどの生成AIの活用についてはどのように考えておられるか。

以上、お尋ねをいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 生成AIの一つであるチャットGPTについては、先日、私も使用してみました。

私が聞いた問いは、蒲島郁夫の政治哲学は何かという問いであります。1分後に答えが返ってきました。それは、熊本の発展と住民の幸せのた

め、県民との対話を重視し、オープンで透明な行政を行うといった回答です。本当はもっと長いんですけども、一部だけを紹介しました。

質問をすれば直ちに答えが得られるため、業務の効率化に役立てることができる可能性も感じました。

一方で、個人情報の流出などセキュリティー上のリスクがあり、回答の正確性にも課題があると聞いています。

現在、業務上どのような活用が可能か、デジタル戦略局で検証を行わせています。まずは、業務の効率化と県民サービスの向上という2つの観点からしっかりと検証を行い、その上で、活用に関する県職員向けのガイドラインを作成する予定です。

また、活用に当たっては、セキュリティーの確保も重要です。そのため、情報が流出しない安全な利用環境の整備も併せて検討しているところです。

引き続き、効果や課題等をしっかりと見極めながら、職員の働き方改革、県民サービスの向上につながるよう、生成A Iの活用についてしっかりと検討してまいります。

〔教育長白石伸一君登壇〕

**○教育長(白石伸一君)** 学校現場における生成A Iの活用についてお答えいたします。

チャットG P Tなどの生成A Iについては、議員御指摘のとおり、A Iが誤った回答を生成する場合やA Iが生成したものか否かを見分けられないことがあること、また、批判的思考力と創造性の育成への影響や個人情報の漏えい、著作権侵害のおそれなどが懸念されています。

一方、学習指導要領では、学習の基盤となる資質、能力として情報活用能力の育成を位置づけており、新たな技術である生成A Iを使いこなすと

いう視点も必要です。

県教育委員会としては、子供たちが自分の考えを形成するための手段として生成A Iを活用することができるよう、学校現場における活用に関する何らかのルールが必要と考えております。

現在、文部科学省において、本年夏前の策定をめどに、生成A Iの活用が考えられる場面や授業デザインのアイデアなどを盛り込んだガイドラインの検討が進められています。

今後、そのガイドラインを踏まえて、生成A Iの適切かつ効果的な活用について、学校現場に周知してまいります。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

**○警察本部長(宮内彰久君)** 県警察における生成A Iの活用に対する考え方についてお答えいたします。

県警察におきましては、御質問にありましたチャットG P Tのような形態で提供されます生成A Iのサービスを職務において利用する場合は、そのサービスの利用について承認を受けなければならないこととされておりすほか、個人情報や捜査情報といった機密性の高い情報は取り扱うことができないこととされておりす。

また、こうしたサービスを利用する場合は、著作権法等の関係法令を遵守することが前提となりますほか、情報の正確性につきましては、最終的には人が判断するよう注意喚起をしております。

チャットG P Tなどの生成A Iにつきましては、現在、政府において、そのリスクへの対応等について検討がなされているところでございますので、県警察としましては、その状況を注視してまいります。

〔城下広作君登壇〕

**○城下広作君** 知事がチャットG P Tを使われたということは、びっくりであり、すごいなと思

ました。ちなみに、私の質問は、チャットGPTは使っておりません。自力で考えております。

また、私は天草出身ですけれども、このチャットGPTという言葉には非常に慣れ親しんでおります。天草の人たちは、相手の話を納得するときには、じゃつとと言って、じゃつとじゃつとという、チャットGPTと似たような感じがあって、非常に私も他人事ではないなという感じがいたしておりました。だけど、意味は全然違うと思うんですが、しっかりとこの件は今後検証していくということが大事だと思います。

それと、教育長に関係しますけれども、このチャットGPTを使った会社というのは、原則は13歳以上18歳未満の場合は保護者の許可が必要だということで、簡単に使えないということだけでも、子供たちはそれを無視して使うかもしれません。こういうこともしっかりやらなきゃいけない。

それと、もともとチャットGPTを考えた例えばサム・アルトマンという方は、このオープンAIのCEOの方なんですけれども、AIのリスク軽減は核戦争などと並ぶ世界的な優先事項だという話と、今度は、少なくとも半年間、先端AIの研究開発を停止するべきだと言うのは、これはイーロン・マスク、テスラのCEO、AIは気候変動よりも緊急の脅威を人類にもたらすと言うのは、これはグーグル元副社長でジェフリー・ヒントンさん、この方はグーグルは辞められました。もうチャットGPTが今から進むと責任を取れないという形、今度は、またある人は、今後県議会でも議論すべきだと、城下広作、関係はないんですけれども、そういう話もありまして、しっかりとこのことは考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

次に、中小企業の諸問題について質問をいたし

たいと思います。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の扱いが5類に変わり、それに伴い人の動きも徐々に回復し、世間の人々は、アフターコロナまたはウィズコロナを意識しながら、暮らしの在り方を模索しているようです。

そこで、今回は、中小企業や小規模事業者の立場から問題を探ってみますと、コロナ禍での売上げ減少、ロシアのウクライナ侵攻に影響を受けた燃油高騰や物価高、それに円安が加わるなど、様々な要因が重なり、厳しい経営状況に追い込まれた中小企業や小規模事業者は、本県にも相当数あるようです。

そのような状況もあり、本県では、中小企業や小規模事業者等に対し、コロナ禍の資金繰り支援は、他県よりもいち早く手を打たれたと認識しています。

具体的に見てみますと、本県で初めて新型コロナウイルス感染症が発表された令和2年2月21日の10日後には、国に先駆け、県単独の金融円滑化特別資金を創設、県が保証料、市町村が利子補給する、いわゆるゼロ融資を開始、その後、日本政策金融公庫もコロナ特別貸付ゼロ融資を開始、令和2年5月には、県内の民間金融機関もゼロ融資を開始するなど、対応がなされてきました。

その後も、令和3年11月には、これも国に先駆け、コロナ資金の借換えに対応した新型コロナウイルス経営改善資金を創設するなど様々な対応で、本県の中小企業や小規模事業者等の倒産の危機は、相当数守られたと私は理解しています。

しかしながら、問題は、昨年頃からこれらの返済が始まり、まだまだコロナの影響や物価高、人材不足等も重なり、売上げの回復まで至らず、返済に大変苦慮している中小企業や小規模事業者が多いと聞きます。



そこで、第1点目のお尋ねですが、コロナが5類になったからといって、直ちに人流や取引がコロナ以前に戻る業種ばかりではないと思いますし、コロナ禍で仕方なく離職した雇用の減少による人材不足、依然続いている物価高等の影響で厳しい状況に追い込まれている中小企業や小規模事業者は、依然多いと思われま

す。そこで、これまで取り上げたコロナ関連の融資の返済状況と、様々な環境変化の中で返済も重なり、厳しい状況に置かれている中小企業や小規模事業者に対し、どのような手だてをされようとしているのか、お尋ねをします。

次に、第2点目の質問ですが、今、国は、大企業を中心に、賃金アップを指導しています。これは、我が国の長引くデフレからの脱却や、先進国の中でも特に労働者の賃金が安いということで、人材の国外流出も懸念しながら対策として行われ、大企業を中心として、賃金アップは、春闘の結果を見ても、着実に実施されているようです。

そこで気になるのが、体力のある大企業や比較的安定した都市部の企業では対応が可能でも、本県のように地方都市では、一部の企業が対応できても、地場の事業者の中には、現状の賃金確保を守ることに必死で、到底賃金アップを実施できる余裕がないとの声をこの春多く聞きました。

このように、国が進める賃金アップの取組に係る本県の現状認識と今後の対応について、以上2点、三輪商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

**○商工労働部長(三輪孝之君)** まず、コロナ関連融資の返済状況と中小企業者への支援についてお答えします。

本県では、議員も触れられたとおり、保証料をゼロとする県独自の融資制度を早期に創設し、早めに借入れが進んだこともあり、令和4年度末

で、全国平均の約6割を大きく上回る9割を超える事業者が返済を開始されています。

また、コロナ関連融資の借換え需要に対応するため、国に先駆け創設した制度については、5月末時点で3,751件、527億円を超える融資実績があり、支援を必要とされる多くの事業者の方々に活用されています。

しかしながら、依然として厳しい経営状況に置かれている事業者もおられます。このような方々が今後望むものとして、抜本的な経営改善や人材確保、後継者問題に対する支援を求める声が多くなっています。

これを受け、県では、商工団体と連携し、個々の事業者の経営課題解決に向けた経営コンサルタントなどの専門家の派遣やデジタル化の相談窓口の設置などを行っています。

また、販路開拓や生産性向上に取り組む事業者に対しても、専門家を派遣し、相談者に寄り添った支援を行っています。

さらに、昨年度に引き続き、休廃業、解散する企業の経営資源の承継に必要な経費の支援を行うとともに、今年度から、事業継続を断念し、承継を希望される事業者名を明らかにして新たな承継者を募る、いわゆるオープンネームでの事業承継の支援にも取り組んでいます。

今後とも、商工団体と連携を密に、県内事業者の方々の経営改善や事業再生にしっかりと取り組んでまいります。

次に、中小企業者の賃金アップの状況と今後の対応についてお答えします。

国においては、最低賃金の全国加重平均について、令和5年度に1,000円へ引き上げる目標を示しています。

一方で、県商工会連合会の3月の調査によると、回答した半数以上の企業が賃上げの予定はな

いとしており、現在の経営環境では、賃上げしたくてもできない企業が多いことが推察されます。

このような状況を踏まえ、持続的な労働者の賃上げを促進するため、まず、適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるような環境整備を行うことが必要不可欠と考えています。

そのため、昨年度に引き続き、中小企業診断士などの専門家派遣や価格転嫁への理解を深める広報等に要する経費を支援しています。また、くまもと産業支援財団においては、国からの要請を受け、下請いじめの相談窓口として下請かけこみ寺を設置し、企業からの相談に丁寧に応じています。

現在、国関係機関や商工団体などと価格転嫁の円滑化に関する協定を締結する自治体が増えています。県としても、コストの上昇分を適切に価格転嫁できる機運の醸成を高めるため、そのような協定の締結について、速やかに検討を行ってまいります。

また、賃上げを促進するためには、経営環境を改善する取組により生産性を高めることが重要です。そのため、設備投資を支援する業務改善助成金や事業再構築補助金など、国の支援制度の活用を促進するとともに、地域未来投資促進事業により、地域経済を牽引する県内企業の取組を引き続き支援してまいります。

今後も、商工団体等との連携を密に、持続的な労働者の賃上げ促進に向けて、事業者の方々をしっかりと下支えしてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 次に、夜間中学について、2点だけお尋ねをします。

いよいよ来年4月に夜間中学がオープン、開校予定でございます。

そこで、今現在、ここは定数が1学年20名、3

学年で60名ですが、今の段階で、いわゆる中間で調査をしましたところ、約半数ぐらいだと聞いております。私は、ぜひスタート時には定数の60名でスタートしていただきたいと思いますが、このような状況を教育長としてはどのように決意しているか、確認をさせていただきます。

2点目ですが、開校に当たって、やはり教職員の人選、こういうことが大事でございます。

やはり、夜間中学、県立は珍しい部分でございますので、しっかりと経験のある先生方が配置されること、それが夜間中学の期待に応えることになるんじゃないかと思えます。教育長のお考えをお願いいたします。

○副議長(内野幸喜君) 教育長白石伸一君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の夜間中学の入学予定者の確保についてお答えいたします。

開校準備に当たっては、学びたいと思われる方々にいかに情報を伝えるかが重要であり、これまでも、ホームページやSNS、シンポジウムの開催など、積極的に周知、広報に取り組んできたところでございます。

このような取組に加えまして、来月には、県内6か所で入学希望者説明会を開催する予定でございます。

また、夜間中学についての認知度をさらに高めるために、商店街、コンビニエンスストア、銀行、病院等の県内約1,200か所に、広報チラシ計3万6,000枚を配布することとしております。

さらに、市町村の広報誌をはじめ、テレビ、ラジオなど様々な媒体を用いて、夜間中学での学びを必要としている方々に確実に情報を届け、できるだけ多くの入学予定者を確保できるよう、全力



で取り組んでまいります。

次に、教職員体制の整備についてでございます。

入学予定者の国籍の違いや日本語能力の差など、生徒の多様なニーズに対応できるよう、個別の支援を行うボランティア等を活用するとともに、日本語指導や特別支援教育の分野において専門性を有した教員等の配置も含め、教職員の年齢、経験等を考慮した教職員体制を整備してまいります。

引き続き、令和6年4月の開校に向けて、しっかり準備を進めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 時間内で終わりました。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明13日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第3号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時8分散会

**第 3 号**

**(6月13日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第3号

令和5年6月13日(火曜日)

議事日程 第3号

令和5年6月13日(火曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 立山大二朗君  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 末松直洋君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 増永慎一郎君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 淵上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
 副 知 事 田 嶋 徹 君  
 副 知 事 木 村 敬 君  
 知事公室長 内 田 清 之 君  
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
 企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
 理 事 小 金 丸 健 君  
 企画振興部  
 球磨川流域  
 復興局長 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
 環境生活部長 小 原 雅 之 君  
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
 観光戦略部長 原 山 明 博 君  
 農林水産部長 千 田 真 寿 君  
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
 会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
 企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
 病 院 事 業 者  
 管 理 者 竹 内 信 義 君  
 教 育 長 白 石 伸 一 君  
 警察本部長 宮 内 彰 久 君  
 人事委員会  
 事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長 村 田 竜 二  
 兼 総 務 課 長  
 議 事 課 長 富 田 博 英  
 審 議 員 兼  
 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き一般質問を行います。

南部隼平君。

〔南部隼平君登壇〕(拍手)

○南部隼平君 皆さん、おはようございます。熊本市第一選挙区選出・自由民主党の南部隼平です。

今回が改選後初めての一般質問となります。合計で5回目ということになります。今回は、多くの皆様のお支えがありまして、統一地方選2期目、この議場に戻ってくることができました。その皆さんの負託に応えるべく、応援していただいた皆様にもしっかりと感謝の気持ちを表しながら、県民の代表として、自覚と責任を持って、この職責を全うしていきたいというふうに思います。

先輩議員の皆様や知事をはじめとする執行部の皆様には敬意を表し、自民党会派の中では一番の若手議員として、熊本の将来を担う子供たちのため、今回も是々非々で意見をぶつけていきたいというふうに思います。

それでは、早速質問に入ります。

初めに、スポーツの有する価値を高める県の取組についてお尋ねします。

県内には、ロアッソ熊本、熊本ヴォルターズ、火の国サラマンダーズ等、多くのプロスポーツチームが活動をしています。

先日、4月には、私が所属している熊本青年会議所が主導し、プロスポーツのさらなる盛り上がりをつくるため、くまもとスポーツユナイテッドという横連携組織を立ち上げました。熊本の経済発展、県民の健康増進、青少年育成、社会貢献等の理念を掲げ、ロアッソ熊本など、県内主要3つのプロスポーツチームと熊本市が参画し、設立をされました。今後は、プロやアマチュアの垣根を越えて、熊本をスポーツで盛り上げるべく活動を進めていく予定です。



今、スポーツビジネスは、経済にとっても大きな成長産業の一つです。スポーツ庁では、スポーツの市場規模を現在の5.5兆円から2025年までには15兆円まで拡大することを目指しています。

スポーツ界の様々な資源とその他の産業との技術知見を連携させることにより、世の中に新たな財やサービスを創出するスポーツオープンイノベーションの推進、さらに多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム、アリーナの改革等、スポーツを成長産業と位置づけ、全国各地で様々な事業を推し進めています。

広島県では、県のスポーツコミッションであるスポーツアクティベーションひろしまが中心となり「わがまちスポーツ」と題し、地域のニーズに合わせて、スポーツというコンテンツを利用し、町のブランド力向上、全世代が参加できるというスポーツの強みを生かして、地域コミュニティの形成等に寄与しています。

九州内を見ると、福岡県では、福岡大学が主体となり、産学官連携組織、福岡大学スポーツ・健康まちづくりコンソーシアムを立ち上げ、部活動の指導者確保問題や施設不足等の地域課題を解決する取組を進めています。

また、佐賀県では、県の総合体育館の老朽化問題やプロスポーツを開催する条件を満たさないとして、先日、5月13日に、新たに8,000人規模収容のSAGAアリーナがオープンしました。

それら多くの自治体が様々な取組を行っている中で、多くのスポーツチームを有する本県においても、県行政が関わることで、さらなるスポーツの発展に加え、交流人口の増加など、大きな経済効果につながると考えます。

一昨年、本県でも、官民一体のスポーツコミッションが立ち上がりました。しかし、その事務局は観光戦略部内に置かれ、その役割は、スポーツ

ツーリズムの推進や大規模大会の誘致などが主な担いとなっています。

現在、県内には、上天草市、天草市、阿蘇市、大津町、八代市、南関町、水俣市の7つの市町村にスポーツコミッションが設立されています。

今から2年前、私自身がモルックというスポーツの県の協会の会長をしている関係で、大津のスポーツコミッションの関係者と連携し、九州大会と日本大会の誘致を行いました。この際も、より県からの支援、こういったものがあれば、もっとよかったのになというふうに思っております。

県のスポーツコミッションとしては、各地のスポーツコミッションの活動を促進し、スポーツの有する価値を最大限生かすため、幅広い分野でサポートしていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

まず1点目は、県内市町村のスポーツコミッションが今後拡大していく中で、プロスポーツチームとの連携も含め、地域をスポーツでどう盛り上げていくのか。2点目に、スポーツは、地方の地域活性化、子供たちの夢実現、健康増進、交流人口拡大など、様々な分野で幅広い層へアプローチする必要があります。それらを担う本県スポーツコミッションの今後の在り方について、以上2点を知事にお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、スポーツによる地域の活性化についてお答えします。

本県では、スポーツが持つ多様な力を県の活力につなげるため、令和3年11月に、スポーツツーリズムの活動指針となる熊本県スポーツツーリズム推進戦略を策定しました。

また、令和4年1月には、この戦略を着実に進めるための組織として、くまもつと旅スポコミッ

ションを設立いたしました。

戦略では、地域スポーツの掘り起こし、体験型プログラムの創造、スポーツ大会の誘致を三本柱とし、例えばガイド付きのサイクリング商品の開発など、スポーツで地域を盛り上げる様々な取組を進めています。

また、県内各地のスポーツを活用した地域活性化の取組を後押しするため、市町村や地域コミッションと意見交換会なども行っています。

さらに、3つのプロスポーツチームと協定を締結し、ホームゲーム時に市町村と連携した物産展や伝統芸能の披露を行ったり、地域イベントで選手が子供たちとの交流をしたりする様々な地域活性化の取組を進めています。

今後も、市町村、地域コミッション、プロスポーツチームと連携し、スポーツを生かした地域の活性化にしっかりと取り組んでまいります。

次に、今後のスポーツコミッションの在り方についてお答えします。

先ほど申し上げたスポーツコミッションは、私が会長を務め、行政、スポーツ界、経済界など10団体で構成しています。そこでは、多様な御意見をその活動に反映しながら取組を進めています。

スポーツコミッションは、設立して1年半ですが、現時点では、主に国際スポーツ大会の誘致など、県民に元気を与え、経済に波及効果のある取組に注力しているところであります。

今後、スポーツの持つ様々な力が生かせるよう、コミッション活動の充実に努めてまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 知事からは、地域やプロスポーツと連携し、地域活性化にスポーツを活用して、しっかり取り組んでいくというふうな答弁がありました。

実際、このスポーツコミッションに関しては、1年半ということで、まだまだこれからということでもあります。

今年は、ラグビーの国際大会、そのほかにはバドミントンのスーパー500とかツール・ド・九州と、そういった様々な大会誘致に関しては、その実績は徐々に現れてきているというふうに思います。

ただ、それらは、大会誘致に関して言いますと、やはり一過性になりやすい、そういったこともあります。継続的に地域の活性化につなげる、このことが非常に重要であるというふうに思います。

そして、この質問の中でも述べたように、スポーツの有する価値というのは、一昔前に比べるとかなり広い分野に広がりを見せております。県では、スポーツコミッションのある観光、そしてスポーツ施設を持つ教育庁、地域振興を担う企画振興部、健康に関わる健康福祉部、こういった様々な分野に、このスポーツというのは、裾野が大変広い分野であります。こういった多岐にわたるこのスポーツの価値を最大限生かすと。

そのためには、ほかの県、例えば広島県とかやっているように、新たな組織をぜひ知事直轄でつくっていただいて、そういったスポーツを統括する。熊本県では、スポーツ施設の在り方、こういったところも検討していかないといけない、そういった課題もありますので、今以上このスポーツの価値を高める、そういった組織の再編と、こういうこともぜひ前向きに御検討いただければというふうに思います。

そして、2019年には、皆さんの記憶に新しいように、女子ハンド、そしてラグビーワールドカップ、こういったものも開催されました。そういった経験、それを、今いる職員の皆さんもまだ多く

残っていらっしゃると思います。これをしっかりレガシーとして残していく、そのためにも、こういった新たな組織の再編というものもぜひお願いできればというふうに思います。

そして、少し話はそれますがけれども、私に関わっておりますあの火の国サラマンダーズ、これも今頑張っております。NPBの今2軍参入に向けて頑張っておりますので、ぜひそれも併せて皆さんに応援をいただければというふうに思います。

それでは次に、県民総合運動公園へのアクセス改善対策についてお尋ねをいたします。

私は、過去に何度か、この県民総合運動公園に関して、この議場や委員会で質問を行ってきました。今回は、県民総合運動公園へのアクセス改善対策について、改めて質問をいたします。

運動公園内は、全長約2キロの敷地に、常設の駐車場が合計約2,000台配置されています。最も大きなメイン駐車場では917台が駐車可能です。平日でイベントがない日は特に問題ありません。しかし、大きなイベント開催時、特に、ロアツソのホームゲームや高校総体が土日と重なった際には、一般の利用者も相まって、駐車場は大変混雑します。

さらに、運動公園の北側にある県道145号瀬田熊本線、地元では供合線という道ですがけれども、そういった道路やメインの駐車場の出入口になっている南北線その他周辺の市道も含めて、大変な車の渋滞が起こっています。そのため、周辺住民の方から、迷惑駐車の問題も含め、私のところに多くの苦情の声というものも届けられていました。

それらの状況も踏まえて、昨年、大きなイベントの際には、県が主導してこのアクセス改善に取り組むという発表がありました。その後、ロアツソ熊本開幕戦においては、大きな交通の混乱もな

く開催をされたというふうに聞いております。まだこの取組は始まったばかりですが、地元住民の皆さんからは、違法駐車が減ったとの御意見もいただいております、一定の効果は出ているというふうに思います。

しかし、つい先日、6月3日、4日は、高校総体が運動公園で開かれました。その際には、臨時駐車場も含めて全ての駐車場が満車になりました。さらに、おととい、ロアツソのホーム戦がありましたけれども、その日は、多くのイベントが重なって、朝8時の時点で駐車場はほぼ満車というふうになっておりました。まだまだこれらの対策については、課題は多いように思います。

さらに、園内の移動についても課題があります。運動公園全体図を見ると、例えば、えがお健康スタジアムで何か大きなイベントがあった際、臨時駐車場のうち最も遠い旧火の国ハイツ付近に駐車した場合、直線距離にして約2キロを歩いていかななくてはなりません。もし、それが真夏であれば、この距離を子供連れやお年寄りの方が歩いていくには大変困難であります。

そのような状況も、今後の改善が必要と考えます。例えば、園内の移動手段として、周遊バスや自転車、キックボードなど、新たな取組を考えるなど、もちろん安全面の課題、これはありますけれども、利用者の需要を踏まえて検討していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

運動公園の内外に関わるアクセス改善対策として行っている県の取組の経過と今後のさらなる改善に向けた取組について、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

○企画振興部長（高橋太朗君） 県民総合運動公園は、公共交通によるアクセス手段が限られ、大規

模イベント開催時における周辺の混雑状況は、大きな課題であると認識しています。

このため、空港アクセス鉄道によらないアクセス改善策について、イベント主催者任せにせず、公園の設置管理者である県が主体的に対策に取り組むこととし、関係部局が一丸となって、本年2月のロアッソ熊本ホーム開幕戦から実証事業を行っています。

この実証事業においては、想定される利用者数に応じて、園内の多目的グラウンド等を臨時駐車場として活用するほか、自家用車以外での来場を促す取組として、パーク・アンド・バスライドの実施やJR駅からのシャトルバスの運行などを行っています。

加えて、駐車場の入退出時の混雑を緩和させる取組として、誘導員の配置や臨時の退出路の設置、駐車場の混雑情報のSNSなどによる発信も行っています。

これまでの状況としては、約3割の観戦者の方々に自家用車以外で来場いただいたことで、周辺道路における大きな渋滞は発生しなかったものと認識しています。

なお、今シーズン初めて観戦者数が1万人を超えた5月28日のロアッソ熊本ホームゲームでは、パーク・アンド・バスライド駐車場の増設や事前周知の強化等に取り組んだことにより、4割を超える観戦者の方々に自家用車以外で来場をいただいています。

一方で、議員御指摘のとおり、園内の駐車場は、臨時駐車場も含めて満車となる時間帯があったことや、最も遠い駐車場からえがお健康スタジアムまで相当の距離があることは課題と認識しており、引き続き、実証を通じて対策を検討していく必要があります。

園内の駐車場には限りがあることから、まずは

自家用車以外で来場いただく方の割合を増加させることが重要であると考えており、今後の実証事業を通じ、より望ましい施策の在り方や周知方法等について検証してまいります。

あわせて、多くの利用者が快適に利用できるような駐車場の増設につきましても検討を進めてまいります。

来月には、ラグビー日本代表とニュージーランド・オールブラックス・フィフティーンとの国際試合も開催されますので、これまでの実証事業を踏まえ、しっかりと対応してまいります。

全ての利用者や周辺住民の皆様にとって、安全で利用しやすい公園となるよう、引き続き、効果的なアクセス改善対策を検討してまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 県が主体的にこのアクセス対策を実施していただけるということは、本当に地元住民としても、そしてスポーツ関係者にとっても、そして利用者にとっても非常にありがたいことであります。今まだ始まったばかりということですので、あまり批判的なことを言うつもりはもちろんありませんけれども、大きなイベントのときだけではなくて、安心して利用できる公園環境をつくるということが県の役割ではないかというふうに思います。

特に、駐車場の混雑状況に関しては、私も、一昨日、運動公園に地域のイベントがあつて行きまされたけれども、駐車場はどこも満車なんですけれども、インターネットのその混雑状況を見ると、SNS、ツイッターとかインターネットのホームページがありますけれども、そこも更新がされてなくて、非常に困ったという経験をいたしました。

こういったシステムの導入というのは、やっぱりある一定の予算がかかってきます。ただ、何か



公共交通機関をそこに増やすというよりも、その投資効果というものはあるのではないかというふうに思いますので、こういった駐車場の状況がリアルタイムで分かる、そういったシステム、さらには、これは賛否両論あると思いますけれども、混雑時は駐車場を一部有料化する、こういったことも検討をしてみてもどうかというふうに思います。

また、園内の移動ということについては、あまり回答がなかったんですけども、先日私が行ったときにも、子供をだっこして1キロぐらい歩きましたけれども、大変苦勞をいたしました。現状、駐車場が分散しているという問題がありますので、ここに関しても、ぜひ、企画だけではなくて、土木部等も含めて、今回の実証実験をきっかけに検討をお願いできればというふうに思います。

ただ、この県の今行っている実証実験については、一定の効果というものが現れてきておりますので、ぜひ、トライ・アンド・エラーを繰り返しながら、しっかり行っていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に入ります。

次に、少子化対策に向けた結婚支援についてお尋ねいたします。

政府では、異次元の少子化対策とうたい、本年4月から発足したこども家庭庁を中心に、子供手当の増額や所得制限の撤廃、子育て支援の拡充など、様々な議論が進められています。

しかし、この少子化の根本的な原因は何なのでしょう。仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育てや教育にかかる費用負担の重さ等、子育てへの負担感が一般的に語られます。

しかし、そもそも若い人の人口が減っているこ

と、若い世代の経済的な不安定さ、男女の出会いの機会の減少、さらには晩婚化など、子供を産む前段階で既につまずいていること、これが根底にあるのではないのでしょうか。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、令和4年版の少子化対策白書による生涯未婚率の推移を表したものです。

日本の生涯未婚率は、2020年には男性28.3%、女性17.8%と、男女雇用機会均等法がつくられ、女性の社会進出が進んだ1985年頃から急激に増加しています。しかし、実は、夫婦が実際に持つ子供の数は、昔とそれほど大きく変わっていません。

一般的に、結婚後15年から19年たった夫婦の平均出生子供数を最終的な出生子供数として定義し、完結出生児数と呼びます。この数というのは、45年前の1977年が2.19、最新のデータである、少し古いですが、2015年は1.94となっており、現在の夫婦も平均して2人は子供を持っています。これらのデータから、若い方が結婚できる環境をつくるのが少子化対策の第一歩であると考えます。

他県では、現在様々な取組が進められています。

埼玉県では、官民連携の婚活事業として、SAITAMA出会いサポートセンター、こういったのを2018年から開始しています。ここでは、EQアセスメントと呼ばれる価値観診断を取り入れ、AIを使った自動マッチングを行っています。ほかにも、婚活イベントやセミナーの開催、相談員によるサポートなども充実しており、出会いから結婚まで、その段階に応じた切れ目のない支援を行っています。その結果、5年間で370組が成婚し、1万組近い交際が実現するなど、大きな成果を上げています。



また、愛媛県では、全国で初めてビッグデータを利用したレコメンド機能、いわゆるお薦め機能を取り入れることで、お見合いの成約率が平均9.5%から29%に上昇し、これまでに1,400組以上が成婚しているそうです。

さらに、現在は、民間のマッチングアプリの利用者も増加しております。多いところでは2,000万人もの人が登録をし、広く普及しています。しかし、それらの利用を検討する方にとって、それらのアプリや結婚相談所などに抵抗を持つ方も多くおられます。

これらのサービスを行政として積極的に取り組むことで、質の高い、安心して利用できる環境ができるのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。

県は、これまで、結婚を後押しする取組としてどのようなことを行ってきたのか、また、他県の事例を踏まえた今後の新たな取組について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** 少子化の背景には、議員御指摘の出会いの機会の減少をはじめ、子育てに対する精神的、経済的負担、労働環境や社会全体の理解不足など、様々な要因が複雑に絡み合っています。

そこで、本県では、安心して子供を産み育てられるよう、幼児教育、保育の無償化や待機児童対策をはじめ、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援に取り組んでいます。

特に、結婚を後押しする取組については、市町村や企業と連携した、社員の結婚や子育てを応援するよかボス企業の普及促進や全国に先駆けて制度化した少子化対策総合交付金事業において、市町村が行う婚活イベント、結婚相談窓口の設置等の取組を支援しています。

さらに、昨年度から、婚活サポーター等をまちのよかボスとして任命し、行政機関、よかボス企業と一緒に、地域ぐるみで結婚、子育ての機運醸成を図る取組を始めたところです。

議員御提案のマッチングアプリ等については、20を超える県が導入しています。民間と比較して安価な利用料かつ信頼性が高いという強みがある一方で、成婚に結びつけるためには、AIシステムの導入だけでなく、きめ細かな人的支援が必要で、そのための人材確保や維持管理等も含めたコスト面で課題があると伺っています。

県内では、有明広域行政事務組合による広域的な結婚支援や山鹿市の婚活サポート事業など、着実に成果が上がっている取組があります。県としては、このような好事例も踏まえながら、より効果的な方法について検討を重ねてまいります。

今般国が公表した「こども未来戦略方針」案では、社会全体の構造、意識を変えることが、次回の異なる少子化対策の基本理念として盛り込まれています。

このため、県としては、今月設置したこどもまんなか熊本実現に向けた庁内プロジェクトチームを中心に、子供や若者、子育て世代の視点に立った少子化対策について幅広く議論し、企業や地域社会等も巻き込んで、あらゆる世代の県民に意識の変革、醸成を促す取組を検討してまいります。

今後も引き続き、県民全体で少子化問題の危機感を共有し、市町村や企業、関係団体と連携の下、若い世代の誰もが結婚、妊娠、出産、子育ての希望がかなえられる社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 県も様々な今取組を行っているということで、私個人としても、やっぱりこの人口減少、少子化というところが、最も日本にとって

も、県にとっても非常に大きな課題であるというふうに認識をしております。

熊本県も、子供医療費の助成の拡充とか、そういったことも含めて様々取組を進めております。ただ、そういった子育ての部分、もちろん私も小さい子供を育てておりますので、そういった支援をいただけることは大変ありがたいところでもあります。

ただ、やはりその前段階、結婚であるとか、あとは結婚した後、例えば、子供ができない、国でも今様々な保険制度の適用とか、そういったものもありますけれども、県も、しっかりこの少子化対策に取り組んでいくという姿勢を見せていただくことが非常に大事ななど。

そういった意味では、プロジェクトチームをつくって、今取組を進めているということですので、そこはぜひ期待をしていきたいというふうに思います。

そういったマッチングアプリとか、そういった新たなこういったものの導入ということは、なかなかハードルが高いというふうな感じですが、ぜひ、県全体、このスケールメリットをしっかりと生かした取組、それがひいては市町村の取組にもつながっていくというふうに思いますので、こういった話をしますと、やはり市町村の意向を重視してということをよく言われますけれども、しっかり県が先頭に立って、この少子化対策、取り組んでいただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

非認知能力を伸ばす幼児教育についてお尋ねします。

少子化対策として、保育料の無償化が全国的に進み、現役世代の負担軽減につながっています。ゼロ歳と4歳の子を持つ親の一人として、私も大変助かっております。

しかし、保育士不足はなお深刻な状況で、無償化により子供を長時間預ける親が増え、現場での負担増に伴い、多くの問題が表面化し、保育の質の低下が懸念されます。将来を担う子供たちのため、教育の量に重きを置く政策だけではなく、質の低下を防ぎ、効果的な教育への投資を行っていく必要があります。

そのような中、昨今の科学研究では、幼児教育での非認知能力の重要性が注目されています。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、非認知能力とは何かというものをまとめたものになります。

アメリカの経済学者であるジェームズ・ヘックマン教授が行ったペリー就学前実験では、幼児期に非認知能力を高めると、大人になってからの人生の幸福度が上がることが示されました。その実験の具体的な内容は、3歳から4歳までの低所得層の子供たちを対象に、就学前教育を施すグループと施さないグループに分け、就学前教育を施すグループには、30週間にわたり専門家による指導を行いました。その結果、年収、犯罪率、持家率、高卒率など多くの面で、就学前教育を実施したグループのほうが有意によい結果となりました。

日本国内においても、岡山県では、子供たちの夢を育み、その実現に向けて挑戦できる力を育てる取組として、就学前の子供たちの非認知能力を育むため、昨年度から保護者向けの研修が県内各地で実施されています。

政府においても、こども家庭庁が新設され、幼児教育に関して、政府、国会で議論が進められています。もちろん、子育てへの負担を軽減させることは、少子化や人口減少を食い止める上で大変重要なことは言うまでもありません。しかし、その結果、教育の質が低下してしまうことは絶対に

避けなくてはなりません。

カナダのケベック州では、1997年に保育料の値下げが行われました。しかし、その子供たちが10代から20代になったとき、非認知能力、健康、生活満足度、犯罪関与にマイナスの影響を与えたとの報告があります。これらの結果からも、幼児教育の質を担保する政策が重要であると言えます。

さらに、小中学校の現場で非認知能力を学ぶ重要な機会となっていたのは、部活動です。しかし、今後は、社会体育への移行により、クラブチーム等での活動が親の負担を伴うため、家庭によっては、社会性を学ぶ機会が減っていくことが懸念されます。

さきの研究等で示されているように、幼児期に非認知能力を高める教育を行うことは、将来有望な人材を育てる大きな鍵になると考えます。

先ほど紹介したアメリカの研究では、教育の投資という観点からも、面白い結果が出ています。研究で使った費用を基に投資効果を計算した結果、利回りが15から17%という結果が示されました。利回り15%以上というのは、一般の投資では実現不可能に近い非常に高い利回りであります。将来を担う子供たちに大きく予算を振り分けることは、その利回りと複利効果を加味すれば、かなり有効な投資になるのではないのでしょうか。

今までの教育手法にとらわれず、今後は、科学的根拠を基礎とした、こういった教育が重要になると考えます。

そこで質問いたします。

現在の幼児教育における県の取組と、今後幼児教育の現場において非認知能力を高める指導を行うことが望まれますが、県として非認知能力を伸ばす取組をどのように活用し、行っていかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 非認知能力を伸ばす幼児教育についてお答えいたします。

子供たちの健やかな成長においては、いわゆる読み書き計算等の認知能力とともに、根気強さや意欲、自制心、コミュニケーション力などの非認知能力を育成していくことが重要です。

議員御指摘のとおり、非認知能力の育成については、幼児期の教育が大変重要であり、教員、保育士等の指導力の向上が不可欠です。

県教育委員会では、県内の幼稚園や保育所、認定こども園等の教育、保育の質の向上を図ることを目的として、令和2年4月に、義務教育課内に幼児教育センターを設置しました。本センターでは、関係課や外部機関と連携し、教員、保育士等を対象とした初任者研修や幼児教育アドバイザー育成研修などを行っています。

また、非認知能力の育成に当たっては、幼児教育と小学校教育の接続も重要です。そこで、本センターにおいては、小中学校の教員や保育士等を対象とした幼・保等、小、中連携セミナーを開催しています。セミナーでは、具体的な事例を通して、非認知能力などの幼児教育で育んだ資質、能力が、小学校以降の育ちにどのようにつながっているのか協議し、指導に生かす取組を行っています。

今後は、非認知能力の重要性や育成の具体的事例を示したリーフレットを作成し、園長や教頭、主任等の管理職を対象にした研修に活用するなど、幼児教育施設においても、独自に効果的な取組が行われるよう支援してまいります。

また、本県が実施している親の学び講座でも本リーフレットを活用するなどして、家庭教育の中で親子のコミュニケーション力等が育まれるよう取り組んでまいります。

引き続き、本県の幼児教育、保育の質を高める

ため、幼児教育センターの機能を最大限発揮し、子供たちの健やかな成長が図られるよう取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 今回、この非認知能力というのを初めてお聞きになる方もいらっしゃるかというふうに思います。

県としては、令和2年4月に幼児教育センターを設置し、様々な研修を行って、さらにその中で非認知能力についてもリーフレットを作成するなど、取組を進めていらっしゃるということであります。やはり非認知能力、なかなか数字には表せないところだと思います。

ただ、やはり私も、経験上、もちろん勉強も大事ですけれども、やはりそういった社会性も含めて、小さい頃にこういった教育を行っていく、自分で考える力とか忍耐強さ、こういったものをしっかり育む、これは、もちろんそういった現場だけではなくて、家庭の中でも同時に行っていかななくてはならないというふうに思いますので、親も巻き込んで、そういった取組をぜひまた進めていただければというふうに思います。

それでは次に、新規就農者確保の取組についてお尋ねいたします。

この質問は、過去に何度かほかの先生も質問されていますが、改めてお尋ねをいたします。

農業の人手不足問題は、昨今深刻な状況となっています。農林水産省の農業構造動態調査によると、基幹的農業従業者、いわゆるふだん仕事として主に自営農業に従事している者の数は、2012年の177.8万人から2022年の122.5万人へ、10年間で約55.3万人、約30%減少しています。幾ら人口減少が進んでいるとはいえ、それを上回るペースで担い手が減少しています。

農業における人手不足については、一般的に農

業をなりわいとする担い手不足と労働者を中心とした働き手不足の2つの側面があります。働き手不足については、他の業態と共通して慢性的な人手不足が見られますが、海外からの雇用、さらには非正規での雇用が増加したことにより、全体で見ると、やや増加傾向にあります。しかし、担い手不足は依然深刻な状況です。

さらに、担い手の高齢化割合は年々上昇しており、そこを補う新規就農者は、全国で5万人から6万人の横ばいで推移しており、その減少には追いついていません。今後さらに高齢化が進むことを考慮すると、親元就農も含めたあらゆる世代での新規就農者の確保が急務です。

そのような状況の中、農林水産省は、担い手不足という課題解決に向けて、2022年度から新規就農者の支援拡充を開始しました。初期投資に使うことを念頭に、最大1,000万を補助する経営発展支援事業や、経営が不安定となりやすい就農初期の不安解消のため、就農後3年間の所得支援として、使い道を限定しない、月12万5,000円の経営開始資金や就農準備資金といった支援を実施し、新規就農者の獲得に向けた動きを本格化させています。

一方で、熊本県の状況は、過去5年間を見ると、農業法人等の新規雇用就農者は横ばいか、やや増加傾向にあります。しかし、親元就農と新規参入を合わせた新規自営就農者は、平成29年度が295人に対し、令和3年度は214人と、やや減少傾向にあります。私の住む熊本市においても、昨年度はやや持ち直したものの、減少していることには変わりありません。

これは、コロナ禍による影響や物価、資材の高騰により、農業を取り巻く環境がより一層厳しくなっていることが大きな要因であると考えられます。



また、国の制度は、49歳以下の若い世代を主にターゲットとして設計されているため、それ以上の年代での参入は難しい状況です。

この担い手不足待ったなしの状況で、あらゆる世代への新規就農者獲得に向けた取組を行っていく必要があります。

本県では、これまでも、国の事業を活用し、新規就農者のハードルとなっている初期投資のリスクや採算性の低さによる所得の不安定性、こういった課題に対して様々な取組を行ってきました。しかし、結果的に十分な新規就農者数の増加には至っていないのが現状です。全国で5位の農業産出額を誇る本県の農業を守るには、人材の確保と定着への取組が大変重要と考えます。

そこで質問いたします。

本県の今後さらに加速する担い手不足に対し、新規就農者確保に向けてどのような取組を行っていくのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 本県の基幹産業である農業を守り、持続的に発展させていくためには、将来の担い手に育つ人材確保に向け、まずは、新規就農者の確保、育成が大変重要です。

そこで、県では、就農希望者に対して、相談、研修、就農、定着の各段階に応じ、市町村等関係機関と一体となったきめ細やかな支援を行い、ニーズに応じ、親元就農や雇用就農など多様な就農につなげています。

具体的には、就農に向けた第一歩として、中学生の農業体験バスツアーや高校生の農家実習の支援を行っています。また、各種の就農に関する相談については、新規就農支援センターにおいてワンストップで対応するとともに、就農前の研修段階では、県が認定した研修期間で技術習得の支援などを行っています。

就農初期に必要な施設整備の支援では、国と県で事業費の最大4分の3を補助する事業を昨年度から実施しており、親元就農であっても対象となることから、現場でも好評を得ています。

また、昨今の生産資材等の価格高騰を踏まえ、中古ハウスの補修・移設費を支援する事業において補助上限額を引き上げ、初期投資の負担軽減を図る予算を今定例会に提案しています。

加えて、熊本での就農を志す50歳代の就農希望者をターゲットに、技術研修や初期投資を支援する本県独自の取組を今年度から開始いたしました。

さらに、就農後の定着段階では、くまもと農業アカデミーやくまもと農業経営塾などにより、技術や経営管理のレベルアップに向けた支援のほか、本県農業を牽引するトップリーダーの養成にも取り組んでいます。

今後、市町村や農業団体と連携して、国と県の施策を総動員し、将来の本県農業を担う新規就農者の確保、育成にしっかりと取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

**○南部隼平君** 今回のこの質問に関しては、私自身、実家というか、本家が農業をしております。私の父も含めて、やっぱり年を取ってからでも農業をまだしたいという方が結構いらっしゃいます。そういった方々の意見を聞いて、現状はどうなっているのかというところを、いろんな農業関係者の方に聞いて回っておりました。やはりこの新規就農に関しては、かなりハードルが高いということと言われることが非常に多いわけですが、県として、今年度から50歳代の方でもそういった支援が受けられる、こういったことも実施をしていただいております。

それに加えて、あとは、やはり若い世代の農業



就農、私の地域においても、この親元就農で農業をされている方たくさんいらっしゃいます。一般の企業で働いて、帰ってきて農業を継ぐという方もいらっしゃいます。そういった方々がスムーズにこの農業をなりわいとしてやっていけるようにしっかり支援していただきたいと。なかなか本当に新規参入というのはかなり難しいというふうに思いますので、そういった親元就農、これもしっかり支援をしていただきたいというふうに思います。

それにまた加えまして、やはりこの定着ということも、一方で大変重要になってまいります。新規就農した場合でも、5年間で大体5%から7%ぐらい離農してしまうということもあります。こういったこともしっかり今県として、様々な団体とも協力をしながら定着に向けた取組、これも一方で行っていただきたいというふうに思います。

最後に、TSMC進出に伴う熊本市東部地区の道路整備について質問をいたします。

TSMCの進出により、今熊本県は大きく変わろうとしています。工場が建設中の菊陽町はもちろん、その周辺地域においても地価は上昇し、企業誘致合戦が進んでいます。

私の住む熊本市東部地区においても、3月に、熊本市が民間と連携し、工業団地を増設するという発表がありました。しかし、この地域は、熊本市の中でも大変渋滞が多い地域でもあります。国体道路や第一空港線、さらに東バイパスなど、通勤時間帯には、日常的に慢性的な激しい渋滞が問題となっています。

さらに、この地域の工業団地建設に当たって特筆すべき点は、熊本市が指定した全4か所のうち、高速道路のインターに唯一面していない地域であるということです。菊陽町と隣接する地域ではありますが、益城インターと熊本インターとは

5キロ程度離れています。

現在、この周辺道路の状況、県道103号熊本空港線、いわゆる第一空港線、県道36号熊本益城大津線、いわゆる第二空港線、そして国体道路など、東西を走る路線は、比較的充実をしています。

しかし、この周辺の南北を結ぶ道路は、まだまだ十分とは言えないのが現状です。この周辺の主要な南北道路である第二空港線から第一空港線につながり、そこから迂回する形で国体道路へとつながる国道443号や菊陽町の辛川の国道443号から国体道路につながる県道138号辛川鹿本線がありますが、いまだ整備が完了していない状況です。

今後、TSMCの進出や多くの企業が立地すること、これは大変喜ばしいことでもあります。しかし、県民としても、企業関係者としても、この熊本の渋滞問題、これは最も懸念するところではないでしょうか。

また、この周辺道路整備における大きな問題点、課題は、熊本市と菊陽町をまたいで走る道路であるということです。熊本市だけの道路であれば熊本市がやればよいという話になりますけれども、県と市が密に連携を取らなくては、なかなか前に進みにくい場所でもあります。

そこで質問いたします。

TSMCや新たな熊本での工業団地整備等の開発により懸念される渋滞問題を含む交通への影響をどのように考えているか、そして県として県道辛川鹿本線の整備を今後どのように進めていくのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 議員御指摘の熊本市東部地区では、南北に国道443号、東西に県道熊本空港線が通っております。

この2つの幹線道路は、熊本市小山町の道明交

差点でT字路として交わり、その後も、菊陽町曲手の空港入口交差点まで重複しております。

この重複区間では、両路線の交通が集中することから、特に道明交差点の前後の区間で交通処理機能が低くなり、朝夕の通勤時間帯における渋滞の要因となっております。

そこで、このT字交差点から北側に向けて辛川鹿本線を整備することとし、熊本市と連携して取り組んでおります。

この整備計画といたしましては、道明交差点を十字交差点に改良し、さらに通称国体道路東西線までの南北方向約1.4キロメートルの区間を一部バイパスとして整備するもので、これにより、交通処理機能が改善され、重複区間での交通集中が分散されることによる渋滞緩和を目的としております。

整備区間の周辺には、流通業や製造業等の企業が集積しており、TSMCの進出に伴って、熊本市が半導体関連企業の誘致エリアを設定し、さらに物流企業が半導体製品の専用倉庫建設の意向を示すなど、今後新たな交通需要も見込まれます。このことから、本路線のさらなる整備の加速化が必要と考えており、早期の整備に向けては、熊本市との連携が特に重要であると考えております。

これまで、県と市との間で、道路線形や排水処理等について、相互に情報を共有し、整合を図りながら設計を進めてまいりました。

現在も、早期の用地取得に向け、地権者の方々の御理解が得られるよう、土地価格の評価方法について協議を行っているところでございます。

今後も、早期に用地買収を進め、速やかな工事着手につなげてまいります。

引き続き、熊本市と緊密に連携しながら、早期整備に向けて全力で取り組んでまいります。

〔南部隼平君登壇〕

○南部隼平君 土木部長からは、熊本市としっかり連携をして、この道路の整備に向けて進めていくという力強い発言がありました。

前回の質問においても、この地域の問題というものは取り上げておりました。今回、この熊本市が工業団地を整備するということを発表したこのことで、地域の方々にとっても一歩前進したと、そういった期待の声が聞かれております。

しかしながら、やはりこの渋滞の問題というのは、もちろん都市圏の渋滞問題、これも含めて、やはり新たな道路整備、これは、もちろん熊本市だけではなくて、菊陽、大津、様々な地域において必要なことだと思いますけれども、こういった道路をしっかりと整備していかなくは、なかなか地域の発展はないというふうに思います。

私も、地元の市会議員の先生、そういった方々とも連携をしながら、こういったちょうどこの熊本市との間にある区間、こういった区間は進みにくい、そういったこともありますので、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で本日私が準備した質問は全て終了いたしました。

御清聴いただきまして、ありがとうございます。（拍手）

○議長（淵上陽一君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時8分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

末松直洋君。

〔末松直洋君登壇〕（拍手）

○末松直洋君 皆さん、こんにちは。自由民主党・宇城市・下益城郡区選出の末松直洋でございます。

ます。今回で9回目の質問になります。改選後初めての一般質問になります。初心を忘れずに、また頑張ってもらいますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

本県農業の持続的な発展について。

まず1番目に、持続可能な農業について。

去る4月22日、23日、宮崎市において開催されたG7農相会合では、食料安全保障をテーマに、特に持続可能な農業について議論されました。

現状認識として、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略が農産物、肥料、飼料等の資材価格を上昇させ、食料安全保障が世界的な課題であるとともに、生産コストの上昇分を適正に取引価格に転嫁する仕組みづくりが大きな政策課題に浮上しました。

世界的に増加する人口を養うための農業生産性向上と農業生産による環境負荷の低減を両立させることが急務であり、その内容を踏まえた先進7か国農業大臣声明とG7各国が取り組むべき行動を要約した宮崎アクションが採択されました。

並行して、国では、食料・農業・農村基本法の見直しが行われており、先日、取りまとめが公表され、基本理念としての4つの柱が示されました。

1つ目が「国民一人一人の食料安全保障の確立」、2つ目が「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換」、3つ目が「食料の安定供給を担う生産性の高い農業経営の育成・確保」、4つ目が「農村への移住・関係人口の増加、地域コミュニティの維持、農業インフラの機能確保」であります。

先月、農業協同組合中央会は、食料・農業・農村基本法の見直しについて政策提言を行い、その中でも大きな柱として、多様な経営体の位置づけ

と農業の再生産に配慮した適正な価格形成を基本法に明記することを国に求めています。

生産現場では、生産費が取引額を上回る事態も起きており、厳しい状況にあります。生産費を農産物価格に転嫁するフランスのエガリム法など、海外の法制度を国内に取り入れるには、消費者の理解と法整備が必要となり、国の責任において実現してもらいたいと考えています。

一方、本県農業に目を向けると、農業産出額全国5位と、国民への食料の安定供給に寄与しながらも、燃料、肥料、飼料などの生産資材の高騰という喫緊の問題に加え、少子高齢化に伴う労働力不足、頻発する自然災害など、厳しい現状があります。

そこで質問に入ります。

国際情勢が不安定であることや今後世界人口が増加することを鑑み、これまでどおり輸入農産物に過度に頼ることは危険が伴うと考えています。食料安全保障の基本は、安定した食料供給体制であり、持続可能な農業を実現していかなければならないと思いますが、農業県熊本の持続的な農業を進めるために、蒲島知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 熊本県の農業は、多彩な気候風土、豊富な地下水など、豊かな自然環境の下、多種多様な農産物を育む、魅力とポテンシャルのある産業であり、食料供給県として大きな役割を担っております。

これまで、私は、稼げる農業を旗印に、全国に先駆けて、農地の集積、スマート農業の導入などを推進してまいりました。また、若手農業者を対象としたくまもと農業経営塾の開設や外国人材の活躍を目指した学習機会の提供など、多様な人材育成も実施しています。さらに、環境を守る農業

を県民一体で支える地下水と土を育む農業推進条例の制定など、国の食料・農業・農村基本法の議論に先んじた取組も進めてまいりました。

私は、現在、熊本のポテンシャルを最大限に生かすことで、地方創生を実現し、50年後、100年後の熊本のさらなる発展につなげるため、5つの安全保障を掲げています。その一つが、食料の安全保障です。

しかし、最近では、議員御指摘のとおり、燃料、肥料、飼料及び生産資材の価格高騰が農業経営を圧迫しています。

国の臨時交付金を活用し、激変緩和措置やコスト削減につながる技術導入の支援などを行っていますが、これは、あくまで緊急的な対応であり、抜本的な国の対策が不可欠と思います。

そこで、県では、県議会とともに、国に対して、支援制度の強化や適正な価格形成の仕組みの構築を、あらゆる機会を捉えて要望しています。

現在、国においても活発な議論がなされていますが、県としては、動向を見極めながら、生産現場の声をしっかりと伝えるとともに、実情に合った制度構築となるよう、引き続き国に要望してまいります。

このように、本県が取組を進めている農業施策の先にある成果こそが、議員御質問の持続可能な農業の実現であり、食料の安全保障だと認識しています。

今年度は、蒲島県政4期目の集大成の年になります。将来につながる持続可能な農業の定着を強固なものにするため、引き続き全力で取り組んでまいります。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 知事が若い頃夢見ておられた3つの夢の一つは、牧場主になられることだったと聞いています。

熊本県の農業に対する思いは、特に強いものがあると存じておりますが、本県は、現在、大きな流れの中で半導体産業の拠点になり、経済が発展していくことは大変喜ばしいことには違いはありませんが、数千年にわたり荒れた山林や大地を耕し続け、自然環境及び国民の命を守ってきた産業の農業は、過度に海外に依存し続けたことにより、ウクライナ侵攻等により脆弱さが露呈しました。今こそ、国及び国民は目を覚まし、様々な安全保障の中でも最も重要な食料の安全保障について、真剣に向き合うときだと思えます。

この農業を持続可能な産業にするためには、抜本的な国の対策が必要であり、幾つものハードルがあると思いますが、農業県熊本として国に要望する場合は、生産現場の声をしっかり酌み取り、未来に希望が持てる熊本モデルとして、強く提案していただきますようお願いいたしまして、次の質問に入ります。

続きまして、酪農家における飼料確保について。

引き続き農業問題の質問をします。

先ほどから農業の厳しい状況を述べましたが、中でも最も厳しい状況に立たされているのは、酪農経営ではなからうかと思われれます。この60年間で、国内の酪農戸数は30分の1に減少する一方、生乳の生産量は2倍弱に増えています。また、1戸当たりの生産量も60倍近くに増えています。

本来、酪農は、土地利用型の畜産業ですが、我が国では、大規模化が進む過程で、安易に購入が可能な輸入飼料依存型の経営が形成されてきたと思えます。

先日、報道番組を見ましたが、日本の生乳生産量の半分以上を担う酪農王国北海道で、過去最悪レベルという牛乳ショックに直面しているという内容であり、円安やロシアによるウクライナ侵攻



で、大部分を輸入に依存する飼料が高騰し、さらに新型コロナウイルスの影響で、生乳の需要が落ち込み続け、生乳の廃棄や牛の処分を求められている事態になっているというものでした。

さて、牛乳ショックの要因の一つとなった飼料高騰の問題についてですが、我が国は、配合飼料原料の5割以上を占めるトウモロコシを年間1,160万トン輸入しており、主な輸入先は、米国とブラジルになります。

平成26年から令和2年8月にかけてのトウモロコシの国際価格は、低位で安定し、この間、酪農家は、平均で1,000万を超える所得を得ていましたが、飼料価格が高騰した現在は、大きく減少しています。

農林水産省の統計によりますと、都道府県酪農における生乳生産コストの約5割を占める飼料費については、令和2年から令和3年にかけて約10%増加しており、令和4年度は、さらに上昇していることが予想されます。まさに、飼料を輸入に依存するリスクを改めて認識させられたところです。

国内のトウモロコシ生産に目を向けますと、主に酪農用の粗飼料として利用される青刈りトウモロコシが全国で9万6,300ヘクタール作付され、その生産量は、年間450から500万トンに及んでいます。

一方、昨年度から県内での取組が始まったトウモロコシの実のみを利用する子実用トウモロコシについては、以前、県の畜産課に、国内で賄うにはどれぐらいの農地が必要かということを確認したところ、日本の耕地面積の2分の1が必要だということでした。

自給率を100%に近づけるには非常に高いハードルですが、今般の海外情勢に左右される飼料高騰リスクを考えますと、国内飼料に転換を図る取

組は喫緊の課題であると思われれます。

これまでも、酪農家を含めた畜産農家は、地域の耕種農家と連携した稲WCS、飼料米の生産、利用拡大による水田を含めた農地の有効活用に大きく貢献してきたことは間違いなく、今後も農地の維持を担っていただきたいと考えております。

そこで質問ですが、持続可能な酪農経営に不可欠な国産飼料の確保をいかに図っていくのか、農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 本県の酪農は、乳用牛の飼養頭数、生乳生産量がともに全国第3位を占め、西日本一の産地を形成しています。

議員御指摘のとおり、ウクライナ侵攻などの予測不能な事態は、輸入依存度の高い飼料の長期的な価格高騰を招き、酪農家も大きな影響を受けています。

現在国において議論されている食料・農業・農村基本法の改正に向けた中間取りまとめには、輸入に依存する飼料などの国内生産の効率的な拡大の必要性が明記されておりますが、本県畜産の重要な柱である酪農の維持発展のためにも、輸入リスクに左右されない飼料の確保が重要です。

そのためには、青刈りトウモロコシや牧草など粗飼料の増産、飼料用米や子実用トウモロコシなど濃厚飼料の生産、利用拡大など、飼料自給率向上の取組を一層進めていく必要があります。

本県では、これまで、優良品種の導入支援による自給飼料の増産や、飼料の生産、調製を行うコントラクターやTMRセンターなどの外部支援組織の育成に積極的に取り組んだ結果、自給率の高い酪農家が多く育成されています。引き続き、外部支援組織の新規育成や事業拡大の取組を進めてまいります。

また、昨年度から試験栽培を開始した子実用ト

ウモロコシにつきましても、令和5年度は、前年度の約6倍である63ヘクタールまで面積を拡大する計画となっています。一部のTMRセンターで、混合飼料の原料として活用することが見込まれており、今後もさらに利用が広がるよう取り組んでまいります。

一方で、酪農家や外部支援組織の労働力や土地基盤のみでは、飼料生産に限界があります。そこで、令和4年度の補正予算で措置した耕畜連携飼料増産推進モデル事業を活用し、集落営農組織や土地利用型大規模法人などの耕種農家が飼料作物を生産、販売し、畜産農家が堆肥を供給する耕畜連携の取組を加速させます。

一部の酪農地帯では、飼料用農地の確保が困難になりつつありますが、県内一円において、国産飼料の増産と確保に向けた取組を積極的に推進し、輸入飼料に過度に依存しない、持続可能な酪農業の確立を目指していきます。

〔末松直洋君登壇〕

**○末松直洋君** 本県でも、昨年度から子実用トウモロコシの試験が始まったことや、また、本年度は昨年の6倍の63ヘクタールまで面積が増えたことや、コントラクターやTMRセンターなど外部支援組織が育成され、自給率が高い農家が育成されているということですが、それにはまた限界があると思います。今現在、米の価格が下落した状況の中で、条件の整う畑地や水田を活用して、粗飼料及び濃厚飼料の拡大に取り組んでいくべきだと思います。

部長の答弁にもありますように、集落営農組織や土地利用型の大型法人などの取組も進んでいくことを強く願います。

質問でも述べましたように、酪農家の、周辺の水田耕作者への貢献はとても大きいものがあります。酪農経営を新規に始めることは、とてもハー

ドルが高いので、現在必死になって頑張っておられる酪農家に対して、また、市町村と連携して、粗飼料を含め、濃厚飼料を拡大し、持続可能な酪農経営ができるように、今後も支援をお願いいたします。

次の質問に入ります。

TSMCの県内全域への波及効果について。

2024年末の半導体量産開始に向けて、現在フル稼働で建設を進めておられるJASMCの工場建設は、国内はもちろん、海外からも注目を集めており、大変喜ばしいことだと思います。

このことにより、本県の生産額向上や地域の活性化、また、台湾との関係においても、直接的、間接的にプラスの効果が必ず見込まれると思います。

先月17日、熊本市において、国の半導体戦略及び熊本の可能性について、経済産業省情報産業課デバイス・半導体戦略室の室長が講演され、その中で、世界の半導体市場は、右肩上がりに成長し、2030年に約100兆円を見込んでいる、国内生産の売上げについても、2030年には、2020年の3倍に当たる15兆円まで伸ばしたいと語られています。

産業用に必要な半導体が熊本から供給される、場合によっては世界の供給源になっていく可能性すらあり、まさに熊本県にとっては願ってもないことでもあります。

蒲島知事は、この波及効果を県内全域に広げると語られています。

本年2月に、各地域振興局において、県の担当者が、それぞれの市町村長及び担当者とその件について意見交換をされたようです。

それぞれの首長の期待は大きく、特に県央・県南地域は高かったと思われます。ただ、県内全域で半導体誘致を目指すのは現実的に不可能で、広



い土地と豊富な水、安定した電力が必要と思われます。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

本県の工業団地の現状です。残りの区画数は、あと僅かであります。

今回、県営の新規工業団地として、菊池市と合志市のそれぞれ25ヘクタールについて、昨年度から基本計画、基本設計が実施され、令和8年に分譲開始の予定で進められています。

数日前には、ソニーが27ヘクタールの工業用地を合志市で取得との報道がありました。これから県北地域では、急ピッチで工業団地開発が進んでいくことになるようです。

T S M Cが本県進出を表明された令和3年11月以降、本日までに半導体関連企業28社と立地協定が締結され、また、関連する物流企業3社とも立地協定が締結されるなど、企業にとって、本県は注目の的であります。

私の地元である宇城市や隣接する宇土市、美里町なども、今回のT S M Cの進出効果を取り込もうと、熱心に企業誘致に取り組んでいます。特に、宇城市、美里町においては、企業を誘致するための重要な武器となる補助制度の見直しが行われました。例えば、宇城市では、用地取得費に対する30%の補助制度や市内の用地情報を広く収集する制度などが創設されました。また、美里町でも、5,000万円を限度に用地取得費に対する50%の補助制度が創設されたと聞いています。

そこで質問に入ります。

T S M C進出という本県にとって千載一遇のビッグチャンスの波及効果を県内全域に広げていくためには、このような県央地域の市町村のように、熱意を持って企業誘致に取り組む自治体を力強く後押しすることが必要であると思っています。この点について県はどのように考えておられ

るのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長（三輪孝之君） T S M C進出の効果を県内全域へ波及させる上で、熱意を持って企業誘致に取り組む市町村に対する県の考え方と支援についてお答えします。

T S M Cの本県への進出効果を全県に波及させることは、本県にとって重要な課題であると認識しています。

そのような中、議員御紹介の宇城市や美里町の工業用地取得に対する補助制度創設の動きは、企業進出自体を力強く後押しするものであり、大変ありがたい取組であると考えています。

また、先日、宇土市からも工業用地の確保について相談がありましたが、とても意欲的な姿勢がうかがえ、宇城地域の各市町の動きには、企業誘致に対する熱い思いをひしひしと感じているところでございます。

県では、そのような市町村の思いをしっかりと受け止め、市町村と連携しながら、企業誘致活動を展開しています。

具体的には、誘致に成功した自治体の取組事例を紹介する担当者の研修会を開催するとともに、県東京事務所や大阪事務所とも連携を密にして、市町村と一緒に企業訪問を行うなど、連携を図りながら企業誘致に取り組んでいます。

また、市町村が独自に整備された工業団地の情報等については、県が参加した首都圏等での展示商談会の場や県のホームページを活用して、全国の企業に幅広く紹介しています。

さらに、I T企業やコールセンターに対する立地促進補助金に関し、宇城市のように、市町村が県と同じく一定の要件を設けた補助金を交付する場合には、県の補助率を引き上げて交付するなど、意欲のある市町村の企業誘致活動を後押しし

ているところでございます。

県としては、市町村の企業誘致に対する熱い思いをしっかりと受け止め、一つでも多くの企業が、県内、特に県央・県南地域へ新規立地や増設投資をしていただけるよう、市町村とこれまで以上に信頼関係を深めながら、企業誘致に取り組んでまいります。

今後とも、TSMC進出効果が県内各地域へ広く波及するよう、引き続き、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

〔末松直洋君登壇〕

**○末松直洋君** 県央、また、県南地域の宇土市出身の三輪部長に力強い答弁をいただきました。

100年に1度のビッグチャンスと言われる今回は、どこの市町村もその流れに乗りたい、取り込みたいという思いはあると思います。

知事が、今回の波及効果を県内各地域に広く波及すると語られております。私は、その中で最も重要なことは、地元の熱意だと思っております。幸い、宇城圏域の3人の首長さんは、企業誘致に強い熱意があり、独自の補助金の制度を導入したり、工業団地の開発や宅地開発にも前向きに取り組もうとされております。交通の利便性にも優れているこの県央の宇城圏域の発展が呼び水となって、県南地域の発展につながっていくことと確信しています。そのためには、私たち県議も汗をかく覚悟でありますので、共に頑張ってみましょう。

次の質問に入ります。

中学校における休日運動部活動の取組について。

国は、令和4年12月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを示しました。そのガイドラインには、少子化が進む中、将来にわたり、生徒がスポー

ツ、文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があると示しています。

また、生徒の自主的で多様な学びの場でもあった部活動の教育的意義を継承、発展させ、新しい価値が創出されることが重要であるとしています。

なお、部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるような地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備し、地域の実情に応じた生徒のスポーツ、文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要であるとしています。

このガイドラインで示されている内容は、休日の活動を対象としたもので、本年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間として、地域連携、地域移行の取組や実情に応じた可能な限りの早期の実現を目指すとしており、学校と地域との連携、協働により、生徒のスポーツ、文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があるとしています。

部活動においては、スポーツ部活動と文化芸術部活動がありますが、今回の質問は、中学校のスポーツ部活動に絞って質問を行います。

県は、3年間で運動部活動の地域スポーツクラブ等への移行を進めていかれると思いますが、県内市町村では、人口規模や地域の特性、実情にも違いがあり、地域クラブ加入に当たっては、困窮家庭の生徒の支援も必要かと思われます。さらに、平日の教師による部活動顧問の指導と休日の地域クラブによる指導の考え方や指導方法に違いがあれば、生徒が混乱してしまうおそれがあります。

また、地域クラブの大会参加について課題であ

りましたが、日本中学校体育連盟が大会の参加条件を見直したことにより、本県においても、中体連の参加条件が見直されています。

このガイドラインに基づき、本年度から、中体連の学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者も出場できるようになり、本県も、77クラブ、約700人が認定されていると聞いています。しかしながら、大会へのクラブチームの参入も、指導者次第では、勝利至上主義等の行き過ぎた指導につながらないか心配しているところです。

そこで質問に入ります。

県内の市町村の中学校における休日の運動部活動の地域移行の推進に当たり、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長に質問いたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 県の今後の取組についてお答えいたします。

県教育委員会では、本年4月に、熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画を策定するとともに、令和5年度から7年度までを改革推進期間と位置づけ、市町村と一体となって取組を進めています。

具体的には、地域移行推進に向けた市町村の取組を支援するため、各市町村に対して、検討委員会の設置の時期や課題等について、アンケート調査を実施しています。今後、その調査結果を基に、市町村へのヒアリングを行うとともに、地域移行の早期実現に向け、各地域に存在する総合型地域スポーツクラブや競技団体と連携した地域移行のパターンを提案するなど、それぞれの地域の実情に応じたスポーツ環境の整備に向けて支援を行ってまいります。

特に、市町村の多くが課題としている指導者の

確保については、県で人材バンクを整備し、市町村が求める人材と指導を希望する人材を結びつけるなど、課題の解決を図ってまいります。さらに、今年度は、民間等の指導者に対する研修会の内容等を充実させることで、資質の向上を図り、新たな指導者の確保にも努めてまいります。

これらの取組に加え、来月には、地域の実情に応じた活動時間や場所等の条件整備を協議するため、有識者等から成る県の推進協議会を新たに設置することとしており、引き続き、市町村等からの意見も踏まえながら、中学生が将来にわたって継続してスポーツに親しむことができる環境の整備に向けて、丁寧に取り組んでまいります。

〔末松直洋君登壇〕

○末松直洋君 この3年間の改革推進期間では、生徒の部活動の在り方について大きな動きがあり、様々な問題も出てくるでしょう。都市部と山間部の地域格差や指導者の確保や家庭の事情など、課題はたくさんあると思いますが、ただ、主役は、教師ではなく、あくまでも児童生徒たちであります。そのところは、教育長、ぜひ御理解いただき、子供たちが置き去りにならないようによろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

こども図書館の開館に向けた取組状況について。

先月のニュースで、建築家の安藤忠雄氏が設計、建築費を負担するこども図書館の新築工事等が5月10日に着工したとの報道があり、水前寺江津湖公園の豊かな自然環境の中に整備される利点を生かし、熊本らしい施設となることを期待しているところです。

さきの2月議会の代表質問においては、知事より、こども図書館の開館に向けた思いと取組についての答弁がありました。

まず、これまでの経緯や取組については、令和4年8月に、熊本県と安藤忠雄建築研究所で、こども図書館の整備に係る協定が締結され、令和4年12月に県立劇場で開催したキックオフフェスティバルには、800名の方が参加されたと聞いています。

次に、運営方法については、県民参加型の運営を目指すこととされ、寄附金やボランティアを募り、県立図書館との連携や一体的な運営を考えておられます。

なお、図書の配架などについては、大阪市、岩手県遠野市、神戸市にある先行3館の取組を参考にするとともに、有識者の意見等を伺いながら、テーマの検討や図書の選定を進めるとのことです。

また、2月議会の一般質問においては、教育長より、こども図書館の設置に伴う県立図書館との連携についての答弁があり、運営体制については、こども図書館は、県立図書館、くまもと文学・歴史館と一体的な運営をすることです。

こども図書館が設置されることに伴う目指す県立図書館周辺の将来像については、こども図書館で読書の楽しみを知った子供たちや家族が読書への親しみや熊本の文学、歴史への理解を深めることができるなど、子供から大人までの知的好奇心を高める文化的エリアを目指すとのこと。

そのため、県立図書館とは、物理的にもこども図書館と県立図書館との行き来をしやすいようにする、県立図書館、くまもと文学・歴史館と新たに設置されるこども図書館との連携により、過去と現在と未来をつなぐ相乗効果を生み出し、熊本の知の拠点となることを目指す、私は、このような方向で準備を進められていると認識しています。

未来を担う子供たちの豊かな感性と創造力を育むことは大変大切であります。来年春に開館予定とのことで、県民の関心や期待も高いため、開館に向けてどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) こども図書館の開館に向けた取組状況についてお答えいたします。

来年春の開館に向けて、新たな熊本の宝として、県民に末永く愛される施設にするためには、県民参加型の運営、熊本のこども図書館ならではの本の選定、開館に向けた機運醸成の3つの取組が重要と考えています。

まず、1点目の県民参加型の運営については、本年3月から、広く県民や企業の皆様に寄附金のお願いをしまいいりました。現在、多くの皆様から運営に協力したいとの思いが届けられており、既に2億円を超える寄附金を見込んでおります。将来にわたって持続可能な運営を行うために、引き続き、さらに多くの皆様の賛同を得ながら、広く寄附を募ってまいります。

また、図書寄贈の取組について、県民の皆様がお持ちの本をこども図書館に寄贈いただく企画を、6月より県下全域で開始しました。現在、約4,000冊もの大切な思い出が詰まった本を寄贈いただいております。第2弾として、8月にも実施する予定でございます。

さらに、読み聞かせや本の整理等について、ボランティアの方々に参加、協力いただくことも検討しており、県民に親しまれ、かつ円滑な運営ができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

2点目の熊本のこども図書館ならではの本の選定については、本年4月から有識者で構成する選書基準作成等委員会を設置し、選書基準やテー



マ、配架について協議を始めました。子供たちが豊かな感性と創造力を育むことができる本の選定となるよう、協議を重ねてまいります。

3点目の開館に向けた機運醸成についてです。

県民の皆様へに寄附金や図書寄贈の取組に参加いただくことに加え、より多くの方々にこども図書館を知っていただくことが重要です。このため、議員御紹介のキックオフフェスティバルに続けて、来月29日に安藤忠雄氏を熊本にお招きし、全県民を対象とした講演会を開催する予定です。この講演会をはじめ、様々な機会を通じて、さらなる機運醸成を図ってまいります。

このように、県民一体となつてつくり上げるこども図書館が、本との出会いにより未来を担う子供たちの感性や創造力を育み、夢へのかけ橋となる施設となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔末松直洋君登壇〕

**○末松直洋君** 現在、企業向けの寄附金や寄贈本の募集が始まったということでもあります。今後は、読み聞かせや本の整理などをするボランティアの協力や募集も必要になってくると思われま。県外のこども図書館は、コロナの影響もあったと思いますが、人数を制限して、予約制での入館だったと聞いていますが、本県のこども図書館は、気軽にいつでも行けるようになればと願っています。

ただ、まだまだこども図書館の認知度は、県民には浸透はしていないと思われるので、来月開催される安藤忠雄氏の講演会を機に、あらゆる媒体を活用して機運醸成に努めていただき、子供たちの夢が広がるこども図書館になるようにしていただきたいと思ひます。

次の質問に入ります。

児童家庭支援センターについて質問いたしま

す。

スライドを御覧ください。(資料を示す)

先日、令和4年度の県内の児童虐待相談対応件数が発表されましたが、2,764件と2年ぶりに過去最多を更新しました。

全国の令和4年度の統計はまだ発表されておひませんが、統計を始めて以来、31年連続で最多を更新しておひ、令和3年度の児童虐待相談対応件数は、20万件を超えています。

このような状況の中、全国では、とても悲惨な子供の虐待死が後を絶たず、毎年のように事件が起きています。

熊本でも、令和3年2月に、宇城市で、母親が当時3歳の長男の腹部を蹴つて転倒させ、死亡させるという悲惨な事件が起きておひ、このような事件が二度と起きてほしくないとおひ願つておひますが、先月には、父親が高校生の息子をバットで殴り、打撲を負わせ、逮捕されるという事件も発生しておひ、大変危惧しておひます。

そのような中、県においては、児童家庭支援センターを設置し、児童相談所や市町村と連携して対応しておひます。

児童家庭支援センターの役割は、1つ目が、ソーシャルワークや心理等の専門性と併せて、地域の実情にも精通する立場として、地域の子育て支援を含めて対応すること、2つ目が、市町村と児童相談所の間接域の相談に対応する総合的な相談窓口であり、アウトリーチも実施すること、3つ目が、家庭復帰後の状況確認やペアレントトレーニングの実施等、児童相談所からの指導委託への対応を行うこと、4つ目が、夜間、休日を含め、24時間365日の対応を実施すること、5つ目が、児童相談所から遠隔地での虐待等への初期対応として、子供の安全確認や一時保護への協力を行うことでおひます。



今春、国は、こども家庭庁を発足させ、少子化対策を喫緊の課題として、子供の健やかな成長を促し、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を念頭に、手厚い支援に乗り出していますが、本県においては、既に児童家庭支援センターを県内各地域に8か所設置し、市町村と児童相談所との三層構造体制で地域での児童虐待対応に取り組んでいることは、先駆的な取組としてとても評価しています。

次のスライドを御覧ください。（資料を示す）

一方で、課題もあります。県内の児童家庭支援センターの配置状況です。実施主体は、社会福祉法人6か所、NPO法人が2か所となっており、それぞれの実施主体の基盤が異なっております。

次のスライドを御覧ください。（資料を示す）

令和3年度と4年度の児童家庭支援センターへの相談件数です。児童家庭支援センターごとの相談件数に差はありますが、確実に相談件数は増えています。

児童家庭支援センターの人員は、予算上、基本的に心理士1名、相談員2名の体制とされており、これだけの相談件数を3人程度の職員で対応しているという状況ですが、適切に対応するためには、さらなる支援が必要ではないでしょうか。

また、児童家庭支援センターでは、市町村への技術的助言などの支援も行っていますが、市町村では、その規模に応じて体制や職員数などが異なります。特に、人口規模が小さい市町村では、1人の職員が幾つもの業務を兼務しているというところもあり、市町村によっては、児童家庭支援センターに丸投げをしているところもあるなど、市町村の対応力、連携に温度差が出ているものと思われる。

そこで質問に入ります。

児童虐待相談対応件数が増加する中、今後まず

まず児童家庭支援センターの役割が重要になってくると思われますが、まず1点目として、児童家庭支援センターへの支援の拡充についてどのように考えておられるのか、また、2点目として、市町村の対応力に差があるなど、市町村にばらつきがある中で、児童家庭支援センターと市町村との連携についてどのように考えておられるのか、以上2点について、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 児童家庭支援センターは、市町村と児童相談所をつなぎ、ソーシャルワークや心理士等の専門性を生かした相談対応等を行うことで、児童虐待の未然防止、早期対応を図るなど、重要な役割を担っております。

そのため、県では、熊本市と連携し、社会福祉法人等への委託により、令和3年度までに8か所設置し、県内全ての地域で、市町村、児童家庭支援センター、児童相談所の三層による相談支援体制を確立したところです。

このような取組を進めてまいりましたが、議員御指摘のとおり、組織体制や市町村との連携等において課題があることも認識しております。

まず、1点目の児童家庭支援センターへの支援の拡充についてお答えします。

昨年度の県内の児童虐待相談対応件数が過去最多を更新する中、児童家庭支援センターへの相談件数も、右肩上がりに増加しています。

そのため、令和5年度は、相談件数の増加や児童相談所からの指導委託等の拡充に対応できるよう、支援の充実を図ったところです。また、県児童家庭支援センター協議会と連携し、研修会を定期的に開催するなど、児童家庭支援センターのレベルアップを図っております。

次に、児童家庭支援センターと市町村との連携についてお答えします。

県では、子供とその家庭の実情把握や支援を行う市町村による子ども家庭総合支援拠点の設置を進めてきた結果、来年度当初には全市町村で設置される見込みです。

令和6年度からは、この拠点に母子保健の相談機関を一体化させ、ワンストップで対応することも家庭センターの設置が努力義務化されます。

そのため、昨年度から国の交付金により造成した県の安心こども基金により、市町村のこども家庭センターの設置を財政的に後押ししています。

また、市町村と児童家庭支援センターが一堂に会し、協議や意見交換、情報共有などを定期的に行う会議を立ち上げ、今月1日にその1回目を開催するなど、市町村とのさらなる連携強化を図っているところです。

今後も引き続き、蒲島県政の基本方針に掲げる誰一人取り残さない社会の実現に向け、児童家庭支援センターの実態に即した支援を行うなど、児童虐待の未然防止、早期対応に全力で取り組んでまいります。

〔末松直洋君登壇〕

**○末松直洋君** まず、1点目の支援の拡充については、相談件数の増加に対応できるよう進めていくということであります。定期的に研修会を開催し、児童家庭支援センターのレベルアップを図っていくということであります。

2点目の質問は、児童家庭支援センターと市町村との連携については、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めるとともに、国の交付金を活用した県の基金により、市町村の子ども家庭センターの設置の後押しをし、対応力の向上を図っていくということであります。また、今月には、市町村と児童家庭支援センターが一堂に集まり、意見交換や問題の共有をされたようで、うれしく思います。今後も、国の宝である子供たちに対し、児童

虐待を未然に防ぐために頑張っていたいただきたいと思います。

最後の質問に入ります。

伝統工芸の継承に対する支援について。

伝統工芸の継承は、本県のみならず、国内も同様で、後継者がいなくて事業継承を断念せざるを得ない状況が続いています。

そんな中、日本の手仕事を後世に残していきたいという思いで、インターネット上で職人の技術や文化の紹介、伝統工芸の後継者の掘り起こしを行っている株式会社ニッポン手仕事図鑑という事業者がいます。

県では、後継者不足に対応するため、昨年度、この事業者に委託して、伝統工芸インターンシップ事業を実施され、2つの事業所が参加しています。1つは、美里町の鍛冶屋さん、もう一つは、八代市日奈久の竹細工屋さんであります。

スライドを御覧ください。（資料を示す）

インターンシップで参加者が実際に作業を体験している模様です。

伝統工芸インターンシップ事業とは、全国の伝統工芸産業の産地と未来の後継者とのマッチングを行うインターンシップです。後継者が見つからず、お困りの工房と求人情報を探している全国の学生、若者をつなげ、1泊2日の現地インターンシップを開催するものであります。

本県のインターンシップ事業においては、応募者数50名で、そのうち4名が後継者に内定しています。内訳としまして、先ほど申しました美里町の鍛冶屋さんには、応募者29名中現地インターンシップ参加者5名で、うち3名が後継者に内定し、既に1人は、本年4月から住み込みで頑張っておられます。あとのお二方は、来年4月からの予定です。

日奈久の竹細工屋さんには、応募者21名中現地

インターンシップ参加者が5名で、うち1名の方が後継者に内定されており、現在準備段階とのことです。

やはり応募はしたが、現実には厳しいと判断されている方がいるのは仕方ないかもしれません。

今回、本県には、来年度にかけて4名の方が現地に移住し、研修に励まれるわけではありますが、受入れ側も後継者側も、大変な不安をお持ちであると推測します。受入れ側も、日本伝統工芸、メード・イン・ジャパンを後世に残していくため、ある程度の負担は覚悟の上だと思いますが、食事や住まい、報酬の面では相当の不安があると思います。

これは、とてもよいマッチング事業だと思いますが、後継者が途中で辞めてしまったり、受入れ側が、経済的負担が大き過ぎて、廃業に追い込まれているのでは元も子もありません。

そこで質問に入ります。

県では、伝統工芸の事業継承を進めていくために、後継者や受入れ側の工芸家に対して、国や市町村と連携して、どのように支援をされていくのか、観光戦略部長にお尋ねします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

**○観光戦略部長(原山明博君)** 伝統工芸の継承に対する支援についてお答えします。

本県の風土、生活の中で育まれてきた伝統工芸のたくみの技は、郷土の宝であり、後世に伝え、産業として持続させていくことが大変重要だと認識しています。

しかしながら、担い手である工芸家の方々の高齢化が進む中で、県のアンケートでは、約4割の工芸家が後継者がいないと回答しており、後継者の確保、育成が急務になっています。

そのため、議員御紹介のとおり、昨年度から伝統工芸インターンシップ事業をスタートしていま

す。その結果、北海道や東京都から応募された4名の方を後継者の候補としてマッチングすることができました。

この方々は、県外から熊本に移住されるため、県では、地元市町村と連携し、空き家等の住居の紹介や転入手続の支援、地域コミュニティの紹介など、安心して生活できるよう、きめ細かな支援に努めています。

また、工芸家がこうした後継者を着実に育てていくためには、安定した経営基盤も必要です。このため、職業訓練に係る国の助成事業の活用を働きかけ、経費の負担軽減を図っています。

さらに、今年度から新たに、工芸家が抱える様々な経営課題の解決を図るため、アドバイス事業を実施します。

具体的には、経営やマーケティングの専門家が、県伝統工芸協会などと連携して、研修や個別面談を行い、それぞれの工芸家の実情に応じて、経営分析や解決策の提案、各種事業手続の支援などを行います。

このように、市町村や関係機関とも連携を密にしながら、工芸家や後継者に寄り添った支援に努め、熊本の伝統工芸品が将来にわたって県内外の多くの皆様に愛用されるよう、その担い手となる後継者の確保、育成につなげてまいります。

〔末松直洋君登壇〕

**○末松直洋君** 国の助成事業制度の働きかけや県のソフト面での支援はとてありがたいものがあります。これまで後継者がいなくて悩んでおられた伝統工芸家の皆さんが、今回の伝統工芸インターンシップ事業のマッチングにより後継者が育つことは、すごくよい取組だと思います。ぜひ今後もこの事業の推進を進めていただきたいと思います。

本年度から、受入れ側の工芸家が抱える経営問

題の問題解決のために、アドバイス事業も実施されるようです。伝統工芸の技術習得には長い時間と技術が必要だと思いますが、お支えいただければありがたいです。

また、研修に入られる市町村との連携を密に図りながら、今後とも御支援よろしく願いいたします。

これで全ての質問を終了いたしました。

最後まで御清聴ありがとうございました。(拍手)

**○議長(淵上陽一君)** 昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時8分開議

**○副議長(内野幸喜君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村亮彦君。

[中村亮彦君登壇](拍手)

**○中村亮彦君** 自由民主党・菊池郡区選出・中村亮彦でございます。

前回の質問が昨年12月でございましたので、6か月ぶりの質問ということになりますが、この6か月のときに、もう一般質問が回ってくるとは思ってもおりませんでした。この機会を与えていただきました竹崎和虎議員におかれましては、心から感謝を申し上げたいと思います。この定例会で、一般質問代わってくれというようなことを言われましたので、私も一瞬ひるんだわけでございますけれども、しかし、私は、常日頃から、地域の課題、そして県政全体の課題において取り組んでおるところでございますので、いつでも準備はできているというようなことでお引受けをさせていただいておったところでございます。

竹崎議員のこの経緯につきましては、ここでお

話しするわけにはいきませんので、これは、個別に、興味がある方は竹崎議員にお聞きなされたらいいなというふうに御案内を申し上げておきたいと思っております。

改選後の最初の定例会でございます。しっかりと質問させていただきたいと思っております。

それでは、最初の質問に入ります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策についてお尋ねをいたします。

今回、TSMCの工場が建設されています。セミコンテクノパーク周辺においては、かねてから、通通勤時間帯の交通渋滞が深刻であり、その解消が課題となっております。今後、TSMCや関連企業の進出により、一層の渋滞悪化が懸念されるところでございます。

実際、私のところにも、住民の皆様から、TSMCの進出に対する喜びの声が多く寄せられる反面、交通渋滞について、非常に多くの心配の声も寄せられております。地域住民の皆様にとって、この交通渋滞の問題は、日々の暮らしに多大な影響を及ぼしております。私としても、解決すべき大きな問題だと捉えております。

そのような状況を受け、昨年12月定例会の一般質問において、セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策、特に道路整備の状況について質問をし、土木部長より、菊陽空港線、大津植木線、中九州横断道路合志インターチェンジアクセス道路の具体的な進捗状況や今後スピード感を持って道路ネットワークの整備に取り組んでいく旨、御答弁をいただきました。

現在も、計画に基づき事業が進められ、スピード感を持って御対応いただいているものと認識をいたしておりますし、昨日の答弁で、中九州横断道路の合志インターと大津西インターの間に、さらに新しいインターチェンジの設置と工場エリア



間の直結道路整備を検討する、また、大津植木線の主要交差点で立体交差を検討するとの発言がありました。大変期待の持てることだと思っております。ぜひとも実現していただきたいと思っております。

しかし、その一方で、先般、ソニー第2工場用地の取得決定の報道もあり、地域住民の間では、今でも著しい渋滞があるのに、今後さらに渋滞がひどくなるのではないかと不安の声が高まっております。

このような地域の声を受けて、先週5日には、合志市、菊陽町から、周辺道路の渋滞対策の強化等について、直接知事へ要望書を提出されました。私も、地域の代表として、高木議員、池永議員とともにこの場に同席させていただきましたが、知事からは、既に取り組んでいる事業の加速化と今後のさらなる対策の検討を具体化していくとの考えをお示しいただきました。

そこで、改めて質問します。

現在事業中の道路整備の進捗状況と今後さらなる対策について、土木部長にお尋ねいたします。

また、一方で、道路の整備については、用地の取得から工事の完成まで年単位の時間を要します。それまでの間、何も渋滞対策を行わないとなると、交通渋滞はますますひどくなる一方ではないかと思っております。

T SMCの進出が目前に迫っている中、道路整備のような中長期的な対策のみでなく、短期的な渋滞対策も講じていく必要があります。また、その対策については、県のみでなく、立地企業や関係市町等ともしっかり連携をして取り組んでいく必要があると考えます。

その対策の一つとして、J R豊肥線の原水駅とセミコンテクノパークの間で、セミコン通勤バス

が運行されております。そして、菊陽町が整備されました通勤バス広場が5月15日から供用され、さらに利便性が高まっております。

また、昨年度、県では、短期的な渋滞対策、ソフト対策の一環として、パーク・アンド・ライド、それからセミコンテクノパーク企業に対する時差出勤の要請等々を行っております。

このようなソフト対策も含めて、どのようにこの渋滞をこれから緩和していくのかということにつきまして、併せて企画振興部長にお尋ねいたします。

[土木部長亀崎直隆君登壇]

○土木部長(亀崎直隆君) まず、現在事業化して取り組んでいる道路整備の進捗状況についてお答えいたします。

都市計画道路菊陽空港線につきましては、昨年9月から用地交渉に着手し、5月末時点における契約率は、面積ベースで84%となっております。

来月には、改良工事に着手し、今年度内には、J R豊肥本線をまたぐ橋梁下部工の工事に着手いたします。

今後引き続き、令和8年度中の完成に向けまして、全力で取り組んでまいります。

また、大津植木線と合志インターチェンジアクセス道路につきましては、周辺地域の開発動向等を見据えた将来の交通量を想定し、車線数やルート等の概略設計を行っております。

今後、詳細な設計等を進め、地域の方々に計画をお示しした上で、一日も早く用地買収に着手してまいりたいと考えております。

次に、今後のさらなる対策についてお答えいたします。

まず、中九州横断道路の合志インターチェンジと大津西インターチェンジの間に新たなインターチェンジの設置及びJ A S M等が立地するエリア



とを直接結ぶ道路の整備に向けた検討を進めております。

また、大津植木線の主要な交差点につきましては、朝夕の通勤時間帯に特に交通が集中している特性等も踏まえまして、より円滑な交通を確保するため、立体化の検討も進めております。

既に実施している取組に加え、このような抜本的な対策を講ずることにより、周辺道路の渋滞緩和に大きな効果が見込まれるものと考えております。

今後も、国や地元自治体としっかり連携しながら、セミコンテクノパーク周辺の道路ネットワークの整備について、時間的緊迫性を持って取組を進めてまいります。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

**○企画振興部長(高橋太朗君)** 2点目のソフト対策についてお答えをいたします。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞解消のためには、中長期的なハード整備と併せて、短期的なソフト対策にも取り組んでいく必要があると認識しています。

これまで、ソフト対策としては、セミコン通勤バスの利用者の増加に対応した増便や菊陽町によるバス転回場の整備など、利便性の向上を図る取組が進められています。

企業側においても、時差出勤の導入や通勤ルートの指定など、渋滞緩和に向けた取組を進めておられます。

また、議員御紹介のとおり、昨年度、県のUXプロジェクトを活用した1日限定ノーマイカーデー実証事業が実施され、バス事業者によって、公共交通の利用による車通勤の1割削減と渋滞の緩和を目指した取組が行われました。

事業の実施に当たっては、企業の従業員アンケート等を基にバスの運行ルートを決定するなど、

計画立案の段階から立地企業とも十分に連携の上、取組を進めました。

この経験を踏まえ、今年度は、県が主体となり、期間を3か月程度に延長し、通勤バスの実証運行を予定しております。

この実証運行を通じて、企業や関係市町の御理解、御協力を得ながら、採算性を見極めつつ、本格運行を目指してまいります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞が少しでも緩和され、地域住民の皆様の安全、安心につながるよう、交通事業者や立地企業、関係市町と連携しながら、ソフト対策を進めてまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 質問原稿の最後のページを忘れておまして、大変焦ったわけでございますけれども、次は、ちゃんとしっかり持ってきてまいりますので、質問させていただきたいと思いますが、ハード整備については、私も、これまで、渋滞対策において要望、そして質問をさせていただいておりました。そのたびに、できることをしっかりやっていただいていたというふうな思っております。

これは、右折レーンの延長であったり、あるいは交差点の改良、これは日々できることをしっかりやっていただいていたわけでありましてけれども、今度は道路整備をしっかりしていただくというようなことで、大変地域住民の期待も高いところであります。

そういう中であって、この前、6月5日に、知事、そして両副知事、そしてまた、土木部長をはじめ、関係機関の皆様方に要望させていただいたということは、先ほど質問の中で申しましたけれども、その中で、菊陽町の吉本町長が要望されたように、この主要交差点においては立体交差でお願いしたいとの旨でございます。これもしっかり

とかなえていただきたい。今から検討されるということでもありますけれども、かなえていただきたいと思っております。

立体交差となりますと、上を飛ぶか地下に潜るかということになりますけれども、その立体交差かアンダーパスでこれを解消していただきたいのは、特に南北を貫く菊陽空港線、そしてそのもう一個西側の合志インターチェンジアクセス道路、これについては、そこで抜けていかないと、そこにやっぱり平面タッチでいきますと、またそこに渋滞が起きるというようなことでございますので、将来的なことを考えて、これはしっかり検討していただきたいというふうに思っております。

菊陽町は、皆さん御存じのとおり、地形がすり鉢になっておりまして、北側のセミコンテクノパークの台地と南側の熊本空港の台地とありまして、これはすり鉢になって、一番その最下点が白川が流れとるというような状況になっております。

ということになりますと、ただでさえスロープを上がってアクセスするわけではありますが、それからさらに上を高架が通るということは、少し考えられないかなというふうにも思いますので、カルバートを利用してのそのアンダーパスということも、広い視野を持って、ここは検討いただきたいというふうに思っております。

それから、ソフト対策のことですが、このソフト対策においては、1日の実証実験ということで、パーク・アンド・ライドで通勤していただいたということですが、この実証事業は、あまり芳しくなかったという話は聞いております。あんまり乗る人がいなかったということですが、最初から成功するんだったら、これは一発解決なんです。しかし、やっぱり何回も継続して、そして実証を繰り返していただいて、

そして何が一番有効な対策かということを探していかねばならないというふうに思うわけでございます。

パーク・アンド・ライドは、非常に有効だろうというふうに思います。私が最初の渋滞対策に対して質問させていただいたのが数年前でありましたけれども、この数年前は、セミコンテクノパーク内に9,000人の方が働いていると言っていたんです。しかし、もうあれから何年かたって、もう今では1万人の方が働いているということになります。

その1万人の方全てが車で通勤するわけではありません。公共交通機関で通勤される方、あるいは同僚の方と一緒に通勤される方、それぞれおられると思いますから、そういう方が2割いたとして、それでも8,000台の車が同じような時間帯にそこに集まってくるということになりますと、これは渋滞するわけでありまして、それをやっぱり緩和していくためには——働くのはセミコンテクノパークでいいけれども、通勤するのはパーク・アンド・ライドの用意した駐車場ですよと、そしてそこに分散していただいて、そこからバスであり、いろんな交通機関でそこから運ぶというようなことでやっていく、そういうことは非常に有効的だろうというふうに思いますので、一つのところに集めないで、とにかく分散させるというふうなソフト対策、これは、ハードの事業が時間がかかりますので、しっかりとソフト対策をやりながら、その渋滞の今の現況をしのぐというようなことで、とても大切なことだと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと要望をいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

有機フッ素化合物による地下水汚染への対応についてお尋ねをいたします。

皆様御存じのとおり、本県は、清らかで豊かな

地下水に恵まれた水の国と呼ばれております。県民の水道水の約8割を地下水で賄っておりますし、熊本市や私の地元菊陽町を含む11市町村においては、水道水のほぼ100%を地下水で賄う世界的にもまれな地域であります。

本県は、この豊かな地下水を、生活用水はもちろん、農業や工業などに活用しながら発展してきたわけでありますので、この宝の地下水を未来永劫に守り継いでいかねばなりません。

しかしながら、最近、この地下水について心配なことが起こっております。何種類もある有機フッ素化合物のうち、国の監視項目であり、暫定的な指針値が定められているPFOSとPFOAが国内各地の河川や井戸で検出され、健康への被害が心配されていますが、熊本市でも、市が調査した結果、白川地区及び植木町轟地区の2か所の井戸において、暫定的指針値の1リットル当たり50ナノグラムを超えたことが今年3月に公表されました。そして、その後の追加調査において、最も高い濃度である1リットル当たり220ナノグラムが確認されております。

PFOS、PFOAについては、過去に、半導体製造、金属メッキ処理、泡消火剤、コーティング剤等に幅広く使用されてきました。

しかし、自然環境の中では分解されにくく、高い蓄積性を有することが確認されたために、国において製造、輸入等の原則禁止の措置が取られるなどの取組が進められてまいりました。また、環境基準項目とはしないが、引き続き知見の集積に努めるものとして、モニタリング等の対象となる要監視項目に位置づけられております。

このような中、今年1月、国において、全国の自治体が令和3年度に河川や地下水など計1,133地点を調査した結果、81地点において暫定的な指針値の超過が見られたことが公表され、そのうち

大分市では、地下水から1リットル当たり1,800ナノグラムと、指針値の36倍の最高濃度のPFOS、PFOAが検出されております。

そこでお尋ねをいたします。

冒頭述べましたとおり、熊本県は、水道水の約8割を地下水に依存しており、特に地下水の保全が必要な地域であります。今回、熊本市内において指針値を超える井戸が確認されておりますが、私は、熊本市以外においても調査する必要があると考えております。調査について、知事はどのようにお考えか。

また、調査の結果、暫定的な指針値を超えた地下水が確認された場合、県はどのように対応されるのでしょうか。

以上を知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、有機フッ素化合物による地下水汚染への対応についてお答えします。

熊本の地下水は、県民の生活と産業を支える未来に守り継ぐべき熊本の宝です。

県民の皆様が安心して利用していただくためには、客観的かつ科学的な調査に基づく事実をお示しすることが重要です。

議員御指摘のPFOS及びPFOAについて、最近では、全国的に多くの地点で国の指針値を超える事例が確認されております。

県内では、これまで、県の依頼により、水道を所管する市町村等で水源の水質調査が行われてきましたが、国の指針値を超える事例はありませんでした。また、国が行った河川水調査においても、同じく指針値を超える事例はありませんでした。

しかし、今年3月に、熊本市が行った地下水の調査において、指針値を超える事例があったと公表されました。

これらの状況を踏まえ、県においても、熊本市以外の県内17地点の地下水及び河川水について、7月から水質調査を行います。また、この調査は、来年度以降も継続的に行います。

なお、熊本市内の地下水及び河川水については、熊本市が継続的に調査されます。

さらに、有機フッ素化合物は、多くの種類が存在します。そのため、御指摘のPFOS及びPFOAのほか、今後国際条約により製造等の原則禁止が見込まれるものについても、併せて調査、把握していきます。

次に、調査結果が国の指針値を超えた場合の対応についてお答えします。

指針値を超えた地下水等が確認された場合、速やかに対応することが重要です。

国のマニュアルに沿って、市町村と連携し、まず、周辺住民に飲用を控えるよう、周知徹底を図ります。さらに、汚染範囲を把握するための追加調査を行い、健康被害防止の取組につなげてまいります。

熊本の宝である地下水や自然豊かな環境を守り、将来に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務であります。

引き続き、国や市町村と連携し、県民の皆様が安心して地下水を利用できるよう、環境の保全にしっかりと取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 本県のこの地下水においては、本当に県民の宝であるというふうに思っております。

今、地下水のことに關しては、大変多くの県民の方々の関心が高いというふうに思います。これは、昨今のこのTSMCの進出によって、いろいろな企業がそこに張りつく、そしてTSMCだけで、1日にくみ上げる水の量は1.2万トンという

ふうに言われておりますけれども、これからいろいろな企業が張りついて、そして多くのお水を使う、そうなりますと、地下水が枯渇してしまうのではないかと、あるいは地下水の水位が極端に下がるのではないかとというような懸念がありました。これは、地下水の量に対する懸念であります。これについては、地下水の涵養、これからその分だけ進めていくというようなことで指針が出されておりますので、今日は、質問はその地下水の質のことについて質問をさせていただきました。

これは、人体に関わる——本当に皆さんが心配されるだろうというふうに思います。これは蓄積されていくわけでありますから、そのPFOS、PFOAがそこに含まれていたとしても、飲んだすぐにどうかなるといふわけではありませんが、年を取っていくたびに、どんどんどんどん体内に蓄積されていくというようなことであります。

そのような、これは井戸水のところからも大分検出されておりますので、この原因の究明と、そして——原因の究明というのは非常にこれは難しいというふうに言われております。しかし、しっかりと調査して、そして何もないのであれば、もう本当に県民の皆様の安全につながるというふうに思いますし、また、そこで検出されたその数値が、数千ナノグラムという高い数値が今度出た場合においては、これは農産物にも含まれていたというような事案もあったというふうに聞いております。

ということになりますと、これは、私たちの生活用水であったり、飲料水であったり、あるいは工業用水、それから農業用水にも使われておるわけでありますので、本県にとっては、農業県ということで、とても盛んに農業が行われている地域でございますので、農産物にそのような風評被害でも起きようものなら、これは熊本県にとっては



本当に大変なことになるわけでございます。それを食べた、飲んだということだけではなくて、その風評被害にもしっかりと注視していかなければならないというふうに思っておりますので、まずは検査していただいて、これは知事の今の御答弁の中で、7月、来月からその調査を始めていただくということでもありますので、ぜひこれは実践していただいて、そしてまた、そこで出た数値が基準値を上回るものであれば、また、それはそれで対策の方法を考えていかなければならないというふうに思っておりますけれども、何もないならないで、これは県民の皆さんの安心を担保できるというようなことでございますので、しっかりとこれは調査していただきたいと思っております。

それでは、次の質問に入ります。

半導体産業の活性化と産業振興についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大で、県内企業は、売上げ減少や部品調達の遅れなど、様々な影響を受けてきたところでありますが、5月8日に感染症法上の位置づけが5類に移行されるなど、アフターコロナに転換しつつある今、新たな局面を迎えております。

例えば、自動車関連産業については、業績を圧迫していた半導体の供給不足が緩和に向かい、生産台数が回復しております。それに伴い、県内自動車関連企業でも、生産が回復している状況です。また、個人消費についても、物価上昇の中にも景気が持ち直しており、特に宿泊は、観光需要喚起の効果もあり、回復しつつあります。

そのような中で、TSMCの進出による効果は、今後の県内経済の回復の後押しをするものと考えます。TSMCの進出決定が公表されてから1年半を過ぎ、あと1年半程度で工場が稼働される見込みであり、現在は、進出決定から稼働に向

けた中間地点とも言えます。

進出決定以降、県内では様々な動きがあつていて、多くの企業が進出を決定しており、ソニーの今後の熊本への投資も発表されるなど、関連企業の投資額も拡大をいたしております。

また、これを契機に、台湾と県内の民間団体の交流も進んでおります。以前から熊本県工業連合会は台湾電子設備協会と交流がありましたが、4月には、4年ぶりに対面形式での商談会が開催されました。

さらに、交流は、製造業だけでなく、多くの分野にも広がっており、3月には、県商工会議所連合会と県商工会連合会が、それぞれ台湾最大の商業団体、台北市進出口商業同業公会と経済交流の促進に向けた覚書を締結いたしました。

進出の効果は、様々な分野に及ぶことが見込まれ、数値の上でも、昨年度、九州フィナンシャルグループは、10年間で4.3兆円の経済効果が出るという試算を公表しており、この数値は、半導体の生産だけでなく、関連する設備投資や、さらには新たに雇用される人たちの住宅への設備投資なども含まれております。

県においても、このビッグチャンスを生かすため、3月末には、くまもと半導体産業推進ビジョンを策定し、進出効果を半導体産業以外の産業にも広げていくという方向を示されております。

県は、今後、このビジョンを基に様々な施策を実施していくことと思われませんが、民間団体の動きも踏まえつつ、県内産業全体についての経済効果を具体的にどのように広げていくのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 半導体は、パソコン、スマートフォン、自動車といったあらゆる製品やシステムに使用され、また、半導体関連産業



で培った技術は、半導体以外の分野でも、そのノウハウが活かされることから、半導体産業を振興することにより、幅広い産業分野における波及効果が期待できます。

くまもと半導体産業推進ビジョンにおいては、目指す姿の一つに「半導体を核とした産業創出拠点」を掲げており、具体的な取組として、県は、熊本大学と連携し、新たな産学官連携組織、くまもと3D連携コンソーシアムを4月に設置しました。

このコンソーシアムは、半導体の新たな技術開発にとどまらず、半導体を利用するユーザー企業との連携や半導体関連企業で培った技術などを生かした新産業創出を目指すもので、医療や農業など様々な分野の企業から参加申込みをいただいております。

また、JASMだけでも1,700人に及ぶ雇用が見込まれ、住宅や教育環境、交通インフラなど、衣食住に関わる様々な産業の活性化が期待できます。

さらに、本県においては、本年3月の阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルオープンや9月の台湾スターラックス航空の熊本—台北線の定期便就航などの影響で、国内外から本県を訪れるビジネス客や観光客が増加し、旅館、ホテル、飲食業などにおいても、経済効果の波及が期待されます。

また、議員御指摘のとおり、台湾の商工団体との交流促進も重要です。県商工会議所連合会、県商工会連合会、県工業連合会などと台湾の商工団体との経済交流促進に関する覚書の締結や商談会の開催といった相互交流を深める取組により、幅広い産業において、新たなビジネスチャンスが生まれます。

本県では、県庁内に、知事をトップとする半導

体産業集積強化推進本部を設置して、TSMC進出に伴う様々な課題に対応しています。

TSMC進出と半導体産業振興の波及効果を最大限に高め、その効果が県内のあらゆる産業に及ぶよう、さらに50年後、100年後の熊本の発展につながるよう、全庁一丸となって取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 ただいまの商工労働部長の答弁の中に、産学官連携組織、くまもと3D連携コンソーシアムを4月に設置されたということでありませう。このTSMC進出の効果を、そしてまた、この半導体産業の活性化として、これから県全体にその効果を広げていくということに對しましては、この産学官、しっかりと連携をして、そして隅々までそれを行き渡らせるというようなことを、しっかりと目的を持ってやっていただきたいというふうに思います。

また、効果についても、交通インフラや、それから衣食住に関わる産業の活性化というようなことをおっしゃいました。その中に、住宅と教育環境ということもおっしゃったわけでありませう。これは、県全体に広げていくということになりますと、それぞれの地域で、その立地的な、そういうハンデというものもあるのかというふうに思うわけでありませう。

この半導体産業が集積をする地域のそばになきやいけないのか、それとも遠くに離れててもその効果を実感できるような効果が見込まれるのかということについては——私、昨年の経済環境常任委員会の視察で、水俣市のアスカインデックスを視察させていただきました。

これは、水俣市も巻き込んで、そしてその半導体の技術を実習させるというシステムでございまして、そのときの説明の中に、半導体産業が立地

する地域の近くに私たちはないから、だから人材育成はこっちでやるんですと。そして、ここで人材育成をやって、そこからその集積地帯にいろんな方々を送り込むと、そのような事業をやっておられる。ということは、やはり近くにいても遠くにいても、その役割といいますか、その目的といいますか、やっぱりそういうものをしっかりとやってきているなというようなことで、私は、大変これには感銘を受けたわけであります。

ですから、いろんな地域の方々も、いろんな知恵を出して、そしてその目的を持っていただきたいというふうに私は思っておるところでございます。

これについては、業界各界、そして各種団体の方々からも大変期待が高いと思いますので、しっかりと進めていただきたいと願うばかりでございます。

それでは、次の質問に入ります。

阿蘇くまもと空港の国際線についてお尋ねをいたします。

阿蘇くまもと空港の国際線は、今年1月、ティーウェイ航空のソウル線が週3便で運航を再開し、3月からは、週7便のデーリー運航となっております。

新型コロナウイルスの影響で疲弊した県経済にとっては、国際線の再開は不可欠であり、今後県全体が飛躍していくためにも、大変重要なことであると思っております。

本県は、今、TSMCの進出、インバウンドの急速拡大、新旅客ターミナルの開業など、追い風の中にあり、国際線の路線拡大の好機を迎えております。地方空港の国際線の新規誘致は、数年かかったケースもあると聞きますので、この絶好のチャンスを逃がさず、何が何でも国際線の路線拡大につなげていただきたいと思っております。

私は、TSMCの本県進出が決定して以来、増加が見込まれる台湾からの人流、物流に対応するためには、やはり台北線の新規就航は必須だと考えてまいりました。そして、ついに今月2日、スターラックス航空から、熊本—台北線の新規就航についての報道発表がありました。

台北線については、今後、スターラックス航空だけでなく、チャイナエアラインとも継続的に協議を行い、2社による就航を目指すということでもあります。これらは本県にとって大変喜ばしいニュースであり、私としても、今後ますます台湾との経済交流が活性化することを期待している次第であります。

また、今年1月には、知事、議会、経済界など、オール熊本でチャイナエアライン本社を訪問されましたが、その際、台北線の新規就航には、本県からの送客、いわゆるアウトバウンドの強化が必要との意向が航空会社から示されたと伺っております。

県は、これまで、県経済に直接寄与するインバウンド需要を取り込む施策を重点的に行ってきましたが、航空路線の新規誘致、安定運航の視点に立ちますと、アウトバウンド需要を増やすことも大変重要であると改めて認識をいたしました。ソウル線や台北線をはじめ国際線を安定的に維持していくためには、県民のアウトバウンドを強化していかなければならないと考えております。

5月の連休明けに新型コロナウイルスの取扱いが2類から5類に移行し、1か月過ぎましたが、以前の日常が戻ってきていると実感をしております。しかし、海外への旅行マインドがコロナ前に戻るには、もうしばらく時間がかかると思いますし、また、アウトバウンド需要を増やすためには、旅行会社と連携して旅行商品を造成したり、県民の皆様が海外に行ってみたいと思う工夫や仕

掛けが必要であると考えます。

そして、もう一つ興味があることが、ソウル線、台北線に続く新たな路線誘致戦略です。約30年後の航空旅客数の目標622万人を達成するためには、ほかの様々な方面へ国際路線を拡大していく必要があると考えます。

そこで質問です。

1点目は、ソウル線、台北線の安定運航に向け、県ではどのようなアウトバウンド施策を展開されているのか、そして2点目、今後の路線誘致戦略についてはどのように考えておられるのか、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

**○企画振興部長(高橋太朗君)** 1点目のアウトバウンド施策についてお答えをいたします。

まず、ソウル線については、運航会社であるティーウェイ航空と連携し、県内でのテレビCMの放送や団体旅行客への助成などを実施しています。

また、本年5月には、韓国観光公社と交流促進に関する協約を締結し、今後、観光客の相互送客や熊本―韓国路線のPRなど、事業を強化することとしております。

次に、台北線について、まずは、台湾への旅行機運の醸成や認知度向上に向けた取組として、県内メディアの協力を得て、台湾観光の情報発信などの事業を実施しております。

また、魅力的な旅行商品の造成を支援するため、台湾政府と連携し、県内旅行会社を対象に、台湾での観光セミナーの開催や市場調査などを実施しております。

さらに、日本とのつながりが深い台湾の歴史や文化に触れるための修学旅行、教育旅行の推進や若者のパスポート取得に係る助成など、教育委員会や観光戦略部などと連携し、アウトバウンド支

援に取り組んでまいります。

2点目の今後の路線誘致戦略についてお答えいたします。

本県にこれまで就航していた韓国の大邱線、台湾の高雄線、香港線の復便はもとより、新規就航を目指して積極的な誘致活動を行っています。

特に、香港線については、人流をはじめ、農作物等の物流の需要も見込まれるため、早期復便に向け、誘致活動に力を入れています。

今後も、熊本国際空港株式会社と連携し、東アジアを中心に、経済成長が著しい東南アジアなど、市場の将来性や路線の需要予測等を行い、戦略性を持って路線拡大に取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 航空路線についてお答えをいただきました。

国際線については、今まで止まっていたものを、またこれから再開もさせなければならないし、そして新たな路線誘致も確かに必要になってくるだろうというふうに思います。

そして、アウトバウンド対策については、以前も熊本と台湾・高雄線がありましたが、インバウンドは、確かに台湾・高雄線あったんですが、アウトバウンドがないというようなことで、これは、ずれがあるというようなことでございました。

ただ、これは、熊本県の人口が172万人に対して、台湾・高雄市は272万人ということでございます。それで、もちろん人口密度も、1キロ平方メートル当たりで、熊本は233人、台湾・高雄が922人ということでありますから、これは4倍ということでもありますから、土地の大きさが違うということからすると、インバウンドとアウトバウンドのずれが、それは出てくることもあるかなというふうに思うわけでございますけれども、しっ

かりとやっぱり交流を深めていくためには来ていただく、そして私たちも出かけていくというような、そういう動きもこれは必要なだろう、そして県民の方々にそれをやっぱり周知していただいて、そしてそういうマインドにしていくことも必要なだろうというふうに思います。

アウトバウンドについては、特に、観光だけでそれを増やそうということについては大変難しいことだろうというふうに思います。何が——やっぱりビジネス交流で、いろんな方々、あるいはいろんな国に出かけていって、そしてビジネスを展開するというようなことについては、やはり利用客も多くなってくるんじゃないかなというふうに思います。

ビジネス利用ということになりますと、半分は必要に迫られて利用するということになりまから、やっぱりそういうところは、しっかり取り組んでいかねばというふうに思うわけでありま。

訪問する側と迎える側ということも、しっかりとこれはやっていかねばならないというふうに思いますし、熊本空港のことについては、昨日、西議員のほうから質問がありました。熊本空港の使い勝手、それと地域に開かれた広場ということで、いろんな方々が利用していただいて、先ほど言いました622万人の達成に向けて、地域とも連携し、そしてアジアの諸外国の方々ともしっかりと連携をしながら交流を深めていくと、そのような空港になることを願っておるところでございます。

それでは、最後の質問に参ります。

肥料の安定供給への対策についてお尋ねをいたします。

いろんな業界の方々と意見交換をしますが、農業に関しては、肥料価格の高騰の話をお聞きします。肥料価格の高騰は、農家経営にとって影響が

大きく、近隣の野菜などを生産している多くの農家の方々から、コストが上昇して経営的に厳しくなっているとのお聞きいたします。

肥料価格は、令和3年頃からじわじわと上がり始め、令和4年の春以降に急激に高騰し、国の農業物価統計調査によりますと、令和2年を100とすると、令和5年4月では155となっており、高止まりの状況が続いております。

そのため、県では、令和4年の秋肥及び春肥において、緊急的に国の肥料価格高騰対策と連動して、肥料価格の高騰分に対する助成を行われました。このことは非常にありがたい支援であり、継続的に実施していただきたいと思ひます。

一方、化学肥料は、その原料の大部分を輸入に頼っております。そのため、輸入相手国の食料生産状況や国際紛争、原油価格など、農家ではどうしようもない環境条件により価格が大きく変動してしまいます。さらに、これらの原料を確保できなくなれば、肥料の確保にも支障を来し、作物生産そのものができなくなってしまいます。

昨今、国際情勢が不安定でありますので、安定的に肥料原料を確保していくため、肥料原料の国産化を進めていくことが非常に重要になってきていると考えております。

そのような中、菊池地域は、本県最大の畜産地域であり、JA菊池では、これまで独自の施設で堆肥を製造し、県や関係機関と協力しながら、堆肥の品質向上に加え、運搬や散布をしやすいように堆肥をペレット化するなど、耕畜連携により堆肥利用の促進を図っておられます。この耕畜連携とは、作物を栽培する耕種農家が飼料作物などを畜産農家に提供し、畜産地帯では堆肥を生産し、耕作地帯で活用するもので、工夫を重ねながら取り組まれております。

そして、今年4月に、JA菊池が、肥料メーカ



一と協力し、地域で生産される堆肥を活用して、堆肥と化学肥料とを混合した肥料を開発されました。これは、新聞でも取り上げられ、堆肥を肥料の原料とすることで、肥料コストの削減にもつながっていると聞いております。

農家経営を安定、発展させるためには、コストダウンとそれに伴う所得向上が重要でありますし、それがなければ堆肥の利用も進まないと考えます。その意味でも、JA菊池のこのような取組は、大変期待が持てますし、肥料価格高騰で苦しむ農家の明るい兆しになればと思う次第であります。

そこで質問です。

今回紹介したJA菊池の取組のように、長期的視点に立った肥料のコスト削減や安定供給をどのように図っていくのか、県の考えを農林水産部長にお尋ねいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 世界的な情勢変化により肥料の原料調達が不安定となるなど、これまでになく肥料価格が高騰しています。

このため、令和4年度においては、国が事業化した価格上昇分の70%を支援する肥料価格高騰対策に、県においても15%を上乗せする事業を実施したところです。

また、原料の国際価格に影響を受けにくい肥料供給体制づくりに向け、国では、肥料の原料3か月分を備蓄する制度を立ち上げたほか、堆肥などの国内資源の利用拡大に力を入れ始めました。

このような中、JA菊池では、議員御紹介のとおり、地域で生産される牛ふん堆肥に化学肥料を混合した肥料が開発され、製品化されています。この肥料には、堆肥が2割から4割混合されており、スイカ等に使用すると、収量や品質は従来と同等のまま、肥料コストを10%程度削減できる

とのことです。

県でも、昨年度から、国産肥料安定供給支援事業を開始し、堆肥など地域資源を活用した混合肥料の開発について支援を行っています。

具体的な事例として、JA熊本うきが、肥料メーカーと連携し、牛ふん、鶏ふんなどの家畜堆肥と化学肥料を混合した肥料を試作しています。今年度は、県の農業研究センターや地域振興局とともに、水稻で実証試験を実施し、肥料の効果やコストについて検証してまいります。

さらに、下水汚泥資源の肥料としての活用について、設置管理者である複数の市町から相談を受けており、今後、実現に向け協議を進め、成分分析など技術面での支援を行ってまいります。

これらの取組は、地域資源の利用拡大により肥料の安定供給を目指すものであり、持続的な農業の確立を進める本県のみどりの食料システム戦略にも合致しています。

今後とも、肥料のコスト削減や安定供給に向け、堆肥等の地域資源の有効活用について、市町村やJA等の関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

**○中村亮彦君** 肥料の安定供給という、もう大前提でございます。そしてまた、これがコストダウンにつながればというようなことでございますけれども、本当にあの——ふん尿であったりとか、あるいはわらであったりとか、もうそもそも捨てるものをしっかり大事にそれを資源化して、そして肥料に使うというようなことで、まさにこの現代のリサイクルといいますか、本当に現代の施策だろうというふうに思うわけでありまして、また、JA菊池においても、これをしっかりと今研究しながら、そして企業と連携しながらやっているというようなことで、本当にいい取組だろうと



いうふうに思います。

ただ、これが農家の所得向上につながらなければ、私は何にもならないというふうに思っているわけであります。先ほどの答弁の中で、10%抑えられるというようなことでございましたけれども、コストにおいても、しっかりと今農家の資材高騰が大変問題になっているときでありますから、このコストはしっかりと守っていただいて、そしてまた、売上げをまた上げていかねばならないというふうに思っておるところであります。もう売上げを上げるか原価を下げるか、これしかありません、この利益を出す方法としては。

ただ、売上げを上げるということに関しましては、確かに、あの大規模農業であったりとか、このような対策をしっかりと打っておられますので、そこはそこで進めた上で、しっかりとこの農業を守っていかねばならないというふうに思っておるところであります。

私は、農家の長男に生まれました。しかし、29歳で商売を始めましたので、その道には進みませんでした。しかし、私の父母であったり、あるいは私を地域で育てていただいたおじさん、おばさんたちが、もう本当に大変な苦勞して農業経営をされておられるわけでございます。

そういう中であって、コストダウンであったり、あるいはこれからの農業収益については、しっかりとこれからも私は取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

今日の質問は、これで終わらせていただきます。

御清聴、本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明14日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第4号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時3分散会



**第 4 号**

**(6月14日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第4号

令和5年6月14日(水曜日)

議事日程 第4号

令和5年6月14日(水曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 立山大二朗君  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 末松直洋君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 増永慎一郎君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 淵上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名



知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 小 金 丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業 者  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
人 事 委 員 会 長  
事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

#### 事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第

1、昨日に引き続き一般質問を行います。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕(拍手)

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市二区選出・高島和男でございます。選挙後初めての登壇になります。議員各位、執行部におかれましては、引き続き御指導を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従い、質問を行います。

最初に、TSMC進出における県の役割についてお尋ねします。

本年9月、新工場が完成し、来年12月の出荷開始に向けて動きが本格化しますが、これからも、企業立地、交通渋滞、人材育成、環境保護など、多岐にわたる分野で県の果たすべき役割は大きく、当の菊陽町はじめ、県下自治体とのより緊密な連携が肝要と思われまます。

時に、県の役割の一つに、市町村施策に対する指導、助言があります。実は、熊本市が現在有する悩みに、企業誘致に伴う土地利用の調整があります。

本年2月、熊本市は、九州自動車道のインターチェンジ周辺と幹線道路沿線4か所に、工業団地を新たに確保することを明らかにしました。ところが、製造業等が進出可能な一定規模の用地確保が困難という課題を抱えており、その解決手段として、地域未来投資促進法の活用を検討しているようです。

これは、地域の稼ぐ力を創出するために、特性を生かして高い付加価値を生み出し、事業者に対して波及効果を及ぼすことで、地域経済を牽引する事業を促進するものです。

具体的には、都道府県や市町村が基本計画を策定し、国の同意を受け、選定する地域未来牽引企業が事業計画を策定、都道府県知事が承認すれ

ば、人材、投資、財政、金融、規制緩和など、様々な支援が措置されます。

熊本市は、用地確保に向け、同法に基づく支援措置等を活用し、土地利用調整関係における規制緩和に取り組む意向です。

今後、具体的に計画が進む過程で、県との連携協力が必須となりますが、その際の対応についてお尋ねします。

次に、企業誘致に関してお尋ねします。

現在、各自治体では、TSMCの進出に伴う半導体関連産業の誘致の機運が盛り上がっています。

自治体は、自らの地域の発展に役立つ成長企業、大手企業の誘致を望むあまり、この先、綱引きがさらに激しくなることが推測されます。

一方で、進出を検討する企業は、アクセスを重視する、用地規模に重きを置く、従業員の住環境を大事にするなど、その優先順位に応じて立地条件は異なります。この先、誘致にしのぎを削っているのは、進出を契機とした地域経済発展のスピードを鈍化させ、ひいては進出を考える企業の意欲低下を招きかねません。

そこで、誘致の窓口を県に一元化してはいかがでしょうか。そのほうが、自治体の負担も軽減され、進出予定企業にとっても分かりやすく、何より偏在を防げるのではないのでしょうか。県が企業のニーズや要望を取りまとめて、合致する自治体に橋渡しするなど、主体的に調整すべきと思いますが、考えを伺います。

3点目に、熊本港の利活用についてお尋ねします。

先月13日、熊本港新規事業化報告会兼海洋環境整備船「海輝」のお披露目式に参加しました。その折も、皆さん口々にTSMC進出に期待している旨の言葉がありました。

熊本港は、平成24年のガントリークレーン整備後、コロナ以前は、ホンダが二輪車の部品の輸入や完成車の輸出、サントリーが麦芽輸入を博多から一部シフトするなど、化学工業製品の輸出を含めて、取扱量は増加傾向にありました。

目下、コロナも5類に移行し、来年度は、従前に比べて安全で機能性に優れた新しいガントリークレーンも設置される運びです。そのほか、港には、度々論議が交わされている背後地があります。

そこで、TSMC進出に当たり、熊本港からの輸出入の誘導を含めた活用策及び背後地にある第2次分譲予定地の利活用について、以上3点、知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) まず、産業用地整備における熊本市との連携についてお答えします。

議員御紹介のとおり、熊本市では、九州自動車道のインターチェンジ周辺など、交通の利便性の高い地域を対象エリアとして、産業用地の整備に向けた検討を進めています。

その整備に当たっては、地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用を検討されています。

これまでも、支援措置の活用に向けた国、県、市の3者による意見交換を実施し、本年4月から企業誘致に精通した県幹部職員を熊本市に派遣するなど、連携を強化しています。

今後も、支援措置に必要な計画策定に対し、きめ細かな助言を行うなど、熊本市の速やかな産業用地整備に向けて、積極的に支援してまいります。

次に、企業誘致の窓口の一元化についてお答えします。

これまでも、私自身がトップセールスを行うなど、県が主体となり、県外の投資意欲のある企業

等を訪問し、県全域の魅力や立地条件等を伝えることにより、多くの企業の誘致につなげてきました。

一方、既に立地された企業のさらなる投資への意向把握など、地元市町村の役割は非常に重要です。市町村が企業に寄り添い、信頼関係を構築し、これを県がサポートすることで増設につながった事例もあります。

また、社会情勢の変化が激しい中、県が、地域の産業、住環境や土地に関する情報、さらには住民の意向など、全てを詳細に把握することは難しい状況にあります。

私は、県と市町村の双方が、時には主体となり、時にはサポート役になりながら、企業と向き合い、誘致活動を進めていくほうが効果的であり、より地域のニーズに合った投資につながると考えています。

今後とも、TSMC進出効果が県内全域に波及するよう、これまで以上に市町村と連携しながら企業誘致に取り組んでまいります。

最後に、熊本港の活用策と第2次分譲予定地の利活用についてお答えします。

熊本港の活用については、これまでも私が先頭に立って、精力的に荷主企業への働きかけや船会社に対する増便、新規航路誘致などのポートセールスを実施してまいりました。

その結果、本年4月には、韓国の釜山航路に加え、神戸港を経由したグローバルな海上運送を可能にする国際フィーダー航路が新たに就航しました。

また、国に要望してきた耐震強化岸壁の整備についても、本年度、新たに事業化が決定されました。

さらに、TSMCの熊本進出決定以降、中九州横断道路や熊本西環状道路の整備など、交通アク

セスの強化につながる事業も加速化しており、熊本港は、今、さらなる飛躍に向けた転換期を迎えています。

このビッグチャンスを最大限活用するため、県外の港を利用されている荷主企業に加え、TSMCのサプライチェーン関連企業を含む多くの企業に対し、積極的な利用を働きかけているところがあります。

熊本港の第2次分譲予定地については、現在、多くの企業に短期的な貸付けを行っています。昨年度からは、JASMI工場の建設資材や設備の仮置き、組立て場所としても活用されるなど、活発に利用されています。

加えて、熊本港への立地を検討している複数の企業から問合せがあるなど、注目度が高まっています。そのため、恒久的な利活用に向けて、地盤改良などの基盤整備の検討も進めているところです。

本県が、TSMCの進出を機に、世界的な注目を集める中、熊本港の物流拠点としての存在価値を高めるとともに、県経済の発展にもつなげられるよう、関係機関と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 地域未来投資促進法については、熊本市と引き続き密に連絡を取り合っていただき、漸次進めていただきたいと思います。

第2工場の話題もありますが、仮に一定の時間を経て熊本を中心に半導体製造の一大拠点が構築されれば、関連企業が、生産拠点だけでなく、営業拠点を新設することも考えられます。

新生シリコンアイランドを目指して、知事には、県下全域はもとより、九州知事会の会長として、九州の浮揚を視野に取り組みでいただきたいと思います。

港については、ただいま複数企業から問合せがあるとの答弁でありました。地方を固めて、熊本市の港としての存在価値をより一層高めていただくよう要望をいたします。

次に、熊本の公共交通再構築についてお尋ねします。

昭和40年代の高度経済成長期、モータリゼーションの進歩により、高齢者を含めて、自家用車や免許保有者が増加し、地方では、公共交通の利用者が激減しました。

また、一連のコロナ禍で、事業者の経営は急速に悪化し、運転手の確保もままならず、このまま看過すると、いくら補助金を交付しても、物理的に路線やダイヤが維持できない状況に陥ります。

以前も申し上げましたが、運賃収入を主な原資とし、それぞれの交通事業者が独立採算で事業を賄う現行の手法では、将来が見通せないことを再度指摘いたします。

近頃は、一昔前と比べると、台風や豪雨など自然災害の回数も、破壊力も増し、本県を含めて、鉄軌道が被災する例が全国で相次いでいます。新幹線のように、大動脈と位置づけられる路線は早急に復旧されますが、利用者が少ない地方路線は、運休後、復旧費用がネックになるケースが少なくありません。

そこで、地方の公共交通網の維持の在り方に一石を投じる議論が、今滋賀県で進行中です。それは、公共交通を支える財源を県税として確保しようという交通税の導入の検討です。

そのベースには、交通は、社会的共通インフラであり、利用者のみが対価を払ってメリットを受けただけでなく、地域の文化や福祉など、広い意味での公共を形づくる重要な要素を幅広く分担してもらおうとの考えが根底にあります。

さて、公共交通を論じる上で、ほとんど俎上に

のりませんが、重要な視点として、高齢者の健康維持に貢献していることがあります。公共交通が衰退し、移動手段が限られると、高齢者の外出機会を奪うことにつながりかねず、その結果、介護の必要な高齢者をさらに生み出すこととなります。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

熊本都市圏の交通分担率の推移を見ると、冒頭申し上げたように、40年の間に公共交通の利用の減少と比例する形で、自動車は、激増し、その分徒歩は、激減しています。恐らく、この傾向は現在さらに進行し、自家用車の利用が進むほど慢性的な運動不足を招く可能性が高くなります。

ちなみに、本県の65歳以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は、令和3年10月現在31.9%で、その半数以上を75歳以上の後期高齢者が満たしています。高齢者の外出を促し、健康で長寿社会を実現するためにも、公共交通の維持は重要な施策であることを重ねて申し上げます。

そのほかにも、公共交通の利用は、渋滞解消による地域経済への好影響やCO<sub>2</sub>削減による環境保全など、今の時流にも即しています。

そこで、公共交通の再構築を図るには、県がイニシアチブを取って、地域の持続可能性を有する将来のグランドデザインを描き、実現に向けた基本的なスタンスを速やかにまとめることが肝腎です。その上で、具体的に進めていくには、地域住民のコンセンサスが不可欠であり、地域公共交通協議会等の場を通じて議論すべきと考えます。

再構築を図る具体的な考え方とその進め方について伺います。

次に、公共交通は、高齢者のみならず、学生にとっては重要な通学の手段であり、地域の活性化にも寄与しています。

そこで、公共交通の公益性を多角的に検証し、



財源を含めて、より主体的に取り組むべきと考えますが、見解をお尋ねします。

最後に、緊急課題である運転手不足については、このままでは路線維持ができなくなる確率が高いことから、過疎地域においては、以前にも増して関係市町村や事業者と連携の下、バスからコミュニティ交通へ積極的な転換を図り、AIデマンドタクシーなどの活用を進める必要があると考えます。

運転手不足にどう対処するのか、以上3点、企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長高橋太朗君登壇〕

○企画振興部長(高橋太朗君) まず、1点目の公共交通の再構築に向けた進め方等についてお答えいたします。

県では、令和3年3月に、公共交通政策のマスタープランとなる熊本県地域公共交通計画を策定し、持続可能な交通ネットワークの構築に取り組んでいます。

計画をより実効的に推進するためには、関係者間でコンセンサスを図った上で取組を進めていくことが大切です。

そのため、県や市町村だけでなく、交通事業者、利用者の代表、学識経験者など、多様な主体が参画する熊本県地域公共交通協議会や地域ごとに設けるブロック部会において、地域の実態や利用ニーズを踏まえた意見交換を実施しています。

引き続き、利用者の低迷と交通事業者の経営悪化、運転手不足など、現在の厳しい状況を踏まえた課題認識を共有しながら、協議会において議論を重ねてまいります。

次に、2点目の公共交通の持つ公益性についてお答えいたします。

県内市町村には、高齢者に公共交通の利用を促して外出機会の増大を健康増進につなげたり、新

たな輸送サービスを導入して子供さんたちの通学、通塾を支援したりする事例があります。議員御指摘のとおり、公共交通は、単なる移動手段にとどまらない、福祉や教育などの分野に及ぶ多面的な効果も持っています。

県としては、このような公共交通の多面的な効果に着目した好事例について、多様な主体が参画する協議会で研修会を主催して関係者間で共有するなど、公共交通の利用促進に主体的に取り組んでまいります。

最後に、3点目の運転士不足への対応についてお答えいたします。

公共交通政策を推進する県としても、運転士不足は重要かつ喫緊の課題と認識しています。

対策の一つとして、本県の計画に、路線バスに代わるコミュニティ交通の充実を目標の大きな柱に掲げています。

現在、県内ほとんどの市町村で、バスの運転士不足にも対応する形でコミュニティバスや乗合タクシーが導入されています。

県としても、昨年度から、財政支援制度を見直して、新たな技術の導入など、コミュニティ交通の充実に取り組む市町村を重点的に支援しています。

今後も、交通事業者との情報共有を密にしながら、輸送資源が逼迫する中でも持続可能な公共交通の構築を目指してまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 昨日、国は、2023年版の交通政策白書を閣議決定しました。そこには、公共交通の利用者の減少や便数減などのサービス低下が相互に悪影響を及ぼす現状を負のスパイラルと表現し、悪化を避けることが困難な状況と警鐘を鳴らしています。

今回、高齢者にフォーカスしての述べました



が、県民がどこに住んでいても、安心、安全に移動できる権利を保障するのが政治、行政の役割だと思います。地域の実情に応じて、支援はもちろん、積極的に関与する施策を打ち出し取り組んでいただくよう、強く要望をいたします。

次に、都市近郊における地域計画と稼げる農業についてお尋ねします。

近年、国は、高齢化や人口減少の本格化で農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることを懸念して、農地を利用しやすくなるよう、集約化等に向けた取組を進めています。

そして、このたび、人・農地プランが地域計画として法定化され、地域農業の将来の在り方の計画の確立と農業を担う者ごとに利用する農地を地図に示す改正法が4月1日施行されました。

地域計画は、令和7年3月までの2年間で、市町村が農地の保全、利用、活用を計画的に推進するために策定するものです。

具体的には、農業委員をはじめ関係機関による話し合い活動を通じて地域計画の区域を決め、10年後に目指す農用地の効率的で総合的な利用に関する目標等を定めます。その後、担い手ごとに利用する農用地等を地図に表示する目標地図の素案を作成しますが、計画の策定はもとより、後々の実行段階においても、農業委員会が重要な役割を担います。

先般、自治体職員や農業委員の方々と地域計画について話をする機会があり、数点指摘がありました。1つ、策定には多くの人的、財政的な資源が必要で、自治体負担が増大しかねないこと、2つ、農業者だけでなく、地域住民参加が求められるが、関心や理解が不足して策定過程や内容が適切に伝わらないおそれがあること、3つ、市町村の政策や予算の変更、後継者の意欲や社会情勢の

変化など、予測できない事象の発生が考えられること、4つ、計画を策定するにおいても、それが適切な評価に値するものかなど、種々もったもな御意見を頂戴しました。

ところで、熊本市西南部地域においては、従来、米作りとナス、トマト、メロンなど施設園芸の複合経営を中心に生産が行われてきましたが、今日では市街化が進み、農地と宅地が混在しています。

市街化が進む都市近郊で農業を維持するには、市街化調整区域内の農振農用地はじめ生産基盤となる農地をいかに確保していくかが重要と思われます。

また、一部地域では、御多分に漏れず、高齢化等で担い手不足が進み、生産維持が困難な状況に直面し、特に、昨今の燃油や肥料、資材等の高騰が経営を悪化させています。

県は、これから市町村が地域計画を策定する際、必要に応じて、地域の特性や課題に応じた策定方法や内容について、指導や支援を行います。

そこで、先ほどの指摘事項を念頭に、都市近郊で地域計画を策定する際の県の取組、対応について所見をお尋ねします。

次に、稼げる農業の実現に向けた基盤整備についてお尋ねします。

熊本市西南部では、市街化が進んだことで、農地の整備に関して、農家の間でも取り組む意欲や考え方が異なります。殊に開発が進む地域に隣接しているところほど、ちゅうちょする傾向があるようです。

また、地域によっては、用排水分離が行われていないことが原因で、今もなお地下水位が高い農地も多く存在し、出水期ともなれば、農地からの排水が困難で、作物生産に支障を来しています。こうした条件が不利な農地では、用排水分離や暗

渠排水等の農地の整備が急務です。

さらに、熊本市西南部は低平地であることから、湛水被害を防止して施設園芸に取り組むための排水機場が33か所設置されていますが、設置から30年が経過し、更新整備に着手していない機場が15あります。

先頃、実際に見て回りましたが、老朽化による機能低下や故障が懸念されます。整備に多額の費用を要することは承知していますが、将来にわたって排水機能を維持していくことは絶対条件です。

そこで、熊本市西南部における稼げる農業の実現に向けた基盤整備について、以上2点、農林水産部長にお尋ねします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 1点目の都市近郊における地域計画の策定についてお答えいたします。

地域計画は、これまで農家の皆さんが守り続けてきた農地を次の世代に着実に引き継いでいくため、将来の地域農業の在り方や10年後の農地を誰が利用し、どうまとめていくかを示した目標地図を、関係者の話合いに基づき、市町村が作成するものです。

県内では、今後637の地域で策定を予定していますが、議員御指摘のとおり、市町村や農業委員会における人的、財政的な負担増や地域住民の参画について懸念があることは認識しております。

特に、都市近郊では、他の地域と比べ、農地と住宅等が混在していることから、農家に加え、土地持ち非農家や集落の代表者など、農家以外の幅広い関係者が話合いに参加し、地域農業の課題や将来の方向性、農地利用の目標などについて共有することが重要です。

このため、県では、地域での話合い活動が円滑

に進むよう、計画策定の準備段階から、作成の手順や先行事例などについて、市町村や農業委員会などと構成する農地集積推進チームで情報共有を行うなど、積極的に支援を行ってまいります。

また、国の事業を活用して、話合いをコーディネートする専門家の派遣や協議内容の取りまとめ、タブレットの導入による意向調査の迅速化などを支援し、計画策定に携わる関係機関の負担軽減を図ってまいります。

2点目の熊本市西南部における稼げる農業の実現に向けた基盤整備についてお答えいたします。

市街化が進む都市近郊で、農地を確保し、農業を維持するためには、水路の用排水分離など、稼げる農業が展開できる生産基盤の整備が必要不可欠です。

圃場整備等の土地改良事業については、受益者からの申請が前提であり、地元の合意形成が重要です。一方で、市街地に近い地域においては、農家の後継者不在や事業負担金への不安、農地の他用途への転用に対する期待などから、農家や土地持ち非農家の土地改良事業に対する考え方は様々です。

このため、まずは地元関係者が将来の地域農業の在り方についてビジョンを描くことが重要であり、県としては、地域計画の話合いの機会を捉え、熊本市、土地改良区等の関係機関と連携し、事業の制度や効果、農家負担金などについて説明を行うとともに、議論の進展に寄り添い、伴走型の支援を行ってまいります。

また、排水機場は、農業生産の高度化や農村地域の災害防止のために重要な施設です。

本地域において、設置から30年以上が経過し、更新整備に未着手の排水機場15か所のうち、設置年度の古い5か所については、県が基礎調査を実施しており、このうち最も古い元三排水機場は、

来年度の採択へ向けて事業計画を作成中です。

今後も、熊本市や土地改良区と連携し、適切な監視や補修などにより施設の長寿命化も図りながら、計画的な更新整備を推進してまいります。

県としては、地域計画策定に向けた議論を通じて、担い手への農地集積、集約化や地域農業を支える多様な経営体の確保、育成を図るとともに、地元が望む基盤整備の具体化を支援し、稼げる農業の実現につなげてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 地域計画に関しては、農業委員の方々には、計画の意味や方向性も御存じでございますが、全体的に計画に対する認知度にばらつきがあるような気がします。

策定過程の負担軽減についても、具体例を示していただきました。期限が決まっておりますので、様々な手法を駆使して、市町村がスムーズに策定できるように後押しをお願いいたします。

市街化が進んだとはいえ、熊本市西南部における基幹産業は農業です。基幹産業が疲弊すれば、地域が疲弊し、いずれ周囲に伝播します。食の生産を通じて、地域を守り、発展させていく、そして何より、稼げる農業を実現するために、引き続き基盤整備への助力をお願いいたします。

次に、これからの保育所についてお尋ねします。

今月2日、厚労省は、2022年の国内の出生数が、前年比5%減の77万747人だったことを発表しました。1899年の統計開始以降最少となり、初めて80万人台を割り込みました。

90年の合計特殊出生率1.57ショックを契機に、少子化がクローズアップされ、国は、仕事と子育ての両立支援など、子供を産み育てやすい環境づくりに奔走しました。

また、2016年、「保育園落ちた日本死ね」のS

NSへの投稿が論議を呼び、待機児童解消加速化プランで保育所を急速に整備しました。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、本年4月時点の本県の保育所の利用定員と入所児童数を振興局ごとにまとめたものです。

地域によって差異はあるものの、充足率100%を切っており、すなわち、全ての地域で定員割れが起きています。なお、熊本市は、一見ほぼ満たしているようですが、実は、4割を超える施設で定員割れが生じています。

定員割れは、様々な問題の呼び水になります。

まず、国が定める公定価格の基準が定員を満たした運営を基本としているため、定員割れになると、実質赤字運営となり、職員配置や設備等の改良が難しくなり、保育の質の低下につながります。

加えて、次年度の入園児数の予測を立てるのが困難なため、新規採用が厳しく、その結果、最低基準の職員配置となり、保育士の負担の増加並びに保育士不足を早めることにつながりかねません。

さて、3月発表された次元の異なる少子化対策のたたき台では、保育士1人で担当する子供の数を定めた配置基準の改善が盛り込まれました。

確かに、1日の保育時間内でのノンコンタクトタイムや落ち着いた状況での事務作業など、働く環境に目を向ける配置基準の見直しは了とします。しかし、今でさえ経営姿勢や立地環境がゆえんで、保育士不足は深刻、採用すら厳しい実態があります。それに、そもそも定員割れの園では、子供がいないので、現場感覚とも乖離しています。

これまで、保育所といえば待機児童問題が取り上げられましたが、これからは一転して定員割れ

と存続が難題となるでしょう。

保育所等に関して、一律に論じることができない背景には、抱える問題が自治体間で開きがあり、あまつさえ自治体内においても地域で事情が異なるからです。

そこで、3点お尋ねします。

この後、一部の地域を除いて、定員割れは、さらに加速することが必至と思われます。このことに対する県の認識、今後の対応についてお尋ねします。

次に、定員を満たしている地域では、以前から兄弟姉妹が別々の園に通っているケースが散見されます。保護者、そして子供たちのためにも、入園に係る審査基準の是正が須要です。

子どもまんなかをうたい、多子世帯を支援するのであれば、県が率先して自治体と協議をし、兄弟姉妹が同じ園に通園できる仕組みを整える必要があると思いますが、見解を伺います。

最後に、国の保育メニューは、自治体財政の余力に関係なく、交付金の補助割合は一定しています。

今年度より子ども家庭庁に一元化された就学前教育・保育施設整備交付金も、割合比率は、国2分の1、市町村と設置主体が4分の1ずつになっています。財源の捻出に苦勞しない自治体とそれ以外の地域では、受けるサービスで格差が広がる蓋然性があり、そのことが保育の質に影響することも憂慮されます。

県内全ての子供が同水準の保育を受けられるために県がなすべきことは何か、所見を伺います。

以上3点、健康福祉部長にお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 子供の数とともに、保育士など子育て支援の担い手も少なくなる中、必要な保育をどのように確保、維持していく

かは大きな課題です。

そこで、まず、定員割れが加速することに対する県の認識と対応についてお答えします。

令和4年の本県の出生数は1万1,875人であり、年々子供の数が減少しています。そのため、定員割れなどにより、安定的な運営が厳しい状況になっている保育所や認定こども園があることは承知しております。

このため、人口減少地域においても安定的に運営ができるよう、施設に対する新たな給付費の設定や現行の配置基準よりも多く保育士等を配置した場合における人件費等の加算について、国へ制度の創設を要望しているところです。

また、保育所が持つ人材やこれまでに蓄積してきた地域とのつながりを生かして、放課後児童クラブや子ども食堂の併設による多機能化を図るなど、保育の枠を広げた福祉サービス拠点としての在り方について、今後、市町村や保育団体等との意見交換を進めてまいります。

次に、兄弟姉妹が同じ保育所に入園できるようにするため、市町村にどのように関わっていくのかについてお答えします。

市町村は、入園に際し、待機児童を発生させないように留意しながら、現在も、できる限り兄弟姉妹が同じ園で保育を受けられるよう、優先的に配慮して利用調整を行っています。

しかしながら、例えば、1歳の誕生日を迎えた子供を保育所に預けて仕事に復帰しようとする場合、入園希望の時期によっては、上の子と同じ園の利用定員が既に埋まっており、一緒に預けられない事例が見られます。

そこで、まずは利用調整の実態を把握した上で市町村等と意見交換を行い、具体的に何ができるかを検討してまいります。

最後に、県内全ての子供が同水準の保育を受け



るための県の取組についてお答えします。

自治体の財政力にかかわらず、必要な保育の質が担保されることは、大変重要であると考えております。

そこで、県では、施設に対し、第三者評価の実施や保育士のキャリアアップ研修の受講を促すとともに、保育人材の確保に要する費用の一部を市町村と連携して支援しております。

引き続き、市町村や関係団体と連携し、保育サービスの現状と課題を把握しながら、国への要望も含め、必要な支援の充実に取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

**○高島和男君** 昨夜の会見で明らかになりましたが、国は、親の就労時間を問わず、誰でも時間単位で保育所を利用できるようにする、仮称こども誰でも通園制度を来年度から実施する方向です。定員割れで生じた空きを活用して、門戸拡大につなげる意向です。

地域によって、定員割れは、既に喫緊の課題です。国の動向を見据え、地域で生まれた子供たちが、地域の保育所に平等に通園できる体制を維持できるように取り組んでいただきたいと思います。

過日、長女と三女を園に預けた後、次女を別の園に送り届けるのを失念して車中に取り残し、熱中症で亡くなった不幸な事故があったことは記憶に新しいところです。何ができるかを検討するとその答弁でしたが、その間、一緒に通園できない兄弟姉妹がいることに思いを寄せていただきたいと思います。それこそ、誰一人取り残さない姿勢で、一刻も早く解消に取り組んでいただくよう、改めて要望をいたします。

最後に、教育委員会の責任と教師不足への対応についてお尋ねします。

昨年1月、文科省は、各都道府県、政令指定都市の教育委員会において欠員が生じている教師不足調査の結果を明らかにしました。本県は、小学校の不足率が島根県に次いでワースト2位、中学校はワースト1位でした。

また、本年1月、県内の公立中学校に勤務する男性教師が、3年前から一昨年にかけて、女子生徒にキスをしたり、体に触れたりしていたことが分かり、県教委は懲戒免職の処分にしました。

議員各位におかれては、いずれも御承知の案件であり、その都度、一般質問あるいは委員会の場で議論の対象になりました。

そのほか、教師に関しては、全国的にもメンタル不調による休職、退職者の増加、一向に減らない長時間労働など、課題は解決どころか常に山積しています。

そして、これらが複合化することで、教師イコールブラックのイメージが定着し、学生の教職離れに拍車をかける悪循環にはまっているようです。このままでは、教育現場はさらに混迷を深めるのではと危惧します。

さて、話を民間企業に例えると、仮に企業内で社員不足や長時間労働が問題視されたら、経営者や取締役は、即刻改善方針を打ち出し、実行に移す責任があります。逆に、放置した挙げ句企業価値を損ねたら、経営者や取締役は、株主等から責任追及されるのは明白です。

つまり、会社経営であれば、責任の所在は経営者を含めた取締役会にあります。同様に、学校の管理運営責任は、経営者である教育長及び社外取締役に相当する教育委員に帰結するのではないのでしょうか。

都道府県、市町村における教育行政を規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の趣旨には「教育委員会の設置、学校その他の



教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めること」を目的としています。また、第1条の2の基本理念には「地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、「国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」とあります。

要するに、公教育の第一義は、各自治体の責任と判断で運営しなければならないことを、いま一度肝に銘じておく必要があります。

そこで、3点お尋ねします。

教師不足に関して、校長や教頭が、退職したOBに臨時採用講師を依頼したり、保護者に教員免許を持つ知り合いの紹介を求めた事例が報じられました。職員の身分取扱いといった教師の手配、確保など、労働環境に責任を持つべきは、配置している各自治体の教育委員会のはずです。実態を含めて、自治体の教育委員会の責任に関して見解を伺います。

次に、本県の教育委員会は、教育長及び5人の委員で組織されています。各委員は、本県教育に関する最高意思決定の場に参画されるわけですから、無論、責任も共有していただいているはずです。

しかし、問題は頻発あるいは膠着し、事態が好転しているようには思えません。議事録も一読しましたが、改善を図るには、議論の在り方について、一考を要するのではないのでしょうか。

最後に、文科省は、教師不足を補うために、教員免許を持っていない人が教壇に立てるなど、様々な対策を試みています。

歴史をひもとくまでもなく、教育は、国の活力の源泉であり、教育の質が教師の力量に左右されることは論をまたないところです。数合わせを優先し、質の担保をないがしろにすれば、本末転倒

です。

そこで、速やかに、本県の教師志願者に向けて、現場の仕事量削減の明確化と中長期的な採用指針や確保の見通しを示すべきと思いますが、所見を伺います。

以上3点、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の自治体の教育委員会の責任についてお答えいたします。

市町村教育委員会には、その管内における教職員の服務監督や学校の体制整備、施設の管理など、果たすべき多くの役割と責任があります。

中でも、教職員の不祥事や教員不足、働き方改革等、全県的な課題につきましては、教職員の任命権限を持つ県教育委員会も、市町村教育委員会と連携して解消に向けた取組を進めていかなければならないというふうに認識しております。

自治体により学校や地域を取り巻く教育課題は様々でございますが、今後も、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、教員確保に係る情報提供や助言等を通して、市町村教育委員会への支援をしっかりと行ってまいります。

次に、2点目の県教育委員会における議論の在り方についてお答えいたします。

県教育委員会においては、毎月定例会を開催し、教育行政における重要事項をはじめ、職員の任免や学校の設置、規則の制定などを審議しております。

また、教育現場の視察や学校行事への参加、ほかの教育委員会委員との意見交換など、学校や地域の実情を把握するための様々な活動も行っております。

定例会等では、教員不足に対して、教員の魅力を効果的に発信する方法をはじめ、教員を目指す高校生を支援する取組や教員採用試験制度の見直

し、民間のノウハウを活用した学校の業務改善などについて、委員から積極的に提言いただいております。

また、教職員の不祥事対策として、研修の徹底や未然防止の仕組みづくり、さらにいじめ、不登校に対しては、ICTを活用した相談体制の充実や窓口の明確化など、様々な観点から議論もいただいているところでございます。

今後も、より一層活発な議論を重ね、本県教育行政が抱える課題の解決に向け、全力で取り組んでまいります。

最後に、3点目の仕事量削減の明確化と中長期的な採用指針や確保の見通しについてお答えいたします。

県教育委員会では、教員不足の解消は喫緊の課題と認識しており、学校現場の働き方改革と教員の成り手の確保の両輪で取組を進めております。

働き方改革につきましては、これまでも、外部人材の活用、業務のICT化や部活動の見直しなどに取り組み、時間外在校等時間が月45時間を超える職員の割合も年々減少しております。

今後も、教員の業務支援を行う職員等の配置の充実やICTの活用など、さらなる業務の削減、効率化に取り組み、教員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ってまいります。

また、教員の成り手の確保につきましては、これまでも、退職者数の状況等を踏まえ、計画的に採用を行っています。さらに、大学訪問等を通じて、教員のやりがいや魅力のアピールにも積極的に取り組んでいます。

今後も、定年の引上げによる退職者数の動向等を見極め、採用人数の平準化を図りながら、質の高い教員の確保に努めるとともに、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に全力で取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 今回、あえて責任と表現したのは、もう悠長なことは言っていられないという危機感からでありました。

本県教育委員会の事務局は、292人の職員で構成され、その半数以上が先生方です。委員会の先生方は、学校現場の悩み、目詰まりの原因を熟知されており、教壇に立つ先生方に代わって負担を軽減、解消することも大事な任務のはずです。それがまさに学校現場と委員会を行き来する本来の目的の一つではないでしょうか。委員会における先生方の奮闘を祈念いたします。

以上で用意した質問全て終了をいたしました。

最後まで御清聴ありがとうございました。

（拍手）

○議長（淵上陽一君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前11時7分開議

○副議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋口海平君。

〔橋口海平君登壇〕（拍手）

○橋口海平君 皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本市第一選挙区選出の橋口海平です。

今日、質問、たくさん、文字数が多うございます。心配されている方がいらっしゃいますので、早速、元気よく質問に入りたいと思います。

まずは、人口減少社会について質問させていただきます。

現在、日本の人口は、2023年5月1日現在で約1億2,450万人で、前年の同月と比べ約57万人のマイナスとなっております。2008年、今から15年前に、日本の人口はピークを迎え、約1億2,808

万人となっております。15年間で約358万人も人口が減少したことになります。

15歳から64歳まで、いわゆる生産年齢人口は、2023年5月1日現在で約7,397万人、ピークが1995年の約8,726万人でした。28年間で1,329万人も減少しております。

2022年の出生者数は、初の80万人割れで77万747人。出生数は比較をするのが難しいのですが、第1次ベビーブーム、1947年から49年までですが、そのときは過去最高の269万6,638人。第2次ベビーブーム、1971年から74年ですが、209万1,983人でありました。現在の出生数からすると非常に多いわけですが、人口を維持する合計特殊出生率が2.07と言われておりまして、第2次ベビーブームの最終年には2.05だったので、そのときから人口減少の予兆があったのではないかと思います。

一方、本県の人口は、2023年5月1日現在で170万8,959人、前年の同月と比べ9,656人のマイナスとなっております。本県の人口は、1956年にピークを迎え、約190万3,000人でしたので、ピーク時から比べると、約19万4,000人が減少したことになります。

出生数は、1949年、第1次ベビーブームの6万2,911人、第2次ベビーブームの2万6,433人、そして昨年、2022年は1万1,875人となり、減少傾向が続いております。

人口減少を食い止めるために、政府でも異次元の少子化対策、本県でも人口ビジョンを策定し、様々な少子化対策を行っております。

人口ビジョンでは、このまま何も対策を講じなければ、2060年の人口は124万3,000人まで減少、しかしながら、予測される人口減少に対し、県民の希望、理想が実現した場合の出生率や社会減を2023年までに半分程度に縮小し、その後は人口移

動が均衡する仮定を設定し、2060年の人口を141万1,000人程度とする将来展望を示しております。

この数字は2021年の数字ですが、人口ビジョンを策定した2015年の将来展望は、144万4,000人でした。新型コロナウイルスなど様々な影響があったにせよ、なかなか人口ビジョンどおりにはなっていないと感じております。そしてまた、幾ら様々な対策を講じて、人口が減少していくことは避けられないことで、人口が減少している中で、どのように熊本の未来をつくっていくかを考えないといけないと思っております。

そこで質問です。

今まで申し上げたように、本県の人口が減少していくことをどのように認識しているのか、また、人口減少時代をどのように乗り越えていくのか、知事にお尋ねします。

続きまして、人口減少社会の労働力確保について質問します。

先ほど申し上げたように、人口減少だけではなく、生産年齢人口も減少しております。現在、様々なところに足を運ぶたび、どこの業界でも、人手が足りない、人材を確保するのが難しいという話を聞きます。

様々な業界において、人材を確保するために、例えば、学校へ出前授業に行ったり、また、職業を知ってもらうイベントを開催したり、様々な団体が努力をしております。

また、業界団体だけではなく、企業においても、人材を確保するために、働き方改革を熱心に行ったり、ブライツ企業に登録しアピールしたり、もちろん給与も上げたり、企業側も人材確保のために必死で取り組んでおります。このように、人材の奪い合いになっております。

そして、本県では、TSMC、JASSEMの稼働

が近づいております。また、それに関連した企業も熊本にどんどん誘致するというので、そちらに人材が集中してしまわないか心配する声も聞こえてきます。

賃金に関しても、熊本の地場小規模事業者は上げることができず、今後人材が集まるか心配との声も聞こえてきます。

TSMCの影響で、県経済が潤ったり、県民の所得が上がっていくことは非常に喜ばしいことで、これからも効果を最大限に広げていただきたいと思っております。

もちろん、人材確保のために、業界団体や企業の努力も必要だとは思いますが、人口が減少していく中で、人材を確保することはとても難しいと思っております。

また、ブラックのイメージがある業界、実際はそうではないのかもしれませんが、長時間労働や外でのきつい作業、大変な割に給料が安い、こういったイメージから人材が入ってこないなど、様々な要因があると思っております。

そこで質問です。

人口が減少している中、様々な影響で人材確保が厳しくなっております。そのことをどのように認識しているのか、また、課題解決のため、どのような取組を行っていくのか、商工労働部長にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 人口減少は、生産力の低下や消費市場の規模縮小だけでなく、深刻な担い手不足、また、地域文化やコミュニティー維持が困難になることなど、地域の将来に大きな影響を与えることから、強い危機感を持っています。

全国より10年早く人口減少局面に突入している熊本県の現状を踏まえると、出生数が増える環境をつくり、そして転出者と転入者の差である社会

減を縮小させ、人口減少を抑制していく必要があります。

私は、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、子供を安心して産み育てられる環境づくりや若者の地元定着、魅力ある地域づくりなど、地方創生の取組を進めてきました。その結果、本県の社会減は、令和元年の3,900人から令和4年には377人まで縮小しています。

今後も、高校卒業者の県内就職率の上昇、半導体企業の集積による新規雇用の増加、さらに移住、定住の促進などの取組を進め、人口減少の抑制を図ってまいりたいと思っております。

あわせて、人口減少社会であっても、持続可能な社会づくり、地域づくりを進めていく必要があります。

地域の方々と様々な関わりを持つ関係人口の創出と拡大は、地域の活性化や地域づくりの担い手確保にもつながってまいります。

そのため、県では、さらなる関係人口の拡大を目指し、全国の熊本ファンをターゲットとしたラブくまプロジェクト、長期滞在や定期的な訪問が期待されるワーケーションの推進などに取り組んでいます。

このような取組により国内外の熊本ファンを増やし、そうした方々の力を取り込むことで、持続可能な新しい熊本の実現に取り組んでまいります。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) 人材の確保が難しくなっていることに対する認識と課題解決に向けた県の取組についてお答えします。

熊本労働局の発表によると、本年4月の県内有効求人倍率は、1.37倍で、コロナ前の状況には回復していないものの、全国水準を上回る状況で推移しています。



また、本年3月の県内の高等学校卒業者については、求人倍率が3.69倍とバブル期を上回っており、若者を中心に人材不足の状況が顕著になっています。

県内企業からは、社員を募集しても応募が少ない、待遇を改善しないと社員が確保できないという声も多く聞いており、企業にとっての人材確保は、非常に厳しい状況にあると認識しています。

このような状況を踏まえて、県では、特に若者の県内就職の促進に取り組んでいます。

具体的には、若者に県内企業を選んでもらうため、働く人が生き生きと輝き、安心して働き続けられる企業をブライ企業として認定しています。ユーチューブやSNSなどを活用し、社員の労働環境や処遇の向上に取り組む魅力的なブライ企業をPRしています。

現在、384社がブライ企業の認定を受けており、昨年度ブライ企業に就職した新規学卒者は1,784人となり、企業からは、認定を受けることによって、企業イメージの向上につながっているとの高い評価を得ているところでございます。

また、県内企業の合同説明会やインターンシップなどのマッチングフェアを実施することにより、若者と県内企業の出会いの場の創出にも取り組んでいます。なお、来年2月に開催するくまもと産業復興エキスポには、多くの大学生、高校生などにも来場してもらい、県内企業の技術力の高さを体感していただく予定です。

一方、人材確保に悩む県内企業に対しては、無料で専門家を派遣して、若者に印象づける自社のアピールポイントの発見や採用担当者の育成などの伴走型支援を行い、企業の採用力向上を図ります。

今後とも、就職先として若者に県内企業を選んでもらうための様々な取組を実施し、企業の人材

確保を全力で支援してまいります。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 知事と商工労働部長に答弁いただきました。知事も部長も、非常に強い危機感を持って、様々な対策を行っているというお話がありました。

この人口減少社会をどう乗り越えていくかというのは、様々なやっぱり知恵を出し合いながらやっていかないといけないというふうに思っております。県庁だけではなく、民間というものも含めて、それとデジタル、こういったものを活用して、この難局を乗り越えていかなければならないと思いますので、どうか皆様方で知恵を出し合って、共に熊本の未来をつくっていければというふうに思っております。

続きまして、建設産業の働き方改革について質問いたします。

働き方改革とは、もう既に皆さん御存じとは思いますが、働き方改革にある背景は、生産年齢人口が想像以上に減少していることが挙げられます。

生産年齢人口は、2060年にはピーク時の約半分、4,418万人になるというデータもあります。

この労働人口が減っていく中で、労働力不足を解消するためには、働き手を増やすこと、これまで少なかった女性技術者等の働き手を増やすこと、それと生産性を上げること、このようなことに取り組むというのが働き方改革であります。

官邸のホームページには「働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジ。多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組んでいきます。」と記載されております。

建設業の方と働き方改革の話題が出るときに、



労働力が減っているのに、働き方改革で労働時間ばかりが短縮されれば、ますます工事が進まぬようになる、このような話を聞くことができました。

私も実際そう思っておりましたが、人口が減っているからこそ、働き方改革をして労働人口を増やしていく努力をしなければならないし、また、働く時間を減らして生産性を上げる取組も進める努力をしないといけないと思ったところであります。

建設業の現状を少しお話ししますと、就業者数に関しては、年々減少しております。建設業の就業者は、ピークの平成9年には685万人だったのが、令和4年には479万人と、25年間で約206万人も減少しております。技術者においては、平成9年が41万人だったのが、令和4年は37万人、技能者は、平成9年が455万人だったのが、302万人となっております。

技術者においては、平成22年が31万人だったので、ここ最近では増加傾向にあると思います。しかし、技能者に関しては、25年間で約153万人も減少しております。

そしてまた、高齢化も問題となっております。就業者の3割以上が55歳以上、29歳以下は1割以下となっております。この数字は全国のもですが、この傾向は本県にも当てはまることだと思っております。

このような状況から、人材の確保、そして生産性向上を行っていかねばならないということは、働き方改革を進めていかねばならないのではないのでしょうか。

また、令和元年に担い手3法が改正され、新担い手3法となりました。担い手3法とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する

法律です。

この担い手3法の中に、働き方改革の推進として、適正な工期設定だったり、適切な設計変更、情報通信技術の活用による生産性向上等が記載されており、法に基づいて働き方改革を進めていかなければなりません。

そのような中で、例えば本県では、令和3年度の熊本県発注工事の週休2日の取組状況は40.9%となっており、全国平均の30.7%を上回る数字となっております。この数字を見ると、県も働き方改革を進めているんだと実感しております。

しかしながら、現場の声を聞いてみると、技術者からは、書類作成に時間がかかり、働き方改革をあまり実感できないとの声も聞こえてきます。

そこで質問です。

建設産業の働き方改革について、県はどのように取り組んでいるのか、土木部長にお尋ねします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、災害時には最前線で社会の安全、安心の確保を担う地域の守り手として、県民の生活や地域経済、雇用を支える大きな役割を担っております。

全国的に建設業就業者の高齢化が進む中で、本県では、熊本地震以降、建設業界の御尽力もあり、建設産業の役割や魅力に対する理解が進み、若手入職者が微増するなど、明るい兆しが見えております。

しかし、業界全体としては、全国と同様に、次世代への技術の継承、若手人材の育成、確保が引き続き重要な課題となっており、議員御指摘のとおり、建設産業の働き方改革を進めることが必要です。

そこで、県としましては、まずは週休2日制の拡大に取り組むとともに、建設現場のあらゆるプロセスへのICT導入の推進などにより、生産性の向上を図ることが重要と考えております。

県では、昨年まで、災害復旧工事などを除く工事で、現場での作業を行わない、いわゆる現場閉所を前提とした週休2日を導入してまいりました。

これに加え、今年度からは、現場閉所が難しい工事にも、技術者等が交代しながら休日確保の交代制を追加し、さらに多くの工事現場において週休2日を導入できる環境を整えました。

さらに、今年6月以降の総合評価落札方式の入札では、週休2日やICT施工に取り組む場合に、加点する評価項目を追加することといたしました。

なお、業界独自の取組としまして、現場技術者が作成していた工事関係書類の一部を事務職員が担うことで、技術者の時間外勤務の縮減につなげた事例もあり、県としまして、このような取組を広げていきたいと考えております。

また、令和6年4月からは、建設産業も、労働基準法に基づく時間外労働規制の対象となります。このようなタイミングであることも踏まえ、さらに働き方改革への意識醸成も図ってまいります。

今後も、持続可能な建設産業の実現に向けて、建設業界と連携協力し、建設産業の働き方改革が着実に進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** 土木部長から答弁いただきましたが、建設産業の働き方改革を促進させるためには、現実問題として、現場で働いている方々、そして受注した会社が無理をしない工期、また、工

事の内容に合った設計変更など、このことは品確法にもありますので、発注者側の理屈だけではなく、品確法を厳守して、そして受注者とよく協議を行って、来年度から正式に始まります働き方改革を進めていただきたいと思います。

このことは、土木部だけではなく、農林水産部をはじめとした公共工事全てのことに当てはまることですので、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、連携を図りながらお願いいたします。

私も、これからも受注した企業に話を伺いながら、リサーチしながら、働き方改革が本県においてスムーズに進むよう指摘してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続いて、2023年に3つの国際スポーツ大会、このことについて質問させていただきます。

本県では、2019年に2つの大きな国際スポーツ大会が行われました。1つ目は、ラグビーワールドカップ2019です。10月6日と13日、えがお健康スタジアムで2試合行われました。6日は、フランス対トンガ、観戦者数は2万8,477人。13日は、ウェールズ対ウルグアイ、観戦者数は2万7,317人。ファンゾーンの来場者数は5万723人。経済波及効果は106億7,600万円。

2つ目は、2019女子ハンドボール世界選手権大会です。11月30日から12月15日にかけて、パークドーム熊本、県立総合体育館、アクアドームくまもと、八代市総合体育館、山鹿市総合体育館の5つの会場。参加国は24か国、合計96試合が行われました。観戦者数は31万5,748人、これは、女子大会歴代2位の記録です。日本は10位でしたが、アジアでは最高位でした。経済波及効果は98億5,200万円。

今思い出しても、本当に盛り上がった大会だと

思います。熊本の中心部を歩いていても、こんなにも外国の方々が楽しそうに歌を歌いながら盛り上がっていて、こんな光景は初めてだったのではないかと思います。

私も、ラグビーもハンドボールも見に行きましたが、とても興奮し、こんなすごい大会が熊本でできたことを本当にうれしく思いました。県職員の皆様も、本当に頑張っておられたことを覚えております。

2016年にくまもとハロープログラムというレガシープログラムを策定し、4つの方向性を掲げました。1つ目が「震災からの復興の姿の発信」、2つ目が「スポーツの普及と振興」、3つ目が「インバウンド観光の推進」、4つ目が「国際交流の促進」です。

全てのプログラムにおいて、様々な成果を上げることができ、この2つの国際スポーツ大会を一過性のイベントとすることなく、大会から得られた成果をレガシーとして継続させたいとの報告を受けました。そのとおりだと思います。

しかしながら、スポーツ大会が終わって数か月後には新型コロナウイルスが発生し、海外との往来や様々なイベントがなくなってしまいました。残念ながら、レガシーの一部分は、新型コロナウイルスの影響で途切れてしまったものがあるのではないかと思います。コロナがなかったら、これを契機にもっともっと海外との交流等が増えていったのではないのでしょうか。

幸いなことに、本県では、県をはじめ関係者の御努力もあり、今年3つの国際スポーツ大会や国際スポーツ試合が開催されます。7月15日には、リポビタンDチャレンジカップ2023、これはラグビーの国際試合で、日本代表対オールブラックス・フィフティーンの戦いが、えがお健康スタジアムで行われます。そして、10月8日には、マイ

ナビ ツール・ド・九州、瀬の本高原をスタート地点とし、道の駅あそ望の郷くぎのをフィニッシュ地点とした約106キロのサイクルロードレース。そして、11月14日から19日にかけて、熊本マスターズジャパン、世界トップクラスの選手たちが参加する国際バドミントン大会、スーパー500、世界7か国・地域で開催されている大規模な大会が県立総合体育館で行われます。いずれの試合も、海外から選手がやってきて、観戦者は全国からこの熊本の地を訪れてくるだろうと思われ

ます。

そこで質問です。

2019年に行われた2つのスポーツ大会では、レガシーを掲げて大会を開催しました。今年ある3つの国際スポーツ大会や国際試合には、レガシーは掲げないにしても、経済波及効果だけではなく、様々なプラスの影響が本県にあると思います。

この3つのスポーツ大会を通じて、どのようなことを期待するのか、また、未来に何を残そうとしているのか、大会にかける意気込みや思いを含めて、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 2019年の国際スポーツ大会は、世界トップレベルのプレーを間近で見るとないよい機会となり、熊本地震で傷ついた多くの県民の夢や希望につながりました。また、世界中から訪れた大勢の選手や観客との交流は、おもてなしの心の醸成につながり、大会の成功は県民の自信につながりました。

これらの大会の成果をレガシーとして次世代に引き継ぎ、スポーツによる誘客を通じたさらなる活性化を図るため、昨年1月に、官民一体でくまもっと旅スポコミッションを設立しました。

このコミッションの活動が実を結び、ラグビー

日本代表国際試合、2つ目が、サイクルロードレース、ツール・ド・九州、そして3つ目が、熊本マスタースジャパンによるバドミントンの国際大会であります。この3つの大会を熊本へ誘致できたことを大変うれしく思っています。

私は、この3つの国際大会で、経済波及効果はもとより、災害から復興する熊本の姿を国内外に広く発信するとともに、コロナ禍や災害に見舞われた県民の皆様希望や誇りを持っていただきたいと考えています。

そして、何よりも、世界トップレベルの選手たちの迫力あるプレーを間近で見ることで、熊本の未来を担う子供たちの夢につながるとともに、競技の普及、発展にも大きく寄与するものと確信しています。

県としては、2019年の国際大会で培ったおもてなしの心やノウハウを生かしながら、本年開催される3つの国際大会の成功に向けて、全力で取り組んでまいります。

そして、その成功をレガシーとして、新たな国際スポーツ大会の誘致やスポーツのさらなる振興につなげてまいります。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** 知事から、しっかりとした意気込みを聞くことができました。

スポーツの持つ力というものは物すごいものだと思っております。子供たちに夢を与えたり、また、希望を与えたりするものだと思っております。もっともっとこの大会があるということを発信して、それが成功につながると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、熊本県におけるDX推進の成果と今後の取組について質問します。

国においては、デジタル庁が2021年9月に組織され、その後、2022年6月にはデジタル田園都市

国家構想基本方針が発表されました。

デジタル田園都市国家構想とは、地方を中心に、人口減少、少子高齢化、過疎化、東京圏への一極集中、地域産業の空洞化、こうした課題を解決するために、急速に発展しているデジタル技術を活用し、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくものです。

そして、この構想を実現するために、国は、デジタル田園都市国家構想総合戦略を2022年12月に策定いたしました。

この総合戦略では、各府省庁の施策を充実強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPIとロードマップが位置づけられています。

地方においても、地域が抱える地域課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた地域版総合戦略の策定に努めてくださいとあり、国は、政府一丸となって地域ビジョンの実現に向けた地方の取組を総合的、効果的に支援していきますとなっています。

このように、デジタル田園都市国家構想において、デジタルの力で社会課題解決を進める方向性が示されています。

そのような中、県庁内の組織として、2022年4月1日に、企画振興部内に庁内外のDXを推進するデジタル戦略局が新設されました。早いもので、もう1年以上がたちました。

昨年の6月議会でも、一般質問でデジタルについて取り上げました。その際は、デジタル社会の実現に向けては、住民に身近な行政を担う市町村の役割も極めて重要になる、全ての国民にデジタル化の恩恵を行き渡らせるための市町村の支援についてお伺いしました。

デジタル担当理事からは、DX推進連絡調整会議を設置、先行事例の共有を図りながら市町村を



支援する、また、個別の課題解決を支援するため、専門人材の派遣を行っている、県としては、市町村のデジタル化、DXを計画的かつ効率的に実行していくため、県が主導的な役割を果たしながら市町村を支援していくと答弁がありました。

これからも、住民に一番近いのが市町村です。しっかりと市町村に対しても、支援、そして連携を図りながら、デジタル化を進めていただきたいと思えます。

そして、今後さらに県全体のDXを推進するためには、民間での取組を推進する必要があると考えます。

県では、昨年6月に、産学行政から成るくまもとDX推進コンソーシアムを設立され、参加団体も増えてきていると聞いています。

その一方で、民間企業の方々からは、DXを進めたいが、何から始めていいかわからないという意見もお聞きしており、DX推進には、こうした民間企業の方々へのアプローチをさらに行っていくことが重要だと思えます。

また、住民生活がより豊かになるために、国が掲げるデジタル田園都市では、データの利活用が重要になるとされており、行政や民間が持つデータを活用するための仕組みを整備することで、医療などの住民サービスがさらに充実するものと思えます。

そこで質問です。

デジタル戦略局が組織されて1年がたちましたが、これまでの取組の成果と県全体でのさらなるDX推進に向けた今後の取組についての方向性について、デジタル戦略担当理事にお尋ねいたします。

〔理事小金丸健君登壇〕

○理事(小金丸健君) 県では、昨年4月にデジタル戦略局を設置し、県全体のデジタル化、DXを

推進しています。令和4年度においては、最初のステップとして、DXの機運醸成と優良事例の創出に重点的に取り組みました。

その結果、昨年6月に設立した産学行政から成るくまもとDX推進コンソーシアムについては、設立から1年余りで、企業や大学などを中心に、439団体まで参加団体が増えています。コンソーシアムの主催で講演会やセミナー等を行っており、DX推進に向けた機運の高まりを感じています。

また、参考となる優良事例の創出に向けて、企業等から提案を募り、デジタル技術を活用して課題解決を図る実証事業も実施しております。昨年度は、農業やヘルスケアなどに関する実証事業を行い、ほかの分野でも参考となる事例の創出を行うことができました。

一方で、企業や団体の皆様からは、議員御指摘のとおり、デジタル化の進め方がわからないという御意見も伺っています。

このため、引き続き、セミナーなどを通じてデジタル化に関する理解の向上に努めるとともに、民間の技術を活用し、取組を支援してまいります。

具体的には、本年の秋に人材不足等の課題を有する企業とデジタル技術やサービスを有する企業との商談会を開催するなど、マッチング支援を行ってまいります。

また、市町村における住民サービス向上や企業における新製品の開発などを効率的かつ効果的に行うためには、データの利活用が重要です。

このため、オープンデータの拡充やデータ連携基盤の構築など、データの利活用に関する環境整備を進めており、今定例会に関連予算を提案しています。

さらには、現在、宿泊や通信販売などで多くの



データを保有する楽天グループとデータを活用した地域活性化などに関する連携を進めており、今後もデータ利活用に向けた民間との連携を積極的に進めてまいります。

デジタル戦略局も2年目を迎えました。こうした産学行政が連携した取組を加速させながら、引き続き、県全体のDX推進に全力で取り組んでまいります。

〔橋口海平君登壇〕

○橋口海平君 現在、DXやデジタルというと、マイナンバーカードのごたごたでマイナスのイメージを持つ方がいらっしゃいますが、これは、デジタルが悪いのではなく、システムが悪いのだと思います。デジタルは、人口減少が進む中で、地方での課題解決を行うための必要なツールだと思っています。

ぜひ、これから、オープンデータなどを活用し、民間と連携を図って県のDXを進めていただきたいと思います。そして、誰一人取り残さないデジタル化をお願いいたします。

次に、消費者行政の推進について質問します。

今定例会に「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願が提出されております。

この請願は、毎年熊本県弁護士会及び適格消費者団体NPO法人消費者支援ネットくまもとから提出されており、自民党の藤川議員、池田議員、今年は副議長なのでなっておりませんが、内野副議長とともに私も紹介議員となっており、国に対して意見書も毎年提出していただいております。

昨年は、溝口議長、高野副議長に直接副大臣に手渡ししていただきましたが、このように、自民党でも窓口になって、これまで地方消費者行政について対応してきましたが、これからはしっかりと取り組んでいく必要があります。

このようなことから、今回、消費者行政の推進について取り上げさせていただきます。

消費生活課に設置してある消費生活センターでは、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たっています。

本県では、熊本県消費生活センターのほか、14市全てに消費生活センターを設置、31町村全てに消費生活相談窓口を設置しております。

県消費生活センターは、消費生活相談員13人体制で行っており、市では、消費生活相談員による週4日以上での相談体制、29町村で消費生活相談員による相談対応を実施しております。

県の消費生活センターへの相談は、平成28年の7,508件を最高に、令和4年度は4,840件相談が寄せられております。推移を見てもみると、減少傾向にあります。

また、令和4年度の被害額は約8億4,000万円のところで、専門の消費生活相談員によるあっせんにより、約1億3,000万円の被害を回復しております。専門の消費生活相談員が親身になって相談に乗り、頑張っておられるから、これだけの金額が回復しているのではないかと思います、心より敬意を表します。

私も、ネットショッピングをして騙されたとの相談があった際、消費生活センターに電話して相談するようお伝えしたところ、被害額は全て返ってきたと、喜びの声を聞いた覚えがあります。

相談は、多いものから、商品一般、次に役務その他、これは保険請求サービス等ですが、災害があった後に増加するものと思います。また、定期購入によるトラブルが多い化粧品、健康食品、こういったものが上位を占めております。

相談者は、男性より女性が多い傾向にもありま

す。また、高齢化もあり、60歳以上の高齢者からの相談割合が高い傾向にあります。しかしながら、10代、20代の相談もあり、ゲームや出会い系サイト、動画の架空請求やマルチビジネスなどの相談が多いそうです。もちろん、高齢者の相談が多いわけですが、若い人たちも気をつけなければなりません。

そして、国の令和4年版消費者白書によると、消費者トラブルに遭った人のうち、消費生活センター等へ相談する人の割合は、約3.2%との調査結果があります。ということは、トラブルに遭ったほとんどの人は、消費生活センターのような専門の相談員がいるところに相談してないということです。

そのようなことを考えたら、消費生活センターを多くの人に周知してもらい、もっと多くの人が相談することで、回復される被害がもっと増えるのではないかと思います。また、それだけ相談する人が増えるのならば、専門の消費生活相談員がもっと必要になるのではないのでしょうか。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、熊本県内の消費生活相談員の年齢別内訳を表したグラフで、現在の消費生活相談員の年齢構成は、30代が5%、40代が13%、50代が27%、60代が44%、70代が11%となっております。60代と70代を合わせると55%になります。

次のスクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、県内の消費生活相談員の経験年数を表したグラフで、経験年数を見ても、10年未満が46%、10年以上が54%となります。

この結果を見ると、相談員の高齢化が顕著で、今後を心配しているところです。

そこで質問です。

県民にもっと相談してもらい、被害を回復するために、県としてどのような取組を行うのか、ま

た、専門の消費生活相談員を継続して確保していくため、どのように取り組むのか、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、相談を増やし、被害回復を図るための取組についてお答えします。

消費者被害に遭われた方からの相談を増やし、被害を回復するためには、議員御指摘のとおり、解決のための助言や事業者との間に立って調整を行うあっせんにより、消費者被害の回復に取り組んでいる消費生活センター等のことを、まずは県民に認知していただくことが重要です。

そのため、県では、地元紙と連携した消費生活に関する記事の定期掲載や出前講座を行うとともに、関係機関と連携した特別相談会を開催するなど、消費生活センター等の周知啓発を行ってまいります。

また、今定例会には、テレビコマーシャルやソーシャルメディアを活用したターゲティング広告など、高齢者から若年層までの幅広い年代に対する周知啓発を行うための予算を提案しており、消費生活センター等のさらなる周知に努めることとしています。

次に、専門の消費生活相談員の継続確保の取組についてお答えします。

消費生活相談員は、消費者安全法により、関係法令、相談実務等に関する資格試験の合格者もしくは同等以上の専門知識及び技術を有する専門職とされています。このことに加え、消費生活全般に関する幅広い相談対応をすることから、経験も必要となります。

議員御指摘のとおり、相談員の高齢化が進んでおり、次世代を担う人材の育成が必要だと考えています。

今定例会に、消費生活相談支援サポーター育成のための予算を提案していますが、サポーターには、それぞれの地域において、消費者被害に遭われた方を早期に発見し、市町村の消費生活センター等につなぐ役割を期待しております。

これらの取組を通じて、消費者問題に意欲を持って活動する人材を発掘し、実際に活動もしていただくことにより、次世代の消費生活相談員の確保につなげたいと考えています。

県としては、国や市町村等と連携し、消費生活相談体制の維持、充実を図るとともに、弁護士会や適格消費者団体等の関係機関とも協力しながら、県民の消費生活の安定及び向上を図ってまいります。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** ぜひ、これからもしっかりと予算を確保し、周知啓発、そして課題となっている人材育成、確保にもさらに取り組んでいただきたいと思えます。

人材が少なくなるとは、救われる被害者が少なくなってしまう。相談員の皆様、引き続き頑張ってくださいと思います。これからも、予算確保ができていのか、紹介者の先生方とともに見続けていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、家庭でのゼロカーボンの取組について質問させていただきます。

本県では、令和元年に、2050年熊本県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロを宣言し、それに向けて取り組んでいるところです。

2020年度の県全体でのエネルギー使用量は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛等により、2013年度以降最少となっております。しかしながら、温室効果ガス排出量については、2019、2020年度ともに前年度比で増加しております。こ

れは、電力会社の発電時のCO<sub>2</sub>排出割合が原子力発電所の停止等により増加したためだそうです。

そしてまた、新型コロナウイルスでの自粛等が終わった今、エネルギーの使用量も、コロナ前くらいにまで戻るのではないかと危惧しております。

2020年度の部門別温室効果ガス排出量のうち、家庭部門が17.7%となっており、これから一人一人の取組も重要になってくるのではないかと思います。

特に、コロナ禍で家庭部門の排出量が増加している中、省エネ家電の推進をはじめとした家庭での取組を推進していく必要があると思えます。

例えば、岐阜県では、ぎふ省エネ家電購入応援キャンペーンという取組を進めており、長期的なエネルギー価格高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電の購入を支援し、電気料金の負担軽減や省エネルギーの促進を目的とするものです。

このような取組は、省エネ製品を買い換えるきっかけとなります。本県でも、家庭でのゼロカーボンの推進には、県民の行動を促すきっかけが必要になるのではないかと思います。

県では、くまもとゼロカーボン行動ブックを作成されていて、非常に分かりやすくできていますが、今後どのように県民の行動につなげるかが課題だと感じております。

そこで質問です。

エネルギーが高騰する中、省エネルギーを促進する取組など、家庭でもゼロカーボン社会に向けて取り組んでいく必要があると思えますが、県では、何をきっかけに、今後どのように取り組んでいくのか、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

**○環境生活部長（小原雅之君）** 2020年度の家庭部

門における温室効果ガスの排出量は、コロナ禍で在宅時間が伸びた影響もあり、前年度に比べ約1割増加しています。このようなときこそ、議員御指摘のとおり、県民一人一人にCO<sub>2</sub>削減につながる行動を取っていただけるよう、そのきっかけとなる具体的な情報を提供し、県全体に浸透させる必要があると考えています。

そこで、県では、議員御紹介のとおり、36の具体的な行動とCO<sub>2</sub>の削減効果、経済的なメリットを見える化したくまもとゼロカーボン行動ブックを作成し、普及啓発や環境教育を推進しています。

昨年度は、企業、団体等への講演に加え、肥後っ子教室で環境センターを訪れた約1万7,000人の小学5年生の教材としても活用し、次世代を担う子供たちへの啓発も進めました。

本年度は、36の行動のうち、特に2つの項目について、重点的に啓発に取り組みます。

1つは、ゼロカーボンと節水につながる行動です。

例えば、シャワーを1分間短くすると、1年で1人当たりガソリン換算で12リットル分のCO<sub>2</sub>削減につながります。これは、経済的には1人当たり年間4,300円の光熱費等の削減になるだけでなく、年間4.4トンの節水となります。これは、水道使用量の5%程度の削減となり、地下水の取水量についても、県全体で500万トン程度、熊本地域全体で400万トン以上削減できる計算となり、ゼロカーボンの推進と地下水の保全につながります。

もう一つは、住まいのゼロカーボン化、特に既存住宅の高断熱化のため、断熱リフォームの促進に取り組みます。

令和2年度に県が実施したアンケートでは、地球温暖化対策として、省エネ家電や製品の購入に

は6割強の県民の方々が取り組んでいるとの結果でしたが、断熱効率のいい家づくりには約2割しか取組が進んでいないことが明らかとなりました。

断熱リフォームは、窓などの一部の実施でもCO<sub>2</sub>削減効果が高く、国の支援も拡充されています。そこで、断熱効果が高い工法、費用や効果等を分かりやすく整理し、県民に断熱リフォームを促すきっかけにしたいと考えています。

このように、県としては、県民の意識の転換に向けた情報提供等の取組を着実に進め、県民の具体的かつ自発的な行動につなげることができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○副議長(内野幸喜君)** 橋口海平君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

〔橋口海平君登壇〕

**○橋口海平君** シャワーを1分短くすれば、1人4,300円の削減になるという話でした。また、節水に関しても、熊本地域で400万トンの地下水の節水になるということです。これは、JASMGが取水する量と同等であります。ということは、県民一人一人が気をつけることで、熊本の地下水を守ることに繋がると思います。ぜひ、県において、県民の行動が変わるきっかけとなるよう、広めていただきたいと思います。

最後に、NTT西日本桜町ビルの今後について要望いたします。

このビルは、皆さん御存じのとおり、桜町にあり、サクラマチクマモトや花畑広場など、再開発が進んでおります。

このビルも、当初の予定では、NTT西日本も、2024年度に複合商業ビルを開業する計画がありましたが、コロナの影響もあり、計画を再検討しております。

話は変わりますが、熊本県庁は、1967年に現在の水前寺に移転してきました。それまでは、先ほど申し上げたNTT西日本桜町ビルも含めた桜町に熊本県庁がありました。その当時、この桜町地域は、公共性が高い地域だったのではないかと思います。このNTTビルも、この場所に移動するまでは、現在の熊本市役所の場所にあったそうです。

このように、NTTビルも、もともとは電電公社のビルとして、今以上に公共性が高い建物ではなかったのかと思います。

そのようなことから、NTT西日本桜町ビル跡には、公共性が高い施設が必要だと思いますので、地域的、歴史的背景を考慮して、県からも協議や働きかけを行うなどの取組をお願いしたいと思います。

以上で本日用意していた質問が全て終了いたしました。何とか時間間に合いましたので、ほっとしております。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明15日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第5号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時8分散会



**第 5 号**

**(6月15日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第5号

令和5年6月15日(木曜日)

議事日程 第5号

令和5年6月15日(木曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第20号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号まで)
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第20号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第21号から第24号まで)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
立山大二朗君  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉 嵐ミカさん

斎藤陽子さん  
堤 泰之君  
南部隼平君  
本田雄三君  
岩田智子君  
前田敬介君  
坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸 淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
松村秀逸君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口 裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西 聖一君

鎌田 聡 君  
 淵上 陽一 君  
 坂田 孝志 君  
 溝口 幸治 君  
 池田 和貴 君  
 吉永 和世 君  
 松田 三郎 君  
 藤川 隆夫 君  
 岩下 栄一 君  
 前川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
副 知 事 田 嶋 徹 君  
副 知 事 木 村 敬 君  
知事公室長 内 田 清 之 君  
総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
理 事 小金丸 健 君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府 高 隆 君  
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
環境生活部長 小 原 雅 之 君  
商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
観光戦略部長 原 山 明 博 君  
農林水産部長 千 田 真 寿 君  
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君  
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君  
病 院 事 業  
管 理 者 竹 内 信 義 君  
教 育 長 白 石 伸 一 君  
警察本部長 宮 内 彰 久 君  
人事委員会  
人事局長 西 尾 浩 明 君  
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事務局 長 波 村 多 門  
事務局次長  
兼総務課長 村 田 竜 二  
議 事 課 長 富 田 博 英  
審 議 員 兼  
議事課長補佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

坂梨剛昭君。

〔坂梨剛昭君登壇〕（拍手）

○坂梨剛昭君 おはようございます。自由民主党・玉名市選出・坂梨剛昭でございます。改選後初めての質問となり、5回目となります。この場に立ちますと、アクリル板もなくなり、非常に見通しもよく、非常に緊張をいたしますが、精いっぱい頑張っていきます。

2期目の当選をさせていただき、自分自身の心意気、そして気持ち、精神面は何も変わりませんが、執務室に行くと、少しだけ席が右側になり、テンションも少し上がりました。

また、この議場での席が、私は、1期目は、この幸村県議のところで、毎回毎回最前列、そして質疑者、そして答弁者の目の前ということもあって、非常に緊張したんですが、今2列目に上がったということで、とてもモチベーションも上がりました。1列目の1期の県議の先生方に、しっかりと元気いい2列目の県議として頑張っていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

ちなみに、南部県議は、まだ1列目でございますが、ぜひ2列目に、私の席に座っていただければと思います。

最初に、2024年問題についてお尋ねをいたします。

働く人々がそれぞれの事情に応じて多様な働き方が選択できる社会、この実現を目指す改革として、2019年4月1日に、働き方改革関連法の一部が施行されました。

この働き方改革関連法は、長時間労働の是正、正規、非正規間の格差解消、多様で柔軟な働き方の実現、この3つの柱を意識しながら、自社独自の働き方改革ができるのであれば、人材の定着、生産性の向上などに寄与すると期待され、スタートいたしました。

当然のように、働き方改革は、大企業だけが対象ではなく、国内における雇用約7割を担う中小企業、小規模事業者などが対象で、働き方改革を推進する上で欠かすことはできません。

しかし、その実態と成果は、企業規模、業種、職種によって大きく変わり、生産が上がらず、利益の減少、業績低下、残業削減による収入減少など、まだまだ問題が山積している企業も少なくありません。

そのような中、来年、物流業界に大きな影響を与えられる2024年問題が間近に迫ってきました。

これまで、大企業や中小企業で働き方改革が順次施行される中、運送業などは5年間の猶予期間がありました。その理由は、トラック運転手の労働時間は、全産業の平均より約2割ほど長いということ、収入の問題に、高齢化による労働環境の改善に時間がかかると見られていたからです。

このような現実にあつかる中、期限の来年を迎え、物流業界は、自動車運転業務の年間時間外労働

時間上限が960時間に制限、そのことにより様々な問題が発生する、その総称が2024年問題です。これから物流業界は大きな転換期を迎えることとなります。

現状の長時間労働を招く一つの要因として、荷待ち、荷役と言われるものがあり、荷下ろしに積み、荷さばきに仕分、また、作業ができるまでの待機時間など、運転業務外の割合が高く、その時間も当然のごとく労働時間とみなされるため、荷を運ぶ移動時間が制限されてきます。対策なく現状のままでいくなれば、物流業界において1日に運べる輸送量の減少は避けられず、会社の売上げに利益の減少、ドライバーの収入減少に離職によるドライバー不足、荷主側における運賃の見直しなど問題が山積、さらには他社との競合により対応できない業者は廃業を余儀なくされるなど、様々な問題が生じるおそれがあります。

野村総合研究所の調べでは、2025年には全国の35%の荷物が運べなくなる、また、熊本でも、2030年度には38%の荷物が運べなくなると推計が公表されています。

このような背景から推測するならば、委託そのものが困難となるケースが現実問題として起こり得るのです。

特に、熊本の基幹産業である農業、農林水産物の輸送においては、鮮度が求められる中、一日でも早く市場へ送り出すことが最も重要であります。これまでのように輸送していくのであれば、荷待ち、荷役の時間短縮、ドライバーの入れ替わりなど、対策を講じていくのであれば、同様の輸送が可能かと思われませんが、生産者にも大きな負担を及ぼしてしまいます。

物流は、地域を支える企業活動にも私たち個人の生活にも必要不可欠なツールであり、今後起こり得るこの大きな問題に対し、物流業界は早急に



対応していかなければなりません。

これまでも、ドライバーをめぐる労働環境は、長時間労働の慢性化という問題を抱えていました。人員不足と高齢化、労働力不足、さらにはEC市場の急成長により運送現場の負担が増し、長時間労働は常態化してしまいました。

今回の2024年問題における時間外労働の上限規制の適用は、一見、働き方改革の推進により全ての業界がホワイト化するよいきっかけとなり、歓迎すべきことと思いますが、物流業界においては、ほかの業界の働き方改革と比較すると、その影響をはるかに上回る心配材料が山積しています。

また、個人事業主での小口の配達ドライバーは違う問題が起きてきます。大きな時間を取られてしまう再配達です。これまでも課題でしたが、今後は、ますますドライバーに負担がのしかかることとなります。

対策としては、コンビニ、近隣住民の協力による委託、宅配ボックスの設置、また、一度の配達で処理できる際はポイントを付与するなど付加価値をつける、そのような工夫も現在検討されていると聞きます。

これから、物流業界は、本格的にIT導入、倉庫管理から物流搬入をシステム化する物流GX、鉄道、内航海運をより推進するモーダルシフトなど、様々な施策に挑戦していくことを求められます。

現場での努力も限界がある中、改めて物流業界が働き方改革という新たなフェーズに向け挑戦することになりますが、そこで質問です。

熊本県として、この物流業者が直面する2024年問題に対してどのように考えるか、商工労働部長にお尋ねいたします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) トラック運送業においては、担い手不足などの影響で、ドライバーの長時間労働が課題となっており、来年4月からの働き方改革関連法施行により、年間の時間外労働時間の上限が960時間になります。

これにより、労働環境は改善されますが、一方、議員御指摘のとおり、労働時間短縮への具体的な対応が実施されなければ、輸送能力が低下することになり、農産物輸送を含め、物流全般に大きな影響が生じるものと認識しています。

県民の暮らしや地域経済を支える貴重な社会インフラである物流の機能を持続させるためには、物流事業者と荷主、そして一般消費者が、それぞれの立場で物流が直面している諸課題の解決に向けた取組を進めていくことが必要不可欠です。

このため、国においては、今月2日に、物流革新に向けた政策パッケージが閣議決定されました。

このパッケージには、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主、消費者の行動変容について、抜本的、総合的な対策が盛り込まれています。また、省庁横断で、荷待ち、荷役作業等の時間を2時間以内とするルールや運送契約の適正化などについて定めたガイドラインも策定されています。

本県では、これまで、トラック運送事業者の運賃の適正な収受を図るため、法改正により告示された標準的な運賃について、事業者への周知を進めるとともに、令和4年度から、適正な価格転嫁への理解を深める広報活動費に対し助成を行うなど、取引の適正化に取り組んできたところです。

また、熊本県トラック協会においては、人材育成セミナーや技能コンテストを実施するなど、人材の育成に積極的に取り組まれています。

TSMC進出の影響で、物流関連企業の新設、増設も相次いでおり、物流機能の安定と向上は、

本県にとって重要な課題と認識しています。

引き続き、国のガイドラインを踏まえ、熊本県トラック協会などの関係団体と連携して、持続可能な物流の環境整備に向けた取組を全庁的に進めてまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 商工労働部長より答弁をいただきました。

最近、報道では度々2024年問題について取り上げられ、経営者の苦悩、また、ドライバーの現状など放送がされています。

改めて、物流とは、保管や包装、輸送配達などの工程を経て、企業または生産者が商品を消費者へ届けるまでの過程のことを言います。業界として、全ての工程が労働時間とみなされるため、物流の働き方改革は、現在の労働者が減少する中、特に労働者確保が重要になってまいります。

この問題に対して、熊本県としても、業界の問題として捉えるのではなく、トラック協会、また、関係団体と意見交換をし、持続可能な物流の環境整備に力を注いでいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、県産農林水産物の輸出の拡大について質問をいたします。

コロナ禍によって、ありとあらゆる業界が疲弊し、私たちの生活環境でさえも大きく変わることが余儀なくされたのは、ここにおられる皆さんも記憶に新しいかと思われまます。

コロナとの長い闘いも、現在5類へと移行され、経済回復という希望に胸を膨らませたものの、まだまだ全てが元に戻るには難しい状態ではないでしょうか。私たちは、新たにニューノーマル時代に突入しているのかもしれませんが。

ただ、私たちに与えられた試練はコロナだけではなく、ロシアによるウクライナ侵攻は全世界に

激震を与えました。今も罪なき貴き命が危険にさらされている、この状況に胸が締めつけられます。

遠い対岸の火事だと思われたその影響は、コロナとは違う形で私たちの環境を脅かし、この世界的不安定情勢に、経済のみならず、農林水産漁業にも大きな影響を与えております。

政府は、コロナ時には、厳しい農林水産業の事情を踏まえ、現状を乗り切り持続していただくために、様々な支援策を打ち出しました。

特別交付金として配分された予算では、各自治体は独自の支援策を打ち出すなど、国、県、市町村、三位一体で県農林水産漁業を支えてきました。

しかし、追い打ちをかけるかのように、ロシアとウクライナの戦争は、世界中の経済を不安定にし、原油高から始まり、物価、物資、資源高、輸入農産物、飼料や配合飼料の高騰など様々な要因は、生産者を苦しめ、また、廃業という選択肢を余儀なくされるほど衝撃を与えています。

改めて、コロナ禍を経験し、世界の不安定情勢を踏まえて、国内での食料自給率を高めていくことの重要性、日本の第一次産業を守っていく重要性を教えられた気がいたします。

高齢化、後継者、そして担い手不足など、様々な高い課題はありますが、現状のままでいくのであれば、農林水産漁業従事者は、減少と高齢化の一途をたどることになります。

我が熊本の基幹産業である農業を守り、存在を揺らぎないものにするには、県として、今後姿勢が問われてくるのではないのでしょうか。

そのような中、国家戦略の一つである農林水産物の輸出が、今、再度注目されてきました。

現在、日本の農林水産物、食品の輸出は、年々増加し、2022年の輸出額は、過去最高の1兆

4,148億円に上りました。

今は亡き安倍元首相が、成長戦略の一環で、2013年に農林水産物・食品の輸出倍増計画を目標に掲げられてから10年、当時5,500億ほどだった輸出額は、2021年には政府目標の1兆円を突破、これからも輸出額は増加基調で推移することから、農林水産省は、2025年に2兆円、2030年には5兆円を目標に取組を強化されています。

また、政府は、今年6月、輸出拡大実行戦略として、具体的な施策を打ち出しました。

そのうちの一つ、GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトは、都道府県やJA、地域商社などが連携し、生産から流通、販売まで一気通貫で産地をサポートする体制を整備、さらにその体制の下で、有機農法への転換や耕作放棄地を活用した生産拡大などの生産面の転換、混載などの集荷方法の転換を推進し、大ロット輸出産地のモデル形成を支援。そのことにより、地域密着型の輸出推進体制を構築し、国内生産基盤の強化を図るとされています。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

これは、平成30年度以降の県産農林水産物などの輸出実績推移を表したグラフです。

令和3年度の輸出額は、95億9,000万円と、対前年比124%となり、過去最高を更新しました。これまで県が掲げていた令和5年度の目標金額80億を2年前倒しで達成。新たな目標として、110億円に上方修正され、農業県として確実に伸びてきています。

実績としては、農畜産物38億6,000万円、林産物31億5,000万円、水産物25億8,000万円。品目別では、飼料、配合飼料の厳しい中ではありますが、牛肉、和牛の人気を背景に、台湾、香港に向けた輸出が安定しており、アメリカやタイなど新たな販路も見いだされています。

かんきつ類は、香港、シンガポール、カナダ。牛乳や酒類も、世界各国で販路が拡大し、増加しています。

林産でも、丸太、製材品は、中国をはじめとするアジアを中心に輸出が大きく伸びているほか、水産物においても、北米の経済回復により大きく増加しました。

その背景は、コロナ禍を経て経済が動き出したこと、また、日本の高い品質と安全性なども後押しし、輸出増に拍車がかかっているのではないのでしょうか。

TSMCも、来年12月の稼働に向け動き出しています。また、第2工場も期待される中、日本独自の安全性と高品質で高い評価を受けている県産農林水産物をより広く世界に発信できる、その環境が熊本にあるということです。

このことも踏まえて、輸出に力を注ぐことは、農林水産業の光となり、県の力に必ずつながるものと信じております。

そこで質問をいたします。

県産品の輸出を成長戦略として位置づけ、強化していくことは、農業の未来につながると考えます。県産農林水産物のさらなる輸出拡大について、県として今後どのように取り組まれていくのか、農林水産物も含め、県産品の輸出促進を所管されている観光戦略部長にお尋ねをいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 我が国においては、人口減少が進み、市場規模の縮小が懸念される一方、世界的には人口は増加傾向にあり、農産物のマーケットは今後も拡大が見込まれています。

このため、本県の農林水産業の持続的な発展に向けて、輸出を拡大させていくことが重要だと考えています。

このような中、本県の令和5年度の農林水産物等輸出額の目標110億円達成のためには、マーケットインの視点での販路拡大と輸出事業者の裾野の拡大の2本の柱で取組を強化していく必要があります。

まず、マーケットインの視点での販路拡大については、日本産品の競争が激化している香港やシンガポールに加え、輸出規制は厳しいものの、今後本県と経済交流の活発化が見込まれる台湾などについて、より現地の方々のニーズに合った商品を提供する取組を進めます。

具体的には、現地から小売店のバイヤーやレストランのシェフを本県へ招聘し、生産現場の視察や生産者等との商談会を実施する中で、それぞれの国、地域の嗜好に合った商品への改良や新たな商品の発掘につなげます。

こうした選ばれる商品づくりに積極的に取り組み、熊本の商品が年間を通して現地小売店の店頭に並び、レストランに食材として活用される状況を目指します。

次に、輸出事業者の裾野の拡大としては、新たに輸出に取り組む事業者の掘り起こしと育成を進めます。

輸出には、海外の商習慣やリスクに係る専門的な知識が必要となることから、県内の輸出に取り組む事業者はほぼ固定化しているのが現状です。

このため、まず、初心者向けに分かりやすい輸出ガイドブックを作成します。また、輸出支援の専門家を派遣し、事業者の個々のレベルに応じて、輸出に関する様々な知識やノウハウを伴走型でアドバイスします。さらに、輸出に向けた現地での商談や展示会への出展費用を助成するなど、事業者のチャレンジを後押しします。

加えて、本県の輸出の大きな割合を占める農業団体と連携し、イチゴとメロンの2品目を重点化

して、議員御紹介の国の輸出産地形成プロジェクトに取り組みます。

例えば、残留農薬基準の厳しい台湾への輸出に対応できるイチゴの生産、海外での人気の高い赤肉メロンへの品種転換、最適な県内集荷ルートの確保など、様々な取組を行い、輸出を牽引する産地の形成を目指します。

今後とも、ポストコロナにおける社会経済活動の活発化を追い風に、本県の誇る農林水産物のさらなる輸出拡大に向け、しっかり取り組んでまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 観光戦略部長より答弁をいただきました。

日本の農林水産物が、海外でも日常的な市中の小売店に並ぶことも多くなってきたと報道で耳にしました。しかし、まだまだ価格の面で一般の消費者までには至っていないのが現状だそうです。価格と生産量では、世界との競争はなかなか難しく、だからこそ、日本独自、熊本独自の強みを生かすことが重要であります。品質や味など魅力あるテーブルにのせることが今後必要になってくると考えます。

輸出先を見ますと、やはりアジアでも富裕層、中間層が多く、ターゲットを絞ることも施策の一つ、また、一般にもマーケットを広げていくことも重要であり、そこが伸びないことには、輸出額が大きく飛躍することは難しくなります。

これからも、県として、熊本のすばらしい農林水産物を先頭に立ちプロデュースしていただきますようお願いをいたします。

次の質問に移ります。

県管理道路、河川の維持管理における住民参加の促進についてお尋ねをいたします。

河川の維持管理については、令和3年11月議会



で質問をさせていただきました。

今回は、県管理道路の維持管理と併せて、再度河川の維持管理について質問をいたします。

歴史を振り返ると、日本の道路は、社会経済、生活、文化活動を支え、私たちは時代をつくってきました。

道路は、明治9年に、国道、県道、里道に区分され、初めて国道路線44路線が公表されてから約140年、今も私たちの生命を守り、経済の発展に寄与、生活の支えとなっています。

現在熊本県が管理している道路の長さは約3,500キロありますが、問題は管理になります。

舗装されたアスファルトなどは、事故につながるため、経年劣化に伴い、順次工事がなされます。また、自然災害などで亀裂、破損などが起きた場合でも同様で、その都度迅速に業者に対応していただいておりますが、生活インフラ、経済活動を維持する上でも、道路には多額の予算が必要となってきます。

さらに、場所によっては、街路樹、また、支障木の管理も必要になってまいります。景観を維持する街路樹などは、限られたスペースや歩道などに植えられており、管理には、定期的な剪定のほか、倒木を未然に防がなければなりません。

支障木におきましては、車道や歩道など通行に支障を与える可能性もありますし、また、信号機やミラー、街灯など隠してしまうため、事故にもつながらないよう、定期的なパトロールなどで対応し、健全に維持管理していただくことが必要となってまいります。

もちろん、道路は、車だけが通るわけではなく、バイク、自転車、歩行者、特に通学路などに対しては、重大な事故にもつながるため、支障が出た際には迅速に対応しなくてはなりません。

これまでも、県として、利用者に安全、安心に

利用してもらうために、また、管理者として、限られた予算の中ではありますが、対応していただいているものと思います。

一昨年、私が住む玉名市で、小学生の通学路になる県道が雑草で生い茂り、通学をする際支障が出ていると、トラックや大型車も多く通るため、特に危険だと連絡がありました。

県として即時対応が難しいため、そのときは、翌日地域住民の方が集まり、草刈り作業が行われました。現在も、年に数回は草刈りが必要なため、地域のボランティアとして作業をされています。

このようなケースは多く、地域住民のボランティア、また、区役の一環として草刈りをされているところは少なくありません。

そのような中、清掃、除草、植栽など、道路の美化作業の普及と県民の道路美化に対する意識を高揚することを目的として、県の事業、ロード・クリーン・ボランティア事業を実施されています。

随時、ボランティアの参加団体を募集されておられますが、参加団体への支援内容として、傷害保険の加入のほか、除草、清掃、植栽に必要なごみ袋、軍手、肥料、燃料代などは、各団体の希望に応じて、1団体当たり年間2万円、これを上限に支給を受けることができます。

ロード・クリーン・ボランティア、その名のとおり、あくまでボランティアという形であり、各企業や団体は、美化活動の一環として取り組まれています。

この事業自体は、大変すばらしい活動だと思います。しかし、恒久的に道路を維持管理していくためには、さらなる多くの地域住民の方々の参加や協力が必要不可欠だと考えます。

また、一方、県内の県が管理する河川は、一級



河川の指定区間、二級河川と合わせて2,036キロとなっており、これらの河川に対しても、維持管理は、毎年、道路同様、限りある予算の中で適正な管理に努めていただいていると思われま

す。前回の質問時にも紹介をさせていただきました。昨年も、玉名市岱明町三崎地区では、県管理河川の行末川沿いや友田川沿いの河川敷において、地域のボランティアの方々による大がかりな草刈り、除草作業が行われました。

一昨年前は、竹林が生い茂り、河川敷沿いの管理用道路の往来でさえままならない状況から一変、現在は、朝夕の散歩道として、多くの方がウォーキングで利用するなど、見違えるほど環境もよくなり、きれいになりました。

河川においても、県は、地域住民やボランティア団体などによる除草やごみ回収などの活動を支援するくまもとマイ・リバー・サポート事業に取り組んでおり、自発的な活動の後押しをされていますが、県管理道路の維持管理と同様、良好な河川空間を継続的に保全していくためには、地域住民の方々の方が必要です。

しかし、県河川においても、地域の要望に応えるにはあまりにも対象が广大で、予算も人手も足りていないのが現状であり、恒久的に維持管理していくためには、今後、新たな取組も含め考えていく必要があると思われま

す。道路のロード・クリーン・ボランティア事業、河川のくまもとマイ・リバー・サポート事業、それぞれのボランティア制度について、支援、サポート内容をより充実し、少しでも魅力ある事業に展開していく必要があると考えますが、ここで質問をさせていただきます。

県が管理する道路、河川の維持管理における地域住民の参加の促進について、今後どのように取り組んでいくのか、土木部長にお尋ねをいたしま

す。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 議員御紹介のとおり、県では、道路及び河川の美化活動の普及と県民の皆様への美化に対する意識の高揚を図ることを目的として、ロード・クリーン・ボランティア事業、マイ・リバー・サポート事業に取り組んでおります。

この2つの事業では、活動者が加入する傷害保険の保険料の補助や美化活動に必要な用具の提供などの支援を行っております。

これらの事業の周知に努めてきた結果、参加される方々は年々増加し、ロード・クリーン・ボランティア事業の参加数は、20年前の69団体から昨年度末には541団体に、同じくマイ・リバー・サポート事業では、7団体から173団体に増え、現在、様々な地域で多くの方々に活動をいただいております。ボランティアの皆様へ改めて感謝を申し上げます。

このような住民の皆様によるボランティア活動は、身近な地域の道路や河川への関心を高めることにつながり、ひいては魅力あるまちづくりや平時からの防災意識の醸成など、本県が目指す緑の流域治水の推進にも資するものと認識しております。

そのため、さらなる活動の広がりにつながるよう、アンケート調査などにより御意見や御要望を伺い、より活用しやすい事業となるよう、必要な運用の改善を図ってまいりたいと考えております。

あわせて、支援の内容をさらに多くの方々に知っていただけるよう、県政テレビ番組といった各種メディアやイベントなどを活用し、事業の周知により一層努めてまいります。

今後とも、県民の皆様へ道路や河川を身近なも

のとして関心と親しみを持っていただき、ボランティア活動にも多数参加していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 土木部長より答弁をいただきました。

話があったように、ロード・クリーン・ボランティア事業、マイ・リバー・サポート事業、年々参加者が増えているということで、このことに関しては、とてもすばらしいことだと思います。しかし、あくまで美化作業の一環で、地域が行政に求めて作業していただきたい箇所とはどうしても違ってまいります。

先ほど質問したように、歩道がない通学路などは、草が生い茂ると危険なため、早急な対応が必要となります。年に数回の除草が必要なため、その都度業者に委託するならば、大変な予算が必要となってまいります。

そのような箇所は、県内に数え切れないほどある中、恒久的にこのような道路を維持管理していくためには、地域として協力をしていただき、管理していくことが必要になってくるのではないのでしょうか。

安全面など問題もあるとは思いますが、ロード・クリーン・ボランティア事業、マイ・リバー・サポート事業、この内容の充実か、または地域として定期的に管理していただくためにも、支援制度を改めて見直していただくか、また考えていただきたいと思います。

次に、不登校特例校の設置支援に向けて質問をいたします。

先月の5月5日、こどもの日、熊日の新生面に改めて考えさせられた記事があったので、私なりに少しニュアンスをつけて紹介をさせていただきますと思います。

20年前、3月のこと、我が家に遊びに来ていた近所の男の子に、もうすぐ小学生だねと話しかけたら、まだまだ先だよと答えられて驚いたことがある、4月には入学式のはずなのに、私は不思議な感覚になった、確かに、自分自身を振り返ってみれば、小学1年の頃は、40日間という夏休みは、まるで永遠に続くかのごとく長く感じた、そんな記憶さえある、いわゆる子供と大人とでは時間の感じ方が違うということです。

19世紀のフランス哲学者ポール・ジャネのジャネの法則によると、主観的に記憶される年月の長さは、年少者にはより長く感じ、年長者にはより短く感じる、生涯のある時期における時間の心理的長さは、年齢に反比例すると説いています。

例えば、50歳の人にとって、1年という時間は人生の50分の1、5歳の子供にとっては人生の5分の1、いわゆる5歳の子供にとって、その1年という時間は、50歳の大人の10年間に相当する計算になってまいります。

様々な経験を持つ大人は、先々に起こる事情、事象に慣れているため、予想することさえできます。しかし、初体験が連続する子供にとっては、大人が当たり前だと思うことでさえ感動ができます。いわゆる平等である時間は、受け止める側の感受性次第で、ときめくこともあれば、退屈することもあるということです。

前段が長くなりましたが、それだけ子供が過ごす時間は、人間形成をつくり、失敗と成功を繰り返し、成長する大事な時間だということです。

その大切な時間を長く過ごす学校生活で、今不登校児童生徒が急増し、社会現象となっています。

文部科学省による調査では、不登校の児童生徒は、9年連続で増加、2021年度の全国調査では過去最多の約24万4,940人となり、大変憂慮すべき

状況です。

児童生徒数が減少する中、不登校児童生徒は増えていくというこの実態に目を背けず、社会として寄り添っていく必要があると考えます。

なぜ子供たちが学校に行かなくなるのか、原因はもちろん様々です。学校での生きづらさ、コミュニケーションが取れない、生活環境や家庭内環境、友人関係、いじめ、仲間外れなど、一人一人理由があります。

そのため、柔軟な教育の機会を確保するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備などが求められてきています。社会性や学力を養うのみならず、併せて福祉的・医療的支援も必要となる中、不登校の児童生徒を対象とした教育課程を編成できる不登校特例校が、今改めて対応策の一つとして注目されてきています。

文部科学省の中央教育審議会が取りまとめた答申である次期教育振興基本計画について、2023年度から2027年度に向けて、全都道府県、指定都市への設置を目指すとの明記をされました。

不登校特例校は、今年の4月現在で、全国に小中高合わせて24校設置をされています。九州では、鹿児島県の1校のみです。

その中でも、約20年の実績がある八王子市立高尾山学園の黒沢校長は、一人一人に寄り添い続ける、誰一人取り残さない教育ということで、不登校児童生徒に向き合い、現在奔走されています。

この高尾山学園は、不登校の子供たちが家から出て人と関わることで、そして基礎学力と社会性を獲得するため、また、学校が安心、安全で、人との関わりや様々な体験が楽しいと思えることを大切にされています。

授業時間は、時数軽減により、教育課程760時間、標準は850時間から1,015時間程度になります。宿題はないそうです。また、社会性を育むた

めに遊びを取り入れ、ルールの重要性やコミュニケーションの大切さを育む教育、相談室を用いたスクールカウンセラーの設置、本人や保護者などにも相談に乗る形を取り、そのほか様々なサポーター、学生なども含め、総勢100名程度の大人が子供たちの話を聞く、その環境を整えられておられます。

その中でも、教職員が徹底して取り組んでいるのが情報の共有です。

毎朝、1校時目が始まる前の30分は、指導補助員なども含め、あの子は昨日こうだった、ここを褒めたなどと情報を共有し、さらには週1回は、学校全体でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが同席する会議を行っておられます。

また、不登校児童生徒は一人一人のペースがあるため、その姿勢を尊重するためにも、転入時には独自の取組が行われ、入学希望者は臨床心理士が困り事を丁寧に聞き取り、それから校内見学、面談を経て、教育委員会が運営する適応指導教室に通います。そして、改めて本人の登校意欲が高まったならば、授業見学、学習体験と段階を踏まれるそうです。

卒業に向けて、進路指導は、本人の希望と特性を踏まえて、マッチしそうな選択肢を提示されます。結果、進学率は、95%以上に上っていくそうです。

今を生きる子供たちに可能性と未来を示すこと、また、家族だけでは切り開くことができないこの世の中だからこそ、学校、行政、社会などで支え合える環境を整えていき、不登校児童生徒の自己肯定感を高めるため、社会的自立に向けて、その一歩を支える必要があると私は考えます。

今は、パソコン、スマートフォン、ゲームにSNSなど、情報は、人に関わらなくても、ほとん

どのものは手に入ります。いわゆる一人で過ごせる時間が増えたということです。便利な世の中になったと思いますが、少し寂しい時代になったなと感じてしまいます。

人と人との適切な接し方など、オンラインだけでは学べないことが確実にたくさんあります。だからこそ、学校を通じて子供たちには失敗や成功を経験し、学びや遊びを通じて信頼できる友達をつくるなど、生きる上で大切なことがあることを知ってほしいと思います。そして、その可能性を少しでも広げてあげたいと考えます。

そこで質問をいたします。

県教育委員会としての対応、また、県内の市町村における不登校特例校の設置に向けた具体的な支援について、教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 不登校特例校の設置支援についてお答えいたします。

文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、本県の不登校児童生徒数は、高等学校では3年連続で減少する一方、小中学校では9年連続で増加しており、小中学校における不登校児童生徒の増加が生徒指導における喫緊の課題となっております。

議員御指摘の不登校特例校は、不登校の児童生徒の実態に配慮し、新しい教科を設けるなど、特別の教育課程を編成した学校です。不登校児童生徒の学びの保障に向けた支援策の一つとして有効な方法だと認識しており、本年4月現在、全国に市区町村立14校、私立10校の計24校が設置されています。

県教育委員会では、現在、他県の事例を基に、不登校特例校の設置主体、転入学の手續、教育課程、児童生徒の通学状況などについて研究を進めているところでございます。

全国の先行事例では、設置主体は市区町村立が大半であること、また、小中学生の不登校児童生徒が大幅に増加していることなどから、今後、市町村に対しても、改めて不登校特例校の先行事例等について情報提供を行い、研究を進めていただくようお願いしたいと考えております。

引き続き、市町村教育委員会や福祉関係部局などと連携を図りながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を進めてまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 教育長より答弁をいただきました。

子供の性格などが形成されるのは、大体3歳くらいに人格が形成され、10歳くらいで確定すると言われています。

その中で一番重要なのは、人から愛されているという実感を持つこと、また、必要とされるという、それを感じ取ることが重要だと言われています。感じ取る、この自己肯定感がより高くなればなるほど、苦境に直面したとき、力強く生きていけるそうです。その大事な成長段階を多く過ごす学校生活には、先ほども申し上げましたが、たくさん学ぶことがあると信じています。

不登校で苦しんでいるのは児童生徒だけではなく、家族もちろん同じです。無理をする必要は決してありません。しかし、子供に、また、家族に、その選択肢というものを広げてもらうのは、私たち行政の役割だと思っています。

まだ九州には1校しかありません。熊本でも、学校に行きたくても行けない児童生徒に特例校という選択肢を与えていただきますよう、切にお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

最後の質問をさせていただきます。

次に、自死抑制に向けた取組について質問をいたします。



自殺総合対策の基本理念として、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことが決定されて以降、熊本県でも、平成18年に501人を記録してから緩やかに減少、平成30年には248人まで減少しました。近年は、下げ止まりの傾向が見られており、全国的に見ても、自殺者数、自殺死亡率ともに中位に位置しているのが現状です。

個人の問題と認識されがちだった自殺は、社会の問題として認識されるようになり、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきていますが、決して楽観できる状況ではありません。

熊本の現状は、40代から60代の男性の割合が高く、全体の約4割を占めています。また、10代から30代までの死因が、その第1位が自殺となっており、職業別では、無職者が全体の約5割を占めています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題なのです。このことを社会全体で認識するよう、改めて徹底していく必要があります。

我が国においては、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、G7諸国の中で最も高く、かけがえない多くの命が日々自殺に追い込まれています。

そこで、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者の相談など、心の悩みの原因となる社会的要因に対する取組が求められることから、問題に対応した相談窓口を紹介できるようにすること、さらには経済や生活問題の相談窓口担当者も、自殺の危険を示すサイン、対応方法、外部の保健医療機関など、自殺予防の基礎知識を有されることが求められてきます。

こうした連携の取組の効果をさらに高めるた

め、様々な分野の支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要であるとともに、今以上に広く啓発活動をする必要があると考えます。

近年では、子供の自殺者数が増加傾向を示しており、その自殺対策に対して強力的に推進していくことが求められます。子供の自殺対策をより推進していくためには、こどもまんなか社会の実現に向けて、常に子供の視点に立ち、子供政策に強力的かつ専一に取り組む組織として構築していく必要があると考えます。

また、自殺に追い込まれようとしている人を未然に防ぐためには、事前の自殺の危険を示すサインに気づき、的確な対応、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげることが必要です。

命の門番であるゲートキーパーは専門職ではなく、若者を含め、国民一人一人が周りの人の異変に気づいたときには、身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎知識の普及を図り、ゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進めるべきだと考えます。

今後、ゲートキーパーに対する取組は、より自殺予防を推進していくためにも、養成に係る目標人数の明確な設定なども必要と考えます。

ここで質問いたします。

以上のことを含め、自死抑制に向けた取組について、何よりも生きることの阻害要因を減らすことが重要と考えます。

そこで、熊本県のこれまでの取組と今後の対応策について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) 本県の自殺者数



は、平成23年から減少傾向にありましたが、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、増加傾向にあります。

病气や失業、孤立など、生きることの阻害要因が、健康や経済的安定、信頼できる人間関係など、生きることの促進要因を上回ったときに自殺リスクが高まります。

県では、こうした生きることの阻害要因をできる限り減らすため、自殺対策推進計画に基づき、相談支援や普及啓発、人材育成などの対策を重点的に進めています。

具体的には、子供や若者を対象としたSNS相談や夜間の電話相談時間の延長、民間相談機関の相談員の確保対策などのこれまでの取組に加え、今年度からは、SNS相談の利用者をさらに増やすためのLINE広告等による啓発、電話相談の回線増設や相談時間のさらなる延長など、相談支援体制の充実強化を図っております。

また、若者には、ユーチューブやインスタグラム、高齢者には、新聞やラジオといった世代を意識した多様なメディアを活用し、相談窓口により誘導できるような啓発の取組も行っているところ です。

議員御指摘のゲートキーパーについては、従来からの民生委員や医療・福祉関係者に加え、県立大学の学生と連携し、高校や専門学校の生徒を対象としたゲートキーパーの養成にも力を入れています。あわせて、今年度は、若者などのゲートキーパーへの関心を高める動画を新たに作成いたします。

ゲートキーパーは、身近な人のSOSに気づき、必要な支援につなぐ重要な役割を担っていることから、ゲートキーパーの数を現在の8,000人から令和9年度までに2万人以上に増やすことを目標に、市町村等と連携し、普及啓発や養成研修

に取り組んでいるところです。

今後も引き続き、医療、福祉、警察等の関係機関と連携強化を図り、県民の命を守るための自殺対策に全力で取り組んでまいります。

〔坂梨剛昭君登壇〕

○坂梨剛昭君 健康福祉部長に答弁をしていただきました。

自ら相談をする、そのような人は、心の中で助けを求めているんだと思います。生きたいと思っている人が多くおられます。そして、相談される方は、自分という人間の存在を知ってほしいという方がたくさんおられると思います。問題は、相談をされない、そしてできない方が多くおられるということだと私は思います。

重要なのは、ゲートキーパー、また、それに併せて、令和5年4月1日に設立されたこども家庭庁が今秋以降策定されるこども大綱の中で、子供の自殺対策に係る取組が示されてきます。

これまでの厚生労働省の取組に加え、こども家庭庁とも連携を図り、全力で対策に講じていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、要望をさせていただきます。

有明海沿岸連絡道路について、再度要望をさせていただきます。

昨年の1月、三池インターチェンジ連絡路着工式が行われ、いよいよ熊本県内へ延伸という大きな期待を持つことができました。

そして、令和5年度では、国土交通省予算において荒尾道路が新規事業化されたことを発表され、有明海沿岸道路は本格的に熊本に入り、大きな一歩を踏み始めました。

今後、長洲町、玉名市を通過し、熊本市へ、そして有明海を沿うように、交通アクセスとして、大幅な時間の短縮、渋滞の緩和、災害時でのライフラインとしての役割、そのほか住宅、工場、企

業、物流、交流人口の増加など、地域活性化として無限大に可能性が広がり、きっと大きなうねりを生じてくれるものと思われま

す。有明海沿岸道路は、沿岸の都市群を連携することにより、地域間の連携、深刻な渋滞箇所の混雑緩和、交通安全の確保など、交通促進のため計画された地域高規格道路になります。現在、39.2キロ、福岡県29.2キロ、佐賀県10キロが開通しております。

熊本は、九州の中心に位置し、その地理的優位性を最大限に生かす熊本県新広域道路交通計画のコンセプトとして「すべての道は、くまもとに通じる」とありました。まさにそのとおりであると考

えます。そのような中、一昨年6月、有明海沿岸連絡道路ということで、広域道路ネットワーク計画の中に記されました。現段階では構想路線になりますが、この路線は、有明海沿岸道路から玉名市付近で河内方面と分岐し、東側へと延伸されると予想され、現在の熊本西環状道路につないでいくのであ

らうと予測ができます。県北地域として、この有明海沿岸連絡道路には大きな魅力を感じずにはられません。

県北地域から熊本市内、空港までの大幅な時間の短縮、また、TSMCをはじめ、関連企業などのベッドタウン、さらには企業誘致にも寄与するであろう連絡道路には大きな可能性を改めて感じます。また、進行中である、そして強力に進められている中九州横断道路につながるのであれば、大分県から佐賀県まで横断する横軸の重要路線になるのではないのでしょうか。

今後、有明海沿岸道路の促進は最重要課題ではございますが、併せて、九州の横軸として重要路線となり得る有明海沿岸連絡道路につきましても力を注いでいただきますよう、要望をさせていた

だきます。

無事に質問と要望を終えることができました。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高野洋介君。

〔高野洋介君登壇〕（拍手）

○高野洋介君 皆さん、こんにちは。自由民主党・八代市・郡選出・高野洋介でございます。改選後初の一般質問、私、今回が大トリというふうに思っております。

初めての大トリということで、大変緊張しておりますけれども、これまで、9名の方々が立派な質問をされてこられました。それに負けないように、しっかりと60分間、通告書に従いまして、頑張っていきたいというふうに思いますけれども、今回は、あまり時間の余裕がございませんので、皆様方、私の一番の得意の楽しみにしておられます。今日は何の日シリーズは、時間が余ったら最後にやりたいと思いますので、最後まで楽しみにしていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、今からやりますけれども、知事はじめ執行部の皆様方、答弁は、できるだけ簡潔に前向きな答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

TSMCの進出は、本県のみならず、九州全体の経済発展の起爆剤にもなるものと信じて期待しております。

一方で、産業人材の育成、確保が喫緊の課題で

あり、県は、既存の大学等との連携などで対応されるとのことですが、私は、県が主体的かつ積極的に自らが取り組んでいくことが重要ではないかと思えます。県が率先して取り組むことで、地域経済なども呼応し、いい影響が出てくるのではないかと考えております。

ただ、今回のTSMC進出は、正直、私の地元八代や芦北、球磨などの県南地域においては、観光交流の拡大や関連企業の立地などへの期待は幾らかはあるものの、その波及効果は非常に限定的ではないかと感じております。

そこで、本日御提案したいのが、県による八代地域への大学の誘致です。

地元八代市の人口ピラミッドを見ますと、15歳から19歳の年代の膨らみが特徴的で、私立の高校や熊本高専などへの市外からの入学者と考えられます。

ただ、せっかく来られた若者も、八代市には、高等教育機関として中九州短期大学と熊本高専の専攻科はありますが、4年制大学進学を選択肢がないため、20歳から24歳の年代の方々が、進学、就職を機に一気に減ってしまうという状況となっております。

蒲島知事は、2期目の幸せ実感くまもと4カ年戦略の中で「世界からの「知」の集積」という戦略を掲げられ、大学院誘致に取り組まれました。

また、本年2月の定例会でも、水俣市を半導体関連産業の人材育成の重要な拠点の一つと認識しているとも答弁されています。

大学などの高等教育機関が新たにできることで、多くの若者や教育者などが集まり、関係人口や交流人口が拡大します。

また、地元商店街などにおいても、アルバイトなどの貴重な人的資源にもなりますので、地域経済が活性化し、町のにぎわいも出てくることとな

ります。

そして、卒業後に県内の企業等に就職され、その一部の方々でも八代に愛着を持っていただければ、そのまま八代に定着いただけるということにつながっていくのではないかと考えております。

少子化が進む中、非常にハードルは高いということは重々承知しておりますが、八代だけではなく、熊本にとって、4年制大学が県南地域にできるということは、とても重要なものになると確信しております。

100年に1度とも言われるこの大きなチャンスを最大限に生かすため、また、熊本県の創造的復興のシンボルの一つとして、ぜひとも4年制大学の誘致について、県による主体的かつ積極的な取組をお願いしたいと思っております。

私のこの思いに対し、ぜひ知事から御答弁をお願いいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は「逆境の中にこそ夢がある」を人生のモットーに、高校卒業後、地元農協職員を経て、農業研修生として渡米しました。その後、ネブラスカ大学に入学、さらにハーバード大学の大学院に進学し、博士号を取得することができました。

大学で多くのことを学び、また、様々な先生や友人と関わりを持つことで、私のような若者でも夢を実現できることを誰よりも深く感じています。

議員御指摘のとおり、大学は、立地することで、地域の将来を担う人材の育成はもとより、若者の定住や地域経済の活性化など様々な波及効果が生まれ、地域の振興に大きく貢献し得ると認識しています。

一方で、国は、18歳人口が減少していく中、経営困難な大学が増えないよう、私立大学の新設を

抑制する方針を示すなど、大学の誘致は極めて厳しい状況にあります。

本県におきましては、TSMCの進出を踏まえ、半導体産業集積強化に係る全庁横断的な体制の下、県立技術短期大学の半導体技術科の新設など、人材の育成、確保に取り組んでいます。

県南地域におきましても、水俣市が取り組む半導体人材育成への支援、そして球磨川流域大学構想の理念に基づく交流人口の拡大に取り組んでいます。

その上で、本県への大学誘致を推進していくためには、何よりも地元の熱意や盛り上がりが必要であると考えています。

八代地域における取組により、大いなる機運の醸成が図られたときには、県としても、地元と連携して誘致の可能性を検討してまいります。

〔高野洋介君登壇〕

**○高野洋介君** 知事から答弁をいただきましたけれども、平たく言うと、今のところは全く検討の余地もないというふうなことを認識しております。

これを質問するに当たって、いろんな方々から御意見をいただきました。それは無理だろうとか、それは絶対でけんばいととか、それはさっさんよとかという話がありましたけれども、これが、私は、知事が言う逆境にこそ夢がある、そして不可能を可能にする思いというものが伝わっているんだというふうに思っています。

昨日、ニュース、また、今日の新聞にも載っておりましたが、熊本大学が新学部の教育棟を新設されるというふうな報道もありました。これから熊本大学がいろんな設備投資をして、学生を集めて、毎年200人以上の技術者を輩出していきたいというふうなことを言われました。

私がいつも考えておりますのが、この県南にま

だまだ土地も余裕もあります。インフラ整備もしっかりと整えられております。ですので、八代に、ぜひそういった半導体関係の人材育成の拠点をつくればいいなというふうな矢先に、熊大がやられるということで、私の考えが熊大に似てるのかなというふうに思いましたけれども、ぜひ、知事には、自分が率先して汗をかくような、そういう知事になっていただきたいなと思っています。

知事は、私が先頭に立ってという言葉をよく使われますけれども、今回の答弁では、一切そういうことがございませんでした。ここが非常に私、残念だったんですけども、私は、これが終わりじゃなくて、これがスタートラインに立つスタートかなというふうに思っておりますので、知事の任期中には、ぜひともそういったことをやっていただきたいなと思っています。また、これができるのが、私は蒲島知事だというふうに思っています。

当然、知事がおっしゃいました、今国は、大学が増えないようにしているということも十分承知しておりますし、当然、大学をつくることによって、先生たちも集めなければいけない、これも大変なところだというふうなことは重々理解しておりますけれども、これができるのが、やっぱり教授であった蒲島郁夫知事だというふうに思いますので、私は大いに期待しておりますので、知事、ぜひよろしく願いいたします。

今無表情で私を見られておられますけれども、ぜひ前向きな形で、よろしく願いしたいと思っております。

そのためには、やっぱり我々県南の人間からすると、大学が来ても、きちんと魅力があるような、そういう地域を八代市と連携しながら、氷川町とも、また、県南のそれぞれの市町村とも連携しながら、魅力のある地域をつくることも必要だ



というふうに思いますので、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

あと、知事に1つ紹介したいのが、私の同級生のお子さんが、中学3年生のときの進学の際に、ちょうどそのときTSMCの話題が上がっておりました。その子供が中3になって、自分は将来半導体の関係の仕事に就きたいということで、当初は普通高校に行く予定だったのが、やっぱり高専のほうに行ったというような経緯もあります。

今、県民の方々、保護者の方々、この半導体の業界がどういうふうな形になるのかというのを非常に期待しておりますので、しっかりこの八代でも4年制大学で学べるというのがあれば、地元の子供、また、県外からも八代のほうに来ながら学べるというふうにつながると思いますので、ぜひやっていただきたいと思っています。

それと、もう1つ提案をさせていただきますけれども、熊本県には熊本県立大学もございます。今は工学部というものがございませんが、ぜひ県立大学のほうも、熊大に負けないような施設の整備を整えて、工学部のほうもぜひ検討のほうもお願いをしたいなというふうに思っております。

また、2000年に開学いたしました別府の立命館アジア太平洋大学、これは、当時の大分の知事が中心となって、別府市と連携して誘致をしたという経緯もございます。

今日の答弁では、最後知事が言われましたのが、八代地域における取組は、機運の醸成が図れたときには、県としても地元と連携して誘致の可能性を検討してまいるという、八代市次第だよというような受け取り方もできるかもしれませんけれども、ここは、先ほど言いましたように、知事が先頭に立って、八代市も氷川町も沿線の自治体のことも巻き込んだ中で、ぜひしっかり可能性に

ついて取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、100年に1度のチャンスならば、このチャンスを生かすためにも、しっかりとこの八代、県南にも、肌で感じるそういう波及効果を、ぜひ取組をお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、新型コロナウイルス感染症の5類移行等を踏まえた今後の高齢者施設への支援についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月8日に、感染症法上の位置づけが2類から5類へ変更され、これまでの日常に戻りつつあると感じています。

また、4月に開催された県と熊本市の専門家会議でも、重症化リスクの高い方々がいる高齢者施設等では、感染への備えをさらに強化するとともに、現行の支援を当面継続するとされており、私も少し安心をいたしました。

一方、第8波までは、高齢者施設等においても数多くのクラスターが発生し、医療機関の逼迫により、やむを得ず施設内で感染者の入所を継続せざるを得ないケースもあったと聞き、施設内のゾーニングや入所者への十分な感染対策など、職員の負担は増大したと思います。

さらに、本人や家族が感染し、出勤できない場合は、残った職員の負担は大きく、施設でのサービス継続は困難を極めたことでしょう。

県では、感染者が発生した高齢者施設等からの要望に応じ、これまで看護や介護職員から成る支援チームの派遣等を行われていますが、比較的感染が落ち着いている今こそ、次なる感染拡大に向けた施設間の応援体制づくりを進めておくべきと考えます。

また、気になるのが、物価高騰と介護人材の不足です。この状況が続けば、運営が立ち行かなく



なる施設等が出てこないとも限りません。

ある信用調査会社の調査では、昨年、全国の介護事業者の倒産は過去最多だったそうです。

食材などの物価や光熱水費の高騰対策に加え、介護人材の確保は、特に厳しさを増していると感じています。

物価高騰対策につきましては、昨年12月補正予算で支援策等を講じていただきましたが、施設等ではまだまだ厳しい状況が続いていると聞いています。

県においては、改めて実情を踏まえた追加の支援を行っていただくとともに、必要に応じ、国への要望等も検討していただければと思います。

また、介護人材の確保においては、県も様々な施策に取り組んでおられますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、県内でも約2,000人の介護人材が不足すると見込まれています。コロナ禍が落ち着き経済が回復すれば、さらに厳しい状況が続くものと危惧しているところです。

そこで、健康福祉部長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、この時期こそ、高齢者施設で多数の感染者が発生した場合に備えた応援体制の構築を図ることが重要ではないか、また、昨今の物価高騰や介護人材の不足に対し、県としてどのような対策を考えられておられるのか、併せてお尋ねします。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

**○健康福祉部長(沼川敦彦君)** まず、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた高齢者施設への支援についてお答えします。

高齢者施設には重症化リスクが高い方が多く生活されていることから、5類移行後も、協力医療機関との連携など、平時の取組を強化しつつ、現行の支援体制を継続しているところですが、議員御指摘のとおり、今後は、クラスター発生時など

の有事において、行政の支援はもとより、施設間相互の共助による応援体制を強化することが大変重要と考えております。

施設間で応援に駆けつける職員の名簿には、5月末時点で38施設、94名の方々に登録いただいているところです。

今後は、第8波までに施設内での感染者対応を経験した職員にも呼びかけを行い、登録職員をさらに増加させるとともに、スムーズな派遣につなげるため、5月から開始した施設への個別訪問研修を積極的に進めながら、施設間における応援体制の強化を図ってまいります。

次に、高齢者施設への物価高騰対策についてお答えします。

昨年12月定例会で国の臨時交付金を活用した支援策を予算化し、県内約2,500か所へ給付を行ったところです。その後も物価の高騰は続いており、国の交付金の追加配分を踏まえ、県では、前回のスキームを活用した追加支援の予算を今定例会に提案しています。

本来、このような費用は、介護報酬の上乗せなどにより適切に対応をすべきものであり、今後、機会を捉え、国への要望等を行ってまいります。

最後に、介護人材の確保についてお答えします。

本県は、多様な人材の参入促進、職員の定着促進、給料などの処遇改善の3つの観点から、様々な人材確保の取組を行ってきたところです。

これにより、本県の介護職員数は、令和3年に約3万2,000人と、この4年間で約1,700人増加していますが、まだまだ不足しております。

このため、本年度は、さらなる加速化を図るため、2つの新たな事業に取り組みます。

1つ目は、実際に介護人材を雇用する事業者等への補助メニューを大幅に拡充し、研修等による

人材の育成に加え、新たに人材の確保や定着に向けた取組を事業対象として助成を行います。

2つ目は、地域人材にターゲットを絞り、地域で職場体験や就職面談会等を組み合わせて行うモデル事業にも新たに着手します。

介護を要する高齢者にとって、ついの住みかともなる高齢者施設においては、いかなるときもサービスの提供が継続されることが重要であり、それを支える人材確保は喫緊の課題です。

今後、現場の意見を丁寧に伺いながら市町村や関係団体と連携し、支援に取り組んでまいります。

〔高野洋介君登壇〕

**○高野洋介君** 健康福祉部長より答弁をいただきましたけれども、医療の部分は、初日の藤川先生のほうがしっかりされましたので、私は、今日は介護の現場に特化して質問をさせていただきましたけれども、新型コロナウイルスの発生で一番困ったのが、やっぱり先ほど少し本文でも触れましたけれども、施設職員さんやまた御家族が感染すると、10日や7日、また、5日、3日といった、仕事に来たら駄目だよというような期間があったということで、このとき、それぞれの施設間でローテーションを組み直したり、いろんな形で非常に苦労されました。

ある施設の責任者の話を聞くと、本当に地獄のような毎日だったと。終わりも見えないこのコロナとの闘いの中で、本当に疲弊しまくって、これから、本当に施設として、職員は、一回辞めたら、もう二度と介護の現場には復帰されないんだろうというような、そこまで追い込まれた方々もたくさんいらっしゃいますので、そうしないように、それぞれの施設間同士の連携を取って、余裕がない施設ばかりですけれども、その中でも少しでも助け合いながら、そういう介護の現場をつ

くらなければいけないというふうに思っております。

本当に介護職員が少なくなっても、利用者とか入所者に御迷惑をかけるわけにはいきませんので、そういったところを使命感としてコロナ期間中はやられたということ、1つ御紹介させていただきたいと思っております。

また、県としても、しっかりとこれまでやってこられましたし、今後、また人材不足の対策とか、いろんな形で対応はされますけれども、一番大切なことは、私は、その職員さん、また、働く人が誇りを持って、そして一生懸命やって報われるような、そういう介護の現場にしなければいけないというふうに思っております。

本当に、皆さん、今使命感を持ってやられているわけですので、当然、待遇等々の方針も、国のほうには要望をされておられますけれども、もう少し強い気持ちでやっていただきたいなと思っております。

知事におかれましては、知事会等々を通じてでも、やっぱり介護の現場というものを、もう一回国のほうに後押しの方もお願いをしたいなというふうに思っております。

本当に物価対策もそうなんですけれども、ある施設の人が言われたんですけれども、電気代や食費や何もかんも上がってしもたて、月に200万、300万上がったという施設もあります。ただ、介護報酬等々は一切上がらず、本当に自分たちは毎月毎月赤字の経営をやっているんだというふうな話も聞きました。

ですので、せつかくこうやって国の政策があるのならば、都道府県一緒になって、介護報酬もきちり考えるということも、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

本当に、これからも、介護の現場、大変な部分

がございますけれども、介護の現場の声を聞きながら、ぜひすばらしい環境をつくっていただきますようによろしくお願いをいたします。

次に、消防学校についてお尋ねをいたします。

今年3月、基本構想、基本計画の検討状況が報告されました。消防学校は、県内唯一の教育訓練機関であり、大規模災害時は、九州を支える広域防災拠点構想において、緊急消防援助隊が集結、活動する拠点となります。

私は、約2年前、消防学校を視察しました。40年前に建てられ、老朽化が著しく、寄宿舎は、6人部屋で間仕切りもなく、とにかく施設の狭さを感じたところです。

特に、新型コロナウイルス感染拡大のときは、訓練生を分散して授業を行うなど、建設当時には想定できなかった課題に直面しています。

実際に、昨年5月には、クラスター発生により、1週間の臨時休校になったと聞いております。

また、近年、女性の訓練生も増え、共同利用のトイレや浴室、洗濯室など、プライバシーの面からも根本的な課題を実感しました。

熊本地震では、緊急消防援助隊として、各県から400名以上の隊員と100台を超える部隊車両が集結し、グラウンドが消防車両や野営テントで埋め尽くされました。

当時、校舎や寄宿舎、屋内訓練場は被災し、指揮所は玄関に設置され、屋外で寝泊まりせざるを得ませんでした。

また、ライフラインは無事だったものの、校舎そのものが大規模災害時の広域防災拠点として十分に機能しなかったのではないかと考えます。

令和2年7月豪雨災害のときも、災害発生直後から緊急消防援助隊の宿营地となりましたが、初任科教育訓練期間中ということもあり、途中から

宿营地を近隣のグランメッセに変更することになりました。

このように、消防学校の教育訓練環境や大規模災害時の対応能力への限界を痛感したことから、令和3年9月の総務常任委員会で、整備を進めるための財政支援措置の要望を、当時の金子総務大臣へ行うよう県にお願ひし、さらに令和4年2月議会で、消防学校の施設整備について質問をしました。

その結果、令和4年度から国の事業対象が拡大され、消防学校整備の前倒しにつながり、大変うれしく思っております。

そこで、今回の消防学校の整備に当たり、教育訓練施設としての機能と九州広域防災拠点構想で位置づけられた機能をどのように具現化させようと考えておられるのか、さらには新しい施設、設備を活用してどのように教育カリキュラムを充実させていこうと考えておられるのか、以上2点について、知事にお尋ねいたします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 消防学校は、県内唯一の消防の教育訓練機関です。開校以来、県民の安全、安心を担う多数の消防職員、消防団員を育成する重要な役割を果たしてきました。

また、同校は、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、本県独自に策定した九州を支える広域防災拠点構想に位置づけています。

具体的には、県外から駆けつける応援部隊の集結拠点として、備蓄倉庫を整備するなど、機能強化を図ってきました。

しかし、熊本地震では、応援部隊の活動調整など受援に必要な施設が著しく不足しました。施設の老朽化や訓練生の受入れ環境の課題も再認識いたしました。

そのため、私は、災害に対する安全保障の観点

から、消防学校について、熊本地震などの経験を踏まえ、創造的な再整備が必要と考えています。

現在、消防学校の再整備に関する基本構想について、今月末の完成を目途に策定しています。

主な内容としては、安全で快適な学校生活と十分な訓練環境を提供するため、本館と寄宿舎を合築した免震校舎を新たに整備します。教室や実習室などを現状の1.6倍に、屋外訓練スペースを1.2倍に拡張します。現在6人の相部屋の寄宿舎は、プライバシーに配慮した6人分の個室を1ユニットとして、定員分を整備します。

あわせて、大型LPガスタンクや太陽光発電設備を導入し、発災直後の広域防災拠点として業務継続力を高めます。

整備費は、概算で約44億円と試算しており、国の支援を得て、今年度から設計に着手し、令和8年度の竣工を目指します。

これらの施設整備に併せて、大規模災害を想定した受援訓練など、消防学校のさらなる充実に向け、今年度から各消防本部と協議を始めます。

消防学校が、消防人材の育成機関として、また、広域防災拠点として確実に機能するよう、本県の災害経験を生かして、より一層の充実強化を図ってまいります。

〔高野洋介君登壇〕

**○高野洋介君** 知事から答弁いただきましたけれども、今再整備に関する基本構想を策定中ということで、主な内容として、免震校舎の整備、また、教室等は1.6倍で、屋外訓練スペースは1.2倍に拡張、また、寄宿舎は、プライバシーに配慮した個室を整備するというので、整備費が約44億円、また、今年度に設計に着手するというのでございます。

大きく恐らく場所も変わるとは思いますけれども、ここで私が言わせていただきたいのは、44億

円ですけれども、これから恐らくいろいろと物価高騰関係で費用が増すと思います。けれども、増すのは増すで仕方ない部分がございますので、ぜひ、総務部はじめ財政課の方々は、費用が上がってもしっかりと予定どおり進むような、そういう体制をぜひ取っていただきたいなというふうに思っております。

恐らく40年前に建てられた消防学校、次建て替えだったら、また40年、50年先になると思います。これから、熊本地震、令和2年の7月豪雨を経験した我々だからこそ、この経験を生かした設計ができるというふうに思いますので、恐らく他県からもいろんな視察等々が来られると思います。中身のところもしっかりと最新の整備を整えて、隊員の方々、また、勉強される方々が、安心してそこで訓練ができる、そういう施設をつくっていただければと思っております。

知事からは、熊本地震などの経験を踏まえた創造的な再整備が必要という力強い発言の中で、この話があったということで、ここはあんまり心配しておりませんが、しっかり着実に計画どおり進むことをぜひよろしくお願いしたいと思っております。

次に、建設産業におけるDXの取組についてお尋ねをいたします。

災害が発生した際に、先陣を切って被災現場に赴き、応急復旧を担うのは、県内の建設会社です。地域の守り手である建設業は、県民生活や地域経済を支える大きな役割を担っており、今後も地域にあり続ける必要があります。

しかしながら、少子高齢化の波は、建設業にも大きく影響を及ぼし、若手労働者や技術者の入職者が少ない状況となっています。

また、長時間労働も常態化しており、昼は現場作業、夜や土日も役所へ提出する資料の作成に追



われている技術者や休みが取れない労働者もいると聞いています。

さらに、この労働環境が若年層の敬遠する理由となり、さらなる人手不足、長時間労働を生むという負のスパイラルに陥っているのです。

建設産業における働き方改革を早急に進める必要がありますが、ただ働き方改革を進めても、労働時間を短くすることで品質を損なうことはできません。特に、社会を支える公共土木施設の品質確保は重要であり、決して手を抜ける仕事ではなく、生産性向上こそが必要なのです。

県では、第3次熊本県建設産業振興プランを策定し、働き方改革の推進などの取組を進め、デジタル技術を活用した施策にも取り組まれています。

その中の遠隔現場は、受発注者がスマートフォンなどにより映像と音声の双方向通信を遠隔で行うもので、電波状況の悪い箇所以外であれば利用可能です。

確認、立会いなど、これまで発注者が現場で確認していたものを、受注者のタイミングに合わせ、遠隔でリアルタイムに行うことで、現場の待ち時間が短縮されます。

また、専用アプリで発注者への提出資料も簡単に作成でき、現場と内業の両面での効率化に効果が高い取組と聞いています。

建設現場でデジタル技術を活用し、生産性向上と働き方改革を一体的に推進し、長時間労働と人手不足の負のスパイラルを解消することこそ、デジタル技術の活用による変革、いわゆるデジタルトランスフォーメーションと言えるのではないのでしょうか。

そこで、現在県が取り組んでいる建設産業におけるデジタル技術を活用した施策の状況と今後の建設業界のDXの取組について、土木部長にお尋

ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、災害時には、最前線で社会の安全、安心の確保を担う地域の守り手として、県民の生活や地域経済、雇用を支える大きな役割を担っています。

県では、持続可能な建設産業の実現に向け、第3次熊本県建設産業振興プランにおいて、働き方改革の推進や生産性の向上などを取組の方向性に掲げております。

この方向性に基づき、工事現場においては、ICT活用工事や遠隔現場といったデジタル技術を活用した取組を進めております。

まず、ICT活用工事は、情報通信技術を用いた建設機械の操作支援やドローンを活用した3次元測量といった施工管理の省力化など、作業の効率化が図られるもので、県では、令和元年度から試行的に取り組んでおります。

毎年実施率は伸びているものの、昨年度は約2割弱にとどまっていることから、本年6月、総合評価落札方式の入札では、ICT施工に取り組む場合に加点する評価項目を追加したところであり、さらなる導入促進を図ってまいります。

次に、遠隔現場は、議員御紹介のとおり、待機時間の短縮や工事関係書類作成の省力化などの効果が見込まれ、県では、令和2年度から試行的に取組を開始し、昨年度は27の現場で実施いたしました。

受注者からは、効率化が感じられ、今後も活用したいといった好意的な意見が寄せられており、県としましても、普及拡大のため、周知を行うとともに、遠隔現場に係る技術支援にも取り組んでまいります。



今後とも、建設業界からも御意見を伺いながら、デジタル技術を活用した建設産業のDXを推進し、生産性の向上と働き方改革につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高野洋介君登壇〕

○高野洋介君 土木部長から答弁いただきましたけれども、このICT活用の工事というのが、現場の話を聞くと、現場はやってもいいんだけど、なかなか県が前のめりになってくれないと、多分、県のほうも、なかなか、どういうふうにしたほうがいいのかというのを、まだ試行錯誤の段階じゃないかなというふうなニュアンスを持たれているというふうにお伺いしております。

本当にこれから必要な部分でもございますので、しっかりここは、県が主導的に、それぞれの振興局にでも行って土木部と話をしながら、こういったことをやってもらいたいという例も出しながら、現場ともやり取りをしていただきたいなと思っております。

そこで、1つ難点になるのが、非常に経費がかかるということですね、導入するには。いろんな建設の機械も、また、いろんなパソコンの関係も入れると、ソフトも高いし、何もかんも高いので、非常にお金がかかるということで、これからどういった形で導入を進めていくのか、また、県も、それに負けないような技術をしっかり持たなければ話がかみ合いませんので、そこはしっかりやっていただきたいなというふうに思っております。

遠隔臨場に関しましては、恐らくZoomだとか、いろんな形で対面でやるというふうに思いますが、ここはもっと積極的な推進が私は図られるんじゃないかなと思っております。振興局から現場まで、往復2時間とか3時間とかという現場もざらでございますので、最初に、仕事に入る前

に、県からしっかりその現場代理人のほうに、もう往復は大変でしょうから、ぜひそういった遠隔で打合せ等々をしましょうというような話もやっていただきたいなと思っております。

そこで、今建設業協会の中でのいろんな要望の中で、ワンデーレスポンスの話も出ますけれども、ワンデーレスポンス、国はすぐ決断しますが、県は、いついつまでに回答ができればかなりの、ワンデーレスポンスになってないんですね。だから、しっかりそこで打ち合わせたことは、すぐ答えが出るような、また、答えが出なくても、何月何日まではしっかり答えが出せませうというような、そういった返答のほうもやっていかなければ、私は、どんどんどんどん工期が延びていって、とうとう終わらないというところもございますので、そういったところもしっかりやっていただきたいなというふうに思いますので、これからDXの取組、しっかりと推進していただきますようによろしく願いをいたします。

続きまして、令和2年7月豪雨関連工事における不調・不落対策についてお尋ねいたします。

今年は、平年より6日早く、5月29日に梅雨入りしました。また、先日は、台風2号に伴い、線状降水帯が確認され、河川の氾濫や土砂災害等が発生し、人的被害が全国各地に発生いたしました。

近年の異常気象等により、常に災害の危険と隣り合わせの中にあり、災害への備えが大切であることを再認識したところです。

本県では、令和2年7月豪雨により、県南地域を中心に甚大な被害をもたらしました。発生から3年が経過しようとしていますが、現在も、復旧、復興に向けた災害復旧や関連工事が進められています。

ところが、この災害関連工事は、発注が本格化

した令和3年度から不調、不落が目立つようになり、県では、地域の建設業界の実態を把握しながら、様々な不調・不落対策を実施されました。

具体的には、入札参加者の事務量を軽減するための指名競争入札を拡大し、また、被災地以外の企業やA2等級企業が参入しやすくなるために、復興JVや災害型総合評価制度を導入されました。さらには、A2等級対象工事の不調、不落を防ぎ、一定規模の工事をB等級企業に担ってもらうために発注標準を引き上げるなど、災害関連工事を対象とした入札制度の見直しも行われました。

このような県の不調・不落対策に加え、県内建設業のこれらの対策への理解や協力により、災害復旧工事については、令和4年度末で9割を超える契約がなされたと聞いており、不調・不落対策には一定の効果はあったものと思います。

また、積算単価の毎月の見直しや地域の実情等に即した見積単価の活用、複数の工事施工箇所を合わせた発注ロットの拡大、受注者が工事着手するまでの余裕期間の拡大にも取り組まれました。その取組はまだ十分ではないため、不調、不落が生じるのだと私は考えます。

例えば、山間部の被災現場などは、平野部での工事とは作業環境が大きく異なり、本体工事に着手するまでに工程や時間を要するなど、請負業者の人的、経済的負担は大きくなるものがあります。

このような状況が不調、不落を招く要因の一つであることを捉え、現在も、不調、不落により契約できていない災害復旧工事があるということを確認しなければなりません。

そこで、改めて、県の不調、不落の現状やその対策の成果、そして今後どのように不調、不落に対応していくのか、土木部長にお尋ねいたしま

す。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 県では、被災地の一日も早い復旧、復興のため、芦北・球磨地域に職員を集中的に配置するとともに、本庁の技術職員による設計書作成支援チームの設置、設計コンサルタントによる発注支援業務の活用など、迅速な発注に取り組んでまいりました。

議員御質問の県の不調、不落の現状については、令和4年度の県発注工事において15.9%の発生率となり、これまでに比べ、施工が困難な山間部の災害復旧や規模の大きい工事の発注が増える中であっても、令和3年度と同程度の水準にとどまっております。しかしながら、そのうち、被害の大きかった芦北・球磨地域での発生率は、他の地域と比べて高い状況でございます。

これまで、県議会や建設業界の御協力もいただきながら、県内全域の建設企業が被災地の災害関連工事に参入できる復興JV制度や災害型の総合評価制度の導入、発注標準の引上げなど、入札契約制度を様々な観点から見直し、不調・不落対策に取り組んでまいりました。

その結果、令和5年3月末までに170件の復興JV対象工事を発注し、うち38件が管外建設企業を含む受注につながっております。また、発注標準の引上げにより、1,500万円以上の工事のうち42件をB等級企業が受注してございます。

大規模かつ激甚な災害対応におきましては、このように、地元建設企業のみならず、県内全域の建設企業の御協力があり、復旧、復興が着実に進んだと考えております。

これらの対策は、今後も効果が見込まれるため、引き続き、県南地域の災害関連工事では、復興JV制度や発注標準の引上げ等を適用してまいります。

また、議員御指摘のとおり、アクセス道路が限定されている山間部では、近隣工事の進捗状況によって新たな進入路が必要となるなど、発注時点の現場状況が変化している場合もあります。そのため、現場に即した工程や作業効率の把握に努め、より適正な予定価格を設定してまいります。

今後も、不調、不落の状況を注視し、県内の建設業界の声にもしっかりと耳を傾けながら、一日も早い被災地の復旧、復興に取り組んでまいります。

〔高野洋介君登壇〕

○高野洋介君 土木部長より答弁いただきましたけれども、私、今この県の不調、不落の状況が、15.9%の発生率ということが駄目だとかということじゃなくて、今回なぜ質問したかということ、1回不調、不落になった、2回目も不調、不落になった、ここには何かの問題があるんですよね。この問題が何なのかということ、それぞれの現場によって違うとは思いますが、恐らく私は、下請不足だったり、資材が来ぬだったりとか、あと、見合わなかった、予定価格と全く見合わない工事だったら、誰も取りたがらないわけで、しっかりそこは精査をしながら、見れない分は、なぜ見れないのか、また、国に対して、こういったところをもう一つ見てくれとか、そういうことを丁寧に対応しなければ、恐らく2回、3回の落札もままならないところも出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

これから、恐らく球磨、芦北等々の山間地域の非常に厳しいところは、私は、もっと不調、不落がそういったところは長引いていくんじゃないかなというふうに思いますので、今度、何かうわさを聞きますと、私は、八代だけなんですけれども、農林水産部の林務課のほうとしっかり意見交換をしながら、何が駄目なのかということの意見

の交換があるということですので、しっかり現場の声を聴きながら、一日も早い復旧、復興はみんなが望んでいることですので。建設会社も、今一生懸命やられておられますので、そういったこともしっかり評価をしつつ、しっかりこれからも取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、イグサ産地の維持についてお尋ねいたします。

国内生産量のほとんどを占めている本県のイグサは、八代地域の農業の歴史であり、地域農業を支える重要な作物であるとともに、我が国の和文を支えている作物でもあります。

しかし、本年産のイグサの作付は、ピークだった平成元年の6,630ヘクタールの6%となる351ヘクタールとなり、戸数は296戸まで減少しています。

一方、これまで、国、県、市町、団体や生産者が一体となって取り組んできた様々な対策により、令和4年産の県産量表の価格は過去最高で推移していると生産者から聞いています。

このように明るい兆しがある中、今後、イグサ産地を維持するためには、さらなる生産対策として、機械体系の維持が必要だと考えています。

以前、製造が中止されたハーベスタやカセット式移植機の製造再開が実現し、農家に導入されたところ、1戸当たりの作付面積は増加し、令和3年産では、久しぶりに前年を上回る面積となったところ。生産者が減少する中であっても、産地を維持していくためには、機械化は必要不可欠となっているのです。

イグサ栽培においては、特有の機械や機具が多くありますが、現在では製造を中止されたものがあります。例えば、選別機の部品である爪については、最近、地元生産者からよく聞く声です。

選別機は、イグサ乾燥後に畳表織機で織る前の選別を行う際に使用する機械で、生産者のほとんどが所有している重要な機械です。しかし、その部品である爪は、現在製造が中止され、不具合の際は、修理、調整しながら対応しているものの、それにも限界があるようです。

今後、イグサ生産者が飛躍的に増加することは厳しい状況の中、現在の作付面積を維持していくためには、現在頑張っておられる生産者が安心してイグサを生産できる環境づくりが重要であり、そのためには、イグサ専用機械、機具を安心して調達できることが重要であると考えます。

そこで、今後のイグサ産地の維持についてどのように考えておられるのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** イグサの生産から加工の過程においては、多くの機械が導入され、作業の省力化や効率化に大きく貢献してきました。しかし、全国的な生産者の減少によるイグサ産地の縮小に伴い、製造が中止された機械も多く、イグサ生産者から営農継続への不安の声が寄せられてきたところです。

このため、県では、県議会や地元関係者と一体となり機械メーカーに働きかけを行った結果、一旦製造が中止されていたイグサハーベスタは平成29年度、カセット式移植機は令和2年度に製造再開が実現できました。

これにより、夏の暑さの中での収穫や冬の寒い中での植付けに係る労力と時間を軽減することができ、令和3年産は、9年ぶりに栽培面積の増加につながりました。

今後も引き続き、産地を維持していくためには、イグサ専用機械等が必要不可欠であり、議員御指摘の選別機の爪のように、製造中止となっ

ている機械、部品の確保が必要となっています。

このため、昨年度、県では、関係団体、市町と連携し、製造中止となった機械のリストを作成しており、今後、生産者に対して機械の保有や使用状況を聞き取るとともに、機械メーカーに対して部品や中古機械の在庫に関する調査を実施し、現状の詳細把握に取り組んでまいります。

その結果に基づき、機械メーカーへ製造再開の働きかけや生産者には中古機械の情報提供など、スピード感を持って、きめ細やかに対応していきたいと考えています。

加えて、県が育成した高品質品種の「ひのみどり」や栽培しやすく多収な「涼風」を普及するとともに、畳の持つ空気清浄機能やリラックス効果のPRによる需要拡大に向けた取組を含め、引き続き総合的に施策を展開していきます。

このような取組により、生産者が安心してイグサ生産に取り組める環境づくりを進め、国内唯一のイグサ産地を維持発展できるよう努めてまいります。

〔高野洋介君登壇〕

**○高野洋介君** 農林水産部長から答弁いただきましたけれども、昨年度、製造中止の機械のリストを作成したということですので、我々にもその情報のほうは入れていただきたいなと思っています。

日頃から、県農林水産部におかれましては、一生懸命イグサのことは専門班をつくってやられておられます。

爪に関しましては、この間い業部の総会に出席したんですけれども、言われたのが、いつ壊れても補充ができるようにストックをできる限りやっていたきたいという要望もありましたので、併せて、この場で要望のほうもさせていただきます。



これから熊本県がイグサの生産をしっかりと維持するためには、機械化が必要でございますので、これからも絶大なる御支援のほうをよろしくお願いしまして、最後の質問に入ります。

カモ類による農作物被害防止対策についてお尋ねをいたします。

私の地元八代地域では、これまで露地野菜の産地化に取り組み、平成22年度には、ブロッコリーでの県指定産地の取得や生産部会の設立、集出荷施設の整備など、生産体制を構築し、作付面積は、平成22年度の93ヘクタールから、令和3年度には828ヘクタールに拡大するなど、産地を形成してきました。

一方、八代地域のカモ類による農作物被害額は、平成28年度には600万円でしたが、令和3年度は1億800万円と急増し、八代地域での鳥獣による農作物被害額全体の約8割を占めるまでとなり、産地にとって大きな脅威となっています。

鳥獣による被害は、被害額の大きさだけでなく、営農意欲の減退にもつながり、深刻な影響を及ぼします。農家からは、せっかく定植した苗が一夜にして引き抜かれたなど、どこにも怒りのやり場がない問題となっています。

カモは、毎年秋から冬にかけて日本に渡来することから、露地野菜の栽培期間と重なり、さらには干拓地の水路、沿岸の遊水池や海がカモの生息地となり、昼夜関係なく圃場に侵入しては、ブロッコリーなどの露地野菜を食い荒らします。

また、イノシシや鹿と異なり、カモは、群れをなしてから空から農地に侵入することから、従来の侵入防止柵による被害防止対策も効果的ではありません。別の農地に飛び移ることは容易で、爆音や吹き流しなども慣れてしまい、効果がなくなると聞いております。

八代地域をはじめ県内の干拓地では、大規模で

広範囲にわたり露地野菜が生産されています。カモからすれば、広大な餌場が広がっているように見えるのではないのでしょうか。

このような広範囲な露地野菜産地において、カモ被害を防止するには、地域全体で一斉に対策に取り組むことが重要であり、また、広大な面積の作付であるため、農家の作業負担の軽減が課題になると考えます。

カモなど鳥類による農作物被害対策は確立した方法がなく、試行しながら進んでいくものであると承知しています。被害対策の効果が十分でない状況においては、農家の方々が安心して露地野菜の生産を続けられるよう、被害のリスクによるセーフティーネットが必要です。

そこで、八代地域のカモによる被害対策の取組と鳥獣被害におけるセーフティーネットについて、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) まず、1点目の八代地域のカモによる被害対策の取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、鳥類は飛び回って農作物に被害を与えており、対策が難しい問題です。

そこで、県と市町、JA等で構成する鳥類被害防止対策連絡協議会では、テープや糸による侵入防止対策やレーザーライト、鷹匠による追い払いなど、様々な取組を試みてきました。

その結果と専門家の意見から、単独の対策ではカモが慣れるため、複数の対策を組み合わせることで実施することが効果的であること、さらにカモに圃場を餌場と認識させないことが重要であると分かりました。

具体的には、カモが餌場と認識しないよう、飛来する前に複数の対策を開始するとともに、収穫が終わった圃場に順次野菜の残渣をすき込むこと



が有効です。

今年度は、地域全体で生産者にしっかりと取り組んでいただくために、協議会が中心となり、対策を取りまとめたパンフレットの作成、配付、農家向け講習会の開催に取り組んでまいります。

また、圃場に糸を張る侵入防止対策は、鳥類への対策としては一般的ですが、圃場に支柱を立て、糸を張る仕組みは、設置と管理に多くの労力を要します。

○議長(淵上陽一君) 残り時間が少なくなりました。答弁を簡潔に願います。

○農林水産部長(千田真寿君)(続) そこで、今年度は、作物全体をネット等で覆う方法を導入し、侵入防止と労力削減の効果について実証事業も行います。

次に、2点目の鳥獣被害におけるセーフティーネットについてお答えします。

露地野菜のセーフティーネットとしましては、収入保険と価格安定制度があります。

価格安定制度は、価格の下落には対応できますが、カモの被害による収入減には対応できません。一方、収入保険は、農家の収入の下落に対して補填する制度であるため、自然災害やカモなどの鳥獣により被害を受け、収入が減少した場合にも補填されます。

現在、いずれの制度が各農家の経営に適した制度であるか比較検討していただけるよう、通常同時利用ができない両制度について、当分の間の特例として、最初の2年間に限り、同時に利用することが認められています。

県では、農業団体からの要望も踏まえ、両制度の同時利用の恒久化など、農家が柔軟に制度選択ができるよう、必要な制度見直しについて国に提案を行っています。

今後も、鳥獣被害の防止対策とセーフティーネ

ットの普及に取り組み、農家の方々が安心して生産を続けていけるよう支援してまいります。

〔高野洋介君登壇〕

○高野洋介君 農林水産部長より答弁いただきましたけれども、しっかりここは飛来してからするのも必要ですし、今駆除のほうもやっておりますけれども、駆除のほうは、国が1羽200円、県が300円、市町がまた数百円ということで、非常に駆除のほうは難しいということがございますので、しっかり保険も考えながら、今後生産者がどういった形が一番安心できるかということ、現場の声を聞いて、しっかりとした対策をやっていただきたいと思っています。

八代だけではなくて、県内全域でやらなければ、八代のカモが、次は宇城に行ったり、宇土に行ったり、また、上っていったり、下っていったりという形になりますので、そこはしっかり県として、全体として取り組んでいただきますようによろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(淵上陽一君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

## 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第20号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第20号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

---

## 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第20号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第20号までにつきましては、さきに配付の令和5年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

---

#### 日程第4 請願の委員会付託

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

---

#### 知事提出議案の上程(第21号から第24号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第21号から第24号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第21号から第24号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第21号から第24号までを一括して議題といたします。

---

第21号 人事委員会委員の選任について

第22号 公安委員会委員の任命について

第23号 収用委員会委員の任命について

第24号 収用委員会委員の任命について

---

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

---

#### 日程第5 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明16日は、議案調査のため、19日は、各特別委員会開会のため、20日から22日までは、各常任委員会開会のため、23日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、明16日及び19日から23日までは、休会することに決定いたしました。

なお、17日、18日、24日及び25日は、県の休日のため、休会であります。

---

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る26日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時12分散会

**第 6 号**

**(6月26日)**



令和5年 熊本県議会6月定例会会議録

第6号

令和5年6月26日(月曜日)

議事日程 第6号

令和5年6月26日(月曜日)午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告 質疑 討論 議決
- 日程第2 閉会中の継続審査の件
- 知事提出議案第21号から第24号まで 質疑 討論 議決
- 議員提出議案の上程(第1号から第3号まで) 質疑 討論 議決
- 委員会提出議案の上程(第1号) 質疑 討論 議決
- 議員派遣の件

出席議員氏名(47人)

星野愛斗君  
高井千歳さん  
立山大二朗君  
住永栄一郎君  
亀田英雄君  
幸村香代子君  
杉嶋ミカさん  
斎藤陽子さん  
堤泰之君  
南部隼平君  
岩田智子君  
前田敬介君

坂梨剛昭君  
荒川知章君  
城戸淳君  
西村尚武君  
池永幸生君  
竹崎和虎君  
吉田孝平君  
中村亮彦君  
高島和男君  
末松直洋君  
前田憲秀君  
岩本浩治君  
西山宗孝君  
河津修司君  
楠本千秋君  
橋口海平君  
緒方勇二君  
増永慎一郎君  
高木健次君  
高野洋介君  
内野幸喜君  
山口裕君  
岩中伸司君  
城下広作君  
西聖一君  
鎌田聡君  
瀧上陽一君  
坂田孝志君  
溝口幸治君  
池田和貴君  
吉永和世君  
松田三郎君



藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川 收君

欠席議員氏名(2人)

本田雄三君  
 松村秀逸君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君  
 副 知 事 田 嶋 徹 君  
 副 知 事 木 村 敬 君  
 知事公室長 内 田 清 之 君  
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君  
 企画振興部長 高 橋 太 朗 君  
 理 事 小 金 丸 健 君

企画振興部  
 球磨川流域  
 復興局長 府 高 隆 君  
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君  
 環境生活部長 小 原 雅 之 君  
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君  
 観光戦略部長 原 山 明 博 君  
 農林水産部長 千 田 真 寿 君  
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君  
 会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君  
 企 業 局  
 総務経営課長 馬 場 幸 一 君  
 病 院 事 業 者  
 管 理 者 竹 内 信 義 君  
 教 育 長 白 石 伸 一 君  
 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君  
 人 事 委 員 会  
 事 務 局 長 西 尾 浩 明 君  
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門  
 事 務 局 次 長  
 兼 総 務 課 長 村 田 竜 二  
 議 事 課 長 富 田 博 英

審 議 員 兼  
 議 事 課 長 補 佐 濱 田 浩 史

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 各常任委員長報告

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、去る15日の会議において審査を付託いたしました議案第1号から第20号まで及び請願について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、厚生常任委員長の報告を求めます。

楠本千秋君。

[楠本千秋君登壇]

○楠本千秋君 おはようございます。

厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案及び報告3件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された健康福祉部の6月補正予算は、新型コロナ対策分として、物価高騰の影響を受けた医療、介護、保育施設、公衆浴場等に対する支援に要する経費等、18億2,100万円余の増額補正、通常分として、障害者福祉施設を整備する社会福祉法人等への助成に要する経費等、4億5,400万円余の増額補正で、総額22億7,500万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて4,270億3,700万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、保健環境科学研究所費について、以前、研究所の機材が老朽化しており、更新すべきではないかと指摘したことがある、今後新たな疾病等が発生する可能性もあり、優れた研究機関としての機能を向上させる必要があると思うが、今回の補正予算で対応しているのかとの質疑があり、執行部から、機材を含め、研究所の施設自体が老朽化しているが、一度に改修、更新はできないので、今回の補正予算では、第2遺伝子検査室や屋外検体を受け渡しできる施設を整備する予定であり、少しずつ改善していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、少子化対策に関する県民アンケート事業について、その内容を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、このアンケートは、6月5日から6月30日までを回答期間とし、全世代の県民を対象としているが、特に子育て世代や中学生以上の学生などにターゲットを絞りながら、ウェブを用いて実施している、今年度、アンケート実施の費用は既に当初予算に計上されており、今回の補正予算では、今後のアンケートの分析、検証に係る費用と来年度のこども計画策定に当たって必要な子供・子育て世代の意見聴取のための費用を要求しているとの答弁がありました。

次に、委員から、ICTを活用した子どもの安全対策支援事業について、補助の対象や補助基準額を教えてほしいとの質疑があり、執行部から、全ての幼児教育・保育施設が対象であるが、今回の補正予算で要求したのは、認可外保育施設と私立幼稚園等に対する補助であり、認可外保育施設については、子供の見守りサービスに1施設当たり20万円、私立幼稚園等については、それに加えて登園管理システムに1施設当たり70万円という

補助基準額となっているとの答弁がありました。

次に、委員から、新型コロナウイルス感染症について、その重症化率はどれくらいか、また、新たなウイルスの系統が発生しているかとの質疑があり、執行部から、陽性者全体に対する重症化率は、定点観測になったため把握できていないが、入院者数に占める重症者数は急激に増えている状況にはない、また、ウイルスの系統は、オミクロン株が多い状況だが、今後も注意が必要であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、新型コロナウイルスのワクチン予防接種による健康被害が問題となっており、因果関係が不明なものもあるかと思うが、県内の状況はどうなっているのか、また、死亡例はあるのかとの質疑があり、執行部から、ワクチン接種に伴う健康被害について、令和4年度の救済制度の請求件数は60件で、そのうち2件が健康被害として認定され、58件は審査中である、また、60件のうち8件が死亡事例で、認定された2件の中に死亡事例はないとの答弁がありました。

次に、委員から、子ども食堂等応援事業について、県内に子ども食堂はどのくらいあるのか、また、それは全て民間が運営しているのかとの質疑があり、執行部から、現時点で把握しているのは142か所で、そのほとんどの食堂が民間の運営であり、社会福祉法人、NPO法人や個人が仲間と集まって運営しているものもあるとの答弁がありました。

関連して、委員から、学校給食だけがちゃんとした食事という子供もおり、そういう意味でも子ども食堂は必要と思われるので、民間だけで運営している子ども食堂にも目を向けてほしいが、県として何か対応するのかとの質疑があり、執行部から、県としては、市町村が子ども食堂に関わることが重要と考え、今年度から子ども食堂の運営

を支援する市町村に対して補助を行うこととしており、今後とも、市町村に対し、子ども食堂の支援を行うよう働きかけていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、八代児童相談所は、八代地域のほか、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域を管轄しているが、この名称では八代地域だけを管轄しているようなイメージを持たれる、児童相談所は虐待から子供を守る最後のとりでであり、できれば管轄区域を県北、県央、県南の3つの地域に分割し、守備範囲を狭めて、地域に密着して虐待対策に取り組んでほしい、こどもまんなかというのであれば、人的、財政的にも資源を投入し、知恵を出し合って子供を守ってほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました案件については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、経済環境常任委員長の報告を求めます。

吉田孝平君。

〔吉田孝平君登壇〕

○吉田孝平君 経済環境常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、請願4件及び報告7件であります。

予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された環境生活部の6月補正予算は、

物価高騰の影響を受けている指定管理者への支援に要する経費等、1億3,700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて177億5,200万円余であります。

商工労働部の6月補正予算は、台湾との経済交流や商談会の開催等の取組の支援に要する経費等、2億9,200万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて767億6,300万円余であります。

観光戦略部の6月補正予算は、国内外からの観光客の誘客強化に要する経費等、10億8,300万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は38億7,900万円余であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、若者のアウトバウンド推進事業について、学生が外国に行って外から日本を見るという経験をするのはよいことだと思うので、この事業を進めてほしいが、学生のパスポート取得率はどのくらいかとの質疑があり、執行部から、2020年の30歳未満人口に対するパスポート発行数の割合は、全国平均が1.5%、熊本県が0.91%で、九州では福岡県、沖縄県に次いで3位であるとの答弁がありました。

関連して、委員から、熊本に来てくれと言うだけではなく、海外にも幅広く県民に行ってもらわないと、なかなか海外航空路線を維持できないと思う、パスポート取得の支援については、若者だけでなく、幅広く対象を広げていったほうがよいのではないかとの質疑があり、執行部から、どうしたらアウトバウンドを進めていけるか、関係課と協議しながら総合的に考え、パスポート助成も含め、幅広く検討していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、この夏、台湾から600名の

方が来熊されることがほぼ決定している、本県は、人口で比較すると、海外の方が多く住む都道府県の一つになり、国際交流が進んでいく熊本だからこそ、多くの方がパスポートを持ち、積極的に海外に行くという先進県を目指してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、台湾との民間交流促進施策に関連するグローバルジュニアドリーム事業について、小中学生の参加人数はどのようにして決定したのかとの質疑があり、執行部から、5～6名のグループごとの行動を予定しており、密度の濃い活動をするため、今回は、小学6年生から中学3年生までの学生と高校生のリーダー5名を加えて30名としたとの答弁がありました。

さらに、委員から、この事業はよい取組であり、台湾との関係が深くなっている中、子供たちの関係もしっかりつないでいく必要があるので、しっかり前に進めてもらいたいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

また、地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書を別途御提案申し上げております。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。経済環境常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、農林水産常任委員長

の報告を求めます。

竹崎和虎君。

[竹崎和虎君登壇]

○竹崎和虎君 農林水産常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係1議案及び報告4件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された農林水産部の6月補正予算は、国の経済対策に呼応した地域活性化対策として、飼料、生産資材等の価格高騰対策や県産品の消費拡大、販売促進の取組のほか、アフターコロナを見据えた県有施設の環境整備に要する経費等、15億700万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて728億9,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の変更であります。

次に、条例等関係議案についてであります。国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更についての1議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、畜産振興対策事業費について、飼料は様々な要因で高騰していることは理解しているが、現状と今後の見通しはどのようにになっているのかとの質疑があり、執行部から、配合飼料価格は、輸入穀物価格、海上運賃及び為替に影響され、現在高止まりしている状況にあるが、今後の価格についても、それらに影響されていくものと考えられるとの答弁がありました。

さらに、委員から、飼料価格が今後下がるとは



考えにくく、国産化率を高めていく努力が必要であり、今後、農業研究センターにおいても、品種開発の研究にさらに取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、県発注工事に関連して、事故繰越により工期が延長された場合で、当該理由が受注者の責任でないものについては、その期間の人件費を経費として考慮してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、地産地消の推進に関連して、今後、トラックドライバーの時間外勤務時間の上限が来年4月1日から制限される2024年問題により輸送コストの増加が予想される、この場合、地産地消の取組を進めることによってコスト削減を図ることが可能とも考えられるが、2024年問題についてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、地産地消の取組は、食料の自給率の向上、安全保障にもつながる活動と認識しており、輸送に関しても、燃料を使わないで済むという利点もあり、県内で作られたものを県民に十分届けた上で県外に出していくことが重要、2024年問題については、政府も危機感を持って対応しており、県においても、関係者との情報共有やJAが考えている対策を確認しながら、来年4月から熊本の農産物が運ばなくなることはないよう、適切に対応していきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から、地産地消の推進により県内消費量の拡大を図った上で、2024年問題を県がしっかりコーディネートしてほしいとの要望がありました。

関連して、委員から、県内の集荷場までの輸送コストは産地が負担するという話が出ているが、そうした場合は遠隔地は不利ではないかとの質疑があり、執行部から、2024年問題では距離が大き

く関わるため、遠隔地は不利となる、輸送コスト問題については、JAが主体となって検討しているが、県としてできることや国への要望を行っていくとの答弁がありました。

次に、委員から、土地利用型農業については、学校給食で県産麦を使用するなどにより国産需要が上がってきている一方で、作付面積は減っているのではないかと心配している、担い手確保の問題もある中で、今後の土地利用型農業の見通しについてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、麦、大豆の作付面積については、若干の伸びを見せているが、気候的な問題もあり、生産が安定しないという課題がある、将来的な土地利用型農業の維持に当たっては、水田等への作付をしっかりと行っていく必要があり、今後とも国の事業を活用しながら農地を守っていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、TSMCの進出に伴う県営工業団地の建設により、11ヘクタールの飼料用の農地が減少し、今の生産量を維持することが困難になると聞いている、このように工業団地の整備により農家が困らないように、代替農地の確保や新たな畑地造成等について考えるべきではないかとの質疑があり、執行部から、まずは貸借可能な農地を把握し、その情報をストックして、貸手と借手のマッチングを進めながら、課題があれば市町村、JA及び農業委員会等と連携し、今後の対応を考えていく、農地が借りられない場合においては、耕作を希望する農地の周辺も含めた基盤整備の必要性についても検討していきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定しました。



最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。農林水産常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、建設常任委員長の報告を求めます。

荒川知章君。

〔荒川知章君登壇〕

○荒川知章君 建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2議案、条例等関係10議案及び報告6件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された土木部の6月補正予算は、国庫内示増に伴う港湾補修に要する経費等、1億3,100万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計等合わせて1,126億7,900万円余であります。

あわせまして、債務負担行為の追加であります。

次に、条例等関係議案についてであります。財産の無償譲渡について外9議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、土木部における繰越額の規模について、令和2年7月豪雨災害など様々な事情があったことは理解できるが、いつ頃までには通常の規模になっていくと考えるかとの質疑があり、執行部から、繰越明許費については、国土強靱化の補正分を除くと通常期と同規模となっております。

り、既に戻っていると捉えている、事故繰越額については、そのうちの約83%の額が国補正・災害復旧分となっております。豪雨災害分が再来年には落ち着き、また、国土強靱化予算が当初予算で計上されるようになれば、通常の規模に戻っていくものと考えているとの答弁がありました。

次に、委員から、用地先行取得事業については、大津熊本道路の早期開通のために先行して行うとのことだが、職員の配置についてはどうかとの質疑があり、執行部から、大津熊本道路などの用地取得をスピード感を持って進めるため、今年度、県北広域本部土木部に用地第二課を新設したとの答弁がありました。

さらに、委員から、熊本地震の際、益城復興事務所を設置したように、県のやる気度を示すため、しかるべき部署の設置について検討してほしいとの要望がありました。

次に、委員から、交通安全施設等整備事業について、区画線の引き直しについては、地元の市町村が施行する箇所を把握できていないため、その情報を提供してほしいと思うが、いかがかとの質疑があり、執行部から、今年度、緊急対策として、単県費3億5,900万円の予算を承認してもらっている、各振興局において必要な箇所の調査を実施しており、地元市町村とも情報を共有し、工事を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、盛土対策基礎調査事業に関連して、熱海市で土石流災害があったが、県内で危険な盛土はないかとの質疑があり、執行部から、令和3年に熱海市で発生した災害を受けて、県下全域で全国盛土総点検及び県独自の調査を行った結果、危険性のある箇所は3か所見つけたが、既存の法律の規制の中で既に指導ができており、改善がなされているため、現在、県内に危険箇所は確認されていないとの答弁がありました。

次に、委員から、土砂災害警戒区域の危険箇所からの移転については、経費補助をしているが、進んでいるのか、また、300万円の補助では移転も難しいと思うが、残地を市町村等が買い取るなど、さらに取組を進める方策はないかとの質疑があり、執行部から、土砂災害警戒区域等の中で、特別警戒区域内に居住されている方について、平成27年度からこれまでに約145件、この補助制度を利用してもらっており、今年度も30件分を予算計上している、また、300万円の補助は県単独の制度であるため、現在、国へも補助等の要望を行っている状況であり、よりよい制度になるよう検討していきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、空家等対策総合支援事業について、市町村では空き家対策がしっかりできていないところもあり、県の支援が必要である、今年の当事業の予算額は600万円であるが、この額で空き家対策を行う市町村への支援は十分かとの質疑があり、執行部から、空き家対策は、市町村が主体的に国の交付金を活用して取り組むこととなっているが、土木部では、専門家の派遣や空き家のモデル的な活用のための整備費用の一部を助成している、また、企画振興部でも、移住、定住のための空き家改修に係る費用の一部を助成しており、市町村には、これらの県事業を積極的に活用してもらい、空き家対策を進めてほしいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件につきましては、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定の

とおりに御賛同賜りますようお願い申し上げます。建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 次に、教育警察常任委員長の報告を求めます。

末松直洋君。

[末松直洋君登壇]

○末松直洋君 教育警察常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係3議案、請願1件及び報告5件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された教育委員会の6月補正予算は、県立学校におけるICT環境整備の推進や県有体育施設における運動機器の整備に要する経費等、13億400万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は、一般会計、特別会計合わせて1,273億9,800万円余であります。

あわせて、債務負担行為の追加等であります。

警察本部の6月補正予算は、アフターコロナ時代に対応したデジタル環境の整備や新しい生活様式を踏まえた警察施設の感染症対策に要する経費等、2億2,900万円余の増額補正であり、補正後の予算総額は401億6,500万円余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について外2議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、教育情報化推進事業について、学校で使用されているタブレット端末のOSやソフトが各市町村で異なっているが、教職員の

人事異動時の負担軽減のため、県で統一することはできないかとの質疑があり、執行部から、端末の更新時期や財政事情等が市町村によって異なることから、OS等の統一は課題もあるが、各市町村立学校へのICT支援員の派遣等により、OS等が異なっても円滑に使用できるよう、教職員を支援しているとの答弁がありました。

次に、委員から、学校における働き方改革の推進について、教職員の負担軽減等、学校現場における働き方改革は喫緊の課題として認識しているが、こうした働き方改革を進める取組はいつから本格的に始まったのか、また、その取組の具体的な成果は上がっているのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度に公立学校における働き方改革推進プランを策定するとともに、令和3年度には庁内にプロジェクトチームを設置し、重点的に取り組んできており、その結果、県立学校における教職員の時間外在校等時間について、月45時間を超えた教職員の割合が、このプラン策定前に比べ約10ポイント減少するなど、その成果が出ているとの答弁がありました。

さらに、委員から、実際は学校でタイムカードを押して家に持ち帰って仕事をするという話も聞いている、プラン策定にとどまらず、PDCAサイクルを意識して、教職員の負担軽減にしっかりと取り組んでほしいとの要望がありました。

次に、委員から、高森高校環境整備事業に関連して、高森高校のマンガ学科の生徒が生活する寄宿舎の整備状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、高森町において、今年の春から生徒が入居できるよう町営寮を整備されている、また、定員超過により寮に入居できない場合にも備えて、地元のペンション等で生徒が下宿するような体制を整備していただいているとの答弁がありました。

次に、委員から、交通事故の発生状況について、高齢者のペダルの踏み間違い等による事故が多発しているが、県内の運転免許の自主返納の状況はどうなっているのかとの質疑があり、執行部から、令和5年3月末時点において、64歳以下が43人、65歳以上が1,329人の合計1,372人が自主返納しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、玉名市では、自主返納した方には地元商店街で使用できる商品券を配付するなど、自主返納を促進する取組を実施している、今後、経済団体等とも連携し、自主返納者に対する特典の付与など、県全体で自主返納促進に係る取組を進めてほしいとの要望がありました。

次に、委員から、本県の警察官1人当たりの負担人口が他県より多い575人という状況から見て、今後、警察官の負担軽減について考える必要があると思うが、県警察本部として、人員の増員等についてどのような認識を持っているのかとの質疑があり、執行部から、警察官1人当たりの負担人口については、非常に厳しい状況であることは認識しており、ICT等先端技術の利活用等による業務の合理化や効率化に努め、警察官の負担軽減を図るとともに、限られた人員の中で警察機能を最大限に発揮できるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

以上が論議されました主な内容であります、本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

なお、請願については、議席に配付の請願委員会審査報告一覧表のとおりであります。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

各議員におかれましては、本委員会の決定のとおり御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

て、教育警察常任委員長の報告を終わります。

○議長(淵上陽一君) 最後に、総務常任委員長の報告を求めます。

岩本浩治君。

〔岩本浩治君登壇〕

○岩本浩治君 総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係1議案、条例等関係4議案及び報告2件であります。

まず、予算関係議案の概要について申し上げます。

今回提出された令和5年度6月補正予算は、国の経済対策に合わせた独自の地域活性化策として実施する物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援や新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費等、95億8,200万余の増額補正であり、補正後の令和5年度の一般会計の予算総額は、9,234億3,600万余であります。

次に、条例等関係議案についてであります、東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3議案であります。

議案等の審査の過程において論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、委員から、物価高騰対応生活者支援交付金について、今回のLPガス使用世帯への支援により、県全体のLPガス使用世帯のうちどのくらいがカバーできるのか、また、LPガス使用世帯以外の世帯に対しても何らかの支援があると思うが、今回の支援と合わせて県全体でどのくらいの世帯が支援を受けることになるのかとの質疑があり、執行部から、現時点では県内の41市町村がL

Pガス使用世帯への支援を実施する予定であり、これにより県内のLPガス使用世帯の98%がカバーされる見込みである、LPガス以外の電気、都市ガスの使用世帯については、既に国が各小売事業者などを通じて使用料金の値引きによる支援を実施しており、今回のLPガス使用世帯への支援によって、県内のほぼ全ての世帯に支援が届くことになるとの答弁がありました。

次に、委員から、県職員の勤務環境の整備について、男性職員はどの程度育休を取得しているか、また、取得期間はどれくらいかとの質疑があり、執行部から、令和4年度の知事部局の男性職員の育休取得率は41.2%と、令和3年度の15%から大幅に伸びている、また、取得期間については、比較的短い期間が多いというのが実情であるとの答弁がありました。

次に、委員から、緑の流域治水の見える化の取組について、出前講座や科学的根拠などを示した動画などによる啓発が行われているが、今後どのように取り組んでいくのかとの質疑があり、執行部から、見える化の取組については、しっかりと継続していくことが大事であり、県教育委員会と連携した動画のPRや出前講座などを引き続き実施するほか、商工会議所等を通じた事業者への啓発など、今後もあらゆる機会を通じて見える化の取組を進めていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、緑の流域治水については様々な意見があり、真摯に向き合って、丁寧に情報を伝えていく取組も進めてほしいが、その点についてどう考えているかとの質疑があり、執行部から、治水対策に対する不安が解消されるよう、国、県、市町村が連携しながら、丁寧に説明を行っていきたいとの答弁がありました。

関連して、委員から、河道掘削などの取組によって治水安全度がどれくらい上がってきているの



か示すことも見える化の一つである、田んぼダムや遊水地などの取組を推進するためにも、しっかりと見える化の取組を進めてほしいとの要望がありました。

以上が論議されました主な内容であります。本委員会に付託されました議案については、全員賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、本委員会所管事務の継続審査事件については、議席に配付のとおり決定いたしました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおりよろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

**○議長(淵上陽一君)** 以上で各常任委員長の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(淵上陽一君)** 質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、議案第1号から第20号までを一括して採決いたします。

ただいまの各常任委員長の報告は、各議案とも原案可決または承認であります。各常任委員長の報告のとおり原案を可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(淵上陽一君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外19件は、原案のとおり可決または承認いたしました。

次に、請願に対する各常任委員会の審査結果は、議席に配付の委員会審査報告一覧表のとおりであります。

これよりまず、請第1号から第3号までを一括

して採決いたします。

ただいまの経済環境常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(淵上陽一君)** 御異議なしと認めます。よって、請第1号外2件は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請第4号及び第5号を一括して起立または挙手により採決いたします。

ただいまの経済環境、教育警察両常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

**○議長(淵上陽一君)** 起立または挙手多数と認めます。よって、請第4号外1件は、経済環境、教育警察両常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

〔委員会審査報告書及び請願委員会審査報告一覧表は付録に掲載〕

---

## 日程第2 閉会中の継続審査の件

**○議長(淵上陽一君)** 次に、日程第2、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各特別委員長から付託中の調査事件について、議会運営委員長及び各常任委員長から事務調査について、議席に配付の閉会中の継続審査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りいたします。

各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(淵上陽一君)** 御異議なしと認めます。よって、各特別委員長、議会運営委員長及び各常任委員長から申出のとおり決定いたしました。



[閉会中の継続審査申出一覧表は付録に掲載]

知事提出議案第21号から第24号まで

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

去る15日の会議において提出されました知事提出議案第21号から第24号までを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第21号から第24号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第21号から第24号までを一括して議題といたします。

第21号 人事委員会委員の選任について  
第22号 公安委員会委員の任命について  
第23号 収用委員会委員の任命について  
第24号 収用委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案については、委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略して会議で議決することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議案第21号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第22号を採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第23号及び第24号を一括して採決いたします。

原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案第23号外1件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員提出議案の上册(第1号から第3号まで)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員提出議案第1号から第3号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から第3号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第1号から第3号までを一括して議題といたします。

議員提出議案第1号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 藤川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作

熊本県議会議長 淵 上 陽 一 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

本県は「平成28年熊本地震」「新型コロナウイルス感染症」「令和2年7月豪雨」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据えた「新しいくまもと」を創造することを目指し取組みを進めている。

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価の高騰の影響が継続する中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方で、少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現など、様々な課題にも直面している。

さらに、国家プロジェクトである世界的半導

体企業TSMCの新工場建設が進んでおり、渋滞・交通アクセス対策や、台湾から来られる駐在員の子ども達の教育環境の整備、地下水の保全などの課題にも取り組む必要がある。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨への対応について万全を期すため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や少子化対策、社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、デジタル化の推進、脱炭素社会の実現に向けた取組等増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症や継続する原油価格の高騰、原材料・資材価格の上昇等を契機とした地方経済への影響を踏まえ、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和6年度(2024年度)以降においても、地方財政計画に確実に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の充実・確保を図ること。
- 2 熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げられるよう、安全安心なまちづくり等への国庫補助制度創設や補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充等、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 国家プロジェクトである世界的半導体企業TSMCの進出決定を受け、半導体生産の拠点として経済安全保障の一翼を担うことができるよう、その円滑な受け入れに関する取組みに対して、財政支援措置の更なる充実を図

ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一  
衆議院議長 細 田 博 之 様  
参議院議長 尾 辻 秀 久 様  
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様  
総務大臣 松 本 剛 明 様  
財務大臣 鈴 木 俊 一 様  
経済産業大臣 西 村 康 稔 様  
内閣官房長官 松 野 博 一 様  
内閣府特命担当大臣  
(防 災) 谷 公 一 様  
内閣府特命担当大臣  
(地 方 創 生) 岡 田 直 樹 様

議員提出議案第2号

森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 藤 川 隆 夫  
西 聖 一  
城 下 広 作  
熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設され

た。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の都市住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組みを今後本格化させていくには、多くの森林を抱える本県では、今の森林整備関係予算の規模のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国におかれては、森林を多く有する市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、追加される森林環境譲与税の重点配分を含め、森林整備に必要な予算を確保されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一  
衆議院議長 細 田 博 之 様  
参議院議長 尾 辻 秀 久 様  
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様  
総務大臣 松 本 剛 明 様  
財務大臣 鈴 木 俊 一 様  
農林水産大臣 野 村 哲 郎 様

議員提出議案第3号

健康保険証の存続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 熊本県議会議員 西 聖 一  
鎌 田 聡  
岩 田 智 子  
幸 村 香代子

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一 様

健康保険証の存続を求める意見書

国は、マイナンバーカードと健康保険証(被保険者証)の一体化を進めるため、健康保険証を廃止する法律を制定した。しかし、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関する情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきである。

高齢者施設からは、入所者のマイナンバーカードや暗証番号を管理できないという声が上がっている。また、オンライン資格確認システムの運用を開始した医療機関は、義務化対象施設でも約8割にとどまっており、不具合も多く報告されている。

国は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方に対して、「資格確認証」を提供するとしてい

るが、本人の申請を前提としており、被保険者証を有しない被保険者が発生することが危惧される。

セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用すること自体は否定しないが、国民皆保険の下、誰もが必要ときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧 上 陽 一  
衆議院議長 細 田 博 之 様  
参議院議長 尾 辻 秀 久 様  
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様  
総務大臣 松 本 剛 明 様  
財務大臣 鈴 木 俊 一 様  
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様  
デジタル大臣 河 野 太 郎 様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議員提出議案第3号については、委員会付託は省略し、第1号及び第2号については、議案に対する提出者の説明並びに委員会付託は省略して会議で議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

これより、議員提出議案第3号に対する提出者の説明を求めます。



鎌田聡君。

〔鎌田聡君登壇〕

○鎌田聡君 立憲民主連合の鎌田聡です。

議員提出議案第3号、健康保険証の存続を求める意見書の提出者説明を行います。

さきの通常国会で、来年秋に現行の健康保険証を廃止して、マイナカードに一本化する関連法が成立しました。

政府は、行政のデジタル化を進めるため、マイナカードの普及を図っており、保険証の機能を持たせるのもその一環です。しかし、マイナカードをめぐるトラブルは後を絶ちません。

同姓同名の別人にマイナカードを交付、別人の障害者手帳情報をひもづけ、年金情報を他人が閲覧、公金受取口座に他人の口座を登録、公金受取口座に家族名義口座を登録、別人にマイナポイントを付与、コンビニで別人の住民票の写しを発行などなど、多分これ以外にもあったと思いますが、列挙するだけでかなりの時間を要しますのでもうやめておきますが、まさに底なしの状況です。

共同通信の世論調査では、72%の皆さんが、マイナカードに保険証をひもづけして現行の保険証を廃止することについて、延期もしくは撤回すべきと回答されています。こんなトラブルが多いマイナカードに、命と健康を守るために最も重要で不可欠なものである健康保険証をひもづけることに不安を覚えることは当然のことだと思います。

そこで、健康保険証をめぐるのトラブルを申し上げます。

マイナ保険証に別人の医療情報がひもづけられたり、システム不具合によって医療機関で本人の加入資格が確認できない事態が多発しています。全国保険医団体連合会、保団連の集計によりますと、加入資格が確認できず、患者が窓口で10割請

求されたケースは1,291件発生しています。

岸田首相は、国会で、加入資格を確認できなくても、生年月日で個人情報を確認できれば、医療費を10割請求せずに済むようマニュアルを改定したと答弁されていますが、医療関係者からは不安の声が出されています。

加入資格を確認できずに3割を支払った患者が、後で無保険者だと分かった場合に、残りの7割分を誰が払うのか、どのような手続が必要なのかなど、資格確認を行えない場合の取扱いについて、医療関係者と調整をしていると厚労省は言っていますが、医療機関からは、未収金のリスクを医療機関が負わせられるのではないかと懸念の声が出されています。

10割負担問題だけではなくて、誤った登録による誤った診療、誤った投薬が行われたり、他人から自分の医療情報が見えてしまうということが起こりかねません。医療に関する手違いは、国民の健康や命に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

そして、介護の現場も大変になります。介護施設の入所者、利用者は、マイナ保険証はほとんど持っていないと聞いています。なぜかというと、本人の意思確認ができないのがその大きな理由のようです。

現在、介護施設では、約8割の利用者、入所者の健康保険証を管理していますが、健康保険証がなくなってしまうと、施設はマイナ保険証と暗証番号を預かることになりませんが、94%の施設がとも管理できないと言われています。

それではどうするのか、その対策は施設任せになっています。施設からは、時間も手間もかかる割には介護報酬の対象にもなっていないので、たまったもんじゃないと悲鳴が上がっています。

そして、自治体職員の負担について申し上げます。



す。

マイナカードを持たない人には、健康保険組合などが資格確認書を発行することになりますが、その確認書を取得するためには、本人の申請が必要です。1年ごとに更新しなければなりません。これまで、健康保険証は、申請せずに送られてきていましたので、相当な手間であり、申請忘れも多く出てくるのではと懸念されます。

うっかりして更新を忘れると、資格確認書が発行されるまでの間、無保険状態になってしまいます。一々申請、更新を迫られるのも面倒ですが、申請を受け付ける自治体は、大変な作業を強いられます。行政の手間を省くことがデジタル化の目的の一つであるはずなのに、逆に手間を増やしかねない事態となれば、本末転倒だと言わざるを得ません。

そもそも、政府は、昨年6月の段階では、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していました。希望すれば、カードだけで受診を可能とする構想でした。しかし、河野デジタル大臣が、昨年10月に、マイナカードを全国民につくらせたがためか、唐突に来年秋の保険証廃止を表明しました。

その河野大臣の唐突な方針変更によって、患者も医療機関も自治体職員も介護の現場も、大変な不安や負担を抱えることになりました。これまで何の問題もなく運用してきた健康保険証を廃止して、問題が懸念されるマイナ保険証になぜ切り替えていかなければならないのでしょうか。

政府は、マイナンバー制度のトラブルが相次ぐため、関係省庁による総点検本部を立ち上げ、行政サイト、マイナポータルで閲覧できるデータを点検し、秋までに総点検を終える方針を示しています。対象となる機関は3,600に及ぶと言われています。

これまた唐突な総点検によって、対象となる3,600の機関の職員の皆さんは、大変な作業に追われることになり、またぞろ点検漏れなどが起こり、誤登録が見過ごされる可能性さえあります。

マイナ保険証をめぐるのは、これだけトラブルが明らかになり、国民、県民の不安が高まっているわけですので、ここで一度しっかり立ち止まって、性急に現行の保険証を廃止するのではなく、当初方針どおりに、マイナカードとの選択制にするか、もしくは併用制として健康保険証は存続させるべきだという声を、この県議会から上げていこうではありませんか。

議員各位におかれましては、多くの県民の思いを集約したこの意見書に御賛同いただきますようお願い申し上げます、提出者の説明を終わります。

○議長(淵上陽一君) これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これよりまず、議員提出議案第1号及び第2号を一括して採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号外1件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議員提出議案第3号を起立または挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○議長(淵上陽一君) 起立または挙手少数と認め

ます。よって、議員提出議案第3号は、否決いたしました。

委員会提出議案の上程(第1号)

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

委員会提出議案第1号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

委員会提出議案第1号を議題といたします。

委員会提出議案第1号

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和5年6月26日提出

提出者 経済環境常任委員会

委員長 吉田孝平

熊本県議会議長 瀧上陽一様

地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継続・拡充を求める意見書

消費者被害・トラブル額は、令和3年(2021年)1年間で約5.9兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは地方消費者行政が後退するおそれがある。また、消費生活相談の最前線に対応をしている消費生活相談員が安定的に業務を継続できるような処遇等の改善が必要であるとともに、それにかかる制度設計と国による予算措置が必要である。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行い、地域の実情に合わせた活用ができる仕組みとすること。
- 3 消費生活相談員の処遇改善にかかる制度設計と必要な予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出する。

令和 年 月 日

熊本県議会議長 瀧上陽一  
衆議院議長 細田博之様  
参議院議長 尾辻秀久様  
内閣総理大臣 岸田文雄様  
財務大臣 鈴木俊一様  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全) 河野太郎様

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議案に対する提出者の説明は省略することに決定いたしました。

これより質疑に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

次に、討論に入りますが、ただいままで通告はありません。よって、討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号を採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議員派遣の件

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員派遣の件を議題といたします。

---

#### 議員派遣の件

令和5年6月26日

次のとおり議員を派遣する。

#### 1 全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典

(1) 派遣目的 全国都道府県議会議長会は大正12年に各都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として創立された。本年3月16日に100周年を迎え、記念式典が開催されることから、これに出席することにより、各都道府県議会の連携を深め、活力ある地方議会の実現を更に推進することを目的とする。

(2) 派遣場所 東京都千代田区

(3) 派遣期間 令和5年7月18日(火)及び7月19日(水)

(4) 派遣議員 松田三郎、池田和貴、  
溝口幸治

#### 2 新任議員研修会

(1) 派遣目的 新たに議員となった者を中心として、地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深めることを目的と

する。

- (2) 派遣場所 東京都千代田区
- (3) 派遣期間 令和5年8月8日(火)及び8月9日(水)
- (4) 派遣議員 堤泰之、亀田英雄、  
住永栄一郎、斎藤陽子、  
立山大二郎、杉寫ミカ、  
高井千歳、星野愛斗

---

○議長(瀧上陽一君) お諮りいたします。

議席に配付のとおり議員を派遣いたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よ  
って、議席に配付のとおり議員を派遣することに  
決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今  
後変更を要するときは、その取扱いを議長に御一  
任願いたしたいと思います。これに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よ  
って、そのように取り計らうことに決定いたしま  
した。

---

○議長(瀧上陽一君) 以上で本日の日程及び会期  
日程の全部を終了いたしました。

これをもって令和5年6月熊本県議会定例会を  
閉会いたします。

午前10時55分閉会

# 付 録





熊本県議会特別委員会委員選任一覧表

(令和5.6.6)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員	前川 川 隆 田 田 木 永 津 村 村 崎 田 部 藤 齋 杉 星 收 夫 聡 貴 次 郎 司 逸 彦 虎 三 平 之 子 カ 斗 川 川 田 田 木 永 津 村 村 崎 田 部 藤 齋 杉 星	岩 下 中 永 田 口 方 田 山 田 松 田 村 戸 川 田 井 岩 岩 吉 坂 山 緒 前 西 岩 末 吉 西 城 荒 亀 高 一 司 世 志 裕 二 秀 孝 子 洋 平 武 淳 章 雄 歳 栄 伸 和 孝 勇 憲 宗 智 直 孝 尚 知 英 千	城 松 溝 西 内 高 橋 楠 岩 高 池 坂 前 幸 住 立 下 田 口 野 野 口 本 本 島 永 梨 田 村 永 山 作 郎 治 一 喜 介 平 秋 治 男 生 昭 介 子 栄 大 二 朗 広 三 幸 聖 幸 洋 海 千 浩 和 幸 剛 敬 香 代 一 郎
備考			

熊本県議会特別委員会構成一覧表

(令和5.6.6)

委員会名	高速交通ネットワーク整備推進	海の再生及び環境対策	地域活力創生
定数	16	16	16
委員長	河津修司	緒方勇二	橋口海平
副委員長	中村亮彦	西山宗孝	高島和男
委員	前川川隆和健慎秀和雄隼泰陽ミ愛 藤鎌池高増松竹本南堤斎杉星 川田田木永村崎田部藤鳥野 收夫聡貴次郎逸虎三平之子カ斗	岩岩吉坂山前岩末吉西城荒亀高 下中永田口田田松田村戸川田井 栄伸和孝憲智直孝尚知英千 一司世志裕秀子洋平武淳章雄歳	作郎治一喜介秋治生昭介子 広三幸聖幸洋千浩幸剛敬香代一郎 下田口野野本本永梨田村永山 城松溝西内高楠岩池坂前幸住立
備考			

令和5年6月定例会議案議決件名一覧表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案 第1号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)	6月26日 原案可決
〃 第2号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)	〃
〃 第3号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第4号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第5号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第6号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第7号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第8号	熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
〃 第9号	財産の無償譲渡について	〃
〃 第10号	国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	専決処分の報告及び承認について	6月26日 原案承認
〃 第14号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第15号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第16号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第17号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第18号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第19号	専決処分の報告及び承認について	〃
〃 第20号	専決処分の報告及び承認について	〃

知事提出議案	第 21 号	人事委員会委員の選任について	6 月 26 日 原案 同意
〃	第 22 号	公安委員会委員の任命について	〃
〃	第 23 号	収用委員会委員の任命について	〃
〃	第 24 号	収用委員会委員の任命について	〃
議員提出議案	第 1 号	地方財政の充実・強化を求める意見書	6 月 26 日 原案 可決
〃	第 2 号	森林環境譲与税等の森林整備に必要な予算の確保を 求める意見書	〃
〃	第 3 号	健康保険証の存続を求める意見書	6 月 26 日 原案 否決
委員会提出議案	第 1 号	地方消費者行政に対する財政支援(交付金等)の継 続・拡充を求める意見書	6 月 26 日 原案 可決



令和5年6月熊本県議定会例会議案各委員会別一覧表

<p>□総務委員会関係 (知事公室・総務部・企画振興部・) 人事委員会事務局</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正</p> <p>歳入全部……………( 2 ) (事項別 明細書)</p> <p>歳 出</p> <p>歳 費のうち</p> <p>1 総務費のうち</p> <p>1 総務管理費のうち……………( 4 ) ( " ) ( 13)</p> <p>2 企 画 費……………( 4 ) ( " ) ( 14)</p> <p>3 市町村振興費……………( 4 ) ( " ) ( 15)</p> <p>4 選 挙 費……………( 4 ) ( " ) ( 16)</p> <p>5 防 災 費……………( 4 ) ( " ) ( 17)</p> <p>6 人事委員会費……………( 4 ) ( " ) ( 18)</p> <p>5 商工費のうち</p> <p>1 商業費のうち……………( 5 ) ( " ) ( 35)</p> <p>8 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 6 ) ( " ) ( 42)</p> <p>3 大 学 費……………( 6 ) ( " ) ( 45)</p> <p>9 諸支出金のうち……………( 6 ) ( " ) ( 49)</p> <p>第3表 地方債補正……………( 9 )</p> <p>○議案第 3 号 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 1 )</p>	<p>○議案第 4 号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………(条 2 )</p> <p>○議案第 5 号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 4 )</p> <p>○議案第 6 号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………(条 5 )</p> <p>○報告第 1 号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………( 12 )</p> <p>○報告第 5 号 令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………( 53 )</p>
---	--

□厚生委員会関係 (健康福祉部)

- 議案第 1 号  
令和5年度熊本県一般会計補正予算 (第2号) ……( 1 )
- 第1表 歳入歳出予算補正  
歳 出
- 2 民生費のうち
  - 1 社会福祉費のうち……………( 4 ) ( 事) ( 項) ( 別) ( 明) ( 細) ( 書) ( 19)
  - 2 児童福祉費……………( 4 ) ( " ( " ( 22)
  - 3 生活保護費……………( 4 ) ( " ( " ( 23)
  - 4 災害救助費……………( 4 ) ( " ( " ( 24)
- 3 衛生費のうち
  - 1 公衆衛生費……………( 4 ) ( " ( " ( 25)
  - 2 環境衛生費のうち……………( 5 ) ( " ( " ( 27)
  - 3 医 薬 費……………( 5 ) ( " ( " ( 28)
- 報告第 1 号  
令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………( 12 )
- 報告第 5 号  
令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………( 53 )
- 報告第 16 号  
歯科保健対策の推進に関する施策の報告について……………( 案 33 )

<p>□経済環境委員会関係  <small>(環境生活部・商工労働部・観光戦略部・企業局)</small></p> <p>○議案第 1 号          令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正          歳 出</p> <p>1 総務費のうち          1 総務管理費のうち……………( 4 )  <small>事項別明細書</small></p> <p>2 民生費のうち          1 社会福祉費のうち……………( 4 ) ( " ) 19)</p> <p>3 衛生費のうち          2 環境衛生費のうち……………( 5 ) ( " ) 27)</p> <p>4 農林水産業費のうち          4 林 業 費……………( 5 ) ( " ) 33)</p> <p>5 商工費のうち          1 商業費のうち……………( 5 ) ( " ) 35)</p> <p>2 工 鉱 業 費……………( 5 ) ( " ) 36)</p> <p>3 観 光 費……………( 5 ) ( " ) 37)</p> <p>○報告第 1 号          令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………( 12 )</p> <p>○報告第 4 号          令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………( 51 )</p>	<p>○報告第 5 号          令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………( 53 )</p> <p>○報告第 8 号          令和4年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………( 76 )</p> <p>○報告第 9 号          令和4年度熊本県電気事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について……………( 78 )</p> <p>○報告第 10 号          令和4年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………( 80 )</p> <p>○報告第 11 号          令和4年度熊本県工業用水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について……………( 82 )</p>
--	--

<p>□農林水産委員会関係 (農林水産部)</p>	
○議案第 1 号	
令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号) ……………( 1 )	
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
4 農林水産業費のうち	
1 農 業 費……………( 5 ) ( 明細書 29)	
2 畜 産 業 費……………( 5 ) ( " 31)	
3 農 地 費……………( 5 ) ( " 32)	
5 水 産 業 費……………( 5 ) ( " 34)	
第2表 債務負担行為補正のうち……………( 7 ) ( " 51)	
○議案第 10 号	
国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担	
金の変更について……………( 17 )	
○報告第 1 号	
令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の	
報告についてのうち……………( 12 )	
○報告第 5 号	
令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の	
報告についてのうち……………( 53 )	
○報告第 12 号	
専決処分の報告について……………( 29 )	
○報告第 17 号	
地産地消の推進に関する施策の報告について……………( 35 )	



<p>□建設委員会関係（土木部）</p>	
○議案第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）……………（ 1 ）
第1表 歳入歳出予算補正	
歳 出	
6 土 木 費	
1 土木管理費……………（ 5 ）	事項別 明細書……………（ 38 ）
2 港 湾 費……………（ 5 ）	”……………（ 39 ）
9 諸支出金のうち……………（ 6 ）	”……………（ 49 ）
第2表 債務負担行為補正のうち……………（ 7 ）	”……………（ 51 ）
○議案第 2 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）……………（ 11 ）
○議案第 9 号	財産の無償譲渡について……………（条 16 ）
○議案第 11 号	工事請負契約の締結について……………（条 19 ）
○議案第 12 号	工事請負契約の変更について……………（条 20 ）
○議案第 13 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 21 ）
○議案第 14 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 22 ）
○議案第 15 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 23 ）
○議案第 16 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 24 ）
○議案第 17 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 25 ）
○議案第 18 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 26 ）
○議案第 19 号	専決処分の報告及び承認について……………（条 27 ）
○報告第 1 号	令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち……………（ 12 ）
○報告第 2 号	令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………（ 47 ）
○報告第 3 号	令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………（ 49 ）
○報告第 5 号	令和4年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち……………（ 53 ）
○報告第 6 号	令和4年度熊本県流域下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について……………（ 72 ）

○報告第 7 号

令和4年度熊本県流域下水道事業会計事故繰越額の  
使用に関する計画の報告について……………( 74 )

<p>□教育警察委員会関係 (教育委員会・警察本部)</p> <p>○議案第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第2号)……………( 1 )</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正 歳 出</p> <p>7 警 察 費</p> <p>1 警察管理費……………( 6 ) ( 事別明細書 40)</p> <p>2 警察活動費……………( 6 ) ( " 41)</p> <p>8 教育費のうち</p> <p>1 教育総務費のうち……………( 6 ) ( " 42)</p> <p>2 特別支援学校費……………( 6 ) ( " 44)</p> <p>4 社会教育費……………( 6 ) ( " 46)</p> <p>5 保健体育費……………( 6 ) ( " 47)</p> <p>第2表 債務負担行為補正のうち……………( 7 ) ( " 51)</p> <p>○議案第 7 号 熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………(条 14 )</p> <p>○議案第 8 号 熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………(条 15 )</p> <p>○議案第 20 号 専決処分の報告及び承認について……………(条 28 )</p>	<p>○報告第 1 号 令和4年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告についてのうち……………( 12 )</p> <p>○報告第 13 号 専決処分の報告について……………(条 30 )</p> <p>○報告第 14 号 専決処分の報告について……………(条 31 )</p> <p>○報告第 15 号 専決処分の報告について……………(条 32 )</p> <p>○報告第 18 号 家庭教育支援の推進に関する施策の報告について……………(条 42 )</p>
---	---

令和5年6月定例会提出

常任・議会運営委員会付託請願文書表

内 訳	
委 員 会 名	件 数
総 務	
厚 生	
経 済 環 境	4
農 林 水 産	
建 設	
教 育 警 察	1
議 会 運 営	
計	5

		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 1 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置付けられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置など新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、消費者庁創設時に比べ大きく減額され、それにより地方公共団体は消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>また、平成30年度に当該交付金が地方消費者行政強化交付金に変更された際に、その予算が減額となり、活用できるメニューが限定されたため、地域の実情に合わせた活用に困難が生じていると聞き及んでいる。実際のところ、地方消費者行政で最も必要とされる推進事業分については、令和5年度の予算額は従前に比べるとかなり減少し、県及び市町村でこれまで進めてきた事業を中止せざるを得ない状況になっている。</p> <p>また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p>			



		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 2 号	
件 名	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるために国が交付金等の財政措置を継続的に講ずるよう、国会及び政府に対して、意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されるとともに、平成21年9月の消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに消費者安全法が施行され、消費生活センターが法的に位置付けられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政は大きくステップアップしてきた。</p> <p>その後、平成26年度から、地方消費者行政推進交付金が措置され、その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生したが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金は確保されてきた。</p> <p>地方公共団体は財政措置を活用して消費生活相談等の基盤整備を行い、相談体制の充実や、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置など新たな取組を推進し始めたところであったが、現在、地方消費者行政は、後退の岐路に立たされている。</p> <p>消費者庁が地方消費者行政に対して措置した交付金の額は、消費者庁創設時に比べ大きく減額され、それにより地方公共団体は消費者行政を推進するために必要とする交付金額を確保できず、事業を廃止ないしは縮小しなければならないという事態が発生している。</p> <p>また、平成30年度に当該交付金が地方消費者行政強化交付金に変更された際に、その予算が減額となり、活用できるメニューが限定されたため、地域の実情に合わせた活用に困難が生じていると聞き及んでいる。実際のところ、地方消費者行政で最も必要とされる推進事業分については、令和5年度の予算額は従前に比べるとかなり減少し、県及び市町村でこれまで進めてきた事業を中止せざるを得ない状況になっている。</p> <p>また、国は、地方交付税の基準財政需要額を理由に自主財源化を求めているが、財政状況が厳しい地方公共団体において、基準財政需要額がそのまま活用できるものではない。</p> <p>住民一人ひとりの消費生活相談を、社会に対するパブリックコメントとして捉えて、社会の問題点を消費者の視点から改善することは、国民生活の安定の基礎づくりに必要不可欠であり、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、国会及び政府に対して地方自治法第99条により、「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」を提出されるよう請願する。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年6月2日受理		請 第 3 号	
件 名	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
藤 川 隆 夫 池 田 和 貴 橋 口 海 平			
<p>(要 旨)</p> <p>熊本県に対し、多重債務者ほか熊本地震における被災者の生活再生を促すため実施をしている消費者向けセーフティネット貸付を含む「消費者自立のための生活再生総合支援事業」について、令和6年度以降も引き続き継続されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>社会問題として深刻化する多重債務問題解決のため、平成18年12月に可決・成立し、平成22年6月に完全施行された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」を受けて内閣の多重債務者対策本部で策定された「多重債務問題改善プログラム」では「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」の必要性を強調している。</p> <p>当弁護士会は、貴議会に対し「改正貸金業法の完全施行に向けた消費者向けセーフティネット貸付制度の創設を求める請願」を行い、平成21年9月定例会で採択され、この請願を受けて、県では平成22年度から「多重債務者生活再生支援事業」が開始された。その後も当弁護士会は継続して事業継続を求める要望書や請願書を提出して事業継続につなげ、平成29年度からは「消費者自立のための生活再生支援事業」として実施され、事業開始からの約13年間に、学校進学に係る費用、生活費等で739件、2億9,867万円の貸付や債務整理による債務減が78億5,128万円にのぼるなど、県民に対する経済効果が発生している。</p> <p>特筆すべきは、貸付相談の際あるいはその後の徹底的なフォローアップの実施により、貸し倒れがほとんどないということであり、「顔の見える融資」として、真の意味の「セーフティネット貸付」が実現しており、多重債務者・生活困窮者の掘り起こしから生活再建までの過程の実現により、多重債務問題の社会的解決を図ることにつながっている。</p> <p>さらに、平成29年度からは、個別要因に応じたトラブル解決支援、すなわち相談者の抱える問題の解決に必要な関係機関に赴き、個々の抱える副次的トラブルの解決及び事後のフォローアップなどの伴走型支援を行うことが事業の内容として盛り込まれ、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興支援、新型コロナウイルス感染により影響を受けている方々に対する支援として、本事業が力を発揮すべき状況にある。</p> <p>このように、本事業は、熊本県消費生活条例の目的である「県民の消費生活の安定及び向上」を図り、同条例第38条に定める多重債務問題の改善を図るために必要な事業であるとともに、熊本地震、令和2年7月豪雨の被災者の復興のための制度でもある。加えて、コロナ禍における減収は収束の見込みが立たない中、生活困窮者らの生活再建も迅速さも合わせて対処しなければ「消費者自立のための生活再生」という目的を実現することはできない。ついては、令和6年度以降も本事業を継続すべきと考える。</p>			

		経済環境常任委員会	
令和5年6月12日受理		請 第 5 号	
件 名	物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める 請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
岩 中 伸 司 鎌 田 聡 西 聖 一			
<p>(要 旨)</p> <p>地方で安心して働き生活するため、次の項目について請願する。</p> <p>1 次の事項を実現するために政府及び関係機関に意見書を提出すること。</p> <p>(1) 大幅引き上げを実現させるため、以下の制度改正を行うこと。</p> <p>ア 中小企業に対する大企業による優越的地位の濫用、代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。</p> <p>イ 最低賃金を引き上げるための中小企業支援策を抜本的に拡充すること。中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。</p> <p>(2) 最低賃金について、以下のように改善すること。</p> <p>ア 最低賃金は最低生計費を満たす金額とし、他の先進国並みの最低賃金水準に改めること。</p> <p>イ 全国一律最低賃金制度とすること。</p> <p>ウ 最低賃金法を公務員にも適用すること。</p> <p>(3) 審議会や専門部会の公開性を高めること。また、非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けること。</p> <p>(4) 最低賃金違反を根絶するため労働基準監督官を大幅に増員し、監督行政の強化を図ること。</p> <p>2 貴自治体として最低賃金引上げのための中小企業支援策をさらに拡充すること。</p> <p>3 賃金下限設定のある公契約条例を制定すること。</p> <p>(理 由)</p> <p>幅広い人が、普通に働けば人間らしい生活ができる全国一律最低賃金制度の創設を求めているように、自民党内でもこれを求める議員連盟が立ち上げられた。物価高騰を乗り切るためにも、今こそ地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道として、「全国一律・時給1,500円以上」を早急に実現することが欠かせない。そのためにまず、地域経済を支える主役である中小企業、零細事業所に最低賃金の引き上げを保障するため、社会保険を減免するなど特別な財政措置を実施し、さらに、単価の不当な切り下げや大企業の下請いじめを正すことなど、原材料費などの諸経費と人件費が価格に適正に反映される仕組みの整備が必要である。</p>			

		教育警察常任委員会	
令和5年6月12日受理		請 第 4 号	
件 名	安心安全な学校給食の無償化に関する請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
岩 中 伸 司 岩 田 智 子 幸 村 香 代 子			
<p>(要 旨)</p> <p>1 県として学校給食を無償化し、地場産食材はもとより有機農産物を使用して安心安全な給食により子どもたちの健やかな成長を保障すること。</p> <p>2 国に安心安全な学校給食の無償化を求めること。</p> <p>以上2点を請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>熊本県の学校給食は、地場産物が活用され、昨年から国産小麦100パーセントの給食パンも始まり、県民に大変喜ばれている。</p> <p>しかしこれまでも給食費は保護者にとって大きな負担だったが、長引く新型コロナウイルス感染症やウクライナ危機などの社会情勢の影響による現在の物価高騰で経済的に困難な家庭は増加し、給食費の出費は多くの世帯にとってますます重い負担となっている。就学援助制度もあるが、所得制限により制度を利用できない世帯の多くも経済的な余裕はなく急いで支援が求められている。そのような中で全国では給食費無償化に向けた自治体の取り組みが急速に広がる一方、熊本県では今年度、給食費は値上げ、一部補助や無償化等、自治体間での格差が大きくなっている。</p> <p>憲法には「義務教育は、これを無償とする」と明記されている。学校給食法では、給食は「食育の推進」と規定され、生活の基本となる食事、食文化を伝える大切な教育活動の一環である。給食が義務教育の一環ならば、教科書と同様に無償が本来ではないだろうか。学校給食法で食材費は保護者の負担と定められているが、文部科学省は、自治体の予算による補助で「保護者負担を軽減または負担なしとすることが可能である」との見解を示している。</p> <p>義務教育の機会均等の立場からも、ぜひ県全体での給食無償化によって居住地による格差をなくし、保護者の経済的負担を早急に軽減してください。</p> <p>また子どもたちをとりまく食環境は輸入食品、加工食品、外食の利用が急激に増え、食品添加物や遺伝子組み換え食品、農薬、化学肥料など安全性への不安は現在大変大きくなっている。学校給食こそ安心安全であるために地場産・国産食材はもとより有機農産物を使用してください。そのことは子どもたちの健康増進、また県内地域農業の振興や環境保全、ひいては持続可能な未来へとつながる。</p> <p>ぜひ県全体で安心安全な学校給食を早急に無償化されるよう要請する。</p>			

令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

総務常任委員長 岩本浩治

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 3 号	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 4 号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 5 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 6 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決



令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

厚生常任委員長 楠本千秋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和5年6月20日

議長 瀧上陽一 様

教育警察常任委員長 末松直洋

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 7 号	熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 8 号	熊本県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第 20 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

経済環境常任委員長 吉田孝平

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

農林水産常任委員長 竹崎和虎

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 10号	国営川辺川土地改良事業の経費に対する市町村負担金の変更について	原案可決

令和5年6月21日

議長 瀧上陽一 様

建設常任委員長 松村秀逸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第84条の規定により報告します。

議案番号	議案名	議決結果
第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算（第2号）	原案可決
第 2 号	令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決
第 9 号	財産の無償譲渡について	原案可決
第 11 号	工事請負契約の締結について	原案可決
第 12 号	工事請負契約の変更について	原案可決
第 13 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 14 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 15 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 16 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 17 号	専決処分の報告及び承認について	原案承認



議案番号	議案名	議決結果
第 18号	専決処分の報告及び承認について	原案承認
第 19号	専決処分の報告及び承認について	原案承認

令和5年6月定例会提出

### 閉会中の継続審査申出一覧表

総務常任委員会

- 1 行財政に関する件
- 2 私学振興に関する件
- 3 防災、消防に関する件
- 4 文化企画推進及び土地利用対策・地域政策に関する件
- 5 球磨川流域復興に関する件

厚生常任委員会

- 1 県民の健康及び衛生に関する件
- 2 県民の社会福祉に関する件
- 3 病院事業に関する件

経済環境常任委員会

- 1 環境保全及び公害対策に関する件
- 2 県民の生活に関する件
- 3 商工業の振興に関する件
- 4 労働行政の推進に関する件
- 5 観光、物産及び貿易の振興に関する件
- 6 国際交流に関する件
- 7 公営企業の経営に関する件

農林水産常任委員会

- 1 農林水産業の振興に関する件
- 2 農山漁村の振興に関する件

建設常任委員会

- 1 道路、都市計画、景観及び下水環境に関する件
- 2 河川、港湾及び砂防に関する件
- 3 建築、営繕及び住宅に関する件

教育警察常任委員会

- 1 学校教育及び社会教育の振興に関する件
- 2 芸術・文化の振興に関する件
- 3 体育・スポーツの振興に関する件
- 4 治安基盤の整備に関する件

高速交通ネットワーク整備推進特別委員会

- 1 高速交通体系に関する件
- 2 熊本都市圏交通に関する件

海の再生及び環境対策特別委員会

- 1 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件
- 2 2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けた取組に関する件
- 3 再生可能エネルギー導入促進に関する件

地域活力創生特別委員会

- 1 デジタル田園都市国家構想に関する件
- 2 TSMC進出に係る県内波及効果に関する件

議会運営委員会

- 1 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
- 2 次期定例会の会期日程に関する件
- 3 その他議会運営に関する件

令和5年6月定例会提出

請願委員会審査報告一覧表  
閉会中の継続審査申出一覧表

委員名	内 訳					計
	採 択	不 採 択	撤 回 許 可	継 続 審 査		
総 務						
厚 生						
経 済 環 境	3	1				4
農 林 水 産						
建 設						
教 育 警 察		1				1
議 会 運 営						
高 速 交 通 ネットワーク 整 備 推 進						
海 の 再 生 及 び 環 境 対 策						
地 域 活 力 創 生						
計	3	2				5

経 済 環 境 常 任 委 員 会								
受理年月日 番 号	件 名	紹 介 員	提 出 者	住 所	氏 名	結 果		継 続 審 査
						採 択	不 採 択	
5・6・2 請 第 1 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書」の提出を求める請願	藤池 橋 川田 口 隆和 海 夫貴 平				○		
5・6・2 請 第 2 号	「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める請願	藤池 橋 川田 口 隆和 海 夫貴 平				○		
5・6・2 請 第 3 号	「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願	藤池 橋 川田 口 隆和 海 夫貴 平				○		
5・6・12 請 第 5 号	物価高騰から生活を守るため最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度求める請願	岩鎌 西 中 田 伸 聖 司 聡 一					○	

教育警察常任委員会						
受理年月日 番号	件名	紹介議員	提出者 住所 氏名	結果		継続 審査
				採択	不採択	
5・6・12 請第4号	安心安全な学校給食の無償化に関する請願	岩岩幸 中田村 伸智香 司子 代子			○	